

赤磐市地域防災計画

令和5年3月

赤 磐 市 防 災 会 議

目次

第1編 総則

第1節	計画の目的及び基本理念	1
第2節	防災会議	4
第3節	各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	6
第4節	市の概況	14

第2編 風水害等対策編

第1章 災害予防計画

第1節	防災業務施設・設備等の整備計画	23
第2節	防災業務体制の整備計画	26
第3節	情報収集・連絡体制計画	30
第4節	自然災害予防対策計画	31
第5節	事故災害予防対策計画	41
第6節	危険物等保安対策計画	45
第7節	防災訓練計画	47
第8節	要配慮者等の安全確保計画	50
第9節	防災知識の普及計画	57
第10節	自主防災組織の確立計画	63
第11節	防災対策の整備推進計画	65
第12節	災害教訓の伝承計画	68

第2章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制計画	69
第2節	予報及び警報等の伝達計画	87
第3節	被害情報の収集・伝達計画	97
第4節	通信連絡計画	111
第5節	災害救助法の適用計画	114
第6節	広域応援要請計画	117
第7節	自衛隊災害派遣要請計画	119

第8節	救助計画	124
第9節	医療・助産計画	126
第10節	避難誘導計画	129
第11節	水防計画	142
第12節	緊急輸送計画	144
第13節	ボランティアの受入れ・調整計画	146
第14節	要配慮者支援計画	148
第15節	災害広報計画	150
第16節	風評・パニック防止対策計画	152
第17節	食料供給計画	153
第18節	飲料水供給計画	156
第19節	生活必需品等給与計画	158
第20節	遺体の捜索・処理・埋火葬計画	160
第21節	廃棄物処理等計画	162
第22節	防疫・保健衛生計画	164
第23節	文教対策計画	165
第24節	ライフライン施設応急対策計画	169
第25節	住宅の供与・応急修理及び障害物の除去計画	173
第26節	事故災害応急対策計画	176
第3章	災害復旧・復興計画	
第1節	地域の復旧・復興の基本方針の決定	184
第2節	被災者等の生活再建等の支援計画	185
第3節	公共施設災害復旧事業計画	188
第4節	災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画	189
第5節	災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置計画	191
第3編 震災対策編		
第1章	総則	
第1節	過去に発生した地震履歴	193
第2節	断層型地震の被害想定	196
第3節	南海トラフの巨大地震の被害想定（岡山県の想定）	220
第4節	地震災害対策の基本的方向	236
第2章	災害予防計画	
第1節	地域防災活動施設等整備計画	237

第2節	防災業務体制の整備計画	238
第3節	物資等の確保計画	241
第4節	指定緊急避難場所及び避難路等整備計画	245
第5節	避難及び避難所の設置・運営計画	247
第6節	情報収集・連絡体制計画	251
第7節	災害に強いまちづくりの推進計画	251
第8節	建物等の不燃化・耐震化計画	258
第9節	ライフライン施設災害予防計画	261
第10節	廃棄物処理体制整備計画	267
第11節	危険物等保安対策計画	270
第12節	防災訓練計画	270
第13節	要配慮者等の安全確保計画	270
第14節	防災知識の普及計画	271
第15節	防災教育の推進計画	276
第16節	自主防災組織の確立計画	277
第17節	ボランティア養成等計画	280
第3章	災害応急対策計画	
第1節	応急活動体制計画	282
第2節	地震情報の種別と伝達計画	289
第3節	被害情報の収集・伝達計画	291
第4節	通信連絡計画	293
第5節	災害救助法の適用計画	293
第6節	広域応援要請計画	293
第7節	自衛隊災害派遣要請計画	293
第8節	救出計画	294
第9節	救急・医療計画	295
第10節	避難誘導計画	297
第11節	消火活動計画	299
第12節	危険物施設等応急対策計画	301
第13節	緊急輸送計画	303
第14節	ボランティアの受入れ・調整計画	305
第15節	要配慮者支援計画	305
第16節	災害広報計画	306
第17節	風評・パニック防止対策計画	306
第18節	食料供給計画	307
第19節	飲料水供給計画	307

第20節	生活必需品等給与計画	308
第21節	遺体の捜索・処理・埋火葬計画	308
第22節	清掃計画	308
第23節	災害時廃棄物等応急処理計画	310
第24節	防疫・保健衛生計画	313
第25節	文教対策計画	315
第26節	ライフライン施設応急対策計画	316
第27節	住宅応急対策計画	323
第28節	公共施設等応急対策計画	324
第29節	公的機関等の業務継続性の確保	326
第4章	災害復旧・復興計画	
第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	327
第2節	被災者等の生活再建等の支援計画	327
第3節	公共施設災害復旧事業計画	327
第4節	災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画	327
第5節	災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置計画	327
第6節	激甚災害の指定に関する計画	328
第7節	復興本部の設置及び復興計画	329
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画	330
第4編 赤磐市水防計画		
第1章	総則	
第1節	総則	337
第2章	水防組織と責任	
第1節	水防組織	338
第2節	水防の責任	338
第3章	予報及び警報	
第1節	水防活動用の注意報及び警報	339
第2節	洪水予報及び水防警報とその措置	340
第4章	水防活動	
第1節	業務の開始	355

第2節	業務	355
第3節	業務の閉鎖	368
第4節	輸送	368
第5章 公用負担		
第1節	公用負担権限	369
第2節	公用負担権限委任証明書	369
第3節	公用負担の証票	369
第4節	損失の補償	370
第6章 水門及び樋門等の操作		
第1節	安全確保	371
第2節	操作	371
第7章 水防標識及び身分証票		
第1節	水防標識	372
第2節	身分証票	373
第8章 水防信号		
		374
第9章 水防区域		
		375
第10章 水防訓練		
		376

第1編

総則

第1節 計画の目的及び基本理念

1 計画の目的及び基本理念

赤磐市地域防災計画（以下「本計画」という。）は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、赤磐市防災会議（以下「市防災会議」という。）が赤磐市（以下「市」という。）の地域に係る関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たっては、国、岡山県（以下「県」という。）及び市並びに指定公共機関は、国土強靱化基本計画及び岡山県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、国及び県並びに市を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、県及び市、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じていく。

また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図るとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努める。

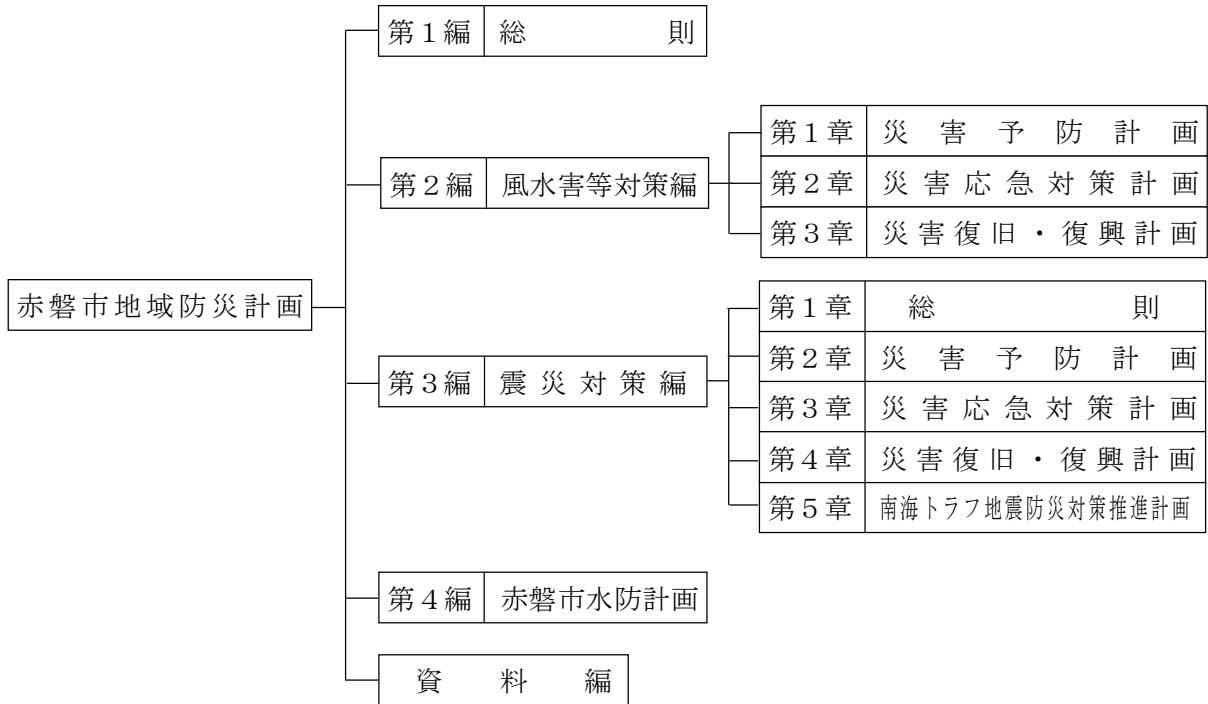
2 計画の性格

本計画は、災害対策基本法第2条第1号に定める災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上における基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

3 計画の構成

本計画は、災害に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害等対策編、第3編を震災対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。なお、本計画は、第4編に「赤磐市水防計画」を含むこととした。

また、本計画に必要な関係資料及び様式を「資料編」として別冊で作成した。



4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、市防災会議が指定する期日（緊急を要するものはその都度）までに計画修正案を市防災会議に提出する。

5 計画の周知

本計画の内容は、市職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させる。

また、防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに岡山市知事に報告するとともに、その要旨を広報紙、ホームページなどにより住民に周知させる。

6 計画の運用・習熟

市は防災関係機関と連携し、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

7 用語

この計画において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

市 本 部	赤磐市災害対策本部をいう。
県 本 部	岡山県災害対策本部をいう。
消 防 本 部	赤磐市消防本部をいう。
県 警 察	岡山県警察をいう。
市 本 部 長	赤磐市災害対策本部長をいう。
県 本 部 長	岡山県災害対策本部長をいう。
県 防 災 計 画	岡山県地域防災計画をいう。
市 防 災 計 画	赤磐市地域防災計画をいう。
防 災 関 係 機 関	県、市町村、消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
避 難 場 所	災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所。
指定緊急避難場所	災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市長が指定したもの。
避 難 所	公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設。
指 定 避 難 所	災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市長が指定したもの。
要 配 慮 者	高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

第2節 防災会議

1 市防災会議

市域に係る防災に関し、市の業務を中心に、市域の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市の附属機関として設置され、市域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、市長の諮問に応じて市域に係る防災に関する重要事項を審議する。

(組織)

会長 市長

- 委員 (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 (2) 岡山県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 (3) 岡山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 (5) 教育長
 (6) 消防長及び消防団長
 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

(資料10-1参照)

2 県防災会議

県の地域に係る防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない事務又は業務について総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき県の附属機関として設置され、県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、都道府県知事の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議、重要事項に関する知事への意見の陳述、各機関の実施する災害復旧に関する連絡調整を行う。

3 地域防災計画等の作成又は修正

(1) 市地域防災計画

市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。市地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、市で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。

また、市地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。

(2) 地区防災計画

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予警報等の発令及び伝達を行う。
- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。

<p>(6) 被災者の救助を行う。</p> <p>(7) 被害の調査及び報告を行う。</p> <p>(8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急処置を行う。</p> <p>(9) 水防活動及び消防活動を行う。</p> <p>(10) 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。</p> <p>(11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。</p> <p>(12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。</p> <p>(13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。</p> <p>(14) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。</p> <p>(15) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設・改良、防災対策並びに災害復旧対策を行う。</p> <p>(16) 高層建築物等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</p> <p>(17) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。</p> <p>(18) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。</p> <p>(19) 自主防災組織の育成を行う。</p> <p>(20) 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。</p> <p>(21) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。</p> <p>(22) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</p> <p>(23) 被災者からの申請に応じて、住家被害などの被害状況を調査し、罹災証明書を交付する。</p>
--

2 消防機関

赤磐市消防本部	(1) 火災等に対する予防、防衛と拡大防止対策を行う。
赤磐市消防団	(2) 消防機材等の整備充実と訓練を行う。
	(3) 災害時における人命救助を行う。
	(4) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。

3 県

岡山県	<p>(1) 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。</p> <p>(2) 気象に関する予報及び警報等の伝達を行う。</p> <p>(3) 災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>(4) 災害広報を行う。</p> <p>(5) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。</p> <p>(6) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。</p> <p>(7) 水防法、地すべり等防止法に基づく立退きの指示を行う。</p> <p>(8) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</p> <p>(9) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。</p> <p>(10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。</p> <p>(11) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。</p> <p>(12) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。</p> <p>(13) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。</p> <p>(14) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。</p>
-----	---

	<p>(15) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設・改良、防災対策並びに災害復旧対策を行う。</p> <p>(16) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくはあっせんを行う。</p> <p>(17) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</p> <p>(18) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。</p> <p>(19) 自衛隊の災害派遣要請を行う。</p> <p>(20) 指定行政機関に災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。</p>
	<p>(21) 有害ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。</p> <p>(22) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。</p> <p>(23) 市長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。</p> <p>(24) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。</p> <p>(25) 市が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。</p> <p>(26) 指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。</p> <p>(27) 市が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に、物資又は資材の供給に必要な措置を行う。</p> <p>(28) 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資若しくは資材又は被災者の運送の要請、指示を行う。</p>
<p>県 警 察 (赤 磐 警 察 署)</p>	<p>(1) 災害警備実施計画に関する業務を行う。</p> <p>(2) 災害警備用装備資機材の整備を行う。</p> <p>(3) 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。</p> <p>(4) 救出救助及び避難誘導を行う。</p> <p>(5) 行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。</p> <p>(6) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。</p> <p>(7) 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。</p> <p>(8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。</p>

4 指定地方行政機関

<p>中国四国農政局</p>	<p>(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。</p> <p>(2) 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。</p> <p>(3) 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。</p> <p>(4) 被災地における病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等を把握する。</p> <p>(5) 農地、農業施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。</p>
----------------	---

	<p>(6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。</p> <p>(7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。</p> <p>(8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。</p> <p>(9) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。</p>
<p>近畿中国森林管理局 (岡山森林管理署)</p>	<p>(1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹並びに溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。</p> <p>(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。</p> <p>(3) 国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。</p> <p>(4) 応急復旧用として、国有林材の供給の促進、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。</p> <p>(5) 知事、市町村長から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付け又は使用の要請があったときは、これに協力する。</p>
<p>大阪管区气象台 (岡山地方气象台)</p>	<p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。</p> <p>(2) 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。</p> <p>(3) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の心得などの周知・広報に努める。</p> <p>(4) 市町村が行う避難情報の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。</p> <p>(5) 気象庁が発表した特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。</p> <p>(6) 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を発表し、関係機関に通知する。</p> <p>(7) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</p> <p>(8) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</p>

<p>中国地方整備局 (岡山河川事務所、 岡山国道事務所)</p> <p>(共 通)</p>	<p>(1) 気象、水象について観測する。</p> <p>(2) 吉井川、金剛川等直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。</p> <p>(3) 「吉井川及び金剛川」の洪水予報河川において、岡山地方気象台と共同して洪水予報を行う。</p> <p>(4) 「吉井川及び金剛川」の洪水予報河川において、洪水浸水想定区域の指定及び見直しを行う。</p> <p>(1) 緊急を要すると認められる場合は、申合せに基づく適切な応急措置を実施する。</p>
--	--

5 自衛隊

<p>陸上自衛隊 第13特科隊等</p>	<p>災害派遣要請者（知事、管区海上保安本部長、空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。</p> <p>なお、実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。</p> <p>(1) 被害状況の把握を行う。</p> <p>(2) 避難の援助を行う。</p> <p>(3) 遭難者等の捜索救助を行う。</p> <p>(4) 水防活動を行う。</p> <p>(5) 消防活動を行う。</p> <p>(6) 道路又は水路の応急啓開を行う。</p> <p>(7) 応急医療・救護・防疫を行う。</p> <p>(8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。</p> <p>(9) 給食及び給水を行う。</p> <p>(10) 入浴支援を行う。</p> <p>(10) 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。</p> <p>(11) 危険物の保安及び除去を行う。</p> <p>(12) その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。</p>
--------------------------	---

6 指定公共機関

<p>日本郵便株式会社 (備前瀬戸郵便局)</p>	<p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。 (3) 災害地の被災地の救助を行う地方公共団体などにあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物などの料金免除を行う。 (4) 道路などの損傷状況の情報提供を行う。 日本郵政グループ各社から要請があった場合に次の取扱いを行う。 (5) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い (6) 株式会社ゆうちょ銀行の被災者の救援を目的とする義援金送金のための無料送金サービス (7) 株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い</p>
<p>西日本旅客鉄道株式会社 (中国統括本部(熊山駅))</p>	<p>(1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。 (2) 災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。 (3) 死傷者の救護及び処置を行う。 (4) 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。</p>
<p>西日本電信電話株式会社(岡山支店)</p>	<p>(1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。 (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。 (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。 (5) 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (6) 気象等の警報を市町村へ連絡する。</p>
<p>株式会社NTTドコモ(岡山支店)、KDDI株式会社(中国総支社)、ソフトバンク株式会社(九州・中四国総務課)、楽天モバイル株式会社</p>	<p>(1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。 (2) 防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。 (3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。 (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。</p>
<p>日本赤十字社 (岡山県支部)</p>	<p>(1) 必要に応じ、所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。</p>

	<p>(2) 緊急救護に適する救助物資（毛布・緊急セット（日用品等））を備蓄し、災害時に被災者に対し、給付する。</p> <p>(3) 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。</p> <p>(4) 輸血用血液製剤の確保供給を行う。</p> <p>(5) 義援金の募集及び配分を行う。</p>
日本放送協会 （岡山放送局）	<p>(1) 気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。</p> <p>(2) 防災知識の普及に関する報道を行う。</p> <p>(3) 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。</p> <p>(4) 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。</p>
中国電力株式会社 （岡山支社） 中国電力ネットワーク株式会社	<p>(1) 電力施設の防災対策及び防災管理に関すること。</p> <p>(2) 災害時における電力の供給確保に関すること。</p> <p>(3) 被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること。</p>
日本通運株式会社 （岡山支店）	<p>(1) 災害時における県知事の車両借り上げ要請に対する即応体制の整備を図る。</p> <p>(2) 災害時における物資の緊急輸送を行う。</p>
西日本高速道路株式会社（中国支社 岡山管理事務所）	中国自動車道・山陽自動車道・岡山自動車道及び米子自動車道の改良、維持、その他管理及び道事情報の伝達を行う。

7 指定地方公共機関

山陽放送株式会社	日本放送協会に準ずる。
岡山放送株式会社	
テレビせとうち株式会社	
岡山エフエム放送株式会社	
岡山ガス株式会社	<p>(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。</p> <p>(2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して、早期供給再開を図る。</p> <p>(3) 電気事業者との応急復旧の調整を行う。</p>
一般社団法人岡山県トラック協会	<p>(1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。</p> <p>(2) 災害応急活動のため各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。</p> <p>(3) 物資の緊急・救護輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。</p> <p>(4) 災害時の遺体の搬送に協力する。</p>
岡山県貨物運送株式会社	日本通運株式会社に準ずる。
一般社団法人岡山県LPガス協会	(1) LPガス設備の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公益社団法人 赤磐医師会	(1) 医療救護班の編成及び医療救護を実施する。 (2) 開設又は管理する医療施設につき、臨時救護所又は委託医療機関としての活用を行う。
輸送関係事業者	災害応急対策の実施に係る輸送について、防災関係機関への協力を行う。
建設関係事業者 (赤磐市建設業協会・管工事組合)	(1) 災害応急対策の実施に係る建設機械による人命救助及び障害物除去の協力を行う。 (2) 災害応急対策の実施に係る資機材の提供及び協力を行う。
岡山東農業協同組合 美作東備森林組合 赤磐商工会等	被災調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。
赤磐市社会福祉協議会	(1) 災害者に対する保護対策等の協力を行う。 (2) 被害者の応急救助活動及び義援金品の募金等について協力する。
町内会、区長会、 自治会組織	(1) 防災関係機関の行う災害予防及び応急対策の協力を行う。 (2) 被害の調査及び報告への協力を行う。

第4節 市の概況

1 位置・地勢

市は、県の南東部に位置し、東部に吉井川が流れ、中央から南部の平野には市街地と田園地帯が広がり、北部から東部にかけては丘陵地となっている。気候は、瀬戸内式気候に属し、年間を通じて温暖で比較的晴天が多く、積雪も少ない自然条件に恵まれた地域である。

総面積は209.36km²であり、県土の2.9%を占める。

2 人口・世帯数

(1) 人口

市の国勢調査（令和2年）による人口は、42,661人であり、平成12年の43,813人をピークに減少傾向にある。

人口の推移

単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口	41,016	43,011	43,813	43,913	43,458	43,214	42,661

資料：国勢調査

(2) 世帯数

市の国勢調査（令和2年）による世帯数は、16,439世帯であり、平成27年と比較して増加傾向にある。

世帯数の推移

単位：世帯

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数	11,450	12,871	13,871	14,749	15,274	15,730	16,439

資料：国勢調査

(3) 産業別就業人口

市の令和2年の就業人口は、20,552人であり、第1次産業就業者数が1,623人（7.9%）、第2次産業就業者数45,895人（28.7%）、第3次産業就業者数12,503人（60.8%）となっている。就業人口及び第1次・第2次・第3産業の就業者数は横ばい傾向で推移している。

(4) 少子高齢化の状況

令和2年の国勢調査による老年人口比率（65歳以上人口の総人口に占める割合）は、33.9%（14,377人）であり、年々増加傾向にある。一方、令和2年の年少人口比率（0～14歳人口の総人口に占める割合）は、13.6%（5,745人）であり、急速に少子高齢化が進行している。

3 日常生活圏

住民の通勤・通学先については、令和2年国勢調査によると、本市の就業者・通学者総数24,983人のうち、自宅以外の市内に就業・通学している者は12,951人（51.8%）である。市外への就業・通学先については、岡山市が68.4%（8,315人）と最も多く、続いて和気町7.5%（912人）などとなっている。

4 交通条件

道路は、山陽自動車道に加えて、東西軸として御津佐伯線及び国道484号、南北軸として岡山吉井線、勝央仁堀中線、佐伯長船線及び国道374号等によって基幹となる道路網が形成されており、さらに美作岡山道路や広域営農団地農道などの整備が進んでいる。

鉄道は、南東部にJR山陽本線の熊山駅があり、岡山市などへの通勤、通学、買い物などの交通手段となっている。

5 過去の災害履歴

(1) 山陽地域

災害発生日	災害の種類	災害の内容
昭和22年4月6日	山林火災	和田共有林・鳥取上村・高陽村・西山村の国有林 16町歩
昭和51年9月8日 ～9月12日	大雨災害	9日夜～11日にかけて、台風17号による豪雨のため砂川が増水し、一の部川、こぶ川、十七川、佐古田川、両宮川が氾濫、家屋の浸水、道路、河川の破損、ため池の破損、山崩れ、水田の冠水など大きな被害を受けた。
昭和54年6月30日	大雨災害	26日～30日にかけて、梅雨前線が刺激され、206mmの降水量があり、家屋の一部破損、道路、河川、ため池の破損、山崩れなどの被害を受ける。
昭和54年10月19日	大雨災害	18日～19日にかけて台風20号による豪雨(216mm)のため、砂川が増水し、一の部川、こぶ川、十七川、佐古田川、両宮川が氾濫、家屋の浸水、道路、河川、ため池の破損、山崩れ、田畑の冠水など大きな被害を受けた。
昭和55年8月31日	大雨災害	30日～31日にかけての集中豪雨のため、砂川、一の部川、大谷川が破損し、又、十七川、深田川、こぶ川が氾濫し、家屋の浸水、道路、河川、ため池の破損、山崩れ、田畑の冠水など大きな被害を受けた。
平成2年9月19日	大雨災害	18日～19日にかけて台風19号による豪雨(324mm)のため、砂川が増水し、一の部川、こぶ川、佐古田川、大谷川が氾濫、家屋の浸水、道路、河川、ため池の破損、山崩れ、田畑の冠水など大きな被害を受けた。

資料：山陽町地域防災計画（平成10年）

(2) 赤坂地域

発生時期	被害状況				
昭和47年7月	<p>10日夜半から11日にかけて豪雨に見舞われ、河川の氾濫が各所に起こり、家屋の浸水、田畑の冠水、埋没、道路や水路の破損など大きな被害を受けた。</p>				
床上浸水		3戸	床上浸水		28戸
道路決壊		298か所	橋梁流失		1か所
田畑流失埋没		4 ha	水路決壊		59か所
田畑冠水		48ha			
昭和51年9月	<p>台風17号は、10日21時から12日9時に至る36時間の間、九州南西海上で停滞し13日1時40分長崎市付近に上陸するまで大型で強い勢力を保っていた。特に、台風が九州南西海上で長時間停滞したため、台風に伴う暖湿気流が瀬戸内東部に停滞していた前線を刺激し、記録的な豪雨となった。このため、全県的に各種被害が大規模に発生し、なかでも県南東部及び南西部が最も被害が激しかった。</p>				
死者		1	全		1戸
床上浸水		35戸	一部破損		23戸
田畑冠水		40ha			
昭和54年10月	<p>18日から降り始めた台風20号による雨は、19日未明から強く降り始め、明け方には時間雨量40mmを記録し、総雨量は243mmに達した。このため、砂川を中心として中小河川が増水氾濫し、未曾有の大被害を受けた。</p>				
床上浸水		28戸	床上浸水		238戸
一部破損		3戸	倉庫流失		1戸
ため池決壊		2か所	橋梁流失		15か所
道路破損		115か所	河川破損		87か所
水路決壊		165か所	田畑冠水		418ha
昭和55年8月	<p>28日から断続的に降っていた雨は、31日朝、台風12号くずれの低気圧通過に伴い、次第に強くなり、10時から11時にかけて時間雨量33mmを記録した。このため、町内各地で河川氾濫、崖崩れなど被害が多発した。</p>				
床上浸水		47戸	道路破損		143か所
河川・水路破損		206か所	田畑冠水		26.1ha
山崩		15か所	ため池破損		14か所
平成2年9月	<p>中国地方に停滞していた秋雨前線と、台風19号の強い雨域の影響を受け、17日から20日にかけて、岡山県南東部、県北部を中心に大雨が降り、特に、県南東部に大きな被害をもたらした。赤坂町でも総雨量は315mm、時間最大降雨量は36mmを記録、河川の氾濫、土砂崩れ等が相次いだ。</p>				

□ 第4節 赤磐市の概況

全壊	1戸	床下浸水	17戸
一部破損	1戸	農地被害	10.17ha
農業用施設被害	138か所		

資料：赤坂町地域防災計画（平成6年）

(3) 熊山地域

発生時期	被害状況																							
昭和36年10月	<p>26日夜半から27日朝にかけて、猛烈な豪雨に見舞われ、その雨量は、短時間に150mm降り、このため山崩れ及び河川の氾濫が各所に起こり、家屋の浸水、田畑の冠水、埋没、道路や水路の破損など大きな被害を受けた。</p> <table border="1"> <tr> <td>床上浸水</td> <td>3戸</td> <td>床下浸水</td> <td>6戸</td> </tr> <tr> <td>道路決壊</td> <td>20か所</td> <td>橋梁流失</td> <td>4か所</td> </tr> <tr> <td>護岸決壊</td> <td>3か所</td> <td>水路決壊</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>田畑流失埋没</td> <td>0.7ha</td> <td>水稻冠水</td> <td>100ha</td> </tr> <tr> <td>減収見込</td> <td>約1,000俵</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				床上浸水	3戸	床下浸水	6戸	道路決壊	20か所	橋梁流失	4か所	護岸決壊	3か所	水路決壊	7か所	田畑流失埋没	0.7ha	水稻冠水	100ha	減収見込	約1,000俵		
床上浸水	3戸	床下浸水	6戸																					
道路決壊	20か所	橋梁流失	4か所																					
護岸決壊	3か所	水路決壊	7か所																					
田畑流失埋没	0.7ha	水稻冠水	100ha																					
減収見込	約1,000俵																							
昭和37年7月	<p>1日から5日にかけて、梅雨前線の影響により集中豪雨となり、河川が氾濫し、被害を受けた。</p> <table border="1"> <tr> <td>床下浸水</td> <td>10戸</td> <td>護岸決壊</td> <td>3か所</td> </tr> <tr> <td>水稻冠水</td> <td>0.7ha</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				床下浸水	10戸	護岸決壊	3か所	水稻冠水	0.7ha														
床下浸水	10戸	護岸決壊	3か所																					
水稻冠水	0.7ha																							
昭和47年7月	<p>10日夕方から11日朝にかけて、豪雨に見舞われ、小野田川の増水及び吉井川の増水による逆流が11日から12日にかけて起こり、家屋の浸水、田畑の冠水、道路及び河川の破損、崖崩れなど大きな被害を受けた。</p> <table border="1"> <tr> <td>半壊</td> <td>1戸</td> <td>床上浸水</td> <td>12戸</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>64戸</td> <td>道路決壊</td> <td>21か所</td> </tr> <tr> <td>河川決壊</td> <td>24か所</td> <td>崖崩れ</td> <td>50か所</td> </tr> <tr> <td>田畑流失埋没</td> <td>1.2ha</td> <td>水稻冠水</td> <td>280ha</td> </tr> </table>				半壊	1戸	床上浸水	12戸	床下浸水	64戸	道路決壊	21か所	河川決壊	24か所	崖崩れ	50か所	田畑流失埋没	1.2ha	水稻冠水	280ha				
半壊	1戸	床上浸水	12戸																					
床下浸水	64戸	道路決壊	21か所																					
河川決壊	24か所	崖崩れ	50か所																					
田畑流失埋没	1.2ha	水稻冠水	280ha																					
昭和51年9月	<p>9日夜から台風17号による豪雨のため、10日朝より可真川及び小野田川が氾濫し、昼ごろから吉井川の増水による逆流が起こり、夜半から一時減水したものの11日正午ごろから再び豪雨となり、11時ごろから可真川及び小野田川が再び氾濫し、吉井川の増水による逆流も起こり、家屋の浸水、道路及び河川の破損、老朽ため池の決壊、山崩れ、水田の冠水など多大な被害を出した。</p> <table border="1"> <tr> <td>半壊</td> <td>3戸</td> <td>床上浸水</td> <td>64戸</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>200戸</td> <td>一部破損</td> <td>8戸</td> </tr> <tr> <td>ため池決壊</td> <td>2か所</td> <td>ため池破損</td> <td>6か所</td> </tr> <tr> <td>道路破損</td> <td>91か所</td> <td>河川破損</td> <td>27か所</td> </tr> <tr> <td>崖崩れ</td> <td>8か所</td> <td>水稻冠水</td> <td>200ha</td> </tr> </table>				半壊	3戸	床上浸水	64戸	床下浸水	200戸	一部破損	8戸	ため池決壊	2か所	ため池破損	6か所	道路破損	91か所	河川破損	27か所	崖崩れ	8か所	水稻冠水	200ha
半壊	3戸	床上浸水	64戸																					
床下浸水	200戸	一部破損	8戸																					
ため池決壊	2か所	ため池破損	6か所																					
道路破損	91か所	河川破損	27か所																					
崖崩れ	8か所	水稻冠水	200ha																					

□ 第4節 赤磐市の概況

<p>昭和54年10月</p>	<p>18日午後から19日にかけて台風20号による集中豪雨は、町全域に多大な被害を引き起こした。</p> <p>この豪雨の特色は、局地的に記録的な豪雨が集中したものであり、このため町内の中小河川が氾濫し、道路は瞬時に寸断され、吉井川の増水による逆流も起こり、家屋の浸水、水田冠水及び畜産への被害も引き起こした。</p> <table border="1" data-bbox="608 450 1378 618"> <tr> <td>床上浸水</td> <td>35戸</td> <td>床上浸水</td> <td>114戸</td> </tr> <tr> <td>河川破損</td> <td>12か所</td> <td>道路破損</td> <td>12か所</td> </tr> <tr> <td>山崩れ</td> <td>1か所</td> <td>林道破損</td> <td>2か所</td> </tr> <tr> <td>水田冠水</td> <td>75ha</td> <td>ブロイラー被害</td> <td>約3,500羽</td> </tr> </table>	床上浸水	35戸	床上浸水	114戸	河川破損	12か所	道路破損	12か所	山崩れ	1か所	林道破損	2か所	水田冠水	75ha	ブロイラー被害	約3,500羽				
床上浸水	35戸	床上浸水	114戸																		
河川破損	12か所	道路破損	12か所																		
山崩れ	1か所	林道破損	2か所																		
水田冠水	75ha	ブロイラー被害	約3,500羽																		
<p>平成2年9月</p>	<p>秋雨前線とともに、東備地方を中心に県全域を襲った台風19号は、本町にも多大な被害をもたらした。</p> <p>12日ごろから秋雨前線の影響により雨の日が続き、18日から20日にかけて台風に伴う集中豪雨によって、家屋の浸水、崖崩れ等が発生した。また、ため池決壊等のおそれが生じたため、住民610人が近くの公民館等に避難した。</p> <table border="1" data-bbox="608 909 1378 1122"> <tr> <td>床上浸水</td> <td>21戸</td> <td>床上浸水</td> <td>197戸</td> </tr> <tr> <td>農業用道路破損</td> <td>23か所</td> <td>林道破損</td> <td>2か所</td> </tr> <tr> <td>山崩れ</td> <td>10か所</td> <td>農地破損</td> <td>37か所</td> </tr> <tr> <td>ため池決壊</td> <td>11か所</td> <td>頭首工破損</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>水路破損</td> <td>13か所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	床上浸水	21戸	床上浸水	197戸	農業用道路破損	23か所	林道破損	2か所	山崩れ	10か所	農地破損	37か所	ため池決壊	11か所	頭首工破損	1か所	水路破損	13か所		
床上浸水	21戸	床上浸水	197戸																		
農業用道路破損	23か所	林道破損	2か所																		
山崩れ	10か所	農地破損	37か所																		
ため池決壊	11か所	頭首工破損	1か所																		
水路破損	13か所																				

資料：熊山町地域防災計画（平成11年）

(4) 吉井地域

発生年月日	種類	災害名称	被害状況	備考
明治25年 7月23日	台風		田畑冠水流失 家屋浸水 250戸	
明治26年 10月13日	台風		〃	
大正7年 7月11日	台風		田畑冠水 家屋浸水 150戸	
昭和9年 9月21日	台風	室戸台風	田畑冠水及び流失 家屋浸水 50戸	
昭和20年 9月17日	台風	枕崎台風	田畑冠水及び流失 家屋浸水 280戸	
昭和38年 7月11日	梅雨前線		田畑冠水 13ha 家屋浸水 176戸	災害救助法 適用
昭和46年7月 1～2日	梅雨前線	昭和46年7月 豪雨	河川・道路崩壊 25か所 農作物被害（水稻）25ha	
昭和47年6月 7～8日	低気圧	昭和47年6月 7～8日 梅雨前線豪雨	河川・道路崩壊 19か所 農作物被害（水稻）5ha	

□ 第4節 赤磐市の概況

昭和47年7月 9～13日	梅雨前線	昭和47年7月 9～13日 梅雨前線豪雨	河川・道路崩壊 12か所 農作物被害 50ha 家屋 110戸	災害救助法 適用
昭和49年9月 8～9日	台風	18号台風災害	河川・道路崩壊 23か所 農作物被害 10ha	
昭和50年5月 26日	大気不安定	昭和50年5月 26日降ひょう	農作物被害 120ha	
昭和50年8月 17～18日	台風	5号台風災害	河川・道路崩壊 18か所 農作物被害 8ha	
昭和51年9月 8～13日	台風	17号台風災害	住宅被害全壊 1棟 一部損壊 6棟 床下浸水 34棟 田畑冠水 74.9ha 流失埋没 2.6ha り災世帯 48世帯 り災者数 134人 被害総額 331,330千円	
昭和52年9月 8～9日	前線	昭和52年9月 豪雨	河川・道路崩壊 25か所 農作物被害 19ha	
昭和53年9月 15～16日	台風	18号台風災害	河川・道路崩壊 25か所 農作物被害 19ha	
昭和54年10月 18～19日	台風	20号台風災害	死者 1名 住宅全壊 1戸 半壊 1戸 床上浸水 21戸 床下浸水 76戸 田畑流失埋没冠水 43.1ha 山くずれ 18か所	総雨量 244mm 24時間降雨量 238.5mm 吉井川 最高水位 5.8m
昭和55年 8月28日～ 8月31日	低気圧	昭和55年8月 豪雨	溜池決壊 1か所 住宅全壊 1戸 半壊 5戸 床下浸水 20戸 田畑埋没流出 3.5ha 田畑冠水浸水 145ha 道路・河川崩壊 451か所	総雨量 110mm 時間雨量 31mm 31日9-10時 10-11時 32mm 吉井川 最高水位 3.3m
平成2年9月 18～19日	台風	19号台風災害	家屋崩壊及び床下浸水 38戸 道路・河川崩壊 155か所 農地 358か所	総雨量 431mm 吉井川 最高水位 5.27m

① 第4節 赤磐市の概況

平成10年10月 17～18日	台風	10号台風災害	死者 1名 住宅半壊 5棟 床上浸水 235戸 床下浸水 22戸 田・畑冠水 60ha 道路・河川等崩壊 137か所	災害救助法 適用 総雨量 151.5mm 24時間雨量 138mm 1時間最大 雨量 17日22-23時 29.5mm 吉井川 最高水位 7.66m
--------------------	----	---------	---	--

資料：吉井町地域防災計画（平成10年）

(5) 赤磐市

発生年月日	種類	災害名称	被害状況	備考
平成24年 7月6～7日	梅雨前線	平成24年 7月6～7日 梅雨前線豪雨	床上浸水 20棟 床下浸水 73棟 道路・河川崩壊 318か所 農地 371か所	最大24時間雨量 6日8時～7日8時 142mm (仁堀雨量計) 1時間最大雨量 7日0時～1時 52mm (仁堀雨量計) 吉井川最高水位 7日4時20分 5.07m (周匝水位観測所) 7日5時 7.55m (津瀬水位観測所) 砂川最高水位 7日3時50分 4.50m (正崎水位観測所) 正崎地区避難勧告 発令 対象：106世帯、 274人

□ 第4節 赤磐市の概況

<p>平成 25 年 9 月 3～4 日</p>	<p>低気圧 (台風 17 号)</p>	<p>台風 17 号か ら変わった低 気圧による災 害</p>	<p>床下浸水 5 棟 道路・河川災害 11 か所 農地・施設災害 28 か所 小修繕 108 か所</p>	<p>最大 24 時間雨量 3 日 14 時－4 日 14 時 171mm (周匝雨量計)</p> <p>1 時間最大雨量 4 日 9 時－10 時 33mm (周匝雨量計)</p> <p>吉井川最高水位 4 日 13 時 10 分 5.61m (周匝水位観測所) 4 日 13 時 40 分 8.15m (津瀬水位観測所)</p> <p>砂川最高水位 4 日 10 時 50 分 3.60m (正崎水位観測所)</p> <p>正崎地区避難勧告 発令 対象:107 世帯、 272 人</p>
<p>平成 30 年 7 月 5～8 日</p>	<p>前線 (台風 7 号)</p>	<p>平成 30 年 7 月豪雨 (前線 及び台風第 7 号による大雨 等)</p>	<p>住家被害 大規模半壊 2 棟 半壊 3 棟 半壊に至らない (一部破損) 5 棟 床上浸水 10 棟 床下浸水 34 棟</p> <p>非住家被害 全壊 1 棟 一部破損 3 棟 床上浸水 13 棟 床下浸水 28 棟</p> <p>公共土木被害 道路 251 か所 河川 54 か所</p> <p>農地被害 田 35 か所 畑 72 か所</p>	<p>最大 24 時間雨量 6 日 8 時－7 日 8 時 190mm (熊山支所雨量計)</p> <p>6 日 9 時 10 分－7 日 9 時 10 分 190mm (本庁雨量計)</p> <p>1 時間最大雨量 6 日 12 時 30 分－13 時 30 分 28mm (本庁雨量計)</p> <p>吉井川最高水位 7 日 1 時 20 分 7.61m (周匝水位観測所)</p>

① 第4節 赤磐市の概況

			<p>農林業用施設被害</p> <p>ため池 13 か所</p> <p>頭首工 6 か所</p> <p>農道 140 か所</p> <p>水路 173 か所</p> <p>林道 13 か所</p> <p>その他（林災） 23 か所</p> <p>その他（市営住宅等） 3 か所</p>	<p>砂川最高水位</p> <p>7日1時20分 4.18m （正崎水位観測所）</p> <p>6日20時55分 正崎地区・五日市地区・尾谷地区避難勧告発令 対象：220世帯 529人</p> <p>6日22時33分 河原屋地区・草生地区・周匝地区・中村地区・福田地区・稲蒔地区避難勧告発令 対象：740世帯 1,601人</p> <p>6日23時43分 河原屋地区・草生地区・周匝地区・中村地区・福田地区・稲蒔地区避難指示発令 対象：740世帯 1,601人</p>
--	--	--	--	--

第2編
風水害等対策編
第1章 災害予防計画

第1節 防災業務施設・設備等の整備計画

(総務部(くらし安全課) 建設事業部(建設課) 消防本部)

各機関においては、それぞれ処理すべき業務が、迅速・的確に実施できるよう、施設・設備等を整備充実する。また、保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を推進する。

1 気象等観測施設・設備等

気象、河川の水位等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

2 消防施設・設備等(資料2-2~2-4参照)

- (1) 消防本部は、高機能消防指令センター及び消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄に努める。
- (2) 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図るとともに、青年層、女性層の団員への参加促進等消防団の活性化に努める。
- (3) 関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

3 通信施設・設備等

本章第3節「情報収集・連絡体制計画」に定めるところによる。

4 水防施設・設備等

- (1) 重要水防箇所(資料1-1参照)、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備・改善し、定期的な点検を行う。
- (2) 湛水防除施設等においては、急激な雨水流入に対応するために、ポンプの運転準備や運転員の待機が迅速に行えるように降雨情報設備の整備に努め、災害時においても排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努めるとともに、降雨期を前にポンプ場の機能の確保のために総合試運転を実施する。

5 救助施設・設備等

- (1) 市・県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

- (2) 人命救助に必要な救急車、救助工作車、照明車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善及び点検する。
- (3) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。
- (4) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定し、そのうち指定緊急避難場所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- (5) 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底を図る。
- (6) 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。
- (7) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (8) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (9) 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器及び非常用電源等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (10) 指定された指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (11) 市は、指定避難所として指定した学校等の建築物において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。
- (12) 必要な物資の備蓄に当たっては、住民が最低限備蓄すべきものや県と市町村等の役割分担を明確にした上で、計画的な備蓄を進める。

6 医療救護用資機材等

- (1) 市及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。
- (2) 市、医療関係機関、鉄道事業者等は、あらかじめ相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制についての計画を作成する。

7 地域防災拠点の整備

市は、次に掲げる地域防災拠点をあらかじめ指定しておくとともに、当該施設の整備を図るものとする。

- (1) 災害対策本部（支部）設置場所
- (2) 避難場所（資料3-1～3-3参照）
- (3) 救援物資等の集積場所
- (4) 医療救護所
- (5) 臨時ヘリポート（資料5-1参照）
- (6) 災害ボランティアの活動拠点
- (7) 防災備蓄倉庫

第2節 防災業務体制の整備計画

総務部（くらし安全課）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期する。このため、市は平常時から動員・配備計画等の体制を整備しておく。

また、大規模災害時には、市のみでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、防災関係機関との相互応援体制の整備充実を図る。

1 職員の動員配備体制の整備

- (1) 災害発生時又はそのおそれがある場合の参集基準の明確化、連絡手段、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。なお、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。その際、職員の安全確保に十分配慮する。また、参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。
- (2) 赤磐市職員初動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底を図る。
- (3) 夜間、休日等において市に入った情報により職員の緊急呼出を迅速に行うため、緊急連絡網を整備するとともに、各所属長等は非常呼集名簿等を携行し、所在の如何に関わらず連絡が行き渡る体制の維持に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努め、災害時に迅速かつ円滑な防災関係機関相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

(1) 積極的な情報交換の実施

市は、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行って、防災関係機関相互間の協力体制の充実を図っておく。

(2) 県への応援要求

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、

連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実行性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

(3) 避難情報についての助言

市は、避難情報の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(4) 他市町村との協定締結等

市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他市町村との協力体制の構築に努めるとともに、他市町村との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意するものとする。

ア 連絡体制の確保

(ア) 災害時における連絡担当課等の選定

(イ) 夜間における連絡体制の確保

イ 円滑な応援要請

(ア) 主な応援要請事項の選定

(イ) 被害情報等の応援実施に必要なとなる情報の伝達

(5) 市及び県等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要な施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

(6) 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

(7) 市及び県は、国や他の市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、市受援計画に基づく受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行う。

- (8) 市及び県は、消防の応援について、近隣市町及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (9) また、同一の水系を有する上下流の市町間においては、相互に避難情報が共有できるよう連絡体制を整備しておく。
- (10) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施
市は、災害時の通信体制を整備するとともに、中国地方非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。
- (11) 罹災証明書の発行等
市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- (12) 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。
- (13) 電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。
- (14) 市及び県は、男女共同参画の視点から、市地域防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
- (15) 電気事業者、電気通信事業者及び県は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。
- (16) 市及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。
- (17) 市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

3 中国地方整備局（岡山河川事務所）との連携体制の整備

- (1) 国土交通省中国地方整備局との協定に基づき、災害時において市長が要請した場合又は国土交通省中国地方整備局長が必要と判断した場合、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を受け、情報交換を行う。

4 自衛隊との連携体制の整備

- (1) 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県に要請する場合とそれができない場合の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。
- (2) 自衛隊に対し、平素から連携体制の強化を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておく。

5 業務継続体制の確保

- (1) 市、県、その他防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

- (2) 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。災害時の拠点となる庁舎等については、被災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- (3) 市及び県は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の災害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- (4) 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第3節 情報収集・連絡体制計画

総務部（くらし安全課）、消防本部

市は、防災関係機関との連携のもと、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から災害の発生に備え、情報収集・連絡体制の整備を図る。

また、被害の未然防止や適切な応急対策の実施には正確な情報の収集・伝達が不可欠なため、通信施設の整備を推進する。

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、防災関係機関との連携を図り、大規模災害発生時においても迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のとおり情報収集・連絡体制の整備に努める。

- (1) 防災関係機関との情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化等を図る。その際、夜間・休日等においても対応できるよう、体制の整備を図る。
- (2) 発災直後において、市内各地の情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

2 通信施設等の整備

(1) 県防災行政無線施設

- ア 各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるよう努める。
- イ 機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

(2) 市防災行政無線施設（同報系・移動系）（資料11-1参照）

有線電話が途絶した場合においても、市の通信手段を確保するため、市防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）施設等の整備拡充を図るものとする。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進するとともに、停電時を想定した、実践的な訓練を実施するものとする。

(3) 消防無線

消防本部は、各種情報の収集・伝達及び災害応急対策の迅速かつ円滑な実施のため、消防無線の整備拡充を図るものとする。

(4) その他の通信手段の整備

- ア 非常時における通信手段として、衛星携帯電話の整備及び適正配置に努めるものとする。
- イ 平常時において、日本アマチュア無線連盟岡山支部や市内のアマチュア無線クラブと協議し、協力体制を確立しておくものとする。
- ウ FMラジオ、インターネット、SNS、防災アプリ等を活用した情報伝達・広報体制について、防災関係機関と協議し、整備に努めるものとする。

第4節 自然災害予防対策計画

総務部（くらし安全課）、産業振興部（農林課）、建設事業部（建設課）、教育委員会（教育総務課・学校教育課・社会教育課）

1 水害予防対策

(1) 洪水浸水想定区域に係る被害軽減措置

ア 市は、水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定があった場合には、市防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

イ 市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスクとして住民、滞在者その他の者へ周知する。

ウ 市は、洪水予報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、洪水ハザードマップ等により住民に周知させるよう努めるものとする。

(2) 河川対策

河川の氾濫を防止して流域の災害に対する安全度を高めるため、国、県、市の諸事業を勘案しつつ、積極的に河川改修を促進する。

また、中小河川の内水氾濫等の未然防止又は災害の発生した場合に被害を軽減するため、排水ポンプの整備等について、国又は県等の防災関係機関と協力して災害予防対策を推進する。

また、あらかじめ災害の起こりやすい危険箇所についても、その補修強化に努める（重要水防箇所については、資料1-1参照）。

(3) 用排水路対策

家庭排水による水質低下が著しいので、用排水路の分離等の整備を図る必要がある。

このため、水路改修等により流水速度を速め、汚濁水の排除を図るとともに、維持管理については次の点に留意する。

ア 水路の破損部分又はぜい弱部分のある場合は、出水に備え補修を行う。

イ 地盤のゆるみ及び土砂埋没による通水断面の縮小部分については、十分点検管理を行い、災害を未然に防止する処置をとる。

ウ 水路内の塵芥等の投棄を防ぎ、流水の妨げとならないよう措置する。

エ 防災関係機関、団体及び住民との協力一致体制による塵芥除去及び清掃運動を推進する。

(4) 治山対策

ア 治山事業の推進

林地における山腹崩壊地及び荒廃溪流の復旧並びに崩壊危険地区の予防事業を推進して、林地に起因する災害の防止を図る（山地災害危険箇所については、資料1-5～1

－7参照)。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進する。

イ 保安林等の整備強化

水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等の整備により、森林のもつ水源のかん養及び土砂流出防止機能の強化を図る。

なお、災害につながるおそれのある林地の無計画な開発又は土砂採取を規制し、防災措置を講ずるよう指導する。

(5) 道路及び橋梁対策

市道については、出水により水没する道路のかさ上げ、交通不能となった場合の迂回路の整備、老朽化した橋脚の補強等、道路及び橋梁の被害の防止又は被害の誘因となるものの排除等常に維持補修に努め、予防の万全を期す。また、市内の国、県道については、国、県と連絡を密にし、予防措置の推進を図る。

2 土砂災害防止対策

土砂災害の未然防止、被害の軽減を図るため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定により、警戒避難体制の整備等を行うとともに、県と連携し砂防関係施設の整備を計画的に推進する。

(1) 土砂災害警戒区域等の点検

市と県は連携して、土砂災害警戒区域等の点検調査を行い、その実態を把握し、災害の未然防止に努める。

また、土砂災害警戒区域等について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及、警戒避難の啓発を図る。

(資料1-3～1-4の2参照)

(ア) 広報活動による啓発宣伝

土砂災害防止について、随時、一般の注意の喚起に努め、啓発宣伝活動を行う。

- a 報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ及び新聞等による広報を実施する。
- b 広報車による巡回広報、広報紙への掲載及びポスターの提示等による広報活動を実施する。
- c 教育機関等の協力を得て、土砂災害防災意識の向上を図る。

(イ) 土砂災害危険箇所等の周知

市は、土砂災害危険箇所について把握し、ハザードマップや危険箇所標識により、住民に周知させるよう努める。

(ウ) 土砂災害危険箇所等の巡回点検

土砂災害危険箇所等土砂災害のおそれのある箇所について、梅雨時期及び台風期に

は、市及び消防本部等において巡回点検を行い、その状況や避難場所等について地域住民に周知させるよう努める。

(3) 警戒避難体制に関する事項

県と岡山地方気象台は共同で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨により土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、土砂災害警戒情報を市町村ごとに発表し、市長が避難指示等を発令する際の判断や、住民の自主避難を支援する。また、県は土砂災害警戒情報を補完し、地域の詳細な危険度を知らせる情報として土砂災害危険度情報を提供し、住民の自主避難を支援する。

市長は、降雨等により、土砂災害の危険が切迫していると認められる場合は、その地域の住民に対し、避難情報の発令措置を行う。

(4) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備等

市防災会議は、土砂災害防止法に基づき、県が指定した土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）について、本計画において、当該警戒区域ごとに、次の項目について定めるものとする。

ア 土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項

イ 土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項

ウ 避難場所及び避難経路に関する事項

エ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項

オ 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

なお、警戒区域内に主として高齢者、障がいのある人、乳幼児等特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

警戒区域の指定を受けた市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講じる。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画は市長に報告する。

(5) 防災工事の実施

土砂災害から生命、財産を守るため、危険箇所のうち、土砂災害時に自力避難が困難な入

所者・入院患者がいる要配慮者利用施設などのある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、緊急度・危険度の高い箇所から県と連携しながら整備する。

ア 砂防事業

土石流等有害な土砂の流出を捕捉する砂防堰堤、溪流の縦横浸食を防止する溪流保全工・護岸等の砂防設備の整備を図る。

イ 地すべり対策事業

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

ウ 急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れ災害に対処するため、保全する人家が5戸以上で土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難、又は不相当と認められるものについて危険度の高い地区から順次防止施設の整備を図る。

(6) 盛土による災害防止対策

市及び県は、崩落の危険がある盛土を発見した場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う。

また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合は、県に対し適切な助言や支援を要請する。

3 雨水出水対策

雨水出水による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、雨水出水対策用整備された排水施設等について、避難体制の整備等を行うとともに、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に当該排水施設の水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。

(1) 被害軽減を図るための措置

ア 雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）情報

市は、雨水出水対策用整備された排水施設等について、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

イ 雨水出水浸水想定区域の指定、公表等

市は、雨水出水対策用整備された排水施設等について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び水深、浸水継続時間等を明らかにして公表する。

ウ 円滑かつ迅速な避難の確保

(ア) 市防災会議は、雨水出水浸水想定区域の指定があった場合には、本計画において当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必

要な事項について定める。また、洪水による浸水想定区域の取扱いに準じ、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(イ) 市は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、雨水出水による浸水に対応したハザードマップの作成等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(ウ) 浸水想定区域内に位置し、地域防災本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

(2) 雨水出水対策事業の実施

浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場等の新設又は改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。

また、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

4 ため池等農地防災対策（資料1－2参照）

(1) ため池整備

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、下流への影響度や老朽度、緊急性など優先度を定めた上で、県と連携しながら、改修や廃止など必要な対策を効果的かつ効率的に進める。また、防災重点農業用ため池について、順次ハザードマップを作成し住民等へ周知するよう努める。

(2) 湛水防除

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、排水機、樋門、排水路等の新設、改修や各施設の老朽化による能力の低下や故障の発生防止のための計画的な予防保全対策を実施する。

(3) 用排水施設整備等

自然的、社会的状況の変化への対応、湖沼等からの越水、地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、排水機、樋門、水路、堰堤等の新設、改修を計画的に実施する。また、排水路については、市等の管理者が適切な維持管理により排水機能の確保に努める。

(4) 土砂崩壊防止

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために擁壁、土砂ダム堰堤、水路等の新設、改修を行う。

(5) 地すべり対策

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

5 都市防災対策

都市区域における、災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進める。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

「赤磐市都市計画マスタープラン」等において、都市づくりの方針に「災害に強い都市づくり」を掲げ、以下の施策を実施する。

(1) 都市施設の整備促進

都市計画区域において、都市災害を防止し、適正で秩序ある土地利用を図るため、地域地区等を定めるとともに、防災面に配慮して土地区画整理事業等の面的整備を進め、道路、公園、下水道等の都市施設の整備を推進する。

ア 土地区画整理

市街化区域内の未整理地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園及び上下水道等を整備し、計画的な市街化を図る。

イ 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時には緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

ウ 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

(2) 都市排水対策の推進

浸水に強い安全で安心なまちづくりのために、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

ア 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

イ 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、ポンプ場等の新設又は改修を行い、市街地における雨水排除を図り、予想される被害を未然に防止する。

(3) 都市防災対策の推進

防火地域の指定、市街地再開発事業及び住宅地区改良事業の推進並びに宅地造成等の規制、災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。

ア 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、地域を指定し、必要な規制を行う。

イ 市街地再開発事業

都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

ウ 住宅地区改良事業

住環境の整備改善を行うとともに集团的に改良住宅を建築し、都市における災害の防止を図る。

エ 宅地造成等の規制

宅地造成工事規制区域に指定された区域での宅地造成工事については、必要な規制を行う。

オ 災害危険区域の指定及び対策

災害危険区域に指定された、出水、土石流、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域に対し、県と協力し、居住の用に供する建築物の建て替え又は新築を原則として禁止するとともに、危険度の高い箇所から優先的に防止工事等を施工し、住民の人命及び財産の保全に努める。

カ 災害に強いまちの形成

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づける。

(4) 防災建築物の整備促進

都市区域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。

ア 公共建築物の不燃化、耐震化

公営住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化、耐震化を図る。

イ 優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

ウ 市街地再開発事業

用途地域を設定して区域内において市街地再開発事業を施行する組合に対して補助を行い、防災に配慮した建築物の建設を促進する。

(5) 建築物の安全性の確保

ア 安全対策

市、国、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

イ 空家対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

6 文教対策

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を確保し、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

(1) 防災上必要な組織の整備

学校等は、災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(2) 防災上必要な教育の実施

市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限度にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災知識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置づけて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

市は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ 防災知識の普及

市は、PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

(3) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、迅

速かつ適切な行動をとりうるよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

(4) 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、建築に当たっては、十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

(5) 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い、整備に留意する。

(6) 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう、適切な予防措置を講じる。

7 文化財保護対策

文化財の保護のため住民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

(1) 文化財に対する住民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 文化財の所有者や管理者に対し、防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。

(3) 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

- (4) 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
- (5) 文化財及び周辺環境整備を実施する
- (6) 市は、県、他市町村や民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。

8 危険地域からの移転対策

市は、県の支援を得て、がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転を促進するため、移転事業の円滑な推進を図る。

(1) 集団移転促進事業

豪雨、洪水等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある住居の集団的移転の促進を図る。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域又は県条例で建築を制限している区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。

第5節 事故災害予防対策計画

総務部（くらし安全課） 産業振興部（農林課） 建設事業部（建設課） 消防本部

1 道路災害予防対策

市は、県及び防災関係機関との連携のもと、災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

(1) 道路防災対策

ア 市は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。

イ 災害時の緊急活動を円滑に実施するため、国道、県道等幹線道路のネットワーク機能の向上や主要拠点のアクセス強化など、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

ウ 山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、関係機関の協力を得て、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。

(2) トンネル事故防止対策

トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。

(3) 交通管理体制の整備

県、県警察及び市は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、県警察は、警備業者等との間で締結した応急対策業務に関する協定に基づき、災害時の交通規制を円滑に行うよう努めるとともに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

(4) 情報の収集連絡体制

市は、道路管理者と連携し、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に対する情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

(5) 広報

市は、県警察と連携し、災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

2 鉄道災害予防対策

西日本旅客鉄道株式会社は、災害による線路、施設等の被害を軽減し、輸送の確保を図るため、次の対策を講ずる。

(1) 鉄道交通の安全のための啓発

関係機関は、踏切事故、置き石事故等の外部要因による事故を防止するため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等により、事故防止に関する知識の普及啓発に努める。

(2) 鉄道の安全な運行の確保

鉄道事業者は、安全な運行を確保するため、次の事項の実施に努める。

- ア 大雨等による災害を防止するため、路面の盛土、法面改良等の実施
- イ 異常時における列車防護及び関係列車の停止手配の確実な実施
- ウ 防護無線その他の列車防護用具の整備
- エ 建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実
- オ 乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容に関する教育成果の向上
- カ 乗務員及び保安要員に対する科学的な適性検査の定期的な実施
- キ トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検
- ク 災害により列車の運転に支障が生じるおそれのあるときの線路の監視
- ケ 植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合、所要の手続きを行った上での伐採等の実施

(3) 鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者は、車両の安全性を確保するため、次の事項の実施に努める。

- ア 新技術を取り入れた検査機器の導入及び検査精度の向上
- イ 検査修繕担当者の教育訓練内容の充実
- ウ 故障データ及び検査データの科学的分析及び保守管理内容への反映

(4) 鉄軌道交通環境の整備

ア 鉄軌道事業者は、交通環境の整備のため、次の事項の実施に努める。

- (ア) 軌道や路盤等の施設の適切な保守及び線路防護施設の整備
- (イ) 列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の
運転保安設備の整備充実

イ 関係機関は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の充実、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

(5) 通信手段の確保

鉄道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時有線電話の整備に努める。

(6) 安全施設等の整備

関係機関は、列車事故による災害を防止するため、鉄道の連続立体交差化又は道路との立体交差化等安全施設整備事業を推進する。

(7) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

鉄道事業者は、災害応急対策と災害復旧へ備えるため、次の事項の実施に努める。

- ア 事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備及び防災関係機関との連携の強化
- イ 事故災害時の応急活動に必要な人員・機材等の輸送のための緊急自動車の整備
- ウ 施設、車両の構造図等の資料の整備

(8) 再発防止対策の実施

鉄道事業者は、県警察、消防等の協力を得て、事故災害の徹底的な原因究明を行うとともに、安全対策に反映し、同種事故の再発防止に努める。

3 林野火災の防止対策

住民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

(1) 林野火災予防意識の啓発宣伝

ア 山火事予防協議会等の開催

市、県及び他市町村は、山火事予防協議会等を開催し、各関係機関、団体等と協調して山火事予防運動の徹底を図る。

イ 広報活動による啓発宣伝

山火事防止について、随時一般の注意の喚起に努め、毎年火災の多発する3月を「山火事防止運動月間」に定め、啓発宣伝を行う。

- (ア) 各関係機関、団体等との協調と運動の徹底を図る。
- (イ) 広報車による巡回、防災無線放送、立看板等により広報活動を行う。
- (ウ) 広報紙へ掲載するとともに、ポスター、チラシ等を配布する。
- (エ) 教育機関における防火思想の徹底を図る。

(2) 警報伝達の徹底

ア 市は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知させなければならない。また、火災に関する警報を発した場合は、赤磐市火災予防条例（条例第108号）で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

イ 予報及び警報等伝達の徹底

市は、消防本部と連絡を密にし、乾燥注意報又は火災気象通報を受けるときは、必要に応じて、消防団に連絡するとともに、広報車、防災行政無線等により一般住民への周知徹底を図る。

ウ 巡視及び監視の強化

消防本部は、気象の状況が火災の予防上危険な状態であると認めるとき、山火事の多発期間中（1～3月）及び彼岸、行楽シーズン等山林へ多数の人が出入りする期間には、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

エ 火入れ指導の徹底

市は、火入れに当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）第21条及び赤磐市火入れに関する条例を厳守させるとともに、気象の状況が火災の予防止危険な状態であるときは火災警報を発表し、火災予防条例に定めるところにより、火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

オ 森林の防火管理の徹底

市は、森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道等の設置・整備を指導する。

カ 林野火災訓練の実施

市は、消防本部との合同により、林野火災を想定し、火災の早期発見及び通報並びに消火活動の連絡及び連携体制を整備するため、必要に応じて訓練を実施する。

キ 消防施設の整備

（ア） 市は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。

（イ） 市及び県は、防火線としての役割を持たせるあとも、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。

（ウ） 公有林管理者は、防火標識等火災予防施設の整備を図る。

ク ヘリコプターによる空中消火体制の整備

市及び県等は平素から消防防災ヘリコプターによる空中消火活動につき、連携訓練や活動拠点の整備を行い、空中消火体制の確立を図る。

第6節 危険物等保安対策計画

消防本部

危険物等施設等の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

消防本部は、県と連携して、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、有事に備えて防災体制の充実を図る。

1 事業者の自主保安体制の確立

- (1) 事業者は法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。
- (2) 日常点検、定期自主検査等の効果的な実行を図るため点検事項、点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。
- (3) 自主防災組織の設置等自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図る。
- (4) 漏えい、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び防除資機材等の備蓄を促進する。
- (5) 石油類等事業所の相互応援に関する協定締結を推進し、効果的な自衛消防力の確立を図る。
- (6) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

2 保安意識の高揚

消防本部は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに法令等の講習会等を実施する。

3 保安の強化

- (1) 消防本部は、関係法令の定めるところにより危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。
- (2) 消防本部は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

4 事故原因の究明

消防本部及び事業者は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

5 危険物等の大量流出時の対策

- (1) 消防本部は、危険物等が大量に流出した場合に備えて防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。
- (2) 消防本部は、危険物等が大量に流出した場合に備えてオイルフェンス等防除資機材及び避

難誘導等に必要な資機材の整備を図る。

- (3) 消防本部は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

第7節 防災訓練計画

全 部（全課・室）

災害を最小限度にとどめるためには、市、県及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日ごろから災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識の下に、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

市は、県と連携して、防災関係機関、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア等、地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、住民の防災意識の高揚を図る。その際、女性の参画促進に努める。

1 基礎防災訓練の実施

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1) 水防訓練

市は、水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。なお、砂防訓練の導入についても検討する。

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が考えられるので、次により十分訓練を行うこととする。

ア 実施事項

- (ア) 観測（雨量、水位等）
- (イ) 気象情報、被害状況等の通報
- (ウ) 水防工法
- (エ) 人員、資機材等の輸送
- (オ) 樋門・陸閘等の開閉操作
- (カ) 住民等の避難誘導等

イ 実施時期

市は、年1回以上、出水期までに訓練を実施する。

(2) 消防訓練

市は、消防に関する本計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、他の市町村及び消防関係機関等と合同で訓練を実施する。

(3) 避難・救助訓練

市及び防災関係機関は、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と合わせ、又は、単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場及び百貨店等多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時よりこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

(4) 情報収集伝達訓練

市は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、さまざまな条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

(5) 通信訓練

市は、災害時における通信の円滑化を図るため、中国地方非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

(6) 非常招集訓練

市は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団（水防団）等の非常招集訓練を必要に応じ実施する。

(7) 危険物等特殊災害訓練

市は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

(8) 交通規制訓練

警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

(9) 鉄道事故災害訓練

鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、消防機関、警察機関を始めとする地方公共団体の機関が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

2 総合防災訓練の実施

大規模災害を想定のうえ、防災関係機関並びに地域住民が参加して、総合的、実践的な訓練を実施する。

(1) 訓練項目

- ア 住民、地域、企業における自主防災組織の訓練
- イ 防災関係機関による情報の収集・伝達及び広報訓練
- ウ 防災関係機関による応急対策訓練
- エ 緊急輸送路確保、救援物資輸送等の訓練
- オ ライフライン等の確保訓練
- カ 避難所、救護所の開設・運営等に関する訓練
- キ 災害対策本部訓練
- ク 広域応援要請訓練

(2) 実施時期

災害の発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

(3) 実施場所

災害の発生するおそれのある場所又は訓練効果のある適当な場所等において実施する。

(4) 実施の方法

ア 実働訓練

防災関係機関が、それぞれ水防、消防、避難、救護、防疫、警備、通信連絡その他災害応急対策を総合化した訓練を行う。

イ 図上訓練

単独又は防災関係機関が合同して、非常災害に対応して的確な判断と適切な対策を講ずるため、市本部を中心とした図上訓練を実施する。

3 近隣市町との防災訓練の実施

市は、災害時の相互応援協定を締結している近隣市町と合同で、防災訓練を実施することにより、災害時の協力体制の強化を図る。

4 訓練後の評価

訓練の終了により評価を行い、防災計画の見直し、防災体制の改善に反映させる。

第8節 要配慮者等の安全確保計画

総務部（くらし安全課）
保健福祉部（社会福祉課）

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化により、乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の増加がみられる。在宅生活では、独り暮らしや高齢夫婦世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えている。地域社会の相互扶助機能の減退もある。

このような要配慮者は、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい面があるので、それぞれの状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、要配慮者の自立した生活には介護機器、補装具、特定の医療用品などが必要であるが、災害時にはその確保が困難となる。そのため、要配慮者の状況、障がい等の特性に応じた防災対策が適切に講じられる必要があり、医療・福祉等機関との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災施設等を整備するとともに、多数の要配慮者向けの避難先となる福祉避難所を確保する。

社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、施設内備蓄、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

さらに、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを推進する。その際、女性の参画の促進に努める。

1 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

(1) 市は、災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるように、要配慮者の次のような詳細情報を、地域包括支援センターの活用等により、日頃から把握するよう努める。

ア 居住地、自宅の電話番号

イ 家族構成

ウ 保健福祉サービスの提供状況

エ 外国語による情報提供の必要性

オ 視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性

カ 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法。

なお、迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。

(2) 要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障がいのある人の団体等とのつながりを保つよう努力するものとする。

また、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握してお

くよう努めるものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市は、本計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。災害時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

市は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

市は、本計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、赤磐市避難行動要支援者登録制度等実施要綱（公示第6号）の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、本計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意のもと、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、あ

るいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

なお、市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成に関し、次の事項を記載する。

ア 避難行動要支援者名簿

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他連絡先
- (カ) 身体等の状況や高齢者区分

また、市は、地域での援護活動等が適切に行われるよう、次の者に対して避難行動要支援者名簿を提供できる。なお、提供については、避難行動要支援者の本人同意が得られた場合は、平常時から行うものとする。

- (ア) 民生委員・児童委員
- (イ) 赤磐市社会福祉協議会
- (ウ) 自主防災組織、区・町内会
- (エ) 消防機関
- (オ) 警察

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。

市は、次に該当する者に対して避難行動要支援者名簿登録に係る確認を行う。また、何らかのハンディキャップがある方についても、申し出があれば避難行動要支援者名簿に登録する。

- (ア) 要介護認定3～5を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者
（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- (ウ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する精神障がい者
- (オ) 障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
- (カ) 75歳以上の高齢者のみの世帯の者
- (キ) (ア)～(カ)までに該当しないが、避難支援等を要する状況にあり、かつ自ら避難支援等の希望し、名簿への掲載を申請した者
- (ク) (ア)～(カ)までに該当しないが、避難支援等関係者から、本人又は親権者、法定代理人等の同意を得た上で、名簿への掲載申請があった者

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がいのある人等の情報を集約す

るよう努める。ただし、情報の漏えい防止のために、避難行動要支援者名簿の提供先と誓約書を交わす。

また、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、避難行動要支援者名簿について、災害対策基本法第49条の10に基づくものとして整備する。

イ 個別避難計画

- (ア) 優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方
- (イ) 避難支援等関係者となる者
- (ウ) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (エ) 個別避難計画の更新に関する事項
- (オ) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置
- (カ) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (キ) 避難支援等関係者の安全確保
- (ク) その他、個別避難計画の作成及び利用に関して必要な事項

2 福祉避難所の確保

市は、一般の指定避難所では生活することが困難な障がいのある人等の要配慮者のため、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び介護保険施設等を福祉避難所として指定を行うものとする。指定先については、資料3-3の一覧参照。

その際、市は、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障がい者支援施設などと連携し、障がいのある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行うものとする。また、難病のある人に対しては、県と連携し、避難所の確保に努めるものとする。

さらに、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者や障がい者団体等と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

なお、被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

- (1) 市は、自主防災組織、福祉関係者等と連携し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」）の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、障がい者団体、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。
- (3) 市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

4 防災知識の普及

- (1) 市は、国・県と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在地等の周知を行うとともに、社会福祉施設において適切な防災教育が行われるよう指導する。
- (2) 市は、自治会、赤磐市社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人を始め家族、障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発、福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。
- (3) 外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記などを検討する。
- (4) 防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。
- (5) 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ次の内容のマニュアルを作成し、実施する。

ア 施設職員・入所者等の任務分担、動員計画、緊急連絡体制

イ 地域住民とともに行う防災訓練

- (6) 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また、福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくものとする。

5 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者関連施設に係る対策

(1) 要配慮者関連施設の定義等

要配慮者が利用する施設（要配慮者関連施設）を次のとおり定める。

また、洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある当該施設のうち、市長が利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めるものについては、資料3-4のとおりとする。

ア 老人福祉施設

イ 医療施設（入院病床を有するものに限る。）

ウ 児童福祉施設

エ 幼稚園

オ その他

(2) 洪水予報・氾濫危険水位情報、避難判断水位情報及び土砂災害警戒情報等の伝達方法

水防法第15条第2項に定める「洪水予報等の伝達方法」及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第2項に定める「土砂災害警戒情報等の伝達方法」は、第2編風水害等対策編第2章第2節予報及び警報等の伝達計画の93頁から96頁を参照。

6 支援体制の整備

(1) 市は、災害時において、要配慮者に対する避難所における情報提供等、支援が迅速かつ的確に行われるよう次の事項を含む避難支援プランを作成する。なお、避難支援プランの作成にあたっては、自主防災組織、福祉関係者等に対して、要配慮者に関する情報の管理に十分留意するよう徹底を図るものとする。

ア 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容の把握に関する事項

イ ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

ウ 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項

エ 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

オ 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項

カ 避難所・居宅への必要な資機材（車いす、障がい者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項

キ 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

ク 避難所又は在宅の要配慮者のうち、老人福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への第2次避難を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

ケ 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項

(2) 住民は、自治会、町内会、区、民生委員・児童委員、赤磐市国際交流協会等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。

また、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等要配慮者の生活についての知識の習得に努める。

- (3) 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。
- (4) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

7 連絡体制等の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第9節 防災知識の普及計画

全 部（全課・室）

1 目的

いづれどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会のさまざまな主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、住民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、食料・飲料水の備蓄など、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、災害を最小限度にとどめるためには、直接被害を受ける立場にある住民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための知識を備えておくことが必要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、市、県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市、県等では、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関するさまざまな動向や各種データをわかりやすく発信するとともに、学校教育、地理情報システム（GIS）及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及・徹底や地域住民の防災知識の高揚を図る。その際、防災知識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシュミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

防災ボランティアについて、自主性に基つきその支援力を向上し、市、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

2 防災教育

対 象	教 育 内 容
市 職 員	<p>防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、地域防災計画の内容、運用をはじめ関係法令・実務等に関する研修会等を開催し、職員に防災知識の普及を図る。</p>
児 童 ・ 生 徒	<p>災害の基礎的な知識、災害発生時の対応等について児童生徒の発達段階に応じた指導を行い、児童生徒の防災知識の高揚を図る。</p>
住 民	<p>(1) 市及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</p> <p>具体的には、ハザードマップ、パンフレット等の作成配布や防災に関する研修会、映画会、パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、地域住民の意識の高揚を図る。また、災害時の避難のタイミングや時系列に整理した自分の行動を記入したカード、計画表等の作成を促進するなど、適切な避難行動につながる取組を進める。</p> <p>特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。</p> <p>なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で積極的に防災に関する教育の普及推進を図る。</p> <p>教育機関及び民間団体等は、児童生徒等、社員を始め、地域住民に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等さまざまな媒体を活用して、より魅力的な防災教育を行う。また、Webサイト等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障害のある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。</p> <p>(2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）（以下、「被災ペット」という。）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担減、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定緊急避難</p>

	<p>場所や避難所での行動、災害時の家庭内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。</p> <p>また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。</p> <p>(3) 防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>なお、要配慮者については、民生委員・児童委員や自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。</p> <p>また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する。</p> <p>(4) 市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</p> <p>(5) 市及び県は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</p> <p>(6) 地域住民に対し、災害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。</p> <p>(7) 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難に対する住民の理解と協力を得るように努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることについて周知徹底に努める。</p> <p>なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開設していなくても躊躇なく避難勧告指示を発令する事態が生じうること、また、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。</p> <p>(8) 市は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、災害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難</p>
--	--

	<p>や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、防災重点ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。 ・土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するものとする。 ・ハザードマップ等の配布又は閲覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等の選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
<p>自治組織、婦人団体、高齢者団体、教育団体</p>	<p>自治組織、婦人団体、高齢者団体、教育団体等に対して各団体の性格等を考慮して、研修会、学習会等を開催し、防災知識の普及啓発を図る。</p>

3 防災広報

市及び関係機関は、住民に対して時期に応じて、広報紙、ホームページ、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布して防災意識の高揚を図る。

4 防災ボランティア活動のための環境整備

- (1) 市は、社会福祉協議会と連携し、災害時における防災ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療、看護、介護、通訳等の専門的な資格や技能を有する専門ボランティアの登録推進に努める。
- (2) 市は、登録された専門ボランティアに対して、防災に関する知識及び技能の向上を図るため、関係機関の協力を得て研修、訓練等を行う。
- (3) 市は、災害発生時に社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より社会福祉協議会と連携・協働し設置に係る事前準備を行う。
また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティア養成について検討する。
- (4) 日本赤十字社岡山県支部及び赤磐市社会福祉協議会は、市と協働し、災害時に個人で参加するボランティアを指導し効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。
- (5) 防災ボランティアに対し、身近な地域における自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく平時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組を日常的に進めることの重要性を訴える。

- (6) 市、日本赤十字岡山県支部、赤磐市社会福祉協議会、NPO等、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）は、定期的な連絡会議の開催により、相互の連携を促進することにより、災害発生時においてボランティア活動を円滑に実施できるよう努める。
- (7) 市及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- (8) 市及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

5 防災週間等における啓発事業の実施

防災週間及び予防運動実施期間等を中心に防災関係機関と協力して、住民に対する啓発活動を実施し、水防、土砂災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

各種の予防運動実施時期

- ・防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- ・防災とボランティアの日（1月17日）
- ・文化財防火デー（1月26日）
- ・春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
- ・建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
- ・山火事予防運動月間（3月1日～31日）
- ・水防月間（5月1日～31日）
- ・山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ・がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）
- ・土砂災害防止月間（6月1日～30日）
- ・危険物安全週間（6月第2週）
- ・火薬類危害予防週間（6月10日～16日）
- ・河川水難事故防止週間（7月1日～7日）
- ・道路防災週間（8月25日～31日）
- ・防災週間（8月30日～9月5日）
- ・防災の日（9月1日）
- ・救急の日（9月9日）

- ・救急医療週間（9月9日を含む1週間）
- ・国際防災の日（10月の第2水曜日）
- ・高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）
- ・秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）
- ・雪崩防災週間（12月1日～7日）

第10節 自主防災組織の確立計画

総務部（くらし安全課）
消防本部

自然災害やますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが市民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この市民の隣保協同の精神に基づく、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生ずる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

1 自主防災組織の設置・育成

- (1) 市は、自治会単位を中心とした地域住民による各種組織が、災害時には自主防災組織としての活動ができるよう指導・援助する。また、婦人防火クラブ等の育成・強化を図る。
- (2) 市及び消防本部は、自主防災組織の核となるリーダーに対して、研修の実施や防災士の資格取得の奨励などにより、リーダーの育成強化を行い、これらの組織の強化を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。
- (3) 市は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- (4) 平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。
- (5) 消防団員の参加・協力を得て、自主防災組織の設置・育成を進める。
- (6) 市は、日常的な通報体制の確立や赤磐市自主防災組織連絡協議会の設立など、地区内の防災組織間の連携強化を図る。
- (7) 市は、事業所の防災協力を推進するため、必要に応じて防災協力協定の締結等を促進する。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や、自助・共助・公助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

- (1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 火気使用設備器具等の点検
 - エ 防災用資機材等の整備
 - オ 班編成時の役割分担及び連絡網の確立
 - カ 避難先、避難経路の選定
 - キ 要配慮者の把握及び援護体制の確立
- (2) 災害時の活動
- ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 初期消火等の実施
 - ウ 救助・救急の実施及び協力
 - エ 避難誘導の実施
 - オ 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
 - カ 要配慮者の支援

第11節 防災対策の整備・推進計画

総務部（くらし安全課）
建設事業部（建設課）

1 防災に関する調査研究の推進

(1) 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携の下に、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 重点を置くべき調査研究事項

ア 危険地域の実態把握

法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

- (ア) 水害危険地域
- (イ) 地すべり危険地域
- (ウ) 急傾斜地崩壊危険地域
- (エ) 火災危険地域
- (オ) その他災害危険地域

イ 危険地域の被害想定

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう、市内の各地域について、関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果及び過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

また、土砂災害警戒区域の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録などの活用のための施策等を推進する。

2 緊急物資等の確保計画

(1) 物資の備蓄・調達

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の

調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

(2) 体制の整備

市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

市は、現在の物資拠点である「赤坂ファミリー公園」の他に岩田地区に整備予定の道の駅を物資拠点として指定することで、緊急物資等の確保体制を強化する。

県は発災時において、広域物資輸送拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保する。

また、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組の整備を図る。

市及び県は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

(3) 被災地支援に関する知識の普及

市及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

3 公共用地等の有効活用

市及び県は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

4 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 市及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。

(2) 市及び国、県は、報道機関及びポータルサイト運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(3) 市及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービ

スを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組の円滑な運用・強化を図る。

- (4) 市、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。
- (5) 市、県及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第12節 災害教訓の伝承計画

総務部（くらし安全課）

1 目的

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、市及び県では、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

2 伝承方法

- (1) 市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。
- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

全 部（全課・室：全班）

第1 市の配備体制

1 注意体制（災害対策連絡室）

(1) 注意体制配備基準

No.	配 備 基 準	本庁	赤坂	熊山	吉井
①	赤磐市に次のいずれかの注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・大雨注意報・洪水注意報・大雪注意報 ・各種警報が発表されたが、今後気象条件が改善されることが見込まれるとき	○	○	○	○
②	下記の水位観測所の水位が水防団待機水位に達したとき ・吉井川 （熊山支所管内）・津瀬 5.0m （吉井支所管内）・周匝 2.5m （美咲町）・塚角 2.4m ・砂川 正崎 2.0m	○		○	○
③	管内の中小河川が増水し、災害発生までかなりの時間的余裕があるが、今後の状況の推移に注意を要するとき	○	○	○	○
④	各支所より注意体制をとった旨の通知があったとき	○	○	○	○
⑤	その他の状況により、くらし安全課長（市民生活課長）が必要と認めたとき	○	○	○	○

(2) 注意体制の内容

	配 備 人 員	
市役所本庁	本庁に災害対策連絡室、支所に副災害対策連絡室を設置し、気象情報等の収集及びその通報並びに被害状況等を取りまとめ、連絡調整の万全を期する体制を整えるものとする。	
	災害対策連絡室長	くらし安全課長
	災害対策連絡室員	防災担当職員（くらし安全課）
赤坂支所	副災害対策連絡室長	市民生活課長（兼支所長）
熊山支所 吉井支所	副災害対策連絡室員	防災担当職員（市民生活課） あらかじめ定める班体制による職員（吉井支所）

※運用については、別に定めるものとする。

(3) 注意体制の解除

くらし安全課長は、次の基準に達した場合は、注意体制を解除する。

①注意体制の原因となった気象に係る注意報が解除されたとき
②災害の発生するおそれが解消したと認めるとき
③災害が発生し、注意体制から警戒体制、特別警戒体制、非常体制への移行が必要となったとき

2 警戒体制（警戒本部）

(1) 警戒体制配備基準

No.	配 備 基 準	本庁	赤坂	熊山	吉井
①	赤磐市に次のいずれかの警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報	○	○	○	○
②	下記の水位観測所の水位が氾濫注意水位に達し、なお水位の上昇が認められるとき ・吉井川 (熊山支所管内)・津瀬 6.4m (吉井支所管内)・周匝 3.5m (美咲町)・塚角 4.1m ・砂川 正崎 2.5m	○		○	○
③	管内の中小河川が増水し、災害発生までかなりの時間的余裕があるが、今後の状況の推移に注意・警戒を要するとき	○	○	○	○
④	各支所より警戒体制をとった旨の通知があったとき	○	○	○	○
⑤	その他の状況により、総務部長（支所長）が必要と認めたと き	○	○	○	○

(2) 警戒体制の内容

	配 備 人 員			
市役所本庁	本庁に警戒本部、支所に警戒支部を設置し、気象情報、河川水位等の収集及びその通報並びに被害状況等を取りまとめ、連絡調整の万全を期する体制を整えるものとする。			
	警戒本部長	総務部長	警戒副本部長	総合政策部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設事業部長、消防団副団長、その他関係部長級職員
	警戒本部長	総務課長、くらし安全課長、秘書広報課長、社会福祉課長、農林課長、建設課長、上下水道課長、消防本部総務課長、消防団山陽方面隊長		
	出務職員	防災担当職員（くらし安全課）、あらかじめ定める班体制による職員 課別防災担当職員（秘書広報課、くらし安全課、社会福祉課、農林課、建設課、上下水道課、消防総務課）		
赤坂支所 熊山支所 吉井支所	警戒支部長	支所長（市民生活課長兼務）		
	警戒支部員	産業建設課長、本庁派遣課長※ ¹ 、消防団方面隊長		
	出務職員	あらかじめ定める班体制による職員 支所職員全員（吉井支所） あらかじめ定める本庁派遣職員※ ²		

※1 本庁派遣課長

各支所の防災体制強化のため本庁より派遣される課長。

※2 あらかじめ定める本庁派遣職員

各支所の防災体制強化のため本庁より派遣される職員で、班体制に属さない職員をあらかじめ

定めておく。

(3) 警戒体制の解除

総務部長は、次の基準に達した場合は、警戒体制を解除する。

①警戒体制の原因となった気象に係る警報が解除されたとき
②警戒体制の原因となった水位情報が基準を下回り再度水位が上昇する見込みがないとき
③災害の発生するおそれが解消したと認めるとき
④発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認めるとき
⑤災害が発生し、警戒体制から特別警戒体制への移行や災害対策本部の設置が必要となり、警戒体制を解消して、特別警戒体制又は非常体制へ移行するとき

3 特別警戒体制（特別警戒本部）

(1) 特別警戒体制配備基準

No.	配 備 基 準	本庁	赤坂	熊山	吉井
①	市域に、土砂災害警戒情報が発表されたとき	○	○	○	○
②	自主避難が開始され、高齢者等避難、避難指示を発令する必要があるとき	○	○	○	○
③	管内において局地的な災害又は重大な事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき	○	○	○	○
④	下記の水位観測所の水位が避難判断水位に達し、なお上昇を認めるとき ・吉井川 (熊山支所管内)・津瀬 8.5m (吉井支所管内)・周匝 3.7m (美咲町)・塚角 4.2m ・砂川 正崎 2.5m	○	○	○	○
⑤	各支所より特別警戒体制をとった旨の通知があったとき	○	○	○	○
⑥	その他の状況により、副市長が必要と認めたとき	○	○	○	○

(2) 特別警戒体制の内容

	配 備 人 員	
市 役 所 本 庁	本庁に特別警戒本部、支所に特別警戒支部を設置し、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに非常体制に移行できる体制を整える。	
	特別警戒本部長	副市長
	特別警戒副本部長	教育長
	特別警戒本部員 (部長級)	総務部長、総合政策部長、財務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設事業部長、会計管理者、教育次長、議会事務局長、消防長、消防団長、消防団副団長、その他部長級職員

	配 備 人 員	
市 役 所 本 庁	特別警戒本部 出務課長	秘書広報課長、政策推進課長、総務課長、くらし安全課長、管財課長、財政課長、税務課長、市民課長、協働推進課長、環境課長、健康増進課長、介護保険課長、社会福祉課長、子育て支援課長、農林課長、商工観光課長、地域整備推進室長、建設課長、上下水道課長、会計課長、監査事務局長、教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、中央公民館長、中央図書館長、中央学校給食センター所長、消防総務課長、消防団山陽方面隊長 ※ ³ あらかじめ定められた支所派遣課長を除く
	支所派遣課長	上記出務職員の中よりあらかじめ定める
	出務職員	あらかじめ各課（室）で定める職員 ※ ⁴ あらかじめ本庁で定められた派遣職員を除く
赤 坂 支 所	特別警戒支部長	支所長（市民生活課長兼務）
	特別警戒副支部長	産業建設課長、本庁派遣課長
	特別警戒支部員	赤坂公民館長、赤坂図書館長、消防団赤坂方面隊長、
	出務職員	あらかじめ支所で定める職員 あらかじめ本庁で定める派遣職員
熊 山 支 所	特別警戒支部長	支所長（市民生活課長兼務）
	特別警戒副支部長	産業建設課長、本庁派遣課長
	特別警戒支部員	熊山公民館長、熊山図書館長、消防団熊山方面隊長
	出務職員	あらかじめ支所で定める職員 あらかじめ本庁で定める派遣職員
吉 井 支 所	特別警戒支部長	支所長（市民生活課長兼務）
	特別警戒副支部長	産業建設課長、本庁派遣課長
	特別警戒支部員	吉井公民館長、吉井図書館長、消防団吉井方面隊長
	出務職員	あらかじめ支所で定める職員 あらかじめ本庁で定める派遣職員

※³ あらかじめ定められた支所派遣課長を除く

各支所の防災体制強化のため本庁より派遣される課長（本庁派遣課長）は本庁防災体制に出務しない（各支所防災体制に編入）。

※⁴ あらかじめ本庁で定められた派遣職員を除く

各支所の防災体制強化のため本庁より派遣される職員で班体制に属さない者（あらかじめ本庁で定める派遣職員）は本庁防災体制に出務しない（各支所防災体制に編入）

(3) 特別警戒体制の解除

副市長は、次の基準に達した場合は、特別警戒体制を解除する。

①特別警戒体制の原因となった水位情報が基準を下回り再度水位が上昇する見込みがないとき
②災害発生のおそれなくなったとき
③避難指示の発令が解除されたとき
④発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認めるとき
⑤大規模な災害が発生して市長が災害対策本部の設置を認め、特別警戒本部を解除して、非常体制に移行したとき

4 非常体制（災害対策本部）

(1) 非常体制配備基準

No.	配 備 基 準	本庁	赤坂	熊山	吉井
①	赤磐市に次のいずれかの特別警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・大雨・暴風・暴風雪・大雪	○	○	○	○
②	下記の水位観測所の水位が氾濫危険水位に達し、洪水の発生するおそれがあるとき ・吉井川 (熊山支所管内)・津瀬 9.6m (吉井支所管内)・周匝 6.2m (美咲町)・塚角 5.9m ・砂川 正崎 3.0m	○	○	○	○
③	管内において災害救助法を適用する災害又は重大な事故が発生したとき	○	○	○	○
④	その他の状況により、市長（支所長）が必要と認めたとき	○	○	○	○
⑤	各支所より非常体制をとった旨の通知があったとき	○	○	○	○

(2) 非常体制の内容

		配 備 人 員	
市 役 所 本 庁	本庁に災害対策本部、支所に災害対策支部を設置し、班の事務分掌に基づいて災害応急対策を実施する。		
	災害対策本部長	市長	
	災害対策副本部長	副市長、教育長	
	災害対策本部員 (部長級)	総務部長、総合政策部長、財務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設事業部長、会計管理者、教育次長、議会事務局長、消防長、消防団長、消防団副団長、その他部長級職員	
	班長	全課室長、消防団山陽方面隊長 ※ ³ あらかじめ定められた支所派遣課長を除く	
	出務職員	すべての職員 ※ ⁴ あらかじめ本庁で定められた派遣職員を除く	

	配 備 人 員	
赤坂支所	災害対策支部長	支所長（市民生活課長兼務）
	災害対策副支部長	産業建設課長、本庁派遣課長
	災害対策支部員	赤坂公民館長、赤坂図書館長、消防団赤坂方面隊長
	出務職員	すべての職員、あらかじめ本庁で定める派遣職員
熊山支所	災害対策支部長	支所長（市民生活課長兼務）
	災害対策副支部長	産業建設課長、本庁派遣課長
	災害対策支部員	熊山公民館長、熊山図書館長、消防団熊山方面隊長
	出務職員	すべての職員、あらかじめ本庁で定める派遣職員
吉井支所	災害対策支部長	支所長（市民生活課長兼務）
	災害対策副支部長	産業建設課長、本庁派遣課長
	災害対策支部員	吉井公民館長、吉井図書館長、消防団吉井方面隊長
	出務職員	すべての職員、あらかじめ本庁で定める派遣職員

※3 あらかじめ定められた支所派遣課長を除く

支所の防災体制強化のため本庁より派遣される課長（本庁派遣課長）は本庁防災体制に出務しない（各支所防災体制に編入）。

※4 あらかじめ本庁で定められた派遣職員を除く

各支所の防災体制強化のため本庁より派遣される職員で班体制に属さない者（あらかじめ本庁で定める派遣職員）は本庁防災体制に出務しない（各支所防災体制に編入）。

(3) 非常体制の解除

市長は、次の基準に達した場合は、非常戒体制を解除するとともに、関係課及び県へこの旨を連絡する。

- ①非常戒体制の原因となった災害発生のおそれなくなったとき
- ②非常体制の原因となった水位情報が基準を下回り再度水位が上昇する見込みがないとき
- ③発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認めるとき
- ④災害復旧体制に移行するとき

第2 職員の動員及び参集

1 動員配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

ア 市役所本庁

(ア) 災害情報・防災気象情報等は、くらし安全課が受領する。くらし安全課長は、情報を受領した場合、直ちに総務部長に報告する。

(イ) 総務部長は、くらし安全課長の報告を受け、情報を副市長・教育長に報告する。

(ウ) 副市長・教育長は、配備が必要であると認めた場合には、関係職員に配備指令を伝達し、その旨を市長に報告する。また、災害対策本部の設置基準に該当すると認められる場合には、市長に判断を仰ぎ、その指示に従って災害対策本部を設置する。

イ 支所

(ア) 災害情報・防災気象情報等は、市民生活課が受領する。市民生活課長は、情報を受

領した場合、直ちに支所長に報告する。

- (イ) 支所長は、市民生活課長の報告を受け、配備を必要と認めた場合には、関係職員に配備指令を伝達し、その旨を総務部長に報告する。また、管内の状況から、災害対策本部を設置する必要があると思われる場合には、副市長に対し、災害対策本部の設置を要請する。

ウ 配備指令の伝達方法

庁内放送、回線電話、携帯電話、防災行政無線、職員ポータル、文書回覧及び使送等による。

(2) 勤務時間外

ア 市役所本庁

- (ア) 災害情報・防災気象情報等は、宿日直者が受領する。宿日直者は、情報を受領した場合、直ちにくらし安全課長に報告する。

- (イ) くらし安全課長は、宿日直者の報告を受け、情報を総務部長に伝達する。

- (ウ) 総務部長は、配備が必要であると認めた場合には、関係職員に配備指令を伝達し、その旨を市長・副市長・教育長に報告する。また、災害対策本部の設置基準に該当すると認められる場合には、市長に判断を仰ぎ、その指示に従って災害対策本部を設置する。

イ 支所

- (ア) 災害情報・防災気象情報等は、日直又は本庁宿直者が受領する。日直又は本庁宿直者は、情報を受領した場合、直ちに市民生活課長に報告する。

- (イ) 市民生活課長は、日直又は本庁宿直者の報告を受け、配備が必要と認めた場合には、支所長に報告し、当番班長及び当番班長を通じて関係職員に配備指令を伝達し、その旨を総務部長に報告する。また、管内の状況から、災害対策本部を設置する必要があると思われる場合には、総務部長に対し、災害対策本部の設置を要請する。

ウ 配備指令の伝達方法

携帯電話、回線電話、防災行政無線、職員ポータル及び使送等による。

2 職員の参集等

(1) 勤務時間外における参集

- ア 職員は、勤務時間外において災害が発生し、配備指令を受けたときは、直ちにあらゆる手段をもって参集しなければならない。

- イ 職員は、電話回線が不通になる等、周囲の状況から大規模な災害が発生したと判断した場合には、動員配備指令を待たず、自ら参集するものとする。

(2) 参集時の留意事項

職員は、参集に当たり、次の点に留意する。

ア 服装

応急活動ができる服装とする。

イ 緊急措置

参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぎ、庁舎等に参集する。

ウ 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属の班長（課長等）に報告する。

- ・ 幹線道路等の状況
- ・ 建物の倒壊、損傷の状況
- ・ 火災の発生、消火活動の状況
- ・ 被災者及び救助活動の状況
- ・ ライフラインの状況

エ 参集報告

各班長（課長等）は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、総務部長に報告する。

第3 災害対策本部の設置

市長は、市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に応じて、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めたとき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2及び赤磐市災害対策本部条例に基づき、赤磐市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

1 本部の設置

(1) 設置及び廃止の基準

第1の4(1)に定める非常体制配備基準による。

(2) 設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を防災行政無線等により、県、関係機関、住民に対し、報告、通知、公表するとともに、市役所玄関前に本部の標識を掲示する。

(3) 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、市長にあるが、市長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副市長	2	教育長	3	総務部長
--------	---	-----	---	-----	---	------

(4) 本部の設置場所

本部は、本庁大会議室に設置する。ただし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと市長が判断したときは、次の順位により本部を移設する。

本部代替順位	1	桜が丘いきいき交流センター	2	赤磐市消防本部	3	赤坂支所
	4	熊山支所	5	吉井支所		

2 本部の組織

(1) 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部長（部長職の職員・消防団長）

本部長は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属の班長等を指揮監督する。

(4) 部・班

本部における各部・班の組織及びそれぞれの所掌事務については、別紙に定めるところによる。

(5) 支部

ア 赤坂・熊山・吉井の各支所に災害対策支部を置く。

イ 支部は、本部長の指示に従って、管轄区域の災害情報の収集、住民の避難誘導、被災者の救助活動等の災害応急対策活動に従事する。

ウ 支部の組織及び各班の所掌事務については、別紙に定めるところによる。

(6) 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の指揮を行うものとする。

ア 現地災害対策本部の開設

(ア) 本部長は、現地災害対策本部長として副市長を充て、また本部職員のうちから現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。

(イ) 現地災害対策本部は、最寄りの公共施設に設置するが、適当な施設がない場合には、民間施設の借り上げ又は仮設テントの設置等による。

(ウ) 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等で表示する。

イ 現地災害対策本部の責務

(ア) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。

(イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。

(ウ) 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

ウ 本部と現地災害対策本部との関係

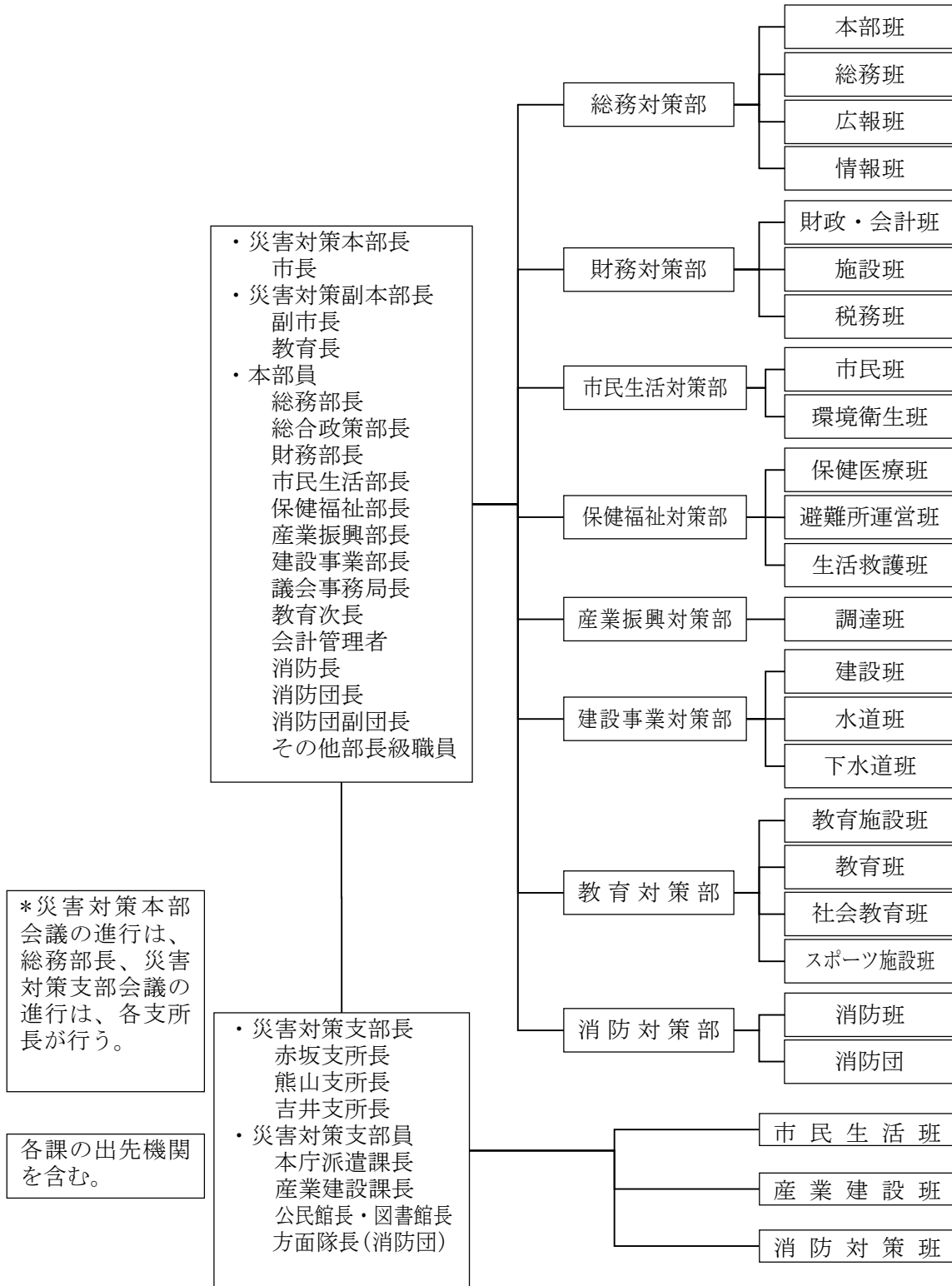
(ア) 現地災害対策本部は、本部の指示に基づき、現地での災害応急活動に当たるものとする。ただし、事態が切迫し、緊急に対処する必要がある場合には、現地災害対策本部長の指示により活動することができる。この場合、事後直ちに本部長に報告するものとする。

(イ) 本部と現地災害対策本部とは、定期的に情報交換を行い、意思疎通を図るものとする。

- (ウ) 現地災害対策本部長は、現地における災害応急活動に必要な人員、資機材等が不足する場合には、本部長に応援を要請するものとする。
- (7) 情報連絡員
防災関係機関は、必要に応じ情報連絡員を本部に派遣する。

別紙

1 災害対策本部・災害対策支部組織



※部に、その事務を分掌させるための班を置き、各部、班による組織横断的な活動を行う。出務員割は、別に定める防災体制一覧表による。

2 災害対策本部の事務分掌

注1：指定職員は、課・室内において指名し、人事異動の際は、くらし安全課に報告すること。

注2：班長が2つ以上の班の班長を兼ね災害対策本部の事務に支障が出る場合は、兼ねている班について班長がその班の職員の中からあらかじめ班長を指名するものとする。

●は特に初動期に重要な活動

部	班	班の事務分掌
総務対策部	くらし安全課 (1. 本部班) 班 長：くらし安全課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ●地震情報、気象警報の受理及び伝達に関する事。 ●災害対策本部の設置準備に関する事。 ●災害対策本部の運営に関する事。 ●県、関係機関への被害状況等の報告に関する事。 ●避難誘導・指示に関する事。 ●消防団員の配備・出動要請に関する事。 ●防災行政無線、通信機器に関する事。 ●緊急割込放送に関する事。 ●岡山県総合防災情報システムの入力に関する事。 ●エリアメール送信に関する事。 ●災害対策支部との連絡調整に関する事。 ●自主防災組織との連絡調整に関する事。 ●自治会への避難誘導の協力に関する事。 ○り災証明に関する事。 ○その他災害対策全般に関する事。
	議会事務局 監査事務局 総務課 (2. 総務班) 班 長：総務課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の動員に関する事。 ●応援職員の派遣に関する事。 ●職員の給食に関する事。 ●県及び市町村への応援依頼に関する事。 ●自衛隊の派遣要請に関する事。 ●派遣された自衛隊、関係機関の職員の受け入れに関する事。 ●公用令書に関する事。 ○職員の人員調整に関する事。 ○災害対策本部の運営補佐に関する事。
	秘書広報課 政策推進課 (3. 広報班) 班 長：秘書広報課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ●報道機関との連絡と相互協力に関する事。 ●災害対策活動の広報に関する事。 ○市民からの電話による問い合わせに関する事。 ○総務班の応援に関する事。
	総務課 (4. 情報班) 班 長：総務課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ●一次情報のとりまとめ作業に関する事。 ●各班報告の被害状況の集計作業に関する事。 ●情報通信システム機器の維持管理に関する事。 ●災害写真等の収集、災害記録に関する事。 ○情報通信システム、ネットワークの維持管理に関する事。 ●岡山県総合防災情報システムの入力補助に関する事。

部	班	班の事務分掌
財務 対 策 部	財政課・会計課 (5. 財政・会計班) 班 長：財政課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策の予算に関すること。 ●対策本部・支部の出納に関すること。
	管財課 (6. 施設班) 班 長：管財課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ●本庁の建物、設備等の被害調査に関すること。 ●市所管の建物、設備などの被害調査に関すること。
	税務課 (7. 税務班) 班 長：税務課長 副班長：指定職員	(税務班) <ul style="list-style-type: none"> ●税に関するデータの保全・管理に関すること。 ●徴税整理データの保全・管理に関すること。 ○住宅被災者に対する融資等に関すること。 ○被災家屋等の被害調査に関すること。 ○税の減免に関すること。
市民 生 活 対 策 部	市民課・協働推進課 (8. 市民班) 班 長：市民課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の安否問い合わせに関すること。 ●人的被害調査に関すること。 ●市民個人情報のデータ管理に関すること。 ●外国人の安否確認に関すること。 ●避難所運営班への応援に関すること。 ●支所への応援に関すること。 ○被災者の実態調査に関すること。 ○市民からの各種相談に関すること。 ○遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること。 ○埋火葬許可書、処理台帳等に関すること。 ●ボランティアの受入れに関すること。 (赤磐市社会福祉協議会への依頼)
	環境課 (9. 環境衛生班) 班 長：環境課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ●し尿処理施設・ごみ処理施設等の被害調査に関する こと。 ●ごみ処理及び清掃に関すること。 ●仮設トイレ等設置に関すること。 ●支所への応援に関すること。 ●愛玩動物の保護に関すること。 ○ごみ処理・し尿処理施設等の応急対策に関する こと。 ○処理業者、ボランティアの動員に関すること。 ●被災地域の家屋等の防疫及び消毒に関すること。 ○上水道を除く水の消毒に関すること。 ○災害廃棄物の処理に関すること。 ○災害廃棄物一時収集場所の確保に関すること。 ●生活ごみ、災害ごみの排出方法の周知に関する こと。

部	班	班の事務分掌
健康福祉対策部	健康増進課 (10. 保健医療班) 班 長：健康増進課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ●保健所、医療機関との連絡調整に関する事。 ●救護班の編成に関する事。 ●医療救護所の設置に関する事。 ●医療救護全般に関する事。 ●負傷者の収容、搬送に関する事。 ●感染症の予防に関する事。 ●衛生医薬品等の確保に関する事。 ●助産及び乳幼児の救護に関する事。 ●日赤奉仕団等の応援要請、受入れに関する事。 ○避難者のメンタルヘルスに関する事。
	子育て支援課 (11. 生活救護班) 班 長：子育て支援課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ●保育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ●応急保育の検討に関する事。 ●市内全域の保育園との連絡調整に関する事。 ●休園措置及び応急復旧に関する事。 ○保護者への連絡調整に関する事。 ○救援物資の受理に関する事。 ○避難所運営班の応援に関する事。
	社会福祉課・介護保険課 (12. 避難所運営班) 班 長：社会福祉課長 副班長：介護保険課長	<ul style="list-style-type: none"> ●避難場所の開設・運営に関する事。 ●避難所における食糧、物資の配布に関する事。 ○避難所の運営に関する事。 ○義援金受理及び管理に関する事。 ○義援金の配分に関する事。 ●災害救助法の手続き等に関する事。 ●各施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ●日本赤十字社との連絡調整に関する事。 ●要配慮者の援護に関する事。 ○避難所の閉鎖に関する事。
産業振興対策部	農林課 (13. 調達班) 班 長：商工観光課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ・農林課 ●支所への応援に関する事。 ○農林畜産物の被害調査に関する事。 ○農林畜産事業者に対する支援に関する事。
	農林課・商工観光課 (13. 調達班) 班 長：商工観光課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ・商工観光課 ●食糧（米、弁当、パン等）の調達に関する事。 ●生活必需品（衣料、日用品等）の調達に関する事。 ●炊き出し資機材の調達に関する事。 ●炊き出しの食材（肉、味噌、野菜等）の調達に関する事。 ●支所への食糧の供給に関する事。 ●商工施設の被害調査に関する事。 ●支所への生活必要物資の供給に関する事。 ●企業との応急活動連携に関する事。 ●観光旅行者の避難誘導に関する事。 ○商工団体との連絡調整に関する事。 ○中小企業被災者に対する融資に関する事。 ○生業資金の貸付けに関する事。

部	班	班の事務分掌
建設事業対策部	<p>建設課・地域整備推進室 (14. 建設班) 班 長：建設課長 副班長：指定職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課 (土木建設班) ●公共土木施設の応急対策及び復旧に関する事。 ●道路、公共土木施設の被害調査に関する事。 ●土木建築関係業者の動員に関する事。 ●重機による救助活動に関する事。 ●応急復旧資機材の調達及び保管に関する事。 ●急傾斜地崩壊危険箇所の被害調査に関する事。 ●関係機関との連絡調整に関する事。 ●障害物の除去に関する事。 ●公共土木施設の応急対策及び復旧に関する事。 ●水防に関する事。 (農地整理班) ●農地・農林施設・林地の被害調査に関する事。 ○農道の被害調査に関する事。 ○農地・農林施設・林地の応急対策・復旧に関する事。 ●緊急輸送車両の確保に関する事。 ●救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資輸送に関する事。 ●災害拡大防止のための人員及び物資輸送に関する事。 ●支所への食糧・生活必要物資の輸送に関する事。 ●支援物資搬送に伴う交通誘導に関する事。 ●市営住宅の被害状況等の取りまとめに関する事。 ●市営住宅の応急対策に関する事。 ●市街地の住宅の被害調査に関する事。 ●支所への応援に関する事。 ○市営住宅入居者の支援に関する事。 ○関係機関との連絡調整に関する事。 ○応急仮設住宅の建設に関する事。 ○住宅の応急修理に関する事。 ○建築物の応急危険度判定に関する事。 ○被災建築物の応急措置の技術指導に関する事。 ●交通規制に伴う交通誘導に関する事。
	<p>上下水道課 (15. 上水道班) 班 長：上下水道課長 副班長：指定職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●水道施設の被害調査に関する事。 ●応急給水活動に関する事。 ●飲料水の確保に関する事。 ●避難所・医療施設への優先応急給水に関する事。 ●水道に関わる広報活動に関する事。 ●関係工事者に対する指導監督に関する事。 ●応急資機材の調達に関する事。 ○所管水道施設の応急対策及び復旧に関する事。
	<p>上下水道課 (16. 下水道班) 班 長：上下水道課長 副班長：指定職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道施設の被害調査に関する事。 ●汚水溢水地区の応急措置に関する事。 ●下水道に関わる広報活動に関する事。 ●関係工事者に対する指導監督に関する事。 ●応急資機材の調達に関する事。 ○下水道施設の応急対策及び復旧に関する事。

部	班	班の事務分掌
教育 対 策 部	教育総務課 (17. 教育施設班) 班 長：教育総務課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設の被災状況調査に関する事 ● 避難指定施設の運営安全管理に関する事 ○ 学校施設の応急対策及び復旧に関する事 ○ 学校関係機関、その他団体との連絡調整に関する事
	学校教育課 (18. 教育班) 班 長：学校教育課長 副班長：指定職員 (各幼稚園) 班 長：園長 副班長：指定職員 (各小・中学校) 班 長：校長 副班長：指定教職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児・児童・生徒の避難誘導及び救護に関する事 ● 幼児・児童・生徒・教職員の被災状況調査に関する事 ● 幼児・児童・生徒の支援に関する事 ● 教職員の動員に関する事 ● 休園・休校措置に関する事 ● 指定避難所施設の鍵の保管・開錠に関する事 ● 保護者等との連絡調整に関する事 ● 関係機関との連絡調整に関する事 ○ 教育機関への広報活動に関する事 ○ 応急教育に関する事 ○ 学用品及び教科書の調達、配分に関する事
	社会教育課 (中央公民館) (中央図書館) (19. 社会教育班) 班 長：社会教育課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会教育施設の利用者の避難に関する事 ● 社会教育施設の被害調査に関する事 ● 避難指定施設の運営安全管理に関する事 ● 支所への応援に関する事 ● 社会教育施設の応急対策及び復旧に関する事 ○ 社会教育団体との連絡調整に関する事 ○ 文化財の被害調査に関する事 ○ 文化財の応急対策及び復旧に関する事
	社会教育課 (20. スポーツ施設班) 班 長：社会教育課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会体育施設の利用者の避難に関する事 ● 社会体育施設の被害調査に関する事 ● 避難指定施設の運営安全管理に関する事 ● 支所への応援に関する事 ● 社会体育施設の応急対策及び復旧に関する事 ● 社会体育団体等との連絡調整に関する事
	給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育施設の応急対策及び復旧に関する事 ○ 教育総務課の応援に関する事
消 防 対 策 部	消防本部 (21. 消防班) 班 長：消防総務課長 副班長：指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防職員の動員に関する事 ● 消火活動に関する事 ● 災害の予防、警戒及び防御に関する事 ● 被災者の救助、救出に関する事 ● 医療機関へ搬送する負傷者等の輸送 ● 行方不明者の捜索に関する事 ● 被災者の避難誘導に関する事 ● 水防活動に関する事 ○ 消防本部による事務分掌に従う ● 消防団の動員に関する事 ● 管轄区域内のパトロールに関する事

	消防団 (22. 消防団)	<ul style="list-style-type: none"> ●団員の動員に関する事。 ●消火活動に関する事。 ●災害の予防、警戒及び防御に関する事。 ●被災者の救助、救出に関する事。 ●行方不明者の捜索に関する事。 ●被災者の避難誘導に関する事。 ●河川の巡視活動に関する事。 ●水防活動に関する事。 ●常備消防との連携及び活動支援に関する事。 ●管轄区域内のパトロールに関する事。
--	------------------	--

注：指定職員は、課内において指名し人事異動の際は、くらし安全課に報告すること。

3 災害対策支部の事務分掌

注：指定職員は、課内において指名し、人事異動の際は、市民生活課に報告すること。

班	班の事務分掌
<p>市民生活課 (2-1. 市民生活班) 班長：市民生活課長 副班長：指定職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地震情報、気象警報の伝達に関する事。 ●所管内被害状況の調査・収集・集計・報告に関する事。 ●所管内公共施設の被害調査に関する事。 ●災害対策支部の設置・運営に関する事。 ●災害対策本部との連絡調整に関する事。 ●避難準備の呼びかけ及び避難指示の伝達に関する事。 ●応急対策活動の広報に関する事。 ●防災行政無線、通信機器に関する事。 ●情報管理機器及び応急電源の維持管理に関する事。 ●応急活動班の要請に関する事。 ●応援職員の要請に関する事。 ●必要資機材・必要物資・食料等の調達要請に関する事。 ●被災者の安否問い合わせに関する事。
<p>市民生活課 (2-2. 健康福祉班) 班長：本庁派遣課長 副班長：指定職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者に関する安否確認及び被災調査に関する事。 ●避難所の開設準備及び開設に関する事。 ●必要資機材・品目・人的支援等の需要把握に関する事。 ●避難所運営班への協力に関する事。 ●医療救護所の開設準備に関する事。 ●保健医療班の要請に関する事。 ●負傷者の収容、搬送の要請に関する事。 ●食糧（米、弁当、パン等）の需要把握に関する事。 ●生活必要物資の需要把握に関する事。 ●炊き出しの食材（米、野菜等）の需要把握に関する事。 ●炊き出し資機材の需要把握に関する事。 ●職員への給食に関する事。 ●職員の健康管理に関する事。
<p>産業建設課 (2-3. 産業建設班) 班長：産業建設課長 副班長：指定職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●所管内道路、公共土木施設の被害調査に関する事。 ●土木建築関係業者の動員に関する事。 ●道路、公共土木施設の応急対策・復旧に関する事。 ●道路、公共土木施設の応急復旧資機材の調達に関する事。 ●道路障害物の除去に関する事。 ●農林畜産物の被害報告に関する事。 ●農地・農林施設・林地の被害報告に関する事。 ●市営住宅の被害調査・応急補修に関する事。 ●水道班への応急給水活動要請に関する事。 ●仮設トイレの調達要請に関する事。

第2節 予報及び警報等の伝達計画

総務対策部（くらし安全課：本部
班）

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象官署等から発表される予報及び警報等の伝達方法、基準等について定める。

1 予報及び警報等の対象区域並びに種別（資料7-1参照）

災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び住民に伝達すべき予報及び警報等の対象区域並びに種別は次のとおりである。

(1) 予報及び警報等の対象区域

ア 細分区域

一次細分区域	市町村をまとめた地域	二次細分区域
南 部	岡 山 地 域	岡山市・瀬戸内市・玉野市・吉備中央町
	東 備 地 域	赤磐市・備前市・和気町
	倉 敷 地 域	倉敷市・総社市・早島町
	井 笠 地 域	井原市・笠岡市・浅口市・里庄町・矢掛町
	高 梁 地 域	高梁市
北 部	新 見 地 域	新見市
	真 庭 地 域	真庭市・新庄村
	津 山 地 域	津山市・久米南町・美咲町・鏡野町
	勝 英 地 域	美作市・西粟倉村・勝央町・奈義町

(2) 気象に関する予報及び警報等の種別

ア 気象注意報

強風、大雨、洪水等が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が注意を呼びかけるため、発表するものである。

大雨及び洪水注意報は警戒レベル2。

イ 気象警報

暴風、大雨、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるため、発表するものである。

大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

ウ 特別警報

暴風、大雨等が原因で重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、岡山地方気象台が最大級の警戒を呼びかけるため、発表するものである。

大雨特別警報は災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

エ 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の内容を補完して、現象の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。台風情報、大雨情報等がある。

オ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

カ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

キ キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報・2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>※「災害切迫」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>

<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>※「災害切迫」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>水位周知河川およびその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

ク 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 洪水予報

洪水のおそれがあると認められるときに、河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、国土交通大臣又は知事が定めた「洪水予報河川」において、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。岡山河川事務所若しくは備前県民局が岡山地方气象台と共同して発表するものである。警戒レベル2～5に相当。

(4) 土砂災害警戒情報

気象業務法（昭和27年法律第165号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、岡山県と岡山地方气象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったとき、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村単位で発表するものである。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 大雨・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

(6) 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

(7) 水防警報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想され、岡山河川事務所長若しくは備前県民局長が水防活動を必要と認めるとき、発表するものである。

(8) 特別警戒水位（氾濫危険水位）情報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき知事が指定する水位周知河川において、避難判断水位及び洪水又は雨水出水による災害の発生を特に警戒する特別警戒水位に達したとき、備前県民局長がその旨を通報するものである。

(9) 火災気象通報

消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに岡山地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町村や県内消防本部に伝達するものである。

(10) 火災警報

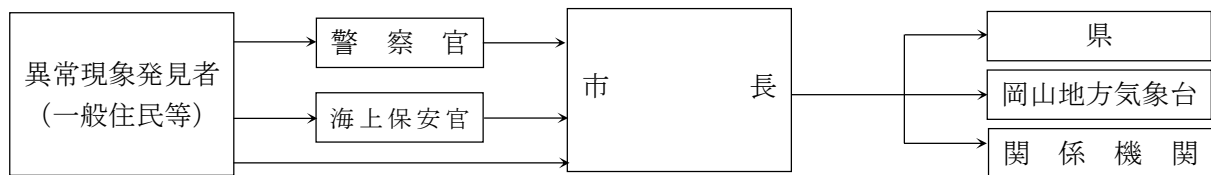
消防法に基づき、市長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発令するものである。

2 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報する。通報を受けた市長は、本計画に定めるところにより、その旨を気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

また、国、県及び市は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。



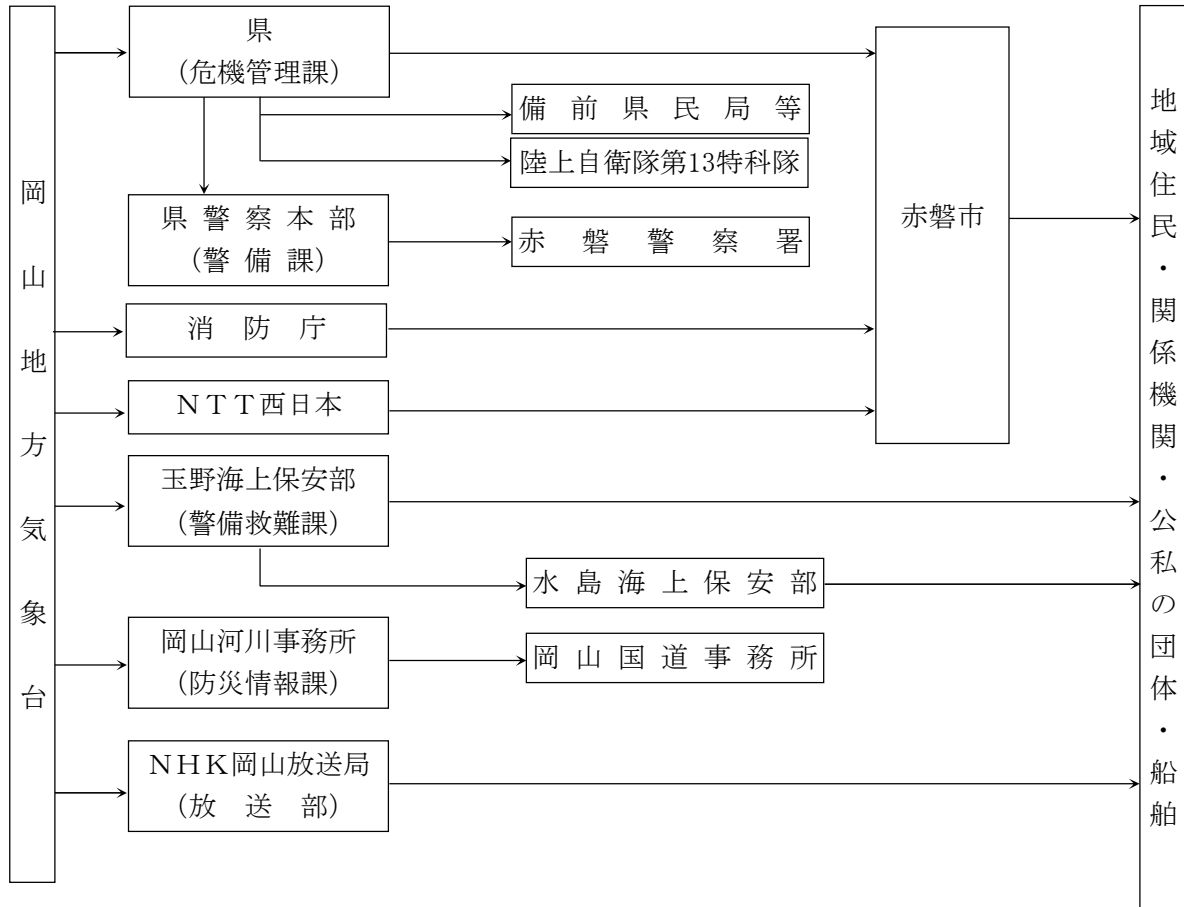
3 気象注意報・警報等の伝達

(1) 気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。

(2) 気象注意報・警報等は、法令又は地域防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。

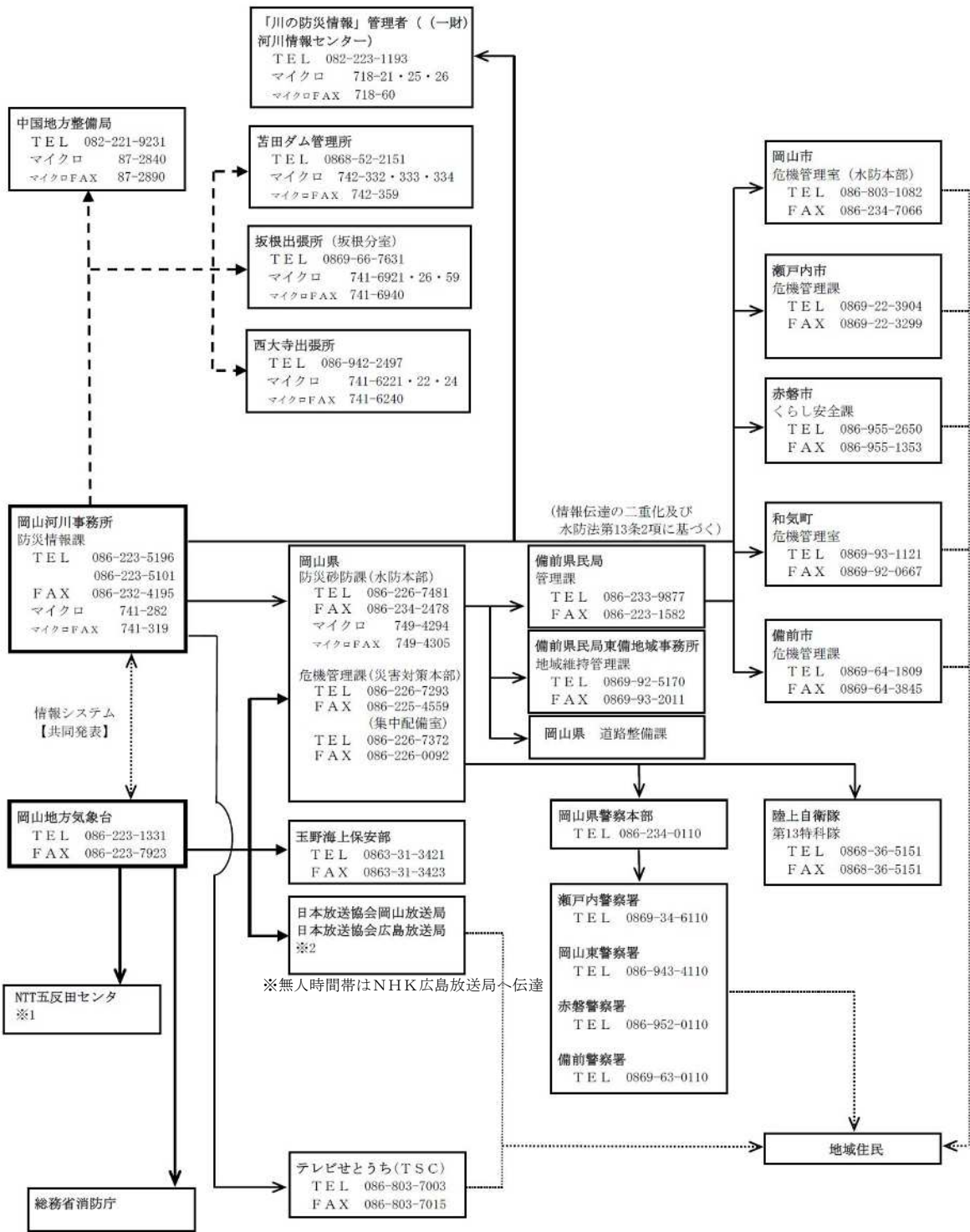
(3) 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

ア 気象注意報・警報等の伝達系統



- (注) 1 県が市へ伝達する注・警報の種類については、別に定める。
 3 NTT西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。
 4 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。
 5 陸上自衛隊第13特科隊へは、警報及び警報の解除（大雪警報及び波浪警報を除く。）のみを伝達する。
 6 NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。

イ 指定河川の洪水予報の伝達系統（吉井川及び金剛川）



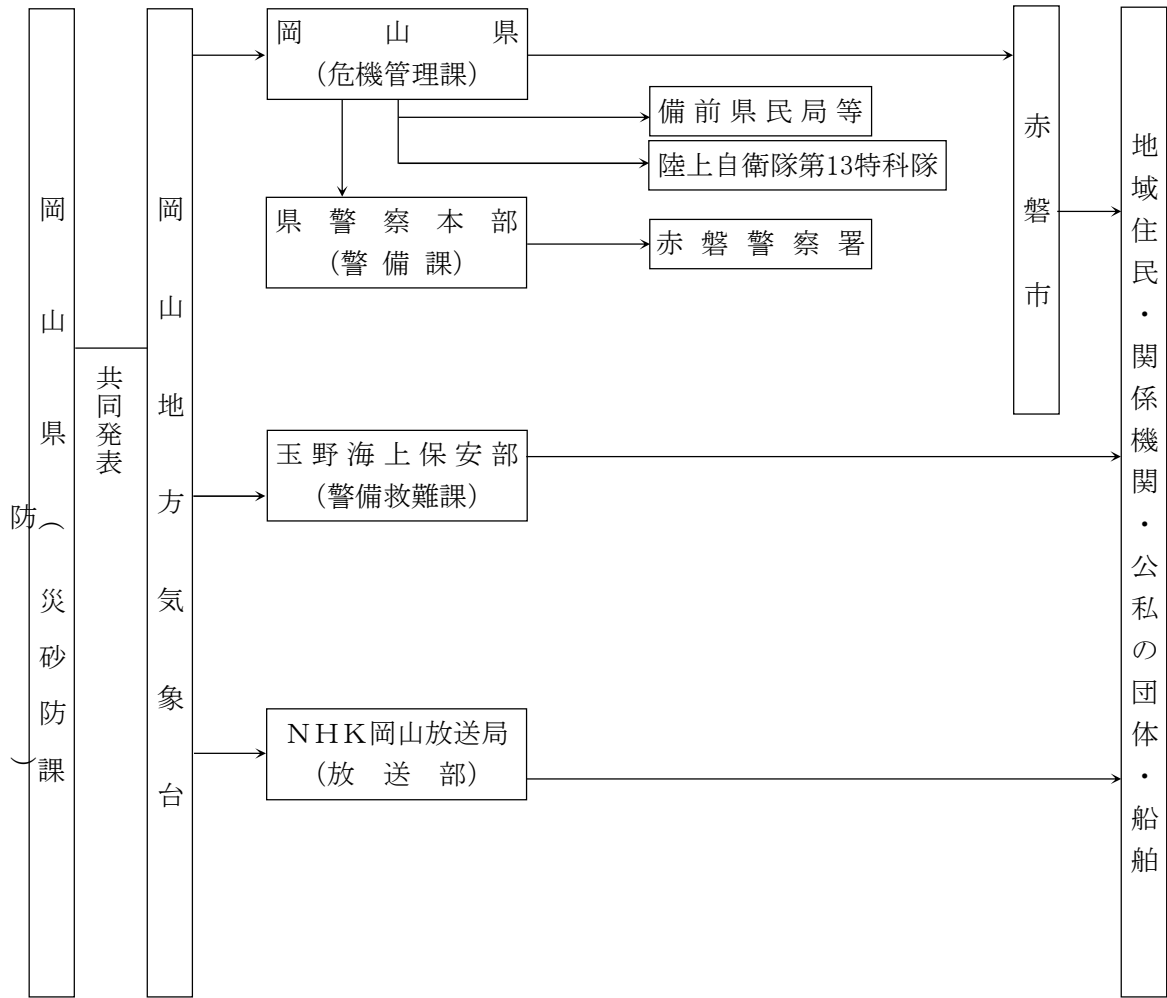
凡	例
専用線	————→
メール又はマイクロ回線	- - - - ->
メール又はNTT回線	————→
その他>

注 各機関では、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、防災無線、広報車等により地域住民に洪水予報をお知らせしている。

※1 NTT五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※2 障害時や日本放送協会岡山放送局の職員不在時間帯は、日本放送協会広島放送局へ伝達する必要がある。報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

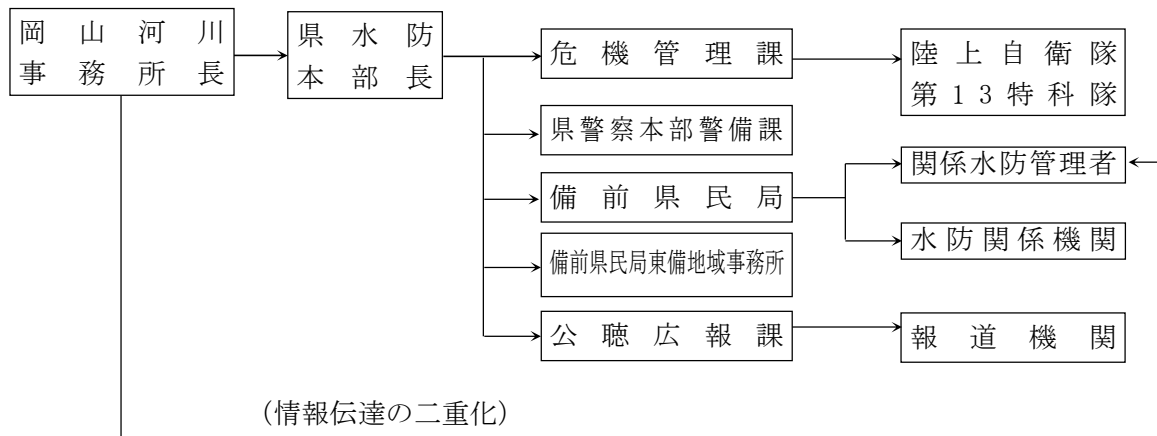
ウ 土砂災害警戒情報の伝達系統



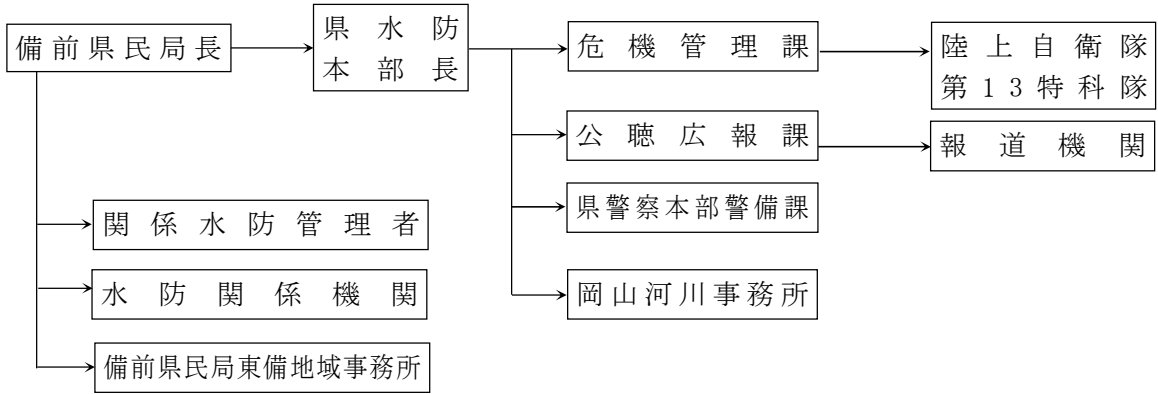
(注) NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。

エ 水防警報等の伝達系統

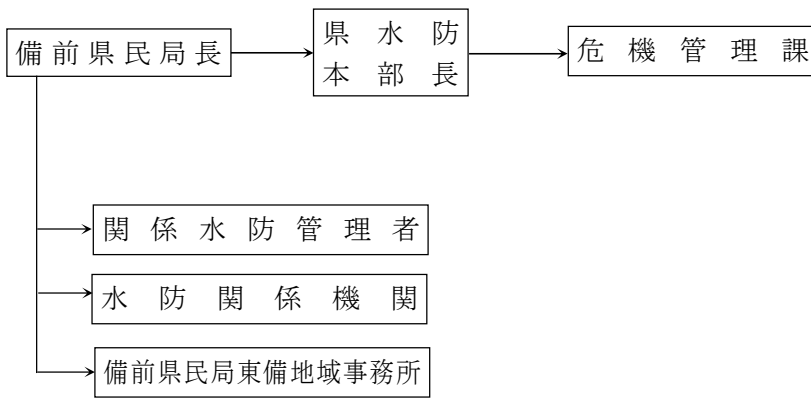
(ア) 国土交通大臣の発する水防警報



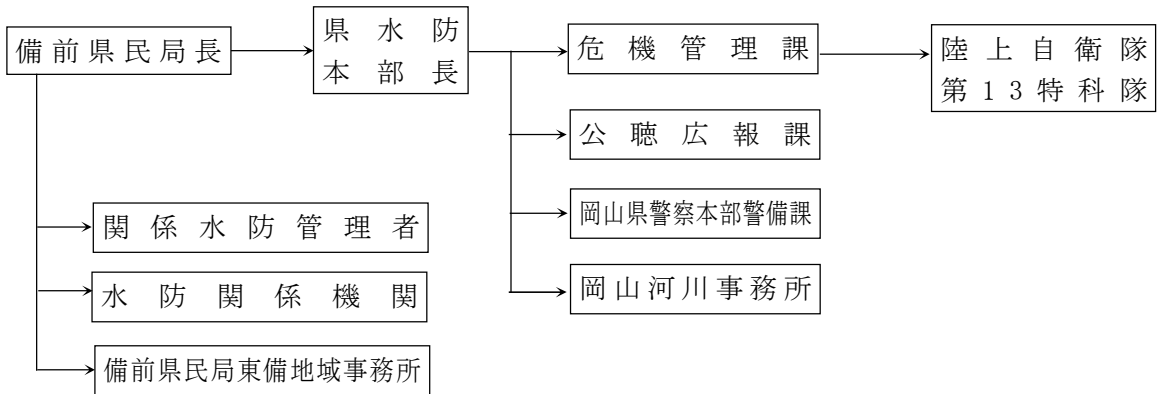
(イ) 知事の発する水防警報、氾濫危険水位情報



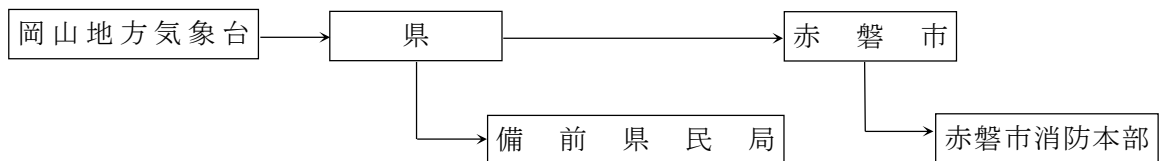
(ウ) 知事の発する避難判断水位情報



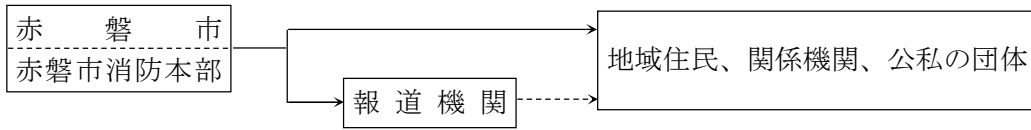
(エ) 知事の発する氾濫危険水位情報



オ 火災気象通報の伝達系統



カ 火災警報の伝達系統



4 気象予報及び警報等の受領、伝達

(1) 勤務時間内の受領、伝達

国、県等の各機関からの各種の警報、情報については、くらし安全課（本部設置時は総務対策部）が受信し、関係部課及び関係団体等に連絡するとともに、庁内放送により、全職員に周知する。

(2) 勤務時間外の受領、伝達

ア 当直員が受信し、くらし安全課長に連絡するとともに、配備の基準に該当する場合は、直ちに各配備職員（支所含む。）に連絡する。

イ くらし安全課長は、配備の基準に該当しない場合であっても、必要に応じ、消防団、関係団体へ連絡する。

(3) 一般住民への通報

住民に対する通報については、防災行政無線及びFMラジオによる放送、広報車等による呼びかけ、緊急速報メール配信、消防団、警察官、自主防災組織等の協力を得た伝達など、出来るだけ多くの手段を用いて周知を図る。

(4) 気象予報及び警報等受領伝達簿

くらし安全課（総務対策部）は、気象予報及び警報、情報、通報等の受領伝達、その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、かつ、事後の参考に資するため、気象予報及び警報等受領伝達簿を作成する。

第3節 被害情報の収集・伝達計画

全 部（全課・室：全班）

被害状況報告及びその他の災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であり、災害情報の収集伝達の取扱い等について定める。

1 災害情報の収集

(1) 災害危険箇所等に関する情報の収集

ア 職員による情報の収集

各班は、災害応急対策を適切な時期に地域の状況に応じて実施するため、その所管に係る次の災害危険箇所又は地域の地理的条件に基づく災害特性等を勘案して、積極的に職員を動員して巡回、警戒活動を行い、情報収集に努める。

- (ア) 急傾斜地崩壊危険箇所
- (イ) 土石流危険渓流
- (ウ) 地すべり危険箇所
- (エ) 山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区のうち保安林、保安施設地区
- (オ) 河川
洪水危険箇所、重要水防箇所等

(カ) ため池

イ 消防団による情報の収集

- (ア) 消防団員は、常時地区内の状況を把握するよう努める。
- (イ) 災害が発生するおそれのある場合は、地区内の上記災害危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。
- (ウ) 災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合は、その状況を調査し、直ちに市本部に連絡する。

(2) 被害状況等に関する情報の収集

ア 収集の方法

- (ア) 各班は、その所管に係る事務について被害状況を収集する。
- (イ) 災害発生直後の収集は、災害発生地点、災害の種別、人的被害の程度等応急対策を実施する上での緊急性の高い情報を優先するとともに、市内の被害状況の全般的概要を把握することを目的とし、迅速性を第一とする。
- (ウ) 収集は、現地調査を原則とし、発災後の時間的経過に比例して正確性が增大するよう努める。
- (エ) 防災関係機関と情報連絡を密にし、被害状況の把握に努める。

イ 収集すべき事項

収集事項は、おおむね次のとおりとする。なお、被害状況の調査は、多数の要員で分担して行うため重複調査や調査項目の脱漏等が予想されるので、適切な指示により効果的、

効率的に実施するよう努める。

- (ア) 災害発生日時、場所、地域
- (イ) 災害の状況
- (ウ) 人的被害、住家被害、その他各部で所管する事務の被害状況
- (エ) 住民の動向、避難状況、救助活動の要否等

ウ 情報の取りまとめ

- (ア) 各班長は、収集したそれぞれの所管事項に係る被害状況を逐次総務班に連絡する。
- (イ) 総務班長は、各班、消防団、住民等からの情報を整理分類し、応急対策を必要とする場合は、その実施について指示する。

2 県等への災害情報の報告

(1) 情報収集

災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。

(2) 関係機関への連絡

ア 発災直後において、人的被害の状況、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県へ報告する。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。(総務省消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接総務省消防庁へも連絡する。)

イ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

ウ 災害対策基本法第53条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況を報告すべき災害として次のものがあるが、市から県に報告できない場合もこれに準じて内閣総理大臣に報告する。

- (ア) 県において災害対策本部を設置した災害
- (イ) 災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害
- (ウ) (ア)(イ)になるおそれのある災害

エ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

オ 報告は総務省消防庁を窓口とし、連絡先は次による。

なお、この報告は消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う総務省消防庁への報告と一体的に行う。

回線別		区分	平日（9：30～18：15） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
N T T 回線	電話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 （消防本部）	電話		(6-72-90-)49013	(6-72-90-)49102
	F A X		(6-72-90-)49033	(6-72-90-)49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話		69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X		69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

カ 消防本部においては、災害時に119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに総務省消防庁及び県に報告する。

キ 市は、応急対策活動状況について、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。

3 報告の種類

(1) 災害発生通報（様式 1 - 1 (1)）

災害が発生した場合、直ちに、災害発生通報により報告する。災害発生通報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲内で報告する。

(2) 災害即報

被害状況が判明しだい、赤磐警察署と相互連絡をとり、報告の正確を期し逐次災害即報により報告する。

(3) 被害概況報告

(1)(2)の報告後において、被害の全体がおおむね判明したとき、被害概況報告により報告する。

(4) 災害状況決定報告

被害の程度が確定したときは、災害確定報告により報告する。

4 報告の実施

(1) 災害発生通報の報告は、県（備前県民局地域づくり推進課）へ電話及び岡山県総合防災情報システム等により迅速に連絡し、事後必要に応じて文書で報告する。

(2) 災害即報、被害概況報告については、判明しだい逐次県へ報告する。この場合、少なくとも災害発生通報後2時間以内に災害即報第1報を報告する。

(3) 県本部が設置された場合は、総務部において災害発生通報、災害即報を行うとともに、県本部との連絡を行う。

5 重要な災害情報の伝達

市は、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、県へ、岡山県総合防災情報システム及び電話等により速やかに伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

伝達の対象となる被害		伝達内容等
	(1) 被害発生状況等 被害、災害対策本部の設置及び応急対策(全般)の概況	様式1-1(2)によること。
	(2) 人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況	様式1-2によること。 様式1-3によること。
公共施設被害	(3) 河川被害	様式1-4によること。
	(4) 貯水池・ため池被害	
	(5) 砂防被害	
	(6) 治山被害	
	(7) 道路施設被害	
	(8) 水道施設被害	
その他	(9) 下水道施設被害	様式1-5によること。 様式1-6によること。
	(10) 都市公園等施設被害	
	(11) 公営住宅等被害	
	(12) 商工関係被害等 商工被害 観光被害	
	(13) 林野火災被害	
	(14) 社会福祉施設被害	

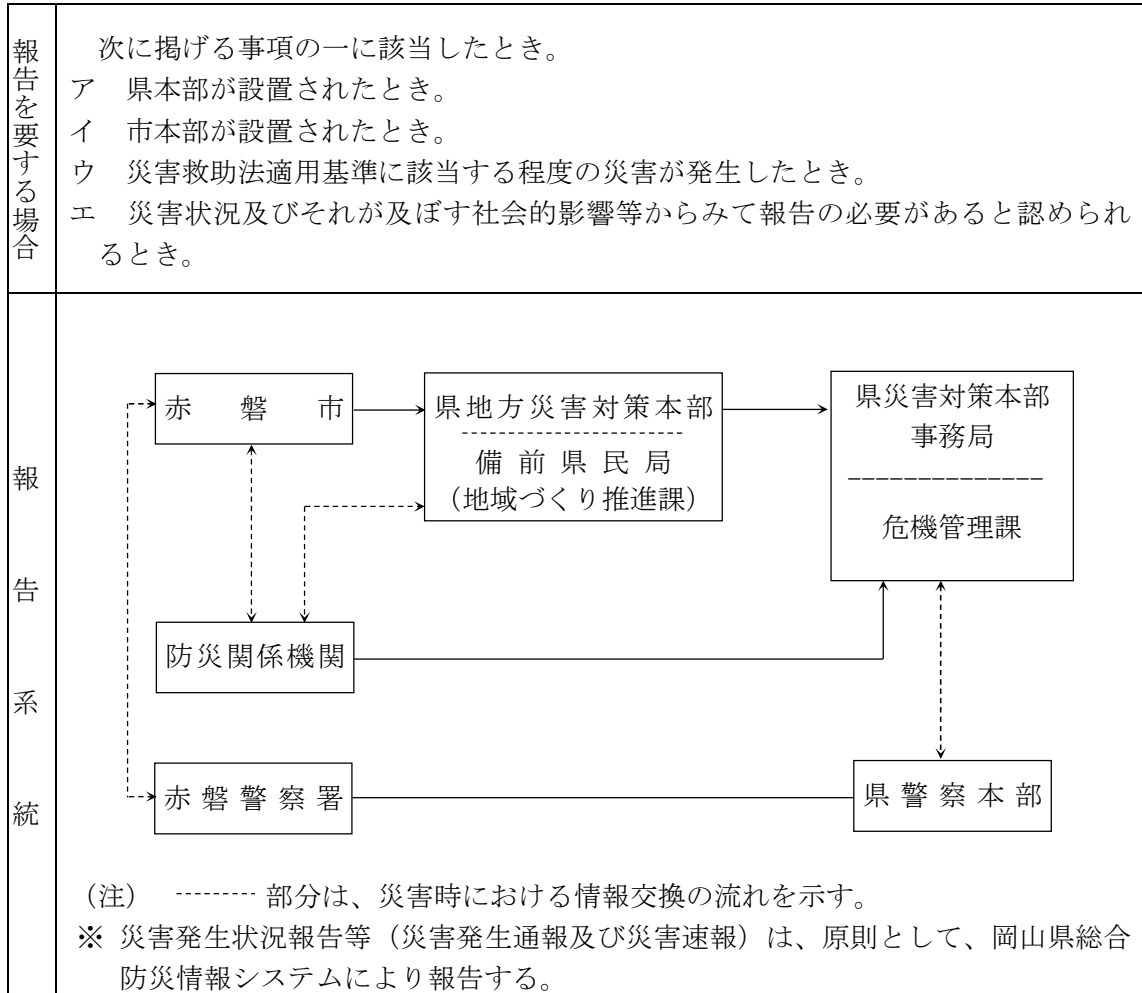
(注1) 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について市の定める様式により行う。

(注2) 特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

6 報告系統

市から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第2号）の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

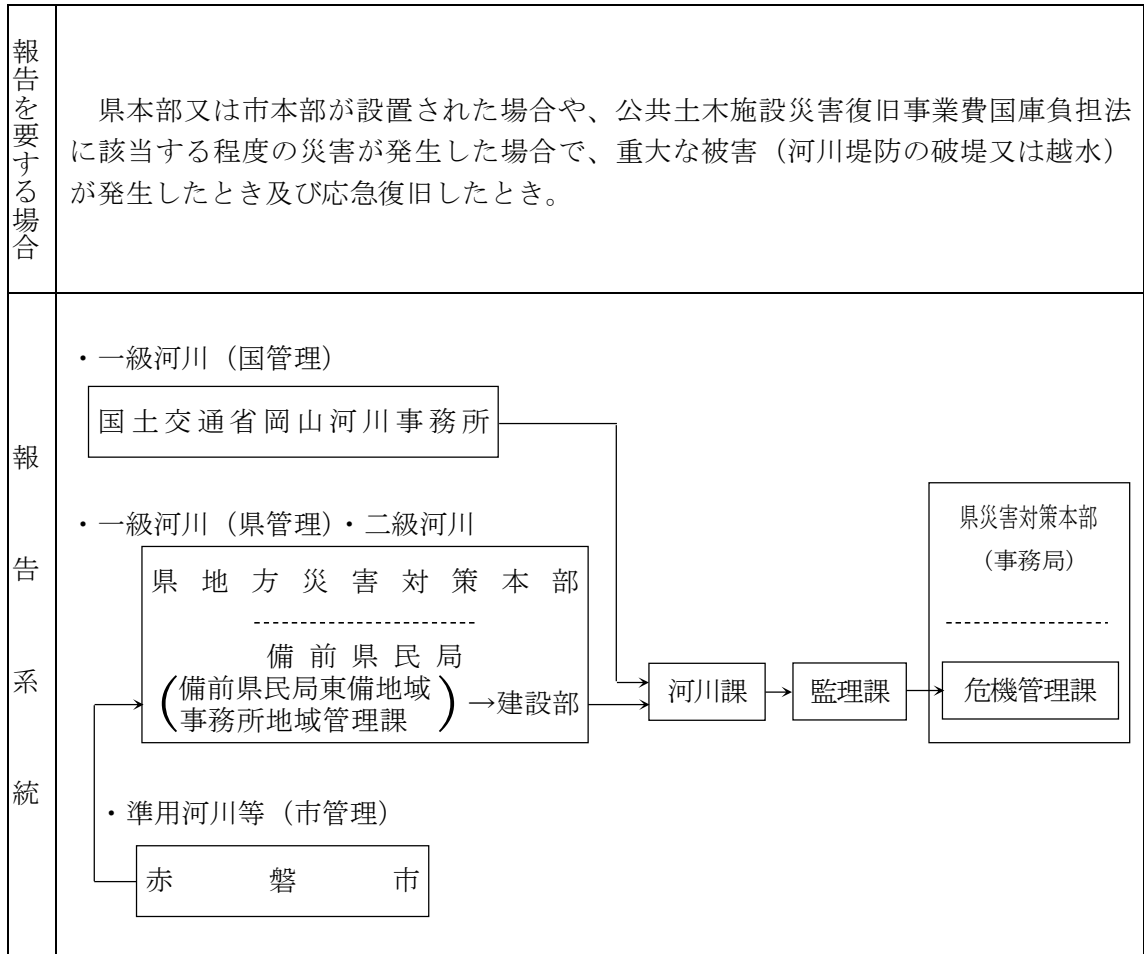
(1) 災害発生状況報告等



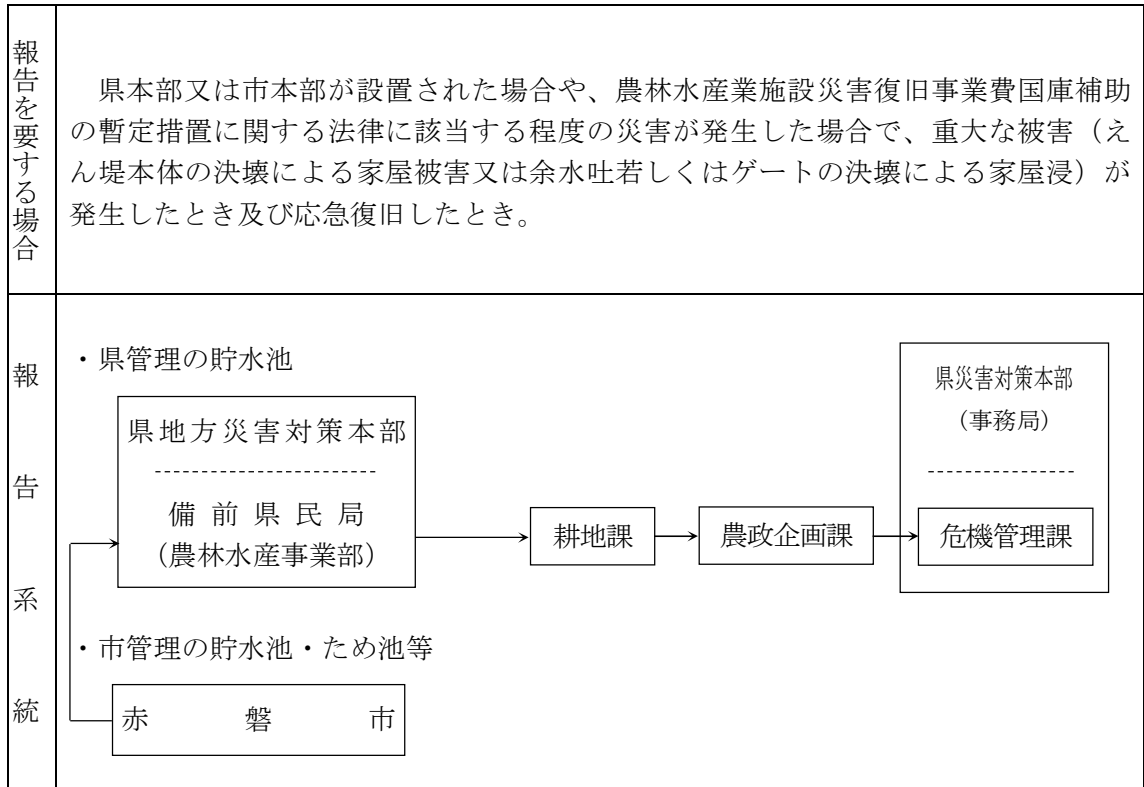
(2) 人的被害、住家被害等

報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <p>a 県本部が設置されたとき。</p> <p>b 市本部が設置されたとき。</p> <p>c 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。</p> <p>d 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。</p>
報告系統	<pre> graph LR A[赤磐市] --> B[県地方災害対策本部] C[赤磐警察署] --> B B -.-> D[備前県民局 (健康福祉部)] D --> E[保健福祉課] E --> F[県災害対策本部 (事務局)] F --> G[危機管理課] C --> H[赤磐警察署] H --> I[県警察本部] I -.-> G </pre> <p>(注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。</p>

(3) 河川被害



(4) 貯水池・ため池被害



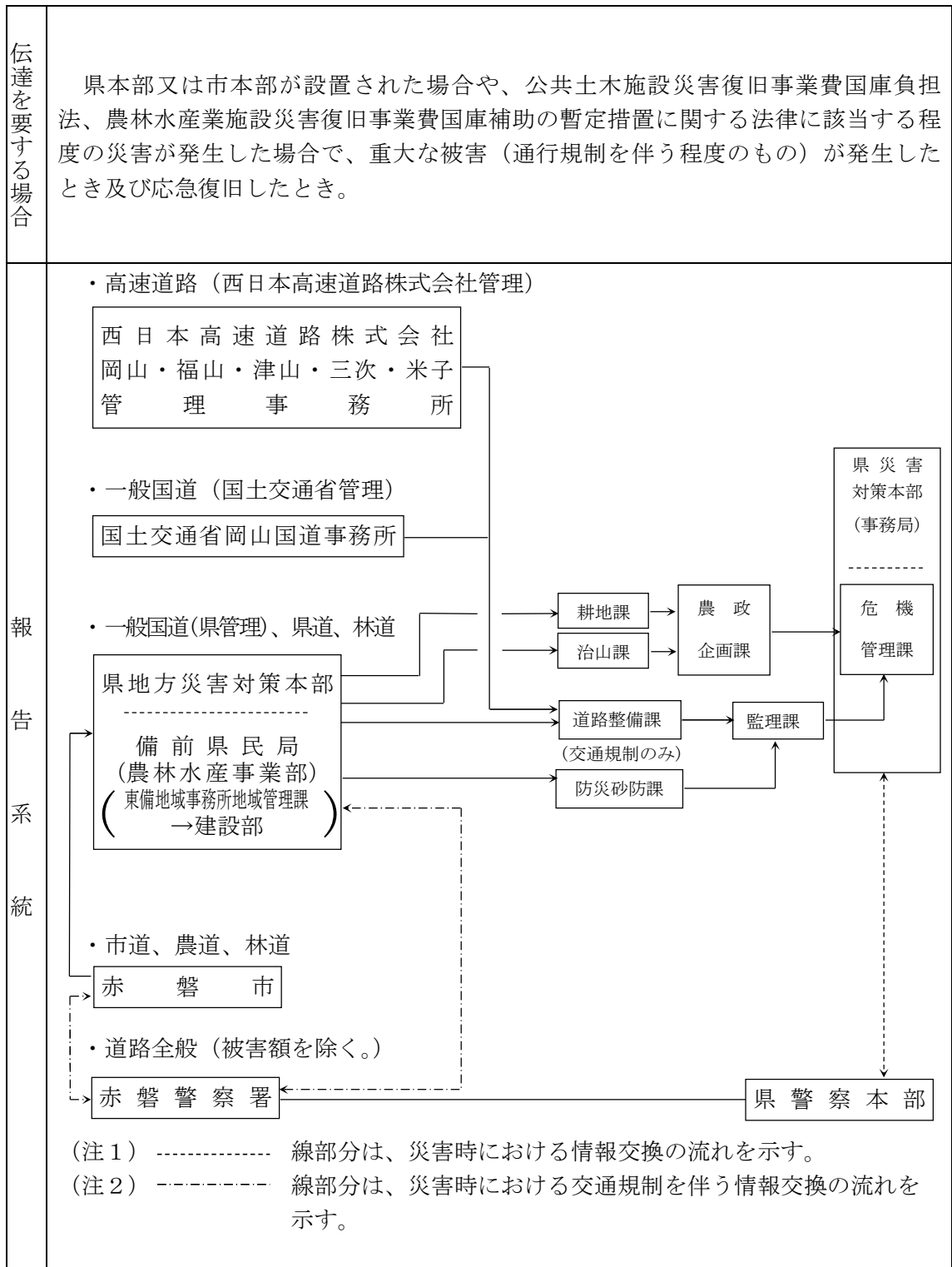
(5) 砂防被害

報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <p>a 県本部が設置された場合で、重大な被害（砂防えん堤の決壊による家屋被害、流路工の決壊による家屋浸水又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壊防止施設の決壊による家屋被害）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p> <p>b 急傾斜地の崩壊（がけ崩れを含む。）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害があったとき。</p>
報告系統	<pre> graph TD A[赤磐市] --> B["県地方災害対策本部 ----- 備前県民局 (東備地域事務所地域管理課 →建設部)"] B --> C[防災砂防課] C --> D[監理課] D --> E["県災害対策本部 (事務局) ----- 危機管理課"] </pre>

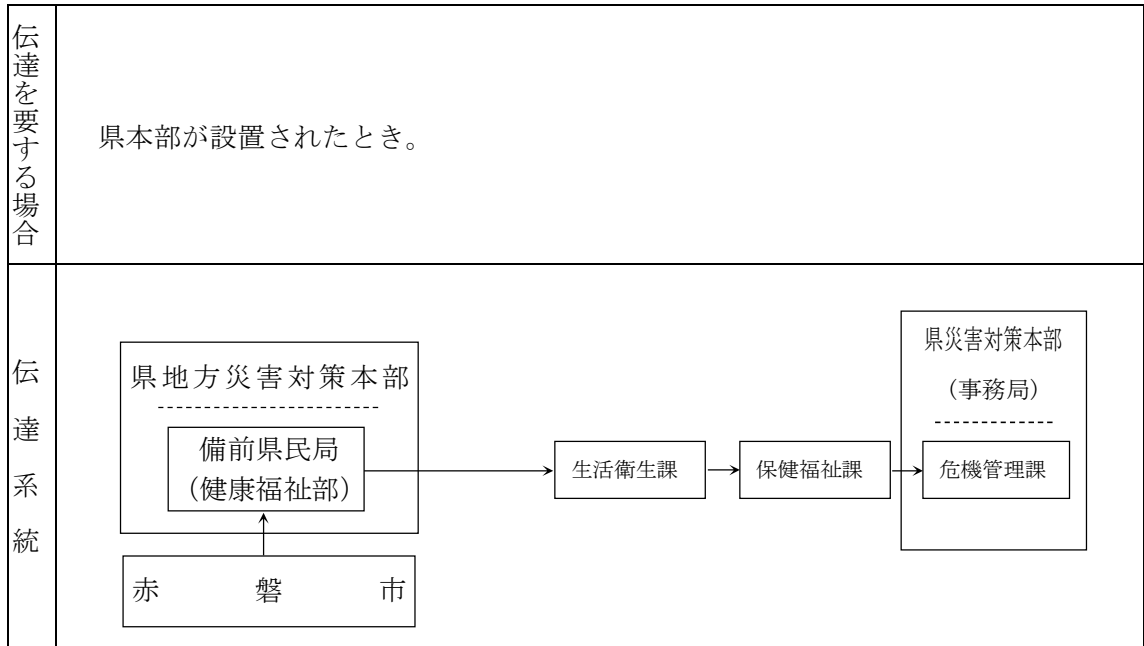
(6) 治山被害

報告を要する場合	<p>県本部又は市本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（林地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共施設に被害があったとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p>
報告系統	<pre> graph TD A[赤磐市] --> B["県地方災害対策本部 ----- 備前県民局 (東備地域事務所地域森林課 →農林水産事業部)"] B --> C[治山課] C --> D[農政企画課] D --> E["県災害対策本部 (事務局) ----- 危機管理課"] </pre>

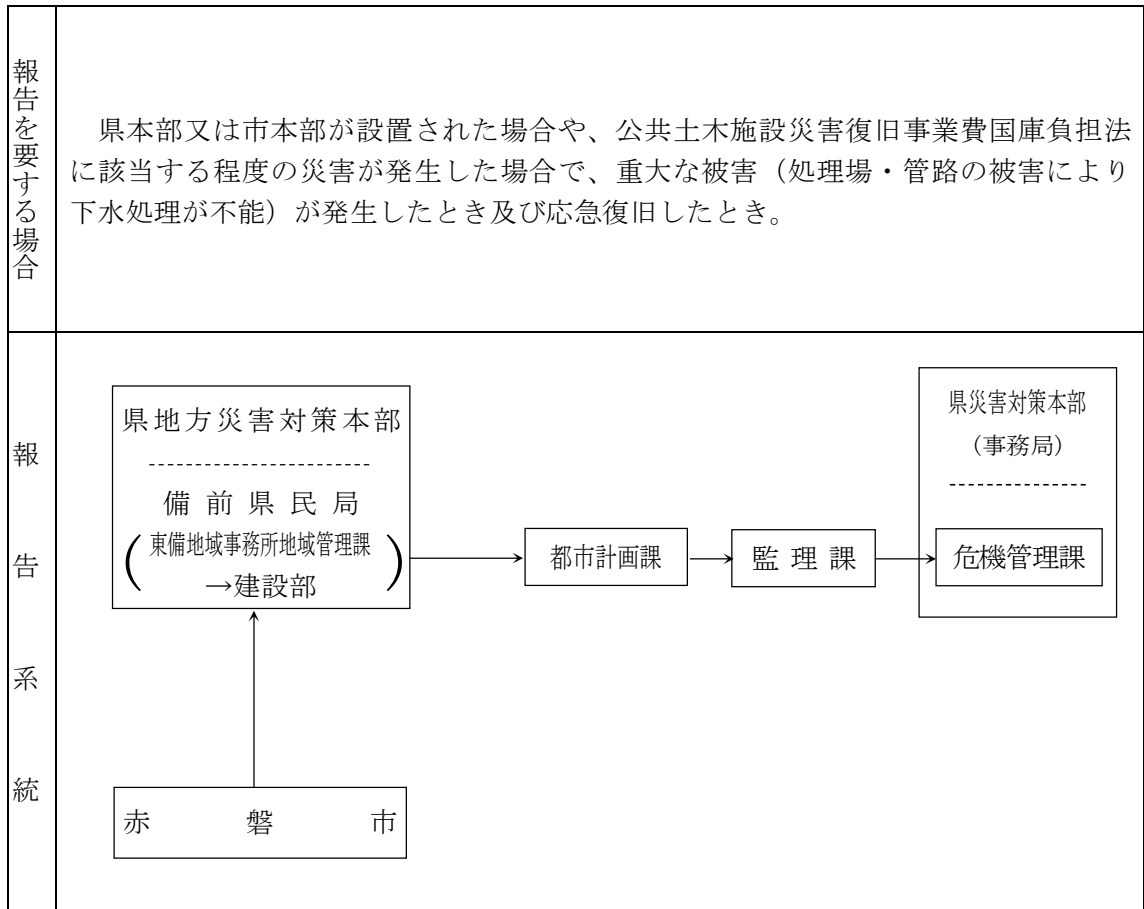
(7) 道路施設被害



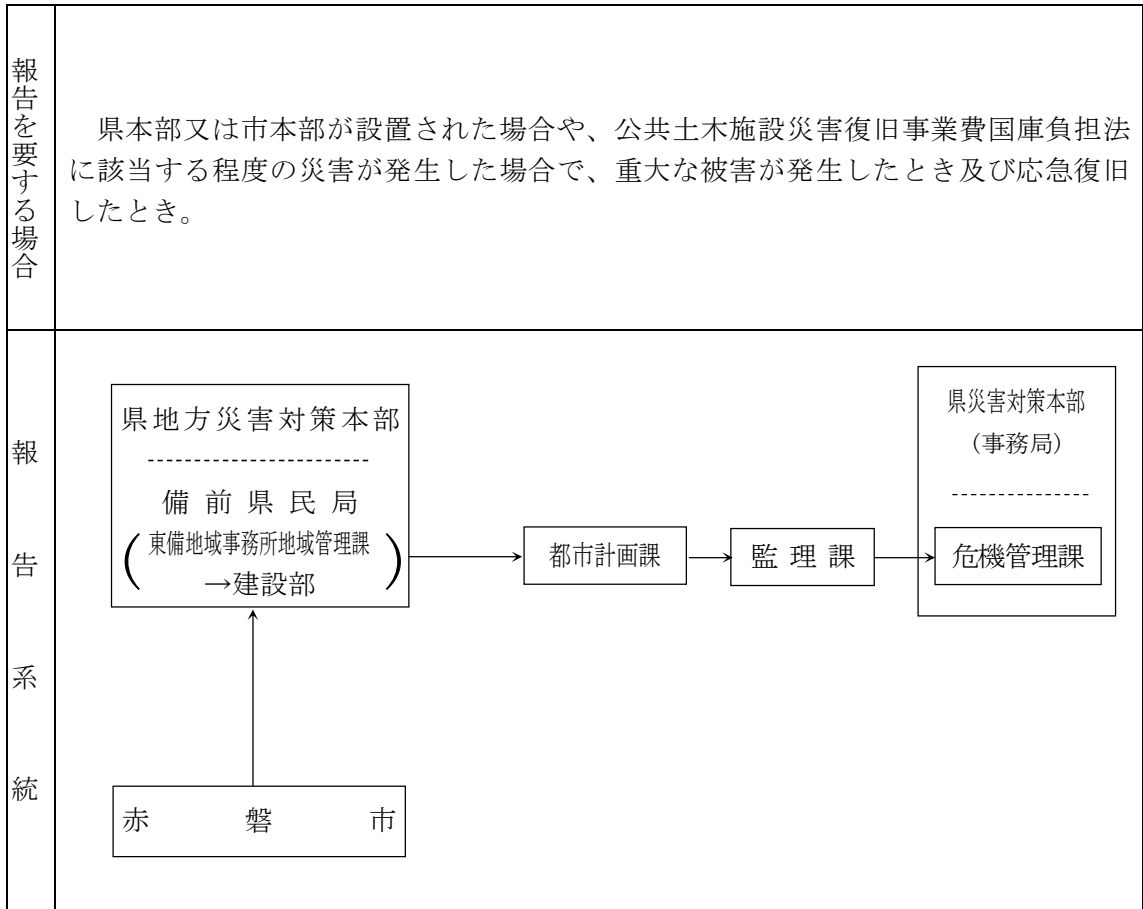
(8) 水道施設被害



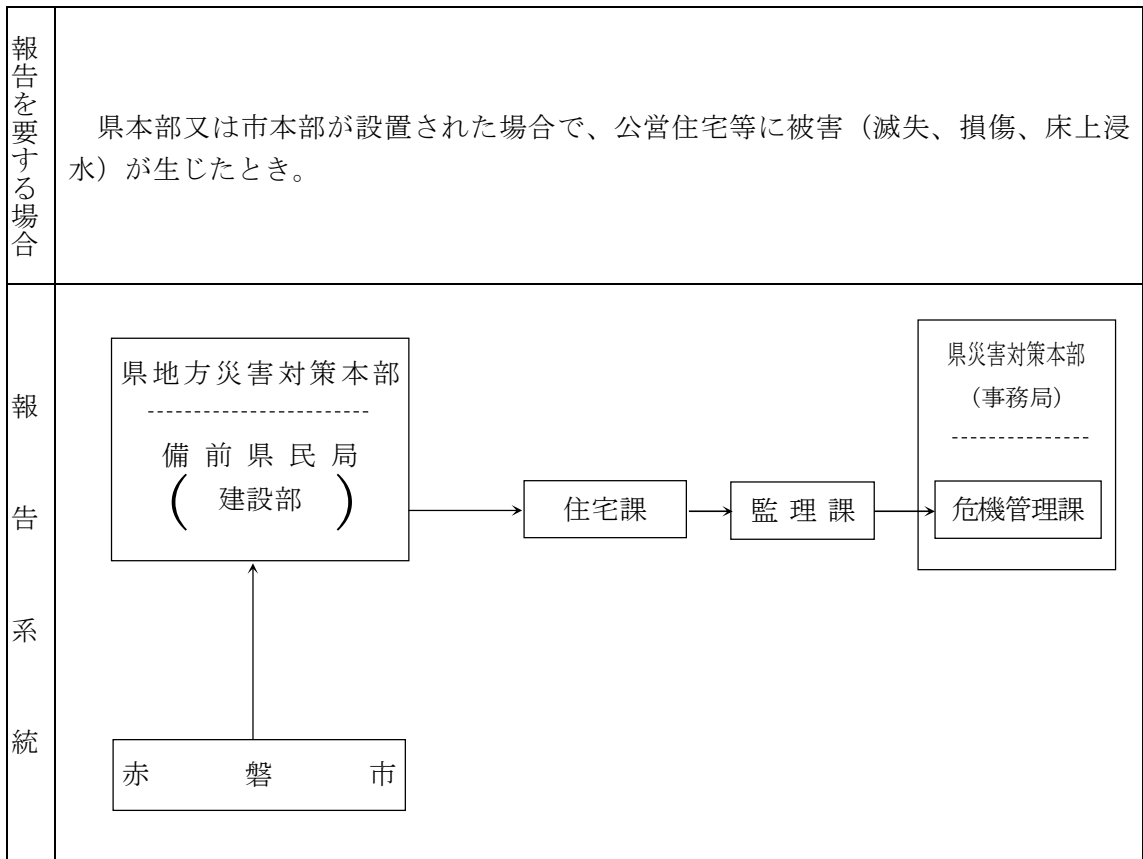
(9) 下水道施設被害



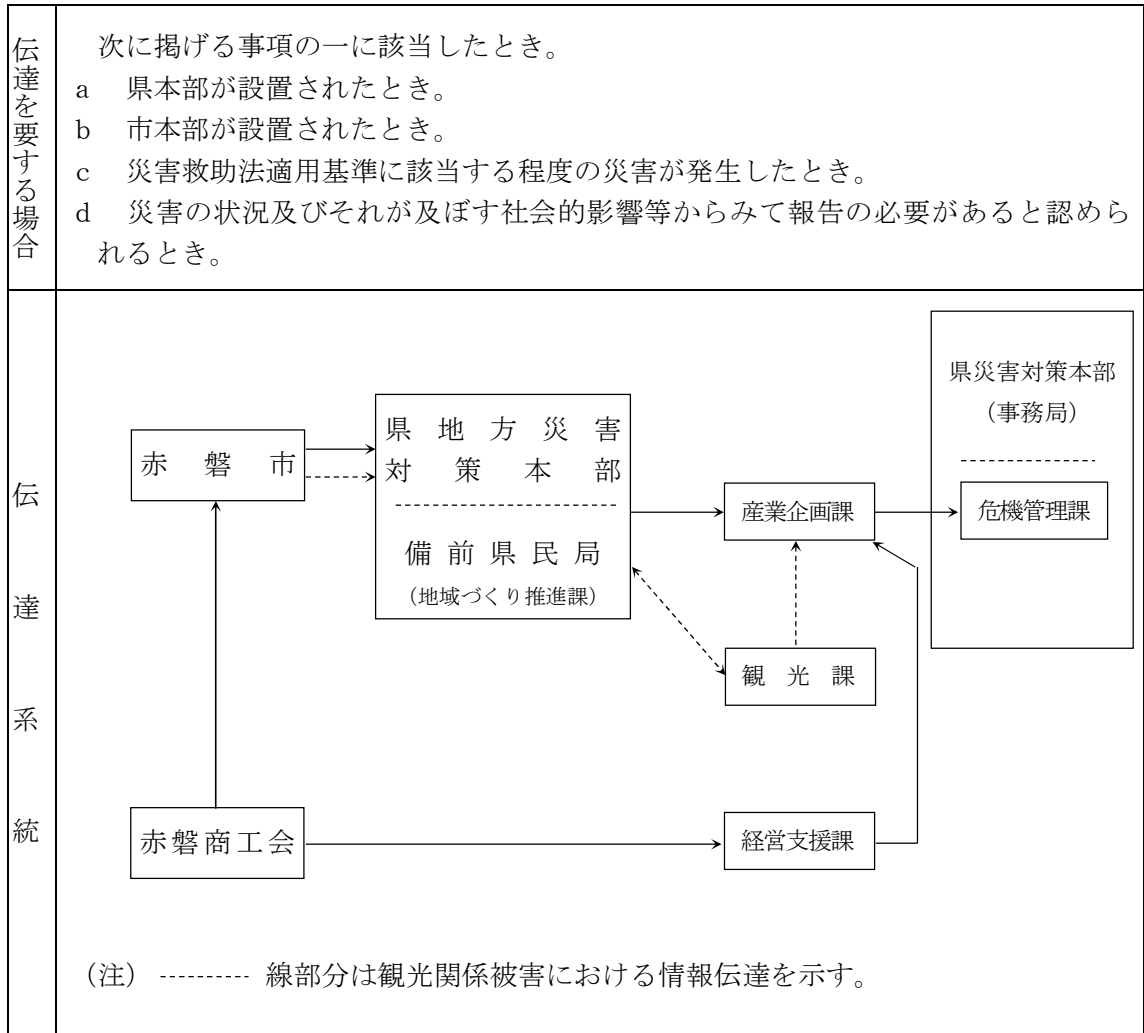
(10) 都市公園等施設被害



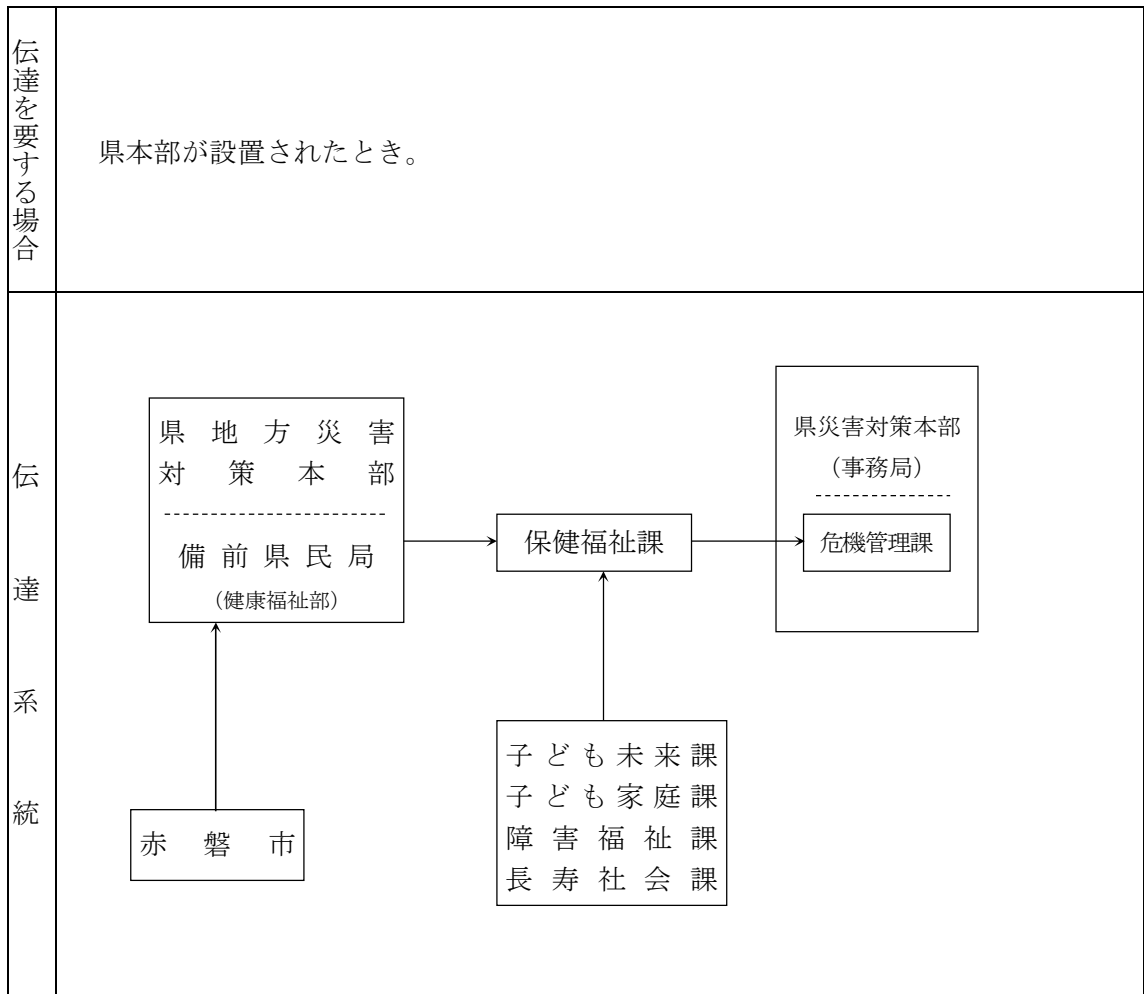
(11) 公営住宅等被害



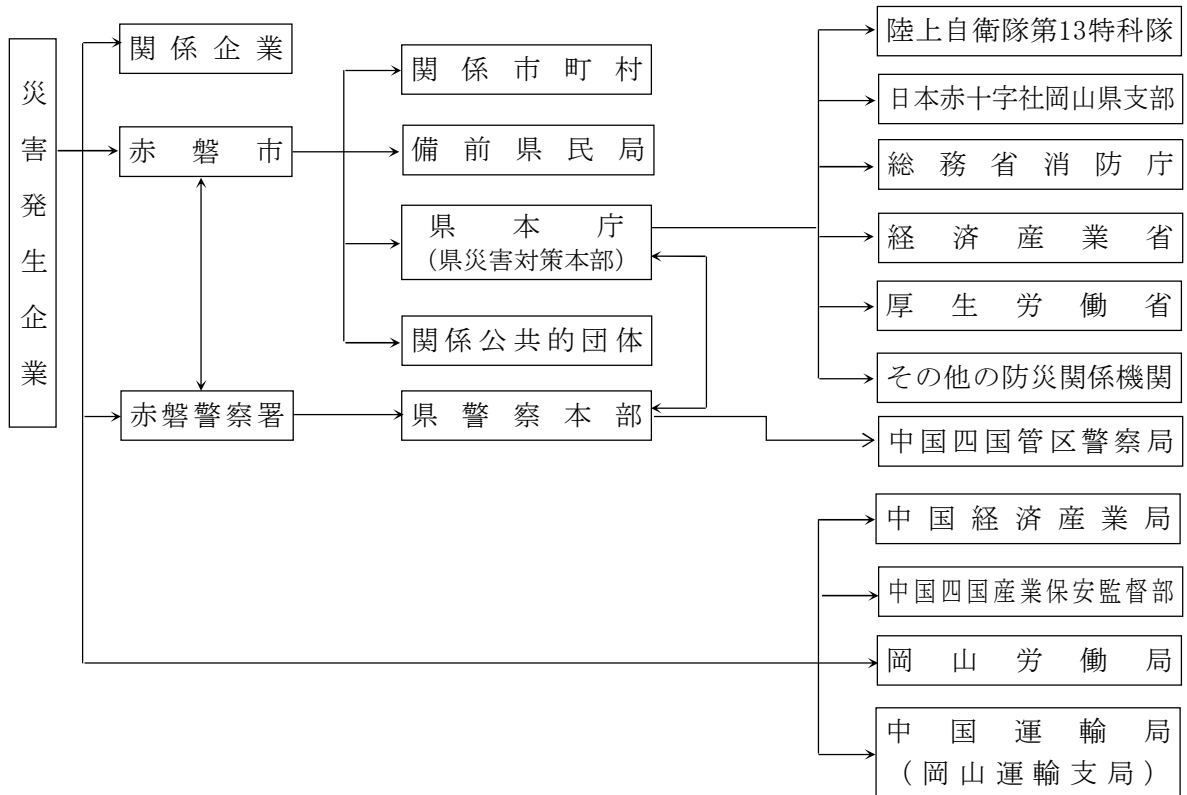
(12) 商工関係被害等



(13) 社会福祉施設被害



7 事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統（陸上の災害）



第4節 通信連絡計画

総務対策部（くらし安全課：本部
班、総務課：情報班）

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

1 通信連絡系統の整備

市は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。

2 電話及び電報の優先利用

市は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話及び電報の優先利用、又は他機関の専用電話を利用することができる。

(1) 一般電話及び携帯電話

- ・災害時優先電話の承認

市は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社岡山支店又はNTTドコモ中国岡山支店に申請し、承認を受ける。

(2) 電報

(1)の災害時優先電話から発信することにより次の電報が優先利用することができる。

ア 非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して伝送及び配達される。

イ 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は、非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

3 無線設備の活用

(1) 市防災行政無線（資料11-1参照）

市は、防災行政無線を災害対策本部（各班）と支所又は災害応急対策現場との間の指示及び情報伝達に使用し、優先的、効率的に利用しなければならない。

(2) 県防災行政無線

県本庁、各県民局（地域事務所）、出先機関及び市町村等に県防災行政無線（固定系）の無線電話機が整備されているので、県及び他市町村等との通信に活用する。

(3) 防災関係機関設置の無線通信施設の利用（非常通信）

市は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の

通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

ア 非常通信の通信内容

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 災害の予警報（主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関するもの。
- (エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- (オ) 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- (ク) 遭難者救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (サ) 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- (シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておく。

エ 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

(4) アマチュア無線局による非常通信

有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難である場

合、災害応急対策活動を実施する必要な限度において、アマチュア無線局に協力を依頼する。

4 通信施設の応急措置

(1) 災害により通信施設に障害を生じた場合、通信手段の確保及び通信途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

ア 有線電話

発災後速やかに通信施設を点検し、故障の生じた加入電話については、西日本電信電話株式会社岡山支店に応急復旧を要請するとともに、専用電話については管理する部署において、速やかに応急復旧を行う。

イ 無線電話

無線通信施設に障害を生じた場合、認められた範囲内において施設の応急復旧及び通信系の変更等必要な臨機の措置をとる。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするから、速やかに応急復旧を行う。

(2) 市は、停電に備え、通信設備用の非常用電源の確保に努める。なお、発災時にこれらの通信機器や非常用電源を確実に使えるようにするため、防災訓練等を通じた使用方法の習熟を図る。

第5節 災害救助法の適用計画

保健福祉対策部（社会福祉課・介護保険課：避難所運営班）

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、県を通じて災害救助法適用を申請し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

1 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として県知事が行い、市長がこれを補助する。

なお、県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

県知事は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、市に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

2 災害救助法による救助の種類及び実施者（資料8－1参照）

知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、実施に関する事務を市長に委任する。

なお、知事は、市長へ委任した救助であっても、市長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めるときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

(1) 県知事

- ア 医療及び助産
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

(2) 市長

- ア 避難所の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 被災者の救出
- オ 被災した住宅の応急修理
- カ 学用品の給与
- キ 埋葬
- ク 死体の搜索及び処理
- ケ 災害によって居住又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

3 災害救助法の適用基準等

(1) 適用基準

災害救助法の適用基準は、市における被害が次の各号に該当する災害で、県知事が災害救助法による救助を必要と認めたときである。

- ア 市内において、住家の滅失した世帯数が60世帯以上であるとき。
- イ 被災世帯数が相当広範囲な地域にわたり、県下の全滅失世帯数が1,500世帯以上の場合で、市内の滅失世帯数が30世帯以上に達したとき。
- ウ 被災世帯数が相当広範囲な地域にわたり、県下の全滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、市域の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- エ 災害が隔離した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。
- オ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

(2) 被害計算の方法等について

適用の基準となる全滅失世帯の換算等の計算は、次の方法によるものとする。

- ア 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、著しく損傷した世帯（半壊、半焼等）については、滅失世帯の2分の1、一時的に居住することができない状態となった世帯（床上浸水、土砂のたい積等）にあつては、滅失世帯の3分の1とみなして計算する。
- イ 被害世帯数は、家屋の棟数又は戸数と関係なく、あくまで世帯数で計算する。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯とする。
- ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活の本拠地の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- エ 災害種別については限定しない。したがって、洪水、震災等の自然災害であっても、火災、船舶事故、群集の雑踏等による人災的災害であってもさしつかえない。

(3) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法を適用した場合における救助の程度、方法及び期間等は、災害救助法施行細則の定めるところによる（資料8－2参照）。

4 適用手続き

- (1) 災害救助法の実施は、県知事が法的責任者であり、市の実施は、知事からの委任に基づき、又は補助事務として行うものとする。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。
- (3) 災害が発生し、又は発生しようとしているときは、市長は本計画に定めるところにより応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県知事に情報提供するものとする。

(4) 実施した応急救助については、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取り扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては、災害対策基本法第62条等により市独自の救助として処理する。

市長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が(1)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供する。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供をする。

第6節 広域応援要請計画

総務対策部（総務課：総務班）

大規模な災害が発生した場合、市だけでは、対応が不十分となることが考えられる。そのため、応援要請計画を定め、県内はもとより県外の市町村、防災関係機関等との間に、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、応援体制の確立に努める。

なお、市は、大規模な災害が発生した場合は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、速やかに応援体制を整える。

1 市長の応援要請**(1) 知事に対する応援要請**

市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。（災害対策基本法第68条関係）

(2) 他の市町村長に対する応援要請

市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を求める。（災害対策基本法第67条関係）

(3) 要請手続

市長の応援要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって行い、事後文書によって処理する。

- ア 被害状況
- イ 応援を要する救助の種類
- ウ 応援を要する職種別人員
- エ 応援を要する期間
- オ 応援の場所
- カ その他応援に関し必要な事項

2 職員の派遣要請等**(1) 職員の派遣要請**

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を示して当該機関の職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員派遣のあつせん要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、次の事項を示

して指定行政機関等の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 労務者等の雇用

- (1) 労務者等の雇用は、関係各課において行う。
- (2) 賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、そのときにおける雇用地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものについてはこの限りでない。

- (3) 労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。

- ア り災者の避難
- イ 医療及び助産における移送
- ウ り災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救助用物資の支給
- カ 死体の搜索及び処理

4 奉仕団等の協力

奉仕団等は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、防災関係機関に自発的に協力して関係業務に従事する。

- (1) 赤十字奉仕団
- (2) 自主防災組織、自治会
- (3) 大学、高等学校（学生、生徒）
- (4) 職業訓練校（訓練生）

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

総務対策部（総務課：総務班）

天災、地変その他の災害が発生し、若しくは発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは不可能若しくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められたとき、県を通じて自衛隊に災害派遣を要請する。

1 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬積込等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防本部に協力して、消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合には、それらの啓開、除去に当たる。

(7) 応急医療・救護・防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(9) 炊飯及び給水

炊飯及び給水を行う。

(10) 救援物資の無償貸付け又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、生活必需品等は無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(12) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

2 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官がその場にはない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

	措置権限	根拠条文	関連規定
災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令	第63条第3項	
	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	第64条第8項	通常生ずべき損失の補償第82条
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	第64条第8項	除去した工作物等の保管第64条第9項
	エ 住民等を応急措置の業務に従事させること	第65条第3項	従事した者に対する損害の補償第84条
	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第76条の3 第3項	
自衛隊法	ア 警察官がその場にはない場合の避難等の措置	第94条	警察官職務執行法 第4条及び第6条
	イ 警察官がその場にはない場合に救助等のための立入		
	ウ 天災等により海上で救済が必要な場合の救助		海上保安庁法 第16条

3 災害派遣要請等手続き

(1) 知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請

知事等（災害派遣要請権者）は、収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、直ちに自衛隊の派遣を要請する。

(2) 市長の派遣要請の要求

ア 市長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合、知事に対し、災害派遣要請要求書（様式2-1）を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

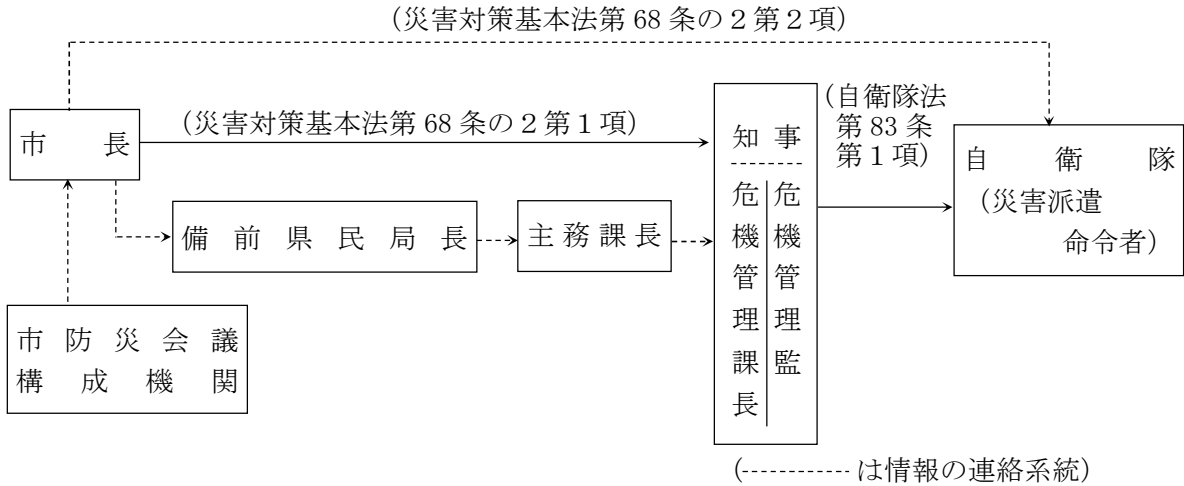
イ 市長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合におい

て、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(3) 撤収要請依頼

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなった場合は、速やかに災害派遣要請権者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する（様式2-2）。

(4) 災害派遣要請等手続系統



(5) 連絡方法

N T T回線	電話	0 8 6 8 - 3 6 - 5 1 5 1 (内線 2 3 7 夜間等は 3 0 2)
	F A X	0 8 6 8 - 3 6 - 5 1 5 1 (内線 2 3 8)
防 災 行 政 無 線		6 4 4 0 - 0 3 1 (事務室)
		6 4 4 0 - 0 3 8 (宿直室)
		6 4 4 0 - 0 3 9 (3科・F A X併用)

(6) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講ずる必要があると認められること。

ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

4 災害派遣部隊の受入れ

(1) 市長は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、知事の指示のもと受入態勢を整備する。

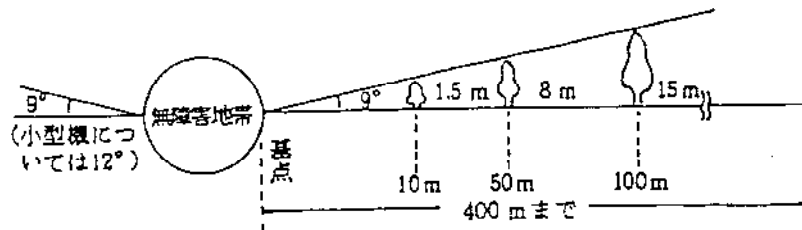
(2) 市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

- ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。
- イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業を開始できるようあらかじめ準備しておく。
- ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- エ 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。
災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、知事と協議して準備する。

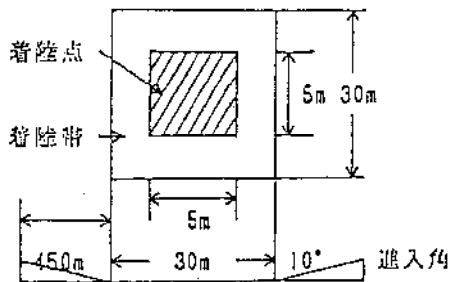
自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準	連隊規模	約15,000㎡
	師団等規模	約140,000㎡

- オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。
(ア) 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。
なお、この際、土地の所有者又は管理者との十分調整を行う。

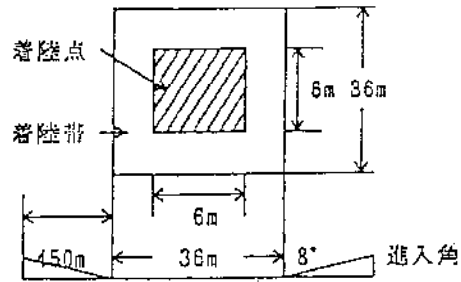
[着陸地点及び無障害地帯の基準]



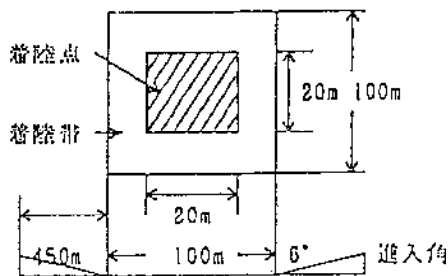
(a) 小型機 (OH-6 : 観測用) の場合



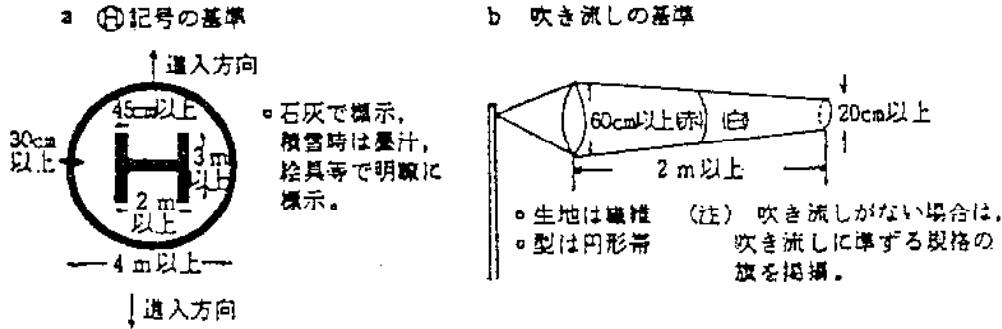
(b) 中型機 (UH-1 : 多用途) の場合



(c) 大型機 (CH-47 : 輸送用) の場合



(イ) 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- (ウ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- (エ) 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (オ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸時について広報を実施する。
- (カ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (キ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

5 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記の基準とする。
- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料
- ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借り上げ、その運搬、修理費
- (2) 負担区分について、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第8節 救助計画

総務対策部（総務課：総務班）
 市民生活対策部（市民課：市民班） 建設事業対策部（建設課：建設班） 消防対策部（消防本部：消防班）

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については医療機関に収容する。なお、発生当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

1 救出活動

(1) 市は、救出活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて、県又は他市町村への応援要請を行う。

また、本市が被災を免れた場合は、県、被災市町村からの応援要請に基づき、又は自らの判断により救出活動を行う。

(2) 災害現場で活動する消防本部、警察及び自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等がある場合には、それらとも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するとともに、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救助活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防機関等に応援を要請する。

2 救出方法

(1) 市及び消防本部は、救出に当たっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効率的な救出活動を行うこととする。

(2) 市は、関係機関と連携し、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救出活動に努めることとする。

3 救出用資機材の確保

(1) 市は、救助用資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、調達することとする。

(2) 消防本部は、必要な救出用資機材については、原則として所有のものを活用することとするが、他消防機関等と相互に活用できる資機材については、貸出し、借り上げを行うなど、協力するものとする。

4 ペット等動物の保護

市は、県と連携を図りながら、ペット等動物の保護に努めることとする。

5 その他

県知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による（資料8-2参照）。

第9節 医療・助産計画

保健福祉対策部（健康増進課：保健医療班）

災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに、他の医療機関との連絡協力を図りながら実施することとなるが、市は、そうした医療機関の活動をバックアップするため、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統が確立され次第、早期の情報の収集・提供及び医療、助産活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。

また、医療機関は、市との医療救護活動の協定により、可能な限り診療体制の確保及び効率的な医療提供に努めることとする。

1 医療救護班による医療、助産救護活動

- (1) 市は、傷病者の発生状況を把握し、必要と認めるときは、赤磐医師会及び県に対し、医療救護班による医療、助産活動を要請する。
- (2) 医療救護班の業務は次のとおりとする。
 - ア 傷病者の選別（後方医療施設への転送順位の決定を含む）
 - イ 傷病者に対する応急処置
 - ウ 死亡の確認
 - エ その他状況に応じた処置

2 救護所の設置

- (1) 市は、災害の規模等を勘案し、避難所又は災害現場等に救護所を設置する。
- (2) 発災地周辺の医療施設の協力が得られるときは、その医療施設に救護所を開設する。

3 医療機関のライフラインの確保

- (1) 市は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援派遣を県に要請する。
- (2) 医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替えを行う。

また、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替供給を要請する。

4 効率的な医療の実施

- (1) 医療機関は、あらかじめ作成したBCPやマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。
 - ア 治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行うものとする。

- イ 重複診療回避等のため、診療記録の写しの患者への交付を検討する。
- ウ 被災状況を地域災害保健医療調整本部へ報告（広域災害救急医療情報システムのアカウントを持っている場合は広域災害救急情報システムに入力）するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。
- (2) 市は、災害活動時において市消防本部での対応が困難である場合、又は災害の状況から医療の必要があると認めた場合には、DMATの派遣を要請する。
- (3) 医療機関の種別毎の役割は、次のとおりとする。
 - ア 救護所
 - (ア) 患者の応急処置
 - (イ) 搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請
 - イ 病院・診療所
 - (ア) 来院、搬送・転送、入院中の患者の処置（重症患者に対して優先処置）
 - (イ) 転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請
 - (ウ) 被災地への救護班の出動
 - ウ 災害拠点病院（基幹災害医療センター、地域災害医療センター）
 - (ア) 上記イの病院の役割
 - (イ) 後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送（ヘリコプター搬送を含む。）を行う。
 - (ウ) なお、隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応するものとする。

5 人工透析・難病患者等への対応

市は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、患者団体への確かな医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

6 小児・周産期医療への対応

市は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

7 医薬品、医療機材等の調達

- (1) 医療救護班は、災害協定に基づき医薬品、医療器材等は赤磐医師会へ携行を依頼する。
- (2) 携行した医薬品、医療材料が不足した場合、現場指揮本部はあらかじめ指定した業者から速やかに調達する。
- (3) 市は、市内の薬局等の協力を得て、必要な物資の確保に努める。
- (4) 輸血用血液製剤が必要な場合は、岡山県赤十字血液センターにその供給を依頼するほか、住民に対して協力を要請する。

8 傷病者の搬送

(1) 搬送手段の確保

ア 傷病者の搬送は、原則として消防本部で行うこととする。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、市、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配、配車、県消防防災ヘリコプター・ドクターヘリの手配を要請することとする。

また、他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプターについて、消防庁長官を通じて応援派遣を要請する。

イ 市は、傷病者搬送用車両の確保について、消防本部から要請があった場合、公用車の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項（応急措置の業務）により、一般車両を確保することとする。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受けることとする。

(2) 搬送先の確認

消防本部は、広域災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握して、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

(3) 搬送経路の確保

市道路管理者は、災害により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合、所管する道路の啓開を迅速に行うこととする。

第10節 避難誘導計画

総務対策部（くらし安全課：本部
班） 保健福祉対策部（社会福祉
課・介護保険課：避難所運営班）
教育対策部（全課：全班）

市はあらかじめ洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明示したマニュアルを作成しておき、災害時には、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全確保に努めるものとする。その際、要配慮者について十分配慮するものとする。

1 避難指示等

災害時に地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示等を行う。

また、要配慮者等、避難行動に時間を要する者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、市は、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発令するものとする。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

避難指示等は、以下の基準を参考に、市長が今後の気象予測や重要水防箇所・土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

(1) 避難指示等の基準

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	「災害のおそれあり」 ○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者等 ^{*1} は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保 ^{*2} ）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>「災害のおそれ高い」 ○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ○人的被害の発生する可能性が極めて高い状態となり、地域の状況に応じて、緊急的又は重ねて避難を促す場合 ○必ず発令されるものではない。</p>	<p>「危険な場所から全員避難」 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>「災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）」 ○既に災害が発生している状況 ○必ず発令されるものではない。</p>	<p>「命の危険 直ちに安全確保！」 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない</p>

※1 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

※突発的な災害の場合、市長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、居住者等は、身の危険を感じたら躊躇なく避難することが必要である。

(2) 洪水・河川の氾濫に係る避難指示等の発令基準

ア 洪水予報河川

区分	発令基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定河川洪水予報により、水位が避難判断水位に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれているとき。 2 指定洪水予報河川の水位予測により、水位が洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達することが予想されるとき。 3 軽微な漏水、浸食等が発見されたとき。 4 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想されるとき。
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定河川洪水予報により、水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表されたとき。 2 指定河川洪水予報の水位予測により、水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想されるとき。 3 異常な漏水、浸食等が発見されたとき。 4 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想されるとき。

【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）
--------------------	--------------------------------------

イ 水位周知河川

区分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 対象河川の水位が、避難判断水位（レベル3水位）に到達したとき。 2 対象河川の水位が、一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき。 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇しているとき。 ②対象河川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき。 3 軽微な漏水、浸食等が発見されたとき。 4 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想されるとき。 ※水位が設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表加え、さらに上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令する。 ※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択する。
【警戒レベル4】 避難指示	1 対象河川の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達したとき。 2 対象河川の水位が、一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき。 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇しているとき。 ②対象河川の洪水警報の危険度分布で「危険」（紫）が出現したとき（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき）。 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき。 3 異常な漏水、浸食等が発見されたとき。 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想されるとき。 ※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択する。 ※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）。

ウ その他河川等

区分	発令基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1 対象河川の水位が、一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき。 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇しているとき。 ②対象河川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき。 2 軽微な漏水、浸食等が発見されたとき。 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される時。 ※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択する。 ※水位を観測していない場合、1の代わりとして洪水警報の発表に加え、さらに上記の②または③を参考に目安とする基準を設定して発令する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1 対象河川の水位が、一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき。 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇しているとき。 ②対象河川の洪水警報の危険度分布で「危険」（紫）が出現したとき（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき）。 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき。 2 異常な漏水、浸食等が発見されたとき。 3 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される時。 ※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択する。 ※3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。 ※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの警報等を活用して発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>1 決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）。</p>

※その他河川等のうち、居室や多数の人が利用する施設や空間の居住者・利用者に命の機縁を及ぼさないと考えられる小河川・下水道等については、基本的に避難勧告等の発令対象としない。

(3) 洪水・河川の氾濫に係る避難指示等の解除

ア 洪水予報河川、水位周知河川

避難指示等の解除については、水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除する。

イ その他河川等

避難指示等の解除については、当該河川または下水道の水位が十分に下がり、かつ、その他河川等については当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測地が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合を基本として、解除する。

(4) 土砂災害に係る避難指示等の発令基準

土砂災害は、受け取った住民が危機感を持ち適宜適切な避難行動につなげられるようにする観点から、避難指示等の発令対象地域については、危険度に応じてできるだけ絞りこんだ範囲となるよう努める。

避難指示等の発令範囲を絞り込むため、岡山県土砂災害危険度情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域、危険箇所等に避難指示等を発令することを基本とする。

区分	発令基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）するとき</p> <p>2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが予想される場合</p> <p>3 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき</p> <p>※上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も発令基準として設定する。</p> <p>※土砂災害に関するメッシュ情報は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の1において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害に関するメッシュ情報の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）の発表に基づき高齢者等避難開始の発令を検討する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表されたとき</p> <p>2 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）するとき</p> <p>3 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき</p> <p>※上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も発令基準として設定する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>1 土砂災害が発生したとき。</p>

(5) 土砂災害に係る避難指示等の解除

避難指示等の解除は土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。この際、市は国・都道府県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

(6) 避難指示等の内容

避難指示等は、可能な限り次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の服装、携行品
- カ 避難行動における注意事項

(7) 避難指示等の伝達方法

- ア 避難指示等を行った場合、直ちに指示等が出された地域の住民に対して、防災行政無線による放送、広報車等による呼びかけ、携帯電話等電気通信事業者の緊急速報メール機能を利用し、市域内にある各電気通信事業者の端末に対し緊急情報等のメール配信を行うほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その周知徹底を図る。
- イ 特に避難行動要支援者への伝達については、消防署、消防団及び自主防災組織等が戸別訪問して確認するなど、十分に配慮する。
- ウ 避難指示の発令・周知に当たっては、防災行政無線（同報系）の放送において、市長が自ら避難を呼びかけるなどの方法で、危険が迫っていることを住民に認識させるよう努める。
- エ 防災行政無線（同報系）等での伝達の際、先に警報（サイレン）を一斉に鳴らした後に避難情報を放送するなど、住民に注目させる工夫が必要である。
- オ 避難指示等の発令を行ったときは、ア～エにより住民へ周知するとともに、併せて放送事業者に情報伝達を行う。放送事業者は、情報伝達があったときは、自主的な判断により、適宜の方法で放送を行うよう努める。（資料3-5・3-6及び様式11-1参照）

2 避難の方法

災害の状況により異なるが、避難が必要になった住民は、可能な限り自治会、自主防災組織等の単位ごとに集団で、市職員又は警察官等の誘導のもと避難を行う。

(1) 自主避難

住民等は、避難指示等がなくとも、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。この場合、直ちにその旨を市に通報する。

(2) 避難誘導

避難誘導は、市職員、消防団、自治会、自主防災組織等が担当する。その際、人命の安全を第一に避難行動要支援者を優先的に行う。なお、避難行動要支援者支援プランに基づき実施する。

避難は、避難者各自が行うのが原則であるが、自力による避難が不可能な避難行動要支援者に対しては、担架又は車両等により行う。

(3) 住民への避難誘導體制

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

(4) 避難の受入れ及び情報提供

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

市は、避難誘導に当たっては、避難場所、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動をおこなうことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」へ移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

市は、災害発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示等が発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

市は、住民に対して避難指示等が発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意する

とともに、避難指示及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への待避や、「緊急安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

市は、市本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

住民への避難指示等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始め、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

3 避難路の確保

避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避ける。また、職員の派遣及び警察官・消防団・自主防災組織等の協力を得て、交通規制、障害物の除去等を行い、避難路を確保し、避難の円滑化を図る。

4 指定緊急避難場所

市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

5 指定避難所の指定（資料3-1、3-2、3-3参照）

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形等及び想定される災害に対する安全性、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定

する。

市は、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者、医療ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。特に、医療的ケアを必要とするものに対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、2-(1)に掲げる避難の指示の実施責任者（市町村長を除く。）に報告する。

指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、総務部（くらし安全課）と保健福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

また、指定避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況

に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために市との間で、災害時における指定避難所設置手続きについて、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定する。

- (1) 指定避難所の開設・管理責任者、体制
- (2) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
- (3) 本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- (4) 防災関係機関への通報連絡体制の確立
- (5) シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）
- (6) その他開設責任者の業務

6 指定避難所の開設

市は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。なお、市は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て指定避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

7 避難所の管理運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、各避難所に担当職員を配置する。なお、避難の長期化に備え、担当職員の配置計画を整えるとともに、男女の職員を配置するなど、避難者のニーズに対応できる体制をとるものとする。

また、避難所の運営に当たっては本部との情報連絡、調整が不可欠であることから、その連絡手段（設備）の整備に努める。

さらに、職員だけで避難所を運営することはできないため、自主防災組織や避難者の自治組織により避難所運営が進むよう、平時から避難所運営研修など啓発に努めるとともに、避難所ごとの運営マニュアルを策定する。

- (1) 避難所担当職員は、開設状況（施設名、開設の日時等）、収容状況（収容人員、開設期間の見込み等）、閉鎖（閉鎖日時）について記録するとともに、本部に報告する。
- (2) 避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。
- (3) 常に本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。その際、ろうあ者や視覚障がい者など、情報の入手が困難な人への配

慮に努める。

- (4) 避難所が万一危険となった場合は、他の安全な避難所への避難を検討し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。
- (5) 避難所内に負傷者あるいは体調不良者等がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- (6) 避難所内の要配慮者に対しては、避難支援プランに基づき適切な措置を講ずる。
- (7) 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。
- (8) 市は、避難所開設及び収容保護のための所要物資を確保する。ただし、市において確保できない物資については、県や他の市町村に協力を求める。
- (9) 市は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。
- (10) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況、入浴の機会の提供状況、避難者の生活状況を随時把握し、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要に応じ、指定避難所における被災ペットのためのスペースの確保に努める。
- (11) 市は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。
- (12) 市及び指定避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。
- (13) 避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- (14) 市及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所長期化等にかんがみ、必要に応じ、宿泊施設等への移動を避難者に促す。
- (15) 市は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食料

や水等を受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

- (16) 市及び県は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (17) 市及び県は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (18) 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図るとともに、必要に応じてDWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。県は、避難の長期化等が見込まれる場合、岡山J R A T（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請を行うとともに、必要に応じてJ R A T本部や他県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合は、J A S P A（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、J R A Tの活動に係る調整を行う。さらに、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

8 応援協力関係

- (1) 市は、自ら避難者を誘導し、又は移送することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 市は、自ら避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難所の開設について応援を要請する。
- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

9 広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

10 その他

県知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による（資料8－2参照）。

第11節 水防計画

総務対策部（総務課：総務班）
 建設事業対策部（建設課：建設班）
 消防対策部（消防本部：消防班）

洪水、雨水出水による水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう万全を期す。

1 水防活動

(1) 水防活動の体制整備

水防管理者（以下、本計画では「市長」をいう。）は、平時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。

(2) 水防団体等の出動

市長は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、市水防計画の定める基準により、水防団（以下、本計画では「消防団」をさす。）等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

(3) 監視及び警戒

ア 市長は、水防体制が発動されたときから管轄の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県に連絡する。

イ ため池管理者においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は市長に連絡する。

(4) ため池、水門、ポンプ場等の操作

ため池、水門、ポンプ場等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等、その操作の万全を期する。

事前放流については、より効果的な運用について検討するとともに、利水者の協力体制を構築するよう努める。

(5) 水防活動

河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険である場合、市長は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

(6) 決壊等の通報及び決壊後の処理

市長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(7) 避難のための立退き

洪水又は雨水出水による著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、必要と認められる区域の居住者に対し、テレビ、ラジオ、信号又は広報その他の方法により、立退き又はその準備を指示することができる。立退きの指示をする場合は、赤磐警察署長にその

旨を通知しなければならない。

(8) 従事者の安全確保

水防管理者は、洪水又は雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

2 湛水排除

市は、河川の決壊等により湛水した場合は、湛水排除を実施するほか、排除ポンプにより排除を実施する。

3 応援協力関係

(1) 市長は、緊急の必要があるときは、隣接する他の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求める。

(2) 応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動する。

(3) 水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りの禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

(4) 市長は、県に対し、水防資機材の支援、及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。

(5) 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

(6) 市及び県、中国電力株式会社（岡山支社）、中国電力ネットワーク株式会社は、大規模・長期間の停電が発生した場合、中国電力株式会社への効率的な電源車の派遣要請を行うため、あらかじめ要請方法等を共有するなど手続きの整備を図る。

(7) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第12節 緊急輸送計画

建設事業対策部（建設課：建設班）

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を中心に定める。

1 輸送方法

災害の程度、輸送物資等の種類、数量及び緊急度並びに地域の交通施設の状況等を勘案し、次の方法により柔軟かつ適切に輸送を実施する。

(1) 自動車輸送

ア 輸送路の選定

道路の被害状況、復旧見込み状況を調査し、道路交通が確保されている場合は、効率的な輸送ルートを選定する。

イ 車両の確保

(ア) 市本部が設置されたときは、市が保有する車両を防災業務に優先使用するものとする。車両数、車種等が不足する場合は、相互に融通して運用する。

(イ) 市有車両のみでは救助物資、資機材の輸送力が不足する場合は、県に対する要請又は民間事業者等の車両の借り上げ等により、確保を図る。

(2) 鉄道輸送

自動車輸送が不可能な場合、又は遠隔地において救助物資、資機材を確保した場合は、JR西日本に要請して輸送を行う。

(3) 航空機輸送

地上輸送がすべて不可能となった場合、又は重症患者等を緊急に航空機によって輸送する必要が生じた場合等においては、県にヘリコプターによる輸送を要請する。

(4) 人力輸送

上記のいずれの方法によっても輸送が不可能な場合で、緊急を要する場合は職員を動員し、又は地区住民の協力を得て、若しくは要員を雇用して人力による輸送を行う。

2 輸送拠点の確保

(1) ヘリポート

県に対し、ヘリコプターによる輸送を要請した場合には、あらかじめ指定してある臨時ヘリポート予定地の中から、適地（資料5-1参照）を選定し、その確保及びヘリポートとして使用するための準備を行う。

なお、孤立地区の輸送拠点の確保のため、ヘリポート基地の確保について、研究を行っていく。

(2) 物資集積場所

ア 物資の集積配分業務を円滑にするため、あらかじめ公共施設の中から物資集積場所を選

定しておく。

イ 物資集積場所には職員を派遣し、又は地区住民等の協力を得て、配分要員を確保する。

3 緊急通行車両の確認

市は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、備前県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署交通課）に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

4 冬期における道路交通の確保

冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。

また、豪雪による広域的な雪害対策については、高速道路を含む幹線道路において交通の途絶のおそれがある場合には、関係する警察及び道路管理者間で緊密に連絡調整を行い、道路管理者間で連携して除雪作業を実施するなど、より一層の連携強化を図り、早期の道路交通の確保に努める。

特に、集中的な大雪に対しては、道路管理者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

道路管理者は、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

さらに、熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、市は、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

第13節 ボランティアの受入れ・調整計画

市民生活対策部（協働推進課：
市民班）

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、市、県及び日本赤十字社岡山県支部、県・市福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

1 ボランティアの受入体制

市は、県その他関係機関等と連携を保ちながら生活支援、医療等の各分野のボランティアの申し出を受け付けるとともに、市現地本部と連絡調整を行い、必要な部所に振り分けを行う。

また、避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

2 ボランティアの支援組織の設置及び活動

市社会福祉協議会は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。

- (1) 市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。
 - ア 被災地のボランティアニーズの把握
 - イ ボランティアの受付及び登録
 - ウ ボランティアのコーディネート
 - エ ボランティアに対する具体的活動内容の指示
 - オ ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
 - カ ボランティア活動の拠点等の提供
 - キ ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村市災害ボランティアセンターへの活動要請
 - ク 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請
 - ケ その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動
- (2) 市社会福祉協議会は、他市町村社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉

協議会の調整により災害救援活動を行う。

3 専門分野のボランティア関係機関等の措置

救出、消火、医療、看護、介護、通訳、翻訳等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入れ及び活動に係る調整等を行う。

4 ボランティアの健康に関する配慮

- (1) 市、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。
- (2) 市、関係機関等は、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講ずる。
- (3) 市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

第14節 要配慮者支援計画

保健福祉対策班（社会福祉課・介護保険課：避難所運営班）

要配慮者については、それぞれの特性に応じた対策が立てられる必要がある。

要配慮者の避難は、家族等とともに行われるが、家族による援助を受けにくい者も多くいる。要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあり、安否確認が困難となるので、極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。

要配慮者に加え、一般の避難住民の中にも、常時医療の対象となる者、避難生活により慢性的疾患が顕著になる者等、特に介護を要する者が現れるので、要配慮者とともに、適切な医療介護環境の整った施設への入所や福祉避難所等へ避難をさせる必要がある。

1 要配慮者支援計画

(1) 福祉避難所の開設

市は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮する。また、福祉避難所の対象となる者の存在を確認し、福祉避難所の開設が必要と判断される場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるような要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り要配慮者を受け入れる。

(2) 迅速な避難

市は、消防機関、警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画に従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。

また、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等について、要配慮者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や他市町村、県等との連携のもとに、迅速な避難が行われるよう、当該施設の管理者を指導する。

社会福祉施設の管理者及び職員は、消防計画等あらかじめ定めたマニュアルに基づき、入所者の避難を行う。避難に当たっては、できるだけ近隣住民等の協力を求め、迅速な避

難に努める。

地域住民は、要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援する。支援関係者の避難支援等に当たっては、支援関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とする。

(3) 避難後の対応

市は、要配慮者を支援するため、あらかじめ定めた避難計画に従い、次の措置をとる。

ア 地域社会の協力を得て、速やかに要配慮者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。

イ ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。

ウ 要配慮者の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。

エ 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。

オ 避難所・居宅等の必要資機材（車いす、障がい者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を避難所又は居宅等へ迅速に設置・提供する。

カ 避難所・居宅等へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。

キ 避難者又は在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者について、当該施設管理者への受入要請等、必要な措置をとる。

なお、健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

また、社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

社会福祉施設は、不足する物資、マンパワーについて、他の社会福祉施設、市、県に応援を要請する。

避難住民は、避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活する。

なお、避難所では、要配慮者の意欲保持のため、住民の一人として、何らかの役割を果たしてもらうよう配慮する。

2 福祉避難所の確保

第2編「風水害等対策編」第1章「災害予防計画」第8節「要配慮者等の安全確保」に準ずる。

3 帰宅困難者対策

市は、県及び防災関係機関と連携し、適切な情報提供、避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する。また、徒歩帰宅者のための支援策を講ずる。

第15節 災害広報計画

総務対策部（秘書広報課・政策推進課：広報班）

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるため、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民等が必要とする情報の提供について定める。

1 広報担当

- (1) 災害の総合的な広報は、広報班が担当する。
- (2) 広報班以外の各班は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集する。
- (3) 広報班は、広報写真、状況の把握等の災害現地の情報収集に努める。
- (4) 広報班は、とりまとめた資料に基づいて、正確な情報を広報する。

2 住民に対する広報実施方法

- (1) 広報車による巡回広報
- (2) 消防職・団員による直接広報
- (3) 防災行政無線による放送
- (4) インターネット・ホームページへの掲載
- (5) 要所への掲示板の配置
- (6) 広報紙・ビラの配布
- (7) 緊急速報メール、岡山県防災メール配信サービス
- (8) FMラジオ放送
- (9) その他の手段による広報

3 広報の内容

市は、次の事項について広報を実施する。その際、高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した方法により伝達を行う。

- (1) 災害の発生状況
- (2) 安否情報
- (3) 地域住民のとるべき措置
- (4) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令
- (5) 災害応急対策の状況
- (6) 道路情報
- (7) 食料、生活必需物資等の供給状況
- (8) ライフラインの復旧状況
- (9) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (10) 二次災害に関する情報

- (11) 被災者生活支援に関する情報
- (12) その他必要事項

4 報道機関への対応

(1) 情報の提供

ア 市は、関連する情報を収集整理して報道機関へ提供できるよう、事前に情報の種類、収集の方法、発表の様式等を定めておく。

イ 報道機関からの照会に対応できる体制を整備する。

ウ 報道機関へ情報を提供する場合に、県と連絡を取り合い、情報の錯綜を生じないようにする。

(2) 放送要請

災害対策基本法第57条の規定に基づき、市長が行う伝達、通知又は警告に係る放送要請は、原則として、県を通して行う。ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市長は、放送機関に対し直接要請を行うことができる。

5 問い合わせ窓口の設置

県、市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。県、市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

6 災害用伝言ダイヤル等の提供

西日本電信電話株式会社は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（Web171）」の提供を行う。

第16節 風評・パニック防止対策計画

総務対策部（秘書広報課・政策推進課：広報班）

災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質して風評となることがある。

混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るために、風評の防止対策も考慮しておかなければならない。

1 発生防止対策

- (1) 市は、被災地及び避難所等に定時的に張り紙、防災行政無線、広報車等により、情報の提供、均一化を図る。
- (2) 報道機関の協力を得て、情報の周知に努める。

2 風評解消対策

風評の事実、又は歪曲した内容の情報を入手した場合には、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置をとる。

第17節 食料供給計画

保健福祉対策部（社会福祉課・介護保険課：避難所運営班） 建設事業対策部（建設課：建設班） 産業振興対策部（商工観光課：調達班）

災害により、食品を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生ずるおそれのある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、又は災害応急対策に従事する者に対し、食料の応急供給及び炊き出し等による食品の給与（以下この節において「食品の給与」という。）を行う必要があるため、その方法等について定めるものとする。なお、食品の給与に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差異、また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

1 食品の給与の対象者

(1) 被災者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が被害を受けて炊事ができない者
- ウ 住家が被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- エ 配給機関が被災し、通常の配給を受けられない者
- オ 旅行者、滞在者等で、旅行、滞在等に関する機関（旅館、事業所、JR等）からの救済措置が得られず、現に食品の給与を必要とする状態にある者

(2) 災害応急対策従事者

災害現地において災害応急対策に従事する者で、食品の給与を行う必要のある者

2 食品の調達

(1) 市は、食品の給与など食料の確保の必要があるときは、次により確保する。

ア 米穀

(ア) 米穀は、市内の米穀販売事業者等から買い受けるものとするが、事前に米穀販売事業者等との協議・協定の締結をしておくなど、協力関係の確立に努める（資料6-2参照）。

(イ) 米穀販売事業者に不足を生じた場合、又は緊急を要する場合は、県本部に申請し、災害救助用米穀又は米穀販売事業者等から緊急引渡しを受ける。

イ その他の食品等

米穀以外の食品（副食品、パン類、麺類、ミルク、調味料等）についても、事前に市内の小売販売業者等との協議・協定の締結をしておくなど協力関係の確立に努める（資料6-2参照）。

- (2) 市は、(1)による方法で米穀を確保することが困難な場合で、災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号食料局長通知）」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受けることができる。

3 食品の給与の方法

(1) 食品の給与の方針

ア 食品の給与は、現に食し得る状態にある次に掲げる食品のうちから適当と認めるものを給与する。

- 米穀による炊き出し
- パン類
- 麺類
- ミルク
- 副食品
- 給食弁当
- インスタント食品等

イ 災害発生直後は、炊き出し施設の被害や熱源の確保困難等の事情が予想されるので、調理の不要なパン類、給食弁当又は簡単な調理で食することのできるインスタント食品により、食品の給与を行うが、日時の経過とともに、栄養に配慮の上、通常の家料理に近づけるものとする。

(2) 炊き出し

ア 実施場所

- (ア) 小、中学校（避難所）及び給食センター等の給食施設を利用して実施する。
- (イ) 災害の規模によって炊き出し能力が不足するときは、自治会、自主防災組織等の協力を得て行う自主的炊き出し活動を促進する。
- (ウ) 既存施設が利用できないときは、給水、配水、防火、風通し、日当たり等の条件を考慮して、炊き出し場所を設置する。

イ 各種協力団体

炊き出しを実施するに当たっては、自治会、日赤奉仕団、自主防災組織等各種団体及びボランティアの協力応援を促進するものとする。

ウ 実施責任者

- (ア) 市は、職員の中から実施責任者（炊き出しが避難所の給食施設を利用して実施されるときは、その避難所の管理責任者）等を選任し、炊き出し場所に派遣、駐在させる。
- (イ) 実施責任者の任務は、おおむね次のとおりである。
 - a 各種協力団体の協力の確保
 - b り災者に対する適正な食品の給与
 - c 一時縁故先に避難する者に対する食品の給与
 - d 炊き出し関係諸帳簿の整備
 - e 市本部への報告等

エ 食品衛生指導

市は、県の協力を得て、必要に応じ栄養に関する助言を行うとともに、炊き出し場所での乳幼児等の栄養指導及び食品の衛生指導を行う。

4 応援協力関係

市は、自ら炊き出しその他により食品の給与が困難な場合は、他市町村又は県等へ炊き出しその他による食品の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。

応援等の要請において明示する事項

- (1) 炊き出しの実施・・・所要食数（人数）、炊き出し期間、炊き出し品送付先、その他
- (2) 物資の確保・・・・所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他

5 その他

県知事が災害救助法を適用した場合の炊き出しその他による食料の供給の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による（資料8－2参照）。

第18節 飲料水供給計画

総務対策部（くらし安全課：本部
班）、建設事業対策部（上下水道
課：上水道班）

被災地への飲料水の供給については、水源の確保とともに、被災者への配水手段を確保することが重要である。給水タンク等の使用可能状況及び道路状況を日ごろから把握し、体制を整えておく。なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

1 飲料水の確保

(1) 水源の確保

- ア 市は、上水道の水源の水量及び利用方法等について調査し、水源の確保に努める。
- イ 市は、非常災害時の給水を円滑に実施するため、あらかじめ管内の井戸水、受水槽、貯水槽の水等の水源の所在、水量及び利用方法等について調査し、水源の確保に努める。
- ウ 水源の確保・給水に時間を要する場合、市内の小売販売業者等から買い受けるものとするが、事前に小売販売業者等との協議・協定の締結をしておくなど、協力関係の確立に努める（資料6－2参照）。

2 給水用資機材の確保（資料6－1参照）

- (1) 非常災害時の給水を想定し、給水タンク、給水袋等の備蓄に努める。
- (2) 給水用資機材が不足した場合、上水道班は速やかに必要量を購入、又は他機関から借り受けるものとする。

3 給水

(1) 給水目標

1人1日当たりの最小限給水量は、おおむね3リットルとする。

(2) 給水の優先

給水を行うに当たっては、緊急性の高い次の施設を優先する。

・給食施設（避難所、炊き出し場所） ・医療機関 ・社会福祉施設 ・学校

(3) 給水方法

ア 給水回数及び時間

(ア) 給水は1日1回以上実施するものとし、必要により早朝、夜間の給水についても配慮するものとする。

(イ) 給水に当たっては、防災行政無線、広報車によるほか、報道機関の協力を得て、給水時間、給水場所等についての的確に住民に周知する。

イ 給水方式

(ア) 拠点給水

被害を受けていない浄水場又は避難所、公園等の上水道を拠点として給水する。

(イ) 搬送給水

被害を受けていない浄水場又は上水道から取水し、市有車両に給水タンク、給水袋等を積載して被災地の避難所、自治会等給水を必要とする場所に配給する。

4 水道施設の応急復旧

被災した水道施設は、職員を動員し、また指定給水装置工事事業者の出動を要請し、速やかに応急復旧するものとする。

応急復旧の順位は、おおむね次のとおりとする。

- ① 取水、導水、浄水施設 ② 送水、配水施設 ③ 給配水設備

5 応援要請

市は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示し日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱に基づき、近隣市町等及び岡山県広域水道企業団に支援要請を行う。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

第19節 生活必需品等給与計画

産業振興対策部（商工観光課：調達班） 建設事業対策部（建設課：建設班）

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る。なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差異にも十分配慮する。

1 給与又は貸与の対象者及び対象品目

(1) 対象者

住家の全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）又は床上浸水等で生活上必要な家財等が喪失又は損傷し、日常生活を営むことが困難な者とする。

(2) 対象品目

品 目	内 容
寝 具	就寝に必要な毛布、布団等
外 衣	作業衣、洋服、子供服等
肌 着	シャツ、ズボン下、パンツ等
身 廻 品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、ゾウリ、傘等
炊 事 道 具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具、バケツ等
食 器	茶わん、汁わん、皿、はし等
日 用 品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザ等
光 熱 材 料	マッチ、ローソク、プロパンガス、携帯コンロ、薪、木炭等

2 生活必需品等の調達

- (1) 市は、被害状況、り災人員、世帯別構成員等を十分調査し、必要な品目及び数量を決定する。
- (2) 生活必需品等の購入計画は、備蓄物資の品目別在庫数量を考慮して速やかに決定する。
- (3) 購入を必要とする生活必需品等は、市内の小売販売業者等から速やかに調達するが、事前に小売販売業者等との協議・協定の締結をしておくなど、協力関係の確立に努める（資料6-2参照）。

3 生活必需品等の輸送

- (1) 通常の方法による輸送が可能な場合は、小売販売業者等調達先に対し、配分計画による品目、数量及び納入場所を指示して輸送する。
- (2) 上記により難しい場合又は備蓄物資の輸送は、市有車両によって行うが、市有車両及び要

員が不足する場合は、県に要請し、輸送力の確保を図る。

4 生活必需品等の保管

物資を購入し、又は調達先等から物資の引継ぎを受けてから、被災者に配分するまでの間は、厳重な保管に努め、特に保管場所の選定、警備等に十分配慮する。

なお、被災者に対して物資を支給した後の残余物資については、厳重に保管し、災害救助法適用の場合は県の指示によって処置する。

5 生活必需品等の配分

- (1) 配分に当たっては、住家の被害別、世帯人員、世帯構成員等を確認し、生活必需品等の配分に過不足がないよう注意する。
- (2) 配分場所において給与できなかった世帯等については、職員が個別巡回し、又は自治会、自主防災組織等の協力を得て配分する。
- (3) 集積・配分場所には、必要に応じて岡山県トラック協会等物流専門家の派遣について支援を要請する。

6 応援協力関係

市は、自ら生活必需品等を給与し、又は貸与することが困難な場合は、他市町村又は県等へ生活必需品等の給与又は貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等について応援を要請する。

7 その他

県知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による（資料8－2参照）。

第20節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画

市民生活対策部（市民課：市民班） 消防対策部（消防本部：消防班）

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情から既に死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、搜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋火葬を行う必要があるため、その方法について定める。

1 遺体の搜索

市は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに収容する。

2 検視・遺体安置場所の確保

市は、指定避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

3 遺体の検視、処理

市は、遺体について県警察・医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等を行うとともに、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体についておおむね次により処理する。

- (1) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (2) 遺体の身元識別のための相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設する。ただし、避難所として使用されている施設を除く。）に収容し、埋火葬等の処置をするまでの間、一時保存する。
- (3) 市は、搜索・処理体制、資機材（柩、骨壺、ドライアイスを含む。）の確保方法について、事前に計画を立てておく。

4 火葬場の確保

市は、周辺の火葬場の処理能力を調査しておく。

また、職員招集体制、勤務時間延長等の災害発生時（応援を含む。）の特別対応対策について、事前に計画を立てておくものとする。

5 遺体の搬送方法の確保

- (1) 市は、事前に搬送用車両の確保方法について計画を立てておく。
- (2) 市は、周辺の火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておくものとする。

6 遺体の埋火葬

市は、実際に埋火葬を行う者に、棺、骨壺等の現物を給付することとする。また、県警察の検視を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬とする。
- (2) 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱をする。
- (3) 遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第縁故者に引き渡すものとする。

7 応援協力要請

市は、独力では対応できないときは、遺体搜索等の実施及び実施のための要員・資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を示すものとする。

- (1) 遺体搜索、遺体処理、埋火葬の別とそれぞれの対象人数
- (2) 搜索地域
- (3) 埋火葬に供する施設の使用の可否
- (4) 必要な輸送車両の数
- (5) 遺体処理に必要な資機材の品目別数量

第21節 廃棄物処理等計画

市民生活対策部（環境課：環境衛生班）

災害により被災地から排出されるごみ及びし尿等を迅速かつ適正に収集・運搬・処理することにより、生活環境の保全を図るため、その方法について定めるものとする。

なお、国の「災害廃棄物対策指針」及び、県が策定している「岡山県災害廃棄物処理計画」を踏まえ、市では「赤磐市災害廃棄物処理計画」を策定しており、その計画に基づいた廃棄物処理体制の整備を図るものとする。

1 災害廃棄物処理計画

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の市町村との連携・協力のあり方等について、具体的に示すものである。

2 ごみ・し尿の収集、処理

- (1) 市は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講ずる。
- (2) 市は、市内の組織・体制を整備する。
- (3) 市は、風水害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画や、設置訓練、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。
- (4) 市は、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行うとともに、県及び国との情報共有に努める。
- (5) 市、県及び事業者は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。
- (6) 市は、本計画及び別に定める災害廃棄物処理計画に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、がれきの処分には、アスベストの飛散防止措置を講ずる。
- (7) 市は、必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。
- (8) 市は、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。
- (9) し尿収集の遅延等により、被災地域の住民がトイレを使用できない場合は、民間のリース業者との事前協議や備蓄等による確保により、仮設トイレ等の設置について配慮するものとする。

3 死亡獣畜の処理

市は、死亡獣畜を処分する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

4 応援協力要請

- (1) 市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。さらに、県及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- (2) 市は、(1)の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。
- (3) 市及び県は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (4) 市がごみの仮置場を確保できない場合は、県に対して、貸与可能な県有地の提供等、仮置場の確保のための協力を要請する。

第22節 防疫・保健衛生計画

市民生活対策部（環境課：環境衛生班） 保健福祉対策部（健康増進課：保健医療班）

大規模災害時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

1 防疫体制の確立

県保健所と連絡を密にし、防疫組織の体制、器具、機材を整備するとともに、住民に対する予防教育及び広報活動を実施する。

2 防疫活動の実施

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、知事から次の指示があった場合には、災害の規模及び態様に応じ、その期間及び範囲を定めて速やかに行わなければならない。

- (1) 汚染された場所の消毒に関する指示（法第27条第2項）
- (2) ねずみ・昆虫等の駆除に関する指示（法第28条第2項）
- (3) 物件の措置に関する指示（法第29条第2項）
- (4) 水の使用の制限等に関する指示（法第31条第2項）
- (5) 臨時予防接種に関する命令（「予防接種法」第6条。市長をして実施されるのが適当な場合に限る。）

3 防疫用薬剤等の緊急点検・調達

- (1) 市は、災害が発生した場合において、防疫・保健衛生活動を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 防疫活動に必要な薬剤等は、市内の薬局等から調達するが、不足する場合には、県及び他市町村に対し、応援を要請する。

4 保健活動の実施

市は、県保健所の指導、協力を得て、次の対策を実施する。

(1) 保健指導等の実施

被災地及び避難所に保健師、栄養士等を派遣し、保健指導及び給食施設等の衛生管理を実施する。

(2) 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、精神保健相談等により心のケアを実施する。

第23節 文教対策計画

教育対策部（教育委員会部局全課・館：全班）

教育施設の被災又は幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の被災により、通常のできる教育を行うことができない場合等に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

1 学校等の管理・運営

- (1) 学校長、幼稚園長及び保育園長（以下「校長等」という。）は、学校等の措置について、迅速かつ適切な対応を図るため、教職員等の任務分担及び相互の連携等について、組織の整備を図る。
- (2) 校長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、気象予報及び警報、災害情報等に注意し、必要に応じ応急教育態勢の措置をとるものとする。
- (3) 災害が発生した場合、校長等は災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設設備の状況を速やかに調査把握し、遅滞なく教育委員会に報告する。
- (4) 教育委員会は、県教育庁等関係機関と連携をとり、応急教育の実施等について校長等を指導し、学校教育活動が中断されることのないよう努める。
- (5) 校長等は、学校等が避難所の開設等災害応急対策施設として使用される場合は協力し、教職員の配置等必要な措置をとる。

特に初期段階においては、責任者として予定した者が被災し必要な体制が確保できない、あるいは避難所で生活していた自治組織の役員等が他へ転出する等の理由により、予定どおり実施できない場合は、学校の教職員が学校の開閉等を行うものとする。

2 児童生徒等の安全措置

- (1) 休業措置
 - ア 在校時の発災の場合
 - (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ休業措置をとる。
 - (イ) 児童生徒等を帰宅させる場合は、注意事項について周知徹底させるとともに、教職員が地区別に付き添うなどの安全措置をとる。
 - (ウ) 保護者に対して休業措置を連絡する。
 - イ 在校時外の発災の場合

在校時外に休業措置を決定した場合は、広報を行うとともに、電話等確実な方法で児童生徒等に連絡する。

(2) 避難措置

校長等は、学校施設が被災し、又はそのおそれがある場合、児童生徒等を市が指定する避難所に避難させるものとする。この場合、校長等は、市にその旨報告する。

3 応急教育の実施

(1) 学校等施設の確保

ア 学校等施設が使用可能な場合

(ア) 火災による被災建物は、構造上の安全を確認したものについては、所要の修理を行い、一時的に使用することとする。

(イ) 火災以外の被災建物については、応急修理のうえ使用することとするが、この場合水平力及び積載加重に対し、安全の確認を行うものとする。

イ 学校（園）施設が使用不可能な場合

(ア) 被災校（園）舎が応急修理のため一時的に使用不能の場合、又は1週間以上にわたり授業ができない見込みの場合は、無災害又は被災僅少の地域の学校（園）施設、公民館等の公共施設、その他民有施設を借り上げて臨時校（園）舎を開設する。

(イ) この場合、校長等は児童生徒等の安全と教育的配慮を行った上で、臨時校（園）舎の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会に報告する。

(ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学可能地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、県教育委員会に対して通学区域外に臨時校（園）舎及び教員、児童生徒の寄宿舎等を確保するよう要請する。

(エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校設備を一時的に借用し、使用することとする。

(2) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の多数が被災し、応急教育の実施に支障がある場合には、県教育委員会に教員の配属について要請するものとする。

(3) 応急教育の実施

校長等は、施設等の確保状況に応じ次の方法等を考慮して、応急教育を実施する。

ア 自宅学習

学校等施設の被災直後の混乱期で、必要と認める場合は、期間を限って自宅学習とする。

イ 学級合併授業又は二部授業

校舎の一部が使用不能な場合は、使用可能な教室、屋内体操場等を利用して学級合併授業又は二部授業等の方法により実施する。

ウ 疎開

通学可能な地域内に臨時校舎を借用できない場合は、通学区域外に臨時校舎及び教員、

児童生徒等の寄宿舎等を確保する。

(4) 心のケアの実施

市は、県と連携し、被災児童生徒等の心の傷への対策として、心のケアを実施することとし、教職員への研修、精神科医、臨床心理士等による巡回相談を行う。

また、学校（園）等は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

4 学用品の給与

(1) 給与品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

(2) 給与対象者

住家の全焼、全壊、流失、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒等で、教科書、学用品を滅失又はき損した者

(3) 学用品の給与に係る費用、期間等の措置方法

災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行細則により実施する。

5 学校給食に関する措置

学校給食は、可能な限り継続実施する。ただし、次の事情が発生した場合は一時中止するが、この場合、再開に当たっては衛生管理に十分注意するものとする。

(1) 学校給食施設が災害救助のため使用された場合

(2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間

(3) 感染症が発生し、又は発生の危険がある場合

(4) 給食物資の調達が困難となった場合

(5) その他給食の実施が外的事情により不可能な場合、又は給食の実施が適当でないと認められる場合

6 疎開児童生徒等への対応

校長等は、指定避難所等に告示板等を設けて、又は教職員を通じて直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。

7 学校の再開

(1) 市は、学校の再開に向けて、施設の診断及び他施設との調整を行う。

(2) 災害時における指定避難所等間の情報提供システムを有効に活用する等により、被災地域内の保護者へ連絡する。

また、他府県等に疎開中の児童生徒への周知については、災害対策本部を通じマスコミに依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問い合わせに集中的に対応する。

(3) 校長は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員や保護者等との連絡体制を整備しておき、再開の周知連絡を行う。

8 社会教育施設の保護

滅失の場合を除き補強修理を行い、被災を最小限度にとどめるものとする。また、被災社会教育施設を緊急避難所として一時的に使用する場合は又は利用者に開放する場合には、学校等施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全確認の上、使用するものとする。

9 文化財

(1) 国指定の文化財

文化財が滅失、き損した場合は、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条の規定により、県教育委員会を經由して文化庁に届け出る。

(2) 県指定の文化財

岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条の規定により、県教育委員会へ届け出る。

(3) 市指定の文化財

赤磐市文化財保護条例（平成17年赤磐市条例第111号）第9条の規定により、教育委員会へ届け出る。

(4) 文化財の応急修理

応急修理については、文化財としての価値をそこなうおそれがあるので、国及び県の指導を受けて実施する。

第24節 ライフライン施設応急対策計画

総務対策部（総務課：総務班）
建設事業対策部（上下水道課：上
水道班、下水道班）

上下水道をはじめ、電気、ガス、通信サービス等のライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事を始め緊急措置を中心に定める。

また、市及び県は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

1 上水道施設対策

(1) 応急給水の実施

水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水タンク等による応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

特に、要配慮者に配慮した給水を行う。

この場合、災害発生後は、指定避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により、被災地の状況等を把握した上で、障害者や高齢者など要配慮者に配慮したよりきめ細かな給水を実施する。

(2) 災害時における応急工事

ア 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

イ 取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

(3) 施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。

ア 管施設は、その多くが道路などの地下に埋設されていることから、その復旧に当たっては、施設台帳の果たす役割が重要であることにかんがみ、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の分散化を図る。

イ 資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、指定給水装置工事事業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。

ウ 施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物質等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民等に周知する。

エ 施設の復旧に当たっては、各地域毎の復旧予定時期などを地域住民に周知するよう努める。

(4) 他自治体との協力体制の整備

市は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部に応援を要請する。

要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受渡し場所、期間を明示する。

また、日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、相互応援対策要綱を定めており、県下市町村相互の支援体制を整備している。これにより、活動できるよう、資機材の点検整備を行う。

2 下水道施設対策

市が管理する下水道施設について、次のとおり措置を講ずる。

(1) 管渠施設

ア 市の管理する管渠施設は延長が長大であり、その大部分が道路等の地下に埋設されており、施設の正確な被害状況の把握が必要となるが、特に住民の避難生活の場となる指定避難所、救護活動を行う病院等に接続する特に重要な管渠ルートの確認を行うとともに、人員や資機材の確保を図る。

イ 被害の調査結果を分析し、できる限り暫定供用可能な形での応急復旧に努めるとともに、漏水等による二次災害の発生を防止する。

ウ 支援が必要な場合は、他の市町村及び県に支援要請を行う。

(2) 下水処理場、ポンプ場施設

発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じてできる限り暫定供用が可能な措置を講ずる。また、被害が甚大なため、短期での下水処理の回復が困難な場合には、仮設消毒池の設置などにより、応急的な機能確保を講ずる。

3 電気対策

(1) 中国電力ネットワーク株式会社の災害時における応急工事等

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

(2) 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講じる。

(3) 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(4) 応援協力関係

他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて、復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

4 通信サービス対策

(1) 西日本電信電話株式会社の災害時における応急工事等

被災した通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資機材等を確保し、速やかに実施する。

(2) 災害時における通信の保安

通信事業者は、災害時において、国、県及び市の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

(3) 情報共有

速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(34) 応援協力関係

通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

5 ガス対策

(1) 岡山ガス株式会社の災害時における応急工事

災害が発生した場合は、被災施設・設備の状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器及び製造設備等に被害があったときは、速やかに応急工事を実施し、供給不良又は不能となった地域への供給再開を行う。

(2) 災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の損傷等によってガス漏えいの危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれの応急措置を講じる。

ア ガス製造施設が危険な状態になった場合は、直ちに作業を中止し、安全措置を講じる。

イ ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を講じる。

ウ 中国四国産業保安監督部、県警察及び市へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(3) 他工事関係におけるガスの保安

ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡の下に十分な安全措置を講じる。

(4) 復旧予定時期

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(5) 応援協力関係

ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合又は原料、資機材若しくは要員の確保が必要な場合は、「地震、洪水等非常事態における救援措置要領」（一般社団法人日本ガス協会）及び「地震・洪水等非常事態における緊急措置要綱」（同協会中国部会）に基づき、一般社団法人日本ガス協会に対し応援を要請する。

また、要員が不足する場合は県へ応援を要請する。

第25節 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去計画

建設事業対策部（地域整備推進室・建設課：建設班） 総務対策部（総務課：総務班）

災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給する。また、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する必要があるため、その方法について定める。

1 応急仮設住宅の供与

市又は県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、建設予定場所台帳を基に速やかに建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

また、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(1) 応急仮設住宅の給与対象者

住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保することができない者とする。

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産のない失業者、寡婦、母子家庭、老人、病弱者、身体障がい者

ウ 特定の資産のない勤労者、小企業者等（住民登録の有無は問わない。）

(2) 入居者の選考方法

入居者の選考に当たっては、被災者の資産、資力及び災害発生前の生活状況等を十分調査して決定する。

(3) 建設による供与

ア 設置場所の選定

(ア) 原則として公有地とする。なお、これにより難しいときは、民有地を買収若しくは借り受けるものとする。

(イ) 被災者が相当期間（最大2年）居住することを考慮して、飲料水、ライフライン、保健衛生、通学区等の住環境及び防火水槽等の消防水利を考慮するとともに、後日問題が起こらないよう付近住民と十分協議を行い、選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(ウ) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の

見通し等についても考慮する。

イ 施工方法

(ア) 速やかに建築基準法に基づいて設計図書を作成する。

(イ) 設計図書により、直ちに着工、早期完工の可能な指名業者に請け負わせる。

(4) 借り上げによる供与

市長は、県知事より民間賃貸住宅を借り上げの依頼を受けた際は、速やかに対応する。

(5) 公営住宅等のあっせん

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

(6) 管理及び処分

ア 県に協力して、り災者に対して一時的に居住する場所を与えるものであるため、使用目的に反しないよう適切に管理する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における被災ペットの受入れに配慮する。

イ 入居者に対しては、一般住宅、市営住宅等への転居及び社会福祉施設への収容を勧める。

ウ 使用目的が達成されたときは換価処分又は解体撤去する。

(7) 応急仮設住宅の設置に係る費用、期間等の措置方法

災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行細則により実施する（資料 8 - 2 参照）。

2 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象者

住家が半焼、半壊し、自らの資力で居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分の応急修理ができない者とする。

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産のない失業者、寡婦、母子家庭、老人、病弱者、身体障がい者

ウ 特定の資産のない勤労者、小企業者等（住民登録の有無は問わない。）

(2) 応急修理を受ける者の選定方法

応急仮設住宅の設置の場合に準ずる。

(3) 修理方法

災害発生日から1ヶ月以内に完工の可能な指名業者に修理箇所、修理概要を指示して施工する。

(4) 被災住宅の応急修理に係る費用、期間等の措置方法

県知事が災害救助法を適用した場合は、災害救助法施行細則により実施する（資料 8 - 2 参照）。

3 住宅関係障害物の除去

(1) 障害物除去の対象

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にある住家であって、自らの資力で障害物が除去できないものとする。

(2) 対象住家の選定

被災住家の中から上記(1)の条件を満たす住家を速やかに調査し、対象住家を選定する。

(3) 実施

ア 市有の車両を活用するが、特殊機械器具等を必要とする場合は、関係業者及び関係機関の応援を求めて実施する。

イ 実施に当たっては、急を要するものを優先し、必要最小限度の日常生活を営み得る状態とする。

(4) 住宅関係障害物除去に係る費用、期間等の措置方法

県知事が災害救助法を適用した場合は、災害救助法施行細則により実施する（資料8-2参照）。

4 応援協力要請

市は、自ら応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき、応援を要請する。

第26節 事故災害応急対策計画

全 部（全課・室：全班）

1 道路災害対策

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 市は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに県及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

市は、発災後、速やかに災害拡大防止措置を講ずるため、本章第1節「応急活動体制計画」の定めるところにより、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

イ 救助・救急活動に必要な資機材は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

(5) その他**ア 災害復旧への備え**

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(6) 応援協力要請

市は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要請する。

2 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等多数の死傷者の発生する事故災害に対する応急措置並びに交通の確保等について定める。

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 大規模な鉄道事故が発生した場合、西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部は、速やかに国土交通省に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡する。

イ 市は、大規模な鉄道事故が発生した場合、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 市は、本章第1節「応急活動体制計画」の定めるところにより、発災後速やかに職員の非常招集、情報収集体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。

イ 西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部は、被害の防止又は拡大防止のため、速やかに次の措置を講ずる。

(ア) 水害等により列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合の列車の避難及び停止の措置を講ずる。

(イ) 工事現場における使用資機材の倒壊、盛土又は掘さく現場の崩壊等の防止措置を適切に行う。

(ウ) 事故発生後における災害の拡大防止のための関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ関係機関に応援を要請する。

イ 救助・救急活動に必要な資機材は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部は、事故災害が発生した場合、緊急度に応じて、仮線路の設置、仮橋の架設等の応急工事による交通の確保、又は他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等、代替交通手段の確保に努める。

(5) 災害復旧活動

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努める。

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作

業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

この場合、可能な限り、復旧予定時刻を明確化するよう努める。

(6) 応援協力関係

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部は、応急工事の実施が困難な場合は、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保について応援を要請する。また、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。

3 航空機事故災害対策

航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

- (1) 市は、航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握できた範囲から直ちに県及び関係機関へ通報する。
- (2) 市は、必要に応じ防災関係機関、関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
- (3) 市は、死傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。
- (4) 市は、災害の規模が大きく市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

また、必要に応じ、県に県内消防広域応援隊又は消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- (5) 消防本部は、さらに消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

4 大規模な火災対策

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（特殊建築物・住宅密集地等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災が発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、本節の「消防活動」とは、主に、情報の収集・連絡、消火及び救助・救急、緊急輸送活動をいう。

(1) 情報収集連絡

市は、大規模な火災が発生した場合には、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。ただし、総務省消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合には、直接総務省消防庁へも連絡する。

(2) 消火・避難活動

市は、大規模な火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

(3) 交通の確保・緊急輸送

大規模な火災が発生した場合には、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講ずる。

(4) 救助・救急活動

火災による人的被害が発生した場合には、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「9 集団事故災害対策」により活動を実施する。

(5) 応援協力要請

ア 市は、火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。また、化学消火薬剤等を確保することが困難な場合には、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

イ 火災の規模、被害の状況等から、自衛隊の派遣を必要と判断した場合には、速やかに派遣を要請する。

5 林野火災対策

林野火災が発生した場合、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

(1) 情報の収集・連絡

ア 市は、大規模な林野火災が発生した場合には、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。

イ 情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

消防本部は、林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。

(3) 消火・避難活動

ア 市及び消防本部は、林野火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

イ 市及び消防本部は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

(4) 交通の確保・緊急輸送

大規模な林野火災が発生した場合には、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講ずる。

(5) 救助・救急活動

市及び消防本部は、林野火災による人的被害が発生した場合には、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

(6) 県消防防災ヘリの要請と運用

ア 市及び消防本部は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、県消防防災ヘリを要請する。

イ 県消防防災ヘリによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。

ウ 県消防防災ヘリの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

(7) 応援協力要請

ア 市は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。

また、市で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合には、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

イ 市及び消防本部の消防力のみでは対処できない林野火災の場合、広域的な消防力の運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。

ウ 火災の規模、被害の状況等から、自衛隊の派遣が必要と判断した場合には、速やかに派遣を要請する。

6 危険物等災害対策

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講ずる。

(1) 市は、県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、総務省消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合には、直接総務省消防庁へも連絡する。

(2) 消防本部は、危険物等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(3) 市は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(4) 消防本部は、消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

- (5) 消防本部は、火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の消防本部に対して応援を要請する。
- (6) 消防本部は、さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して県内消防広域応援隊、緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。
- また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。
- (7) 消防本部は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講ずる。

7 高圧ガス災害対策

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防止するための応急的保安措置を講ずる。

- (1) 市は、県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、総務省消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合には、直接総務省消防庁へも連絡する。
- (2) 消防本部は、高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (3) 市は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (4) 消防本部は、消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (5) 消防本部は、火災の規模が大きくなり、消防本部の消防力等では対処できない場合には、他の消防本部に対して応援を要請する。
- (6) 消防本部は、さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して県内消防広域応援隊、緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。
- また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

8 有害ガス等災害対策

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質、ダイオキシン類あるいは有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに警戒区域の設定による

立入禁止、適当な場所への退避の勧告等を行うとともに、速やかに復旧措置を講ずる。

(1) 特定施設等の設置者の措置

- ア 事故発生時には、応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。
- イ 市長又は知事に事故状況を通報するとともに、必要に応じ、付近住民等が避難するために必要な措置を講じる。
- ウ 市長は県知事の措置があった場合、これに従う。

(2) 市の措置

市長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告等を行う。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、「9 集団事故災害対策」により活動を実施する。

(4) 応援協力

その他の防災機関及び特定事業所等は、市、県又は災害発生事業所からの応援の要請を受けたときは、事故の拡大又は再発の防止のため、積極的に応援活動等を実施する。

9 集団事故災害対策

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

(1) 市災害対策本部等の設置

交通事故、爆発、有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、市長は、本計画に定めるところにより、市災害対策本部を設置するとともに、現地において総合的な救急医療活動を実施する市現地災害対策本部を設置する。

- ア 市長は、自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して市現地災害対策本部の総合的な調整に当たらせる。
- イ 市現地災害対策本部は、事故現場に近く、かつ、通信連絡に便利な場所に設置する。

(2) 市現地災害対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

- ア 災害現場での救助
- イ 現場付近での応急手当て
- ウ 負傷者の分類
- エ 収容医療施設の指示
- オ 医療施設への搬送
- カ 死体の処理

(3) 関係機関の措置

ア 事故発生責任者（企業等）の措置

- (ア) 事故発生後直ちに市（消防）、警察署及び状況に応じて海上保安部に通報するとともに自力による応急対策を行う。なお、必要に応じて、その他の関係機関に協力を要請する。
- (イ) 市現地災害対策本部が設置された場合は、当該事故発生責任者の代表は、これに参加し救急及び防災活動を行う。

イ 市の措置

- (ア) 市長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、本計画の定めるところにより直ちに市災害対策本部を設置し、関係機関に協力、応援を要請するとともに、所管の市立病院の救護班に出動を命じる。
- (イ) 市長は、市災害対策本部を設置したときは、県知事（危機管理課）に通報する。
- (ウ) 市長は、事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じる上で特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

ウ 市（消防）、警察署、空港出張所の措置

- (ア) 通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに市町村長に通報するとともに、所定の応急活動を実施する。
- (イ) 市災害対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本方針の決定

全 部（全課・室）

- 1 市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。
市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- 2 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。
- 4 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援計画

全部（全課・室）

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

1 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- (1) 市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。
- (2) 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がいのある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

2 被災者等の生活再建等の支援

市は、県と連携し、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金・生活福祉資金・母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。
- (2) 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- (3) 他の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の県、市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (4) 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給・貸付けやその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる。
- (5) 市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住家に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。
- (6) 市は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行う。
- (7) 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援の強化が必要である。

このため、市は、県や関係機関の後方支援、技術的援助を受けながら、精神保健相談、仮

- 設住宅者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアを中長期的に実施する。
- (8) 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。
- (9) 市は効率的な罹災証明の交付のため、当該業務を支援するシステムを活用する。
- (10) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。また、市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- (11) 市は、罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入態勢の構築等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (12) 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。
- (13) 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。なお、災害救助法に基づく被災者の救助を受けたときは、必要に応じて県より被災者に関する情報の提供を要請する。
- (14) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。
- (15) 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。
- (16) 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険税の減免等、被災者の負担の軽減を図る。
- (17) 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

復旧・復興時の対策は、社会基盤の復旧にとどまらず、住宅の再建、雇用の場の確保やこころのケアなど、被災住民の生活等地域再建のための全てに及ぶものであり、政策的には幅広く、しかも複雑かつ多岐にわたるため、あらかじめ基本的な考え方を計画で示しておくことは、地域の

再建を図る上で、非常に重要であると考え。このため、市、住民、自主防災組織、事業者、防災ボランティアの役割を次により定める。

- (1) 市は、県と連携し、大規模な災害が発生したときは、住民の参画を図りながら、公的施設の復旧、被災者の生活再建、地域経済の復興等について定めた計画を策定するよう努めるものとする。
- (2) 市は、被災者の意向を踏まえるとともに、国、県及びその他関係機関と連携し、計画の定めるところにより、復旧・復興対策の円滑な実施に努めるものとする。
- (3) 住民は、自らも地域の復旧及び復興の主体であることを認識した上で、互いに協力し、市、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアと協働することにより、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。また、循環型社会を形成する観点から、復旧及び復興において、家具等の再使用することにより、廃棄物の発生を抑制するよう努めるものとする。
- (4) 自主防災組織は、復旧及び復興時において、地域社会の再生に貢献し、かつ、国、県及び市が実施する復旧・復興対策に協力するよう努めるものとする。
- (5) 事業者は、復旧及び復興時において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により、雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。
- (6) 水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業者の用に供する施設等の管理者は、復旧対策を実施するときは、情報の共有を図る等、互いに協力しながら当該施設の速やかな復旧に努めるものとする。
- (7) 防災ボランティアは、復旧及び復興時において、被災者の生活の再建が円滑に行なわれるよう、県及び市と連携し、被災者の意向に配慮した支援に努めるものとする。

第3節 公共施設災害復旧事業計画

全 部（全課・室）

公共施設の復旧は常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、さらに関連事業を積極的に採り入れて施工する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の作成に当たっては、災害の実状にかんがみ、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において作成し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ早く完了するよう施工の促進を図る。

また県警察は、県及び市と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団等の排除活動の徹底に努めるものとする。

[災害復旧事業の種類]

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 砂防設備災害復旧事業
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (6) 道路災害復旧事業
 - (7) 下水道災害復旧事業
 - (8) 公園災害復旧事業
 - (9) 公営住宅等災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

全 部（全課・室）

災害復旧事業費の決定は、知事の報告、市が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法 律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 障害者支援施設等災害復旧事業
- ケ 婦人保護施設災害復旧事業
- コ 感染症指定医療機関災害復旧事業

- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ス 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に対する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助措置
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資機材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第5節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置計画

財務部（税務課） 保健福祉部
（社会福祉課・介護保険課）
産業振興部（農林課・商工観光課）

1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付けを要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

3 住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

4 更生資金

(1) 災害援護資金

県内で災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、市は、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金等の貸付けを行う。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童に対して、県は母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

5 市税についての負担軽減措置

被災状況等に応じ、市税条例の規定等に基づき、市税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予

及び減免等被災者の負担軽減措置を講ずる。

6 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

第3編
震災対策編
第1章 総則

第1節 過去に発生した地震履歴

岡山県に影響を及ぼす地震としては、震源が近い、いわゆる直下型地震と、陸と海のプレート境界で起こる海溝型巨大地震がある。

1 岡山県に震度4以上の揺れをもたらしたと推定される地震（明治34年以前）

年代	震源地	マグニチュード	備考
684	四国一紀伊半島沖	8 程度	南海地震(白鳳の地震)
868	兵庫県南部	7 程度	
880	出雲	7 程度	
1099	四国一紀伊半島沖	8 余り	南海地震・大津波
1361	四国一紀伊半島沖	8 程度	南海地震・広域に大津波
1408	紀伊半島沖	7~8	南海地震
1520	紀伊半島沖	7~7.7	南海地震
1596	畿内	7.5 程度	岡山平野で震度5
1707	駿河湾一四国沖	8.6	宝永地震 岡山、津山等で震度5 日本史上最大級の 大津波
1710	伯耆・美作	6.5 程度	津山で震度4~5
1711	伯耆	6.2 程度	県北で被害
1711	讃岐	不明	
1734	御津郡	不明	御津郡で震度5
1789	阿波	7 程度	岡山で震度4
1812	土佐	6 程度	
1854	三重県西部	7.2 程度	岡山で震度5
1854	四国一紀伊半島沖	8.4	安政南海地震 県南で震度4~6 大津波

参考文献

- ・地震・火山の事典
- ・日本被害地震総覧599-2012
- ・日本地震史料

注 震源地の名称はこの3つの資料を参考にした。

2 岡山県で震度4以上を観測した地震（明治35年以降）

発 生 年 月 日	震 度	被 害	震 央 地 名 (地 震 名)	規 模 (M)
明38. 6. 2 (1905)	岡山4	県内被害なし	安芸灘 (芸予地震)	6.7
明42. 8. 14 (1909)	岡山4	建物その他に若干の被害あり ただし人的被害なし	滋賀県北東部 (姉川地震)	6.8
明42. 11. 10 (1909)	岡山5	県南部、特に都窪郡撫川町で 被害大 死者2人、建物全・半壊6戸 ひさし・壁破損29戸等	宮崎県西部	7.6
昭2. 3. 7 (1927)	岡山4	県南部で家屋の小破損・屋根 瓦の墜落20数件 煉瓦煙突の上部破損（上道郡 平井村）	京都府北部 (北丹後地震)	7.3
昭5. 12. 21 (1930)	岡山3 津山5	県内被害なし	広島県北部	5.9
昭9. 1. 9 (1934)	岡山4	県南部を中心に強く揺れ吉備 郡庭瀬町では壁に亀裂を生じ 土壁が倒壊した程度で県下全 般に大きな被害なし	徳島県北部	5.6
* 昭13. 1. 2 (1938)	岡山3	伯備線神代駅近傍で岩石40～ 50個落下 貨車・家屋破損、下熊谷の小 貯水池堤防決壊	広島県北部	5.5
昭18. 9. 10 (1943)	岡山5 津山4	北東部県境付近で小規模な山 崩れ、がけ崩れ、地割れ、落 石あり（被害については、ど ちらの地震によるか判別でき ない。）	鳥取県東部 (鳥取地震)	7.2
昭18. 9. 10 (1943)	岡山4 津山2		鳥取県中部 (鳥取地震余震)	6.0
昭21. 12. 21 (1946)	岡山4 津山3	県南部、特に児島湾北岸、高 梁川下流域の新生地の被害が 甚大であった。死者52人、負 傷者157人、建物全壊1,200 戸、建物半壊2,346戸、その他 堤防・道路の損壊多し。玉 島・笠岡管内の電気・通信線 がほとんど破壊された。	和歌山県南方沖 (南海地震)	8.0
昭27. 7. 18 (1952)	岡山4 津山3	県内被害なし	奈良県 (吉野地震)	6.7
昭43. 8. 6 (1968)	岡山4 津山3 玉野4	県内被害なし	豊後水道	6.6
平7. 1. 17 (1995)	岡山4 津山4	負傷者1人	大阪湾 【平成7年(1995年) 兵庫県南部地震】	7.3

平12.10.6 (2000)	新見・哲多・大佐・落合・美甘 5強 19市町村 5弱 39市町村 4	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった。重傷5人、軽傷13人、住家全壊7棟、住家半壊31棟、住家一部破損 943棟、その他水道被害、道路被害多し	鳥取県西部 【平成12年(2000年)鳥取県西部地震】	7.3
平13.3.24 (2001)	26市町村 4	軽傷1人、住家一部破損18棟	安芸灘 【平成13年(2001年)芸予地震】	6.7
平14.9.16 (2002)	6町村 4	県内被害なし	鳥取県中部 (鳥取県西部地震余震)	5.5
平18.6.12 (2006)	岡山市 4 倉敷市 4 玉野市 4 浅口市 4	県内被害なし	大分県西部	6.2
平19.4.26 (2007)	玉野市 4	県内被害なし	愛媛県東予	5.3
平25.4.13 (2013)	5市町 4	軽傷1人	淡路島付近	6.3
平26.3.14 (2014)	16市町 4	重傷1人、軽傷4人	伊予灘	6.2
平28.10.21 (2016)	鏡野、真庭 5強 12市町村 4	重症1人、軽傷2人、住家一部破損17棟、非住家全壊1棟、非住家一部破損20棟	鳥取県中部	6.6
	鏡野 4			5.0
平30.4.9 (2018)	倉敷 4	県内被害なし	島根県西部	6.1

表の説明

*印の地震は、岡山県内震度3であるが被害発生地震のため特に記載した。

平成7年(1995年)までは気象官署の震度である。

【 】は気象庁が名称を定めた地震である。

第2節 断層型地震の被害想定

第1 断層を震源とする地震

1 地震等の被害想定調査について（平成25年度）

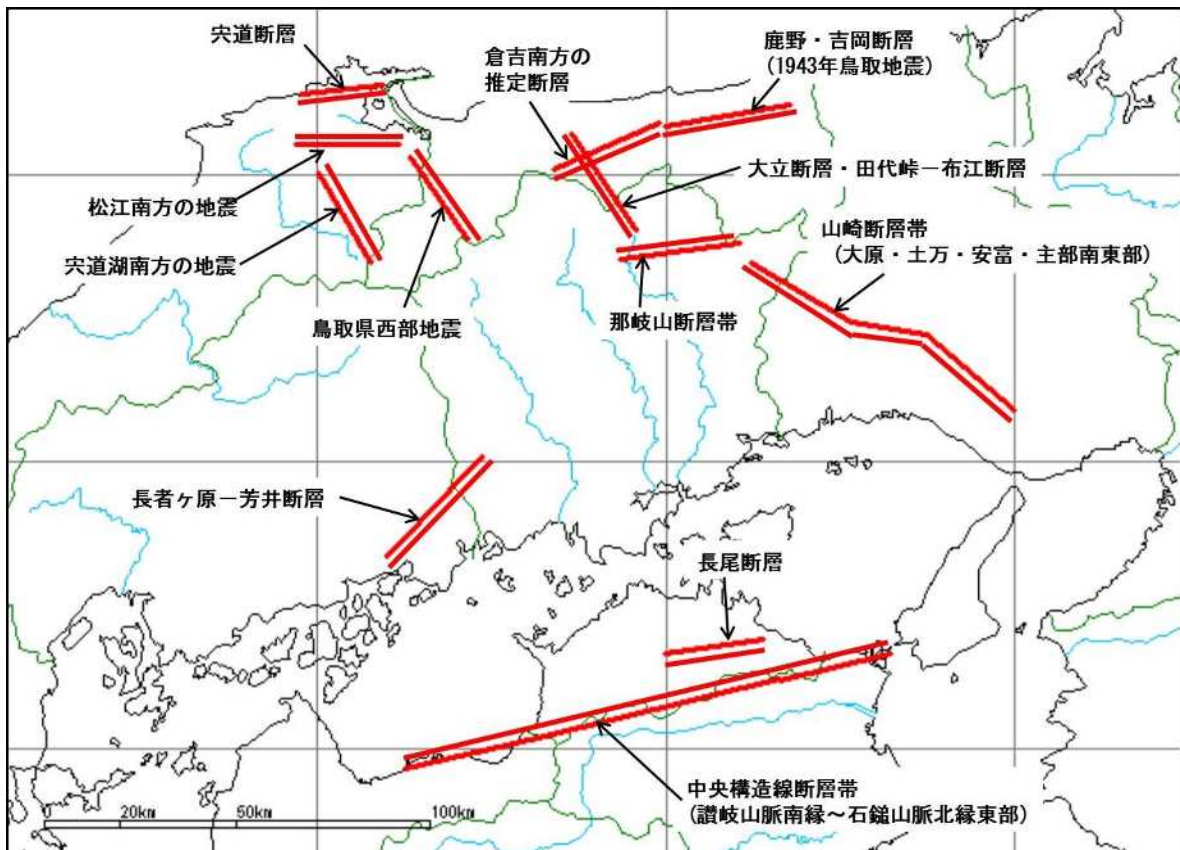
県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、発生確率は低いものの、南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれなかった地域においても、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もあることから、県はこれらの断層型地震が発生した場合の人的・物的被害等に関する想定を行った。

2 想定した断層型地震

県は、本県周辺において国が定めている主要活断層の4地震に加え、近隣県が被害想定を行った地震のうち岡山県に被害の発生が懸念される8地震を対象とし、国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模を基に、南海トラフ巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて、震度分布及び液状化危険度の解析を行った。

この解析の結果、県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある7つの地震について、被害想定が行われた。

(1) 各断層の位置



(2) 12断層の概要

断層名	地震の規模	断層規模（延長・深度）	断層の調査・推計機関
山崎断層帯	M 8.0	L= 80km W=18km	国（地震調査研究推進本部）
那岐山断層帯	M 7.6	L= 32km W=26km	国（地震調査研究推進本部）
中央構造線断層帯	M 8.0	L=132km W=24km	国（地震調査研究推進本部）
長者ヶ原-芳井断層	M 7.4	L= 36km W=18km	広島県
倉吉南方の推定断層	M 7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
大立断層・田代峠-布江断層	M 7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
鳥取県西部地震	M 7.3	L= 26km W=14km	鳥取県
鹿野・吉岡断層	M 7.2	L= 33km W=13km	鳥取県
長尾断層	M 7.1	L= 26km W=18km	国（地震調査研究推進本部）
宍道湖南方の地震	M 7.3	L= 27km W=14km	島根県
松江南方の地震	M 7.3	L= 27km W=14km	島根県
宍道断層	M 7.1	L= 22km W=13km	島根県

※ 地震の規模欄のMはマグニチュード

3 震度分布等

(1) 各断層型地震の概要

断層名	山崎断層帯 （※）	那岐山断層帯 （※）	中央構造線断層帯 （※）	長者ヶ原-芳井断層	倉吉南方の推定断層	大立断層・田代峠-布江断層
マグニチュード	8.0	7.6	8.0	7.4	7.2	7.2
発生確率	ほぼ0～1%	0.06～0.1%	ほぼ0～0.3%	0.09%	推計していない	推計していない
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6強	6強
赤磐市最大震度	5強	5弱	4	4	4	5弱
震度6弱以上の市町村（ゴシックは震度6強）	津山市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村	津山市 真庭市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 美咲町	岡山市 倉敷市 笠岡市	岡山市 倉敷市 笠岡市 井原市 浅口市 早島町 里庄町	真庭市 鏡野町	津山市 真庭市 新庄村 鏡野町 奈義町

断層名	鳥取県西部地震	鹿野・吉岡断層	長尾断層 （※）	宍道湖南方の地震	松江南方の地震	宍道断層
マグニチュード	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1
発生確率	推計していない	推計していない	ほぼ0%	推計していない	推計していない	0.1%
県内最大震度	6強	5強	5弱	4	4	4
赤磐市最大震度	4	4	3以下	3以下	3以下	3以下
震度6弱以上の市町村（ゴシックは震度6強）	新見市 真庭市 新庄村	県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。				

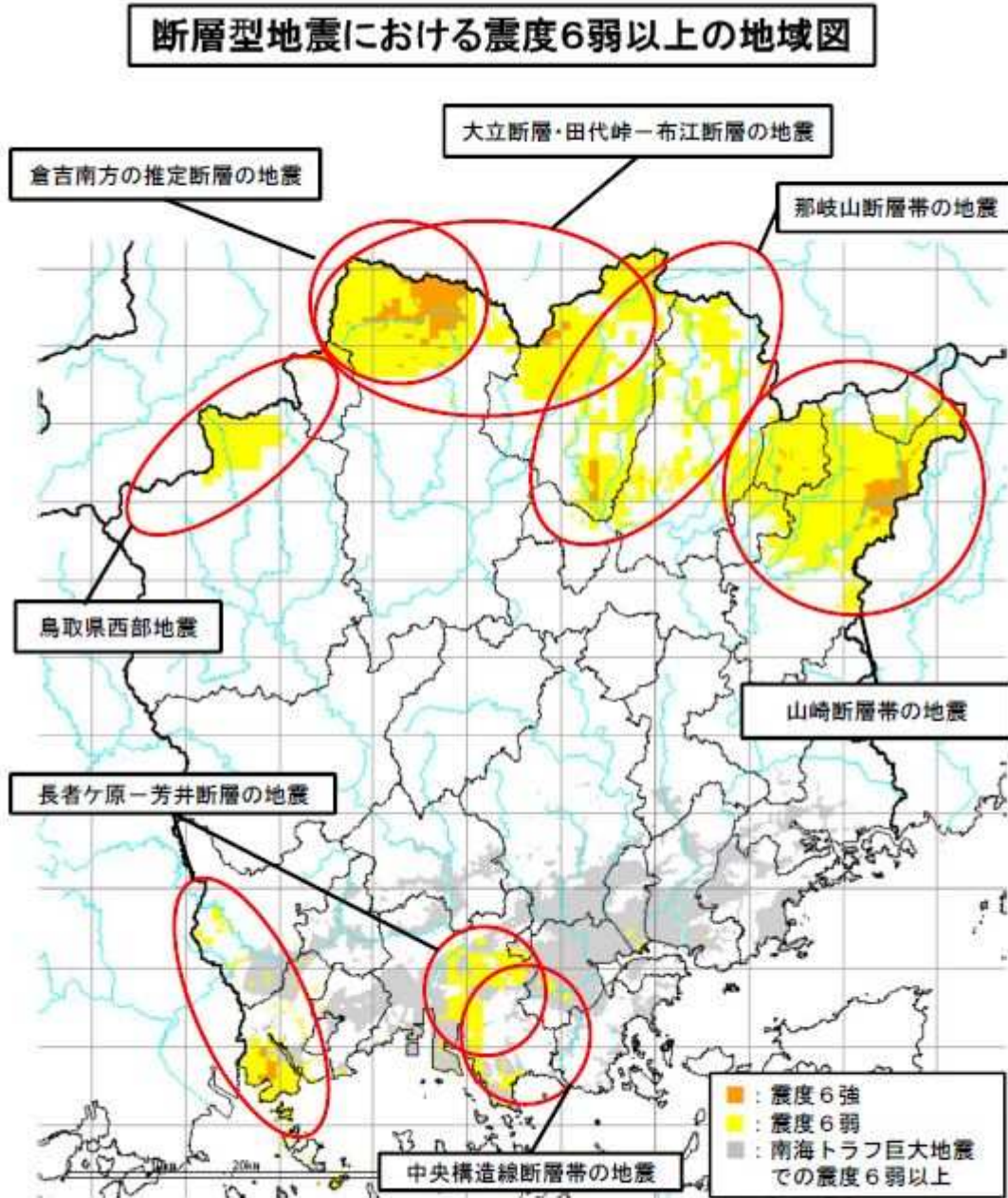
注1 断層名欄の※は主要活断層

2 マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し被害想定に用いたもの。

3 発生確率は今後30年間に地震が発生する確率（地震調査推進研究本部、産業技術総合研究所）

(2) 断層型地震における震度6弱以上の地域

12断層の中で、大きな被害が生じるおそれのある震度6弱以上の地域は、「断層型地震における震度6弱以上の地域図」のとおりである。



第2 被害想定

1 想定手法

国の「南海トラフ巨大地震の被害想定について」で用いられた想定手法を基本とした。

2 想定する季節・時間帯

南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、想定される状況が異なる3種類の季節・時間帯（自宅で就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く帰宅途上の人も多い時間帯として、冬・深夜、夏・12時、冬・18時の3種類）で被害想定を行った。

3 被害想定

7つの各断層別の被害想定のうち、被害が最大となるのは「長者ヶ原－芳井断層の地震」であり、倉敷市、笠岡市を中心に建物全壊が約850棟、死者数40人という甚大な被害が想定される。（県全体としては南海トラフ巨大地震の被害想定を上回るものではない。）

また、県北部では「山崎断層帯の地震」が最大で、建物全壊が約600棟となるなど甚大な被害が想定される。

各断層別の被害想定の特徴と主な被害想定結果は、次のとおり。

(1) 山崎断層帯の地震

- ・美作市、奈義町で最大震度6強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域で、奈義町ではほぼ全域で、震度6弱以上の揺れに見舞われる。
- ・美作市・奈義町を中心に約500棟の建物が揺れにより全壊となると想定され、建物倒壊により甚大な人的被害も想定される。
- ・揺れが強い美作市・勝央町・奈義町、津山市を中心に、河川沿いで液状化危険度が高まる。
- ・避難者数は1週間後に美作市で約3,500人、全県で約5,700人と想定される。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・赤磐市では、最大震度5強であり、多くの地域で震度5弱の揺れが想定されており、被害も想定されている。

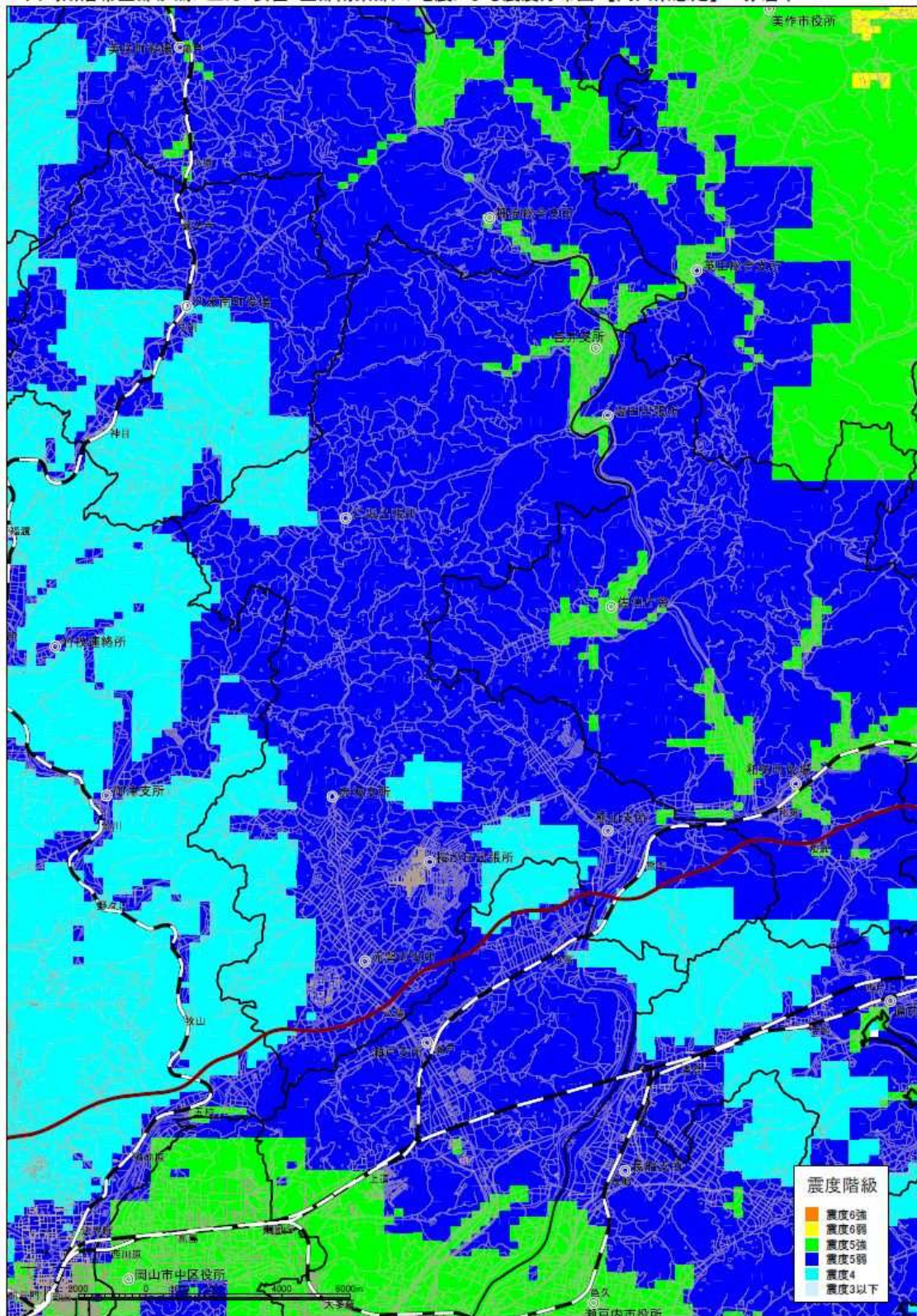
被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定		赤磐市
			美作市	奈義町	
最大震度		6強	6強	6強	5強
建物全壊（棟）	冬・18時	604	471	56	0
死者数（人）	冬・深夜	33	30	3	0
最大避難者数（人）	冬・18時	5,680	3,474	532	2

注1 被害想定は、3種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。（以下同）

2 建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す。（以下同）

3 最大避難者数は、発災後1週間後の数値（以下同）

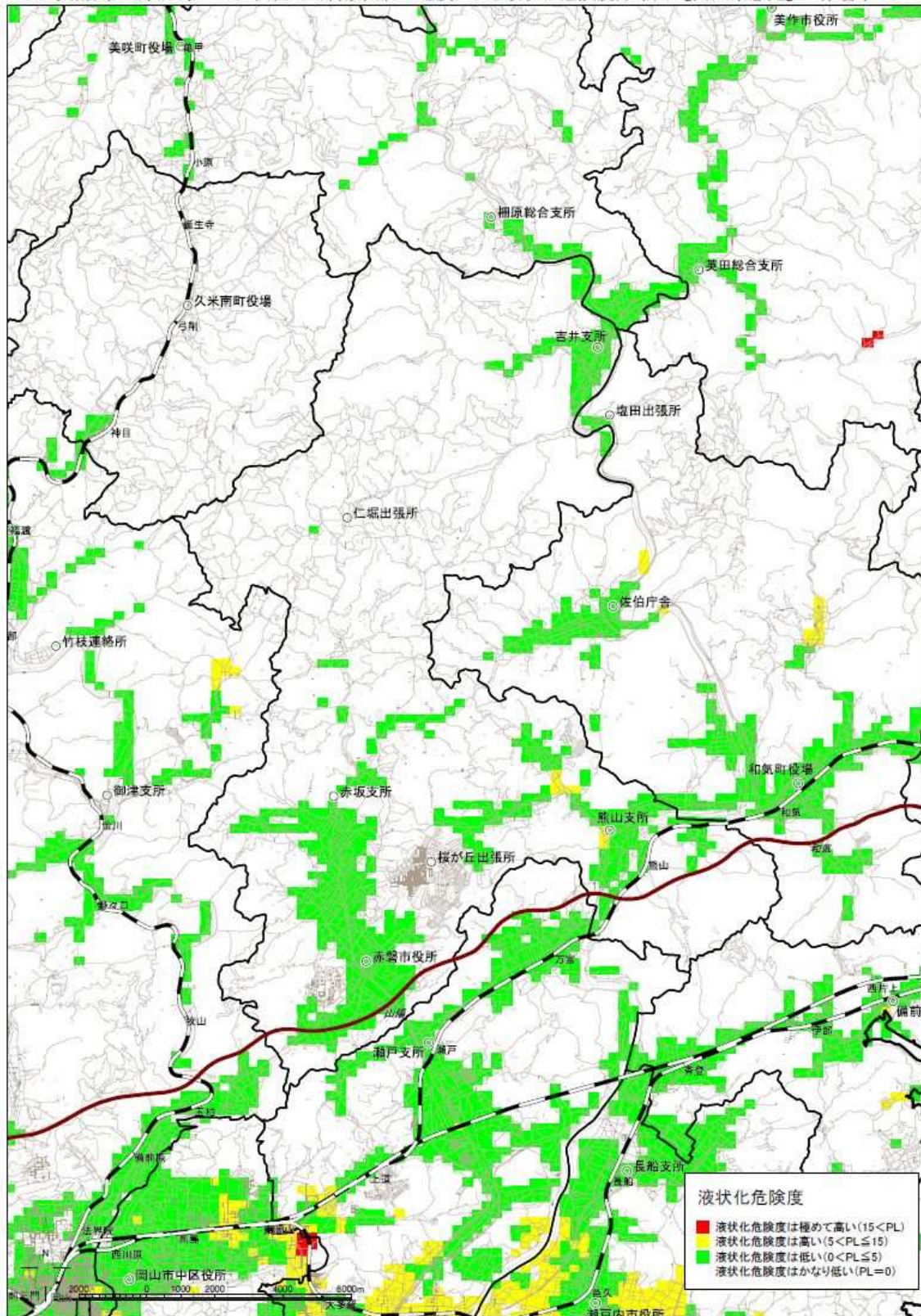
山崎断層帯主部(大原・土万・安富・主部南東部)の地震による震度分布図【岡山県想定】 赤磐市



岡山県危機管理課 平成26年3月作成
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)
 また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会所データ)を使用した。

1:100000

山崎断層帯主部(大原・土万・安富・主部南東部)の地震による液状化危険度分布図【岡山市想定】 赤磐市

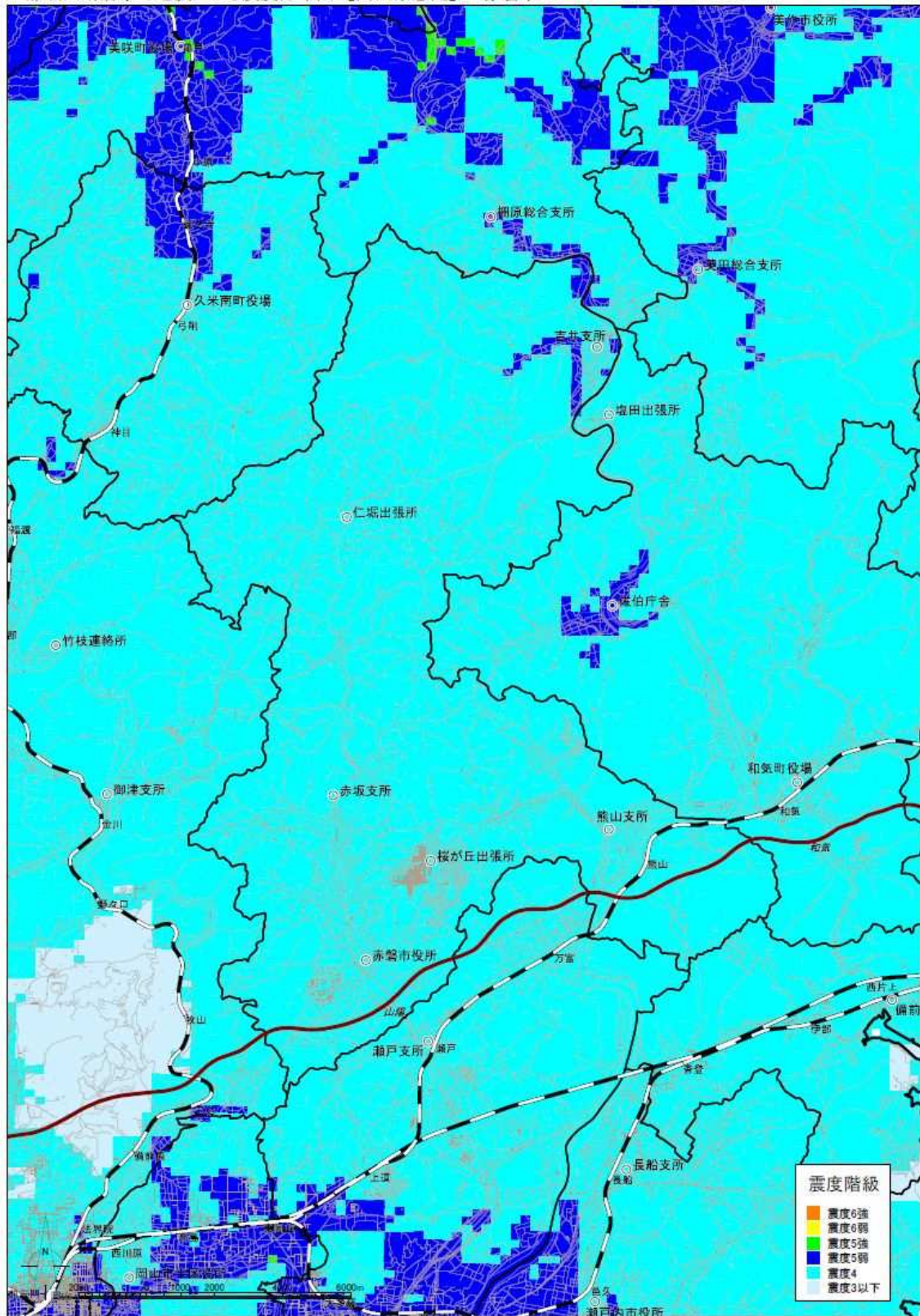


(2) 那岐山断層帯の地震

- ・津山市、鏡野町、奈義町で震度6強の揺れに見舞われ、特に鏡野町で大きな被害が想定される。
- ・津山市、鏡野町、真庭市を中心に川沿いで液状化の危険度が高まる。
- ・避難者数は1週間後に鏡野町で約1,200人、全県で約2,100人と想定される。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・赤磐市では、最大震度5弱であり、ほぼ全域で震度4の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定			赤磐市
			津山市	鏡野町	奈義町	
最大震度		6強	6強	6強	6強	5弱
建物全壊(棟)	冬・18時	209	60	126	10	0
死者数(人)	冬・深夜	12	3	8	1	0
最大避難者数(人)	冬・18時	2,078	486	1,242	220	0

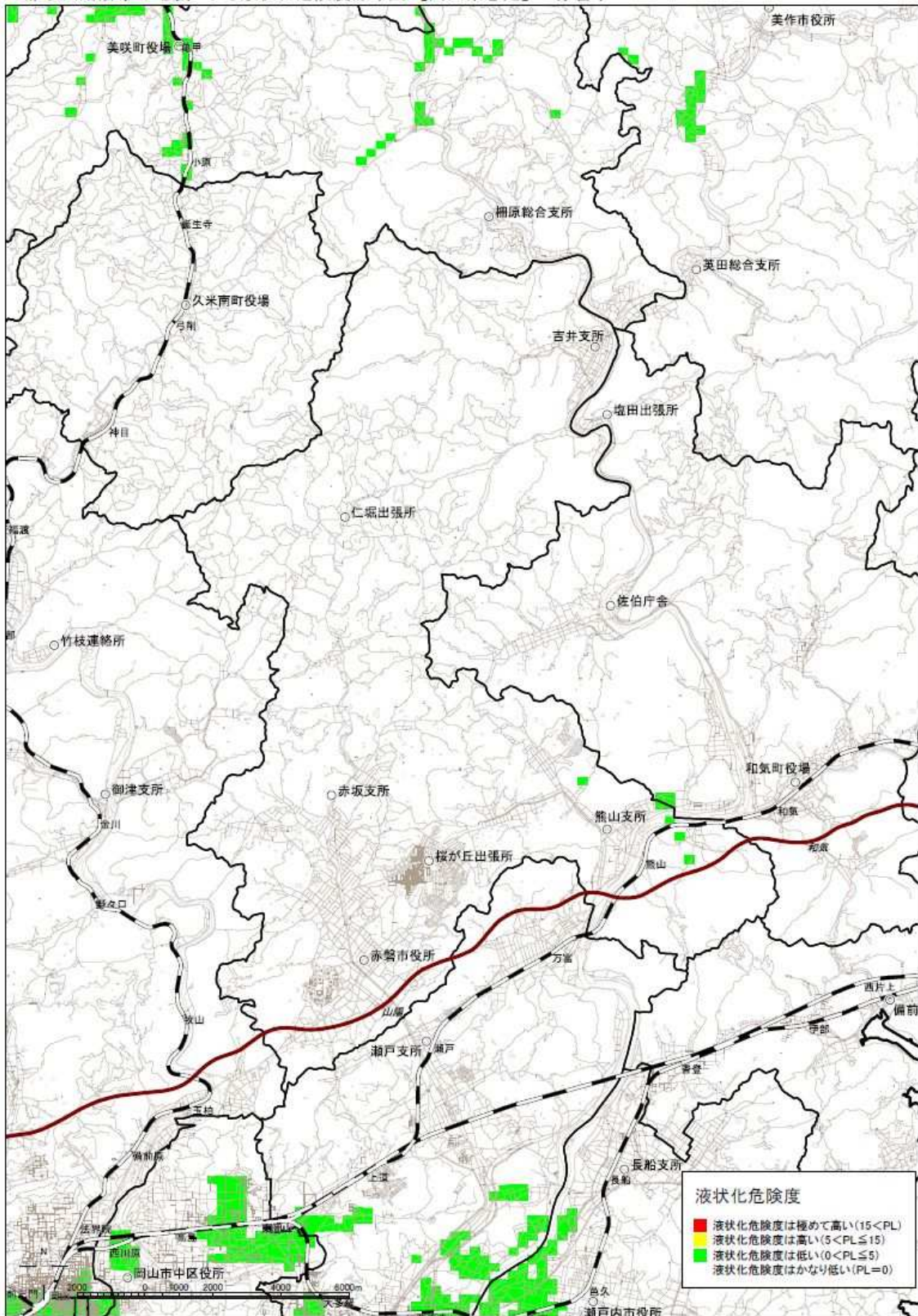
那岐山断層帯の地震による震度分布図【岡山県想定】 赤磐市



岡山県危機管理課 平成26年3月作成
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情保、第706号)
 また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会所施設データ)を使用した。

1:100000

那岐山断層帯の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】 赤磐市

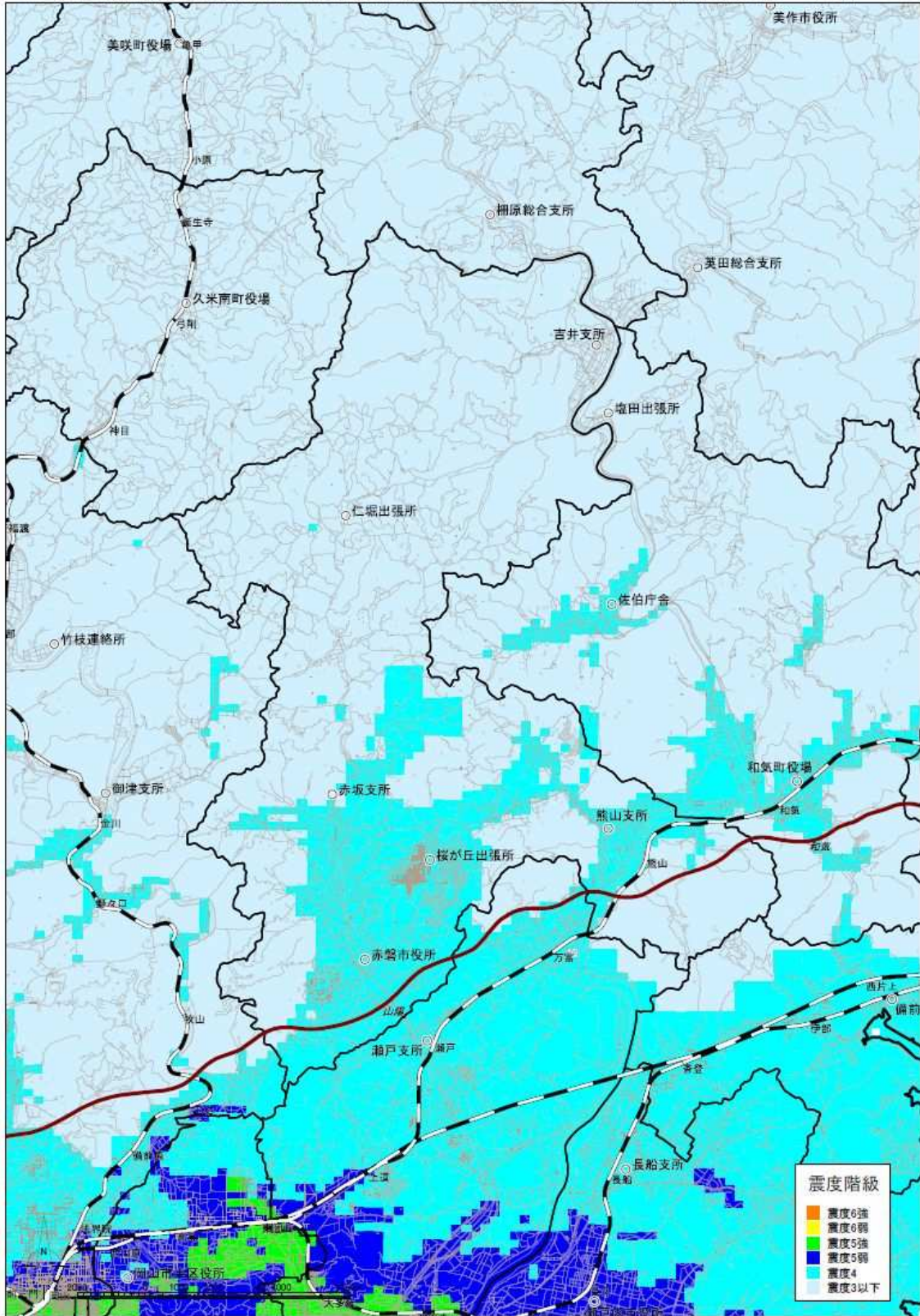


(3) 中央構造線断層帯の地震

- ・倉敷市、岡山市、笠岡市で震度6弱の揺れに見舞われるが、南海トラフ巨大地震を上回るものではない。
- ・倉敷市を中心に低地部で液状化が生じるため、約3,000棟が大規模半壊以上となるなど液状化による被害が、揺れによる被害を大きく上回ると想定される。
- ・通勤時間帯に発生すると野外で建物倒壊や屋外落下物などにより死者が出る可能性があるため、死者数は冬18時が最大となる。
- ・避難者数は1週間後に倉敷市で約8,700人、全県で約11,000人と想定される。
- ・山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約125,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。
- ・赤磐市では、最大震度4であり、多くの地域で震度3以下の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定			赤磐市
			岡山市	倉敷市	笠岡市	
最大震度		6弱	6弱	6弱	6弱	4
建物全壊(棟)	冬・18時	291	49	218	13	0
死者数(人)	冬・18時	5	1	4	0	0
最大避難者数(人)	冬・18時	11,018	1,918	8,730	40	0

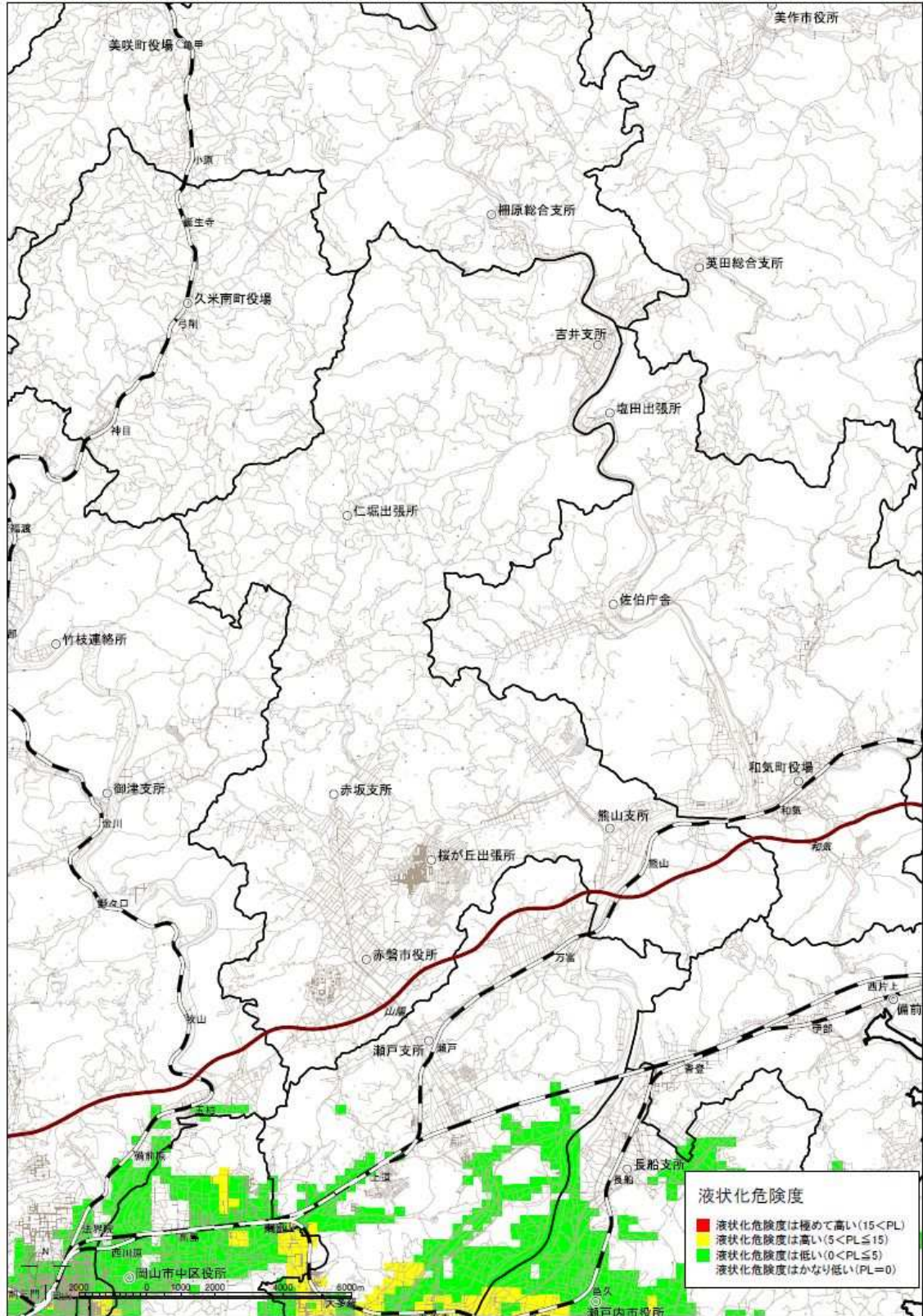
中央構造線断層帯(讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部)の地震による震度分布図【岡山県想定】 赤磐市



岡山県危機管理課 平成26年3月作成
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情保、第706号)
 また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会所データ)を使用した。

1:100000

中央構造線断層帯(讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部)の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】 赤磐市



岡山県危機管理課 平成26年3月作成
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情保、第706号)
 また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会所データ)を使用した。

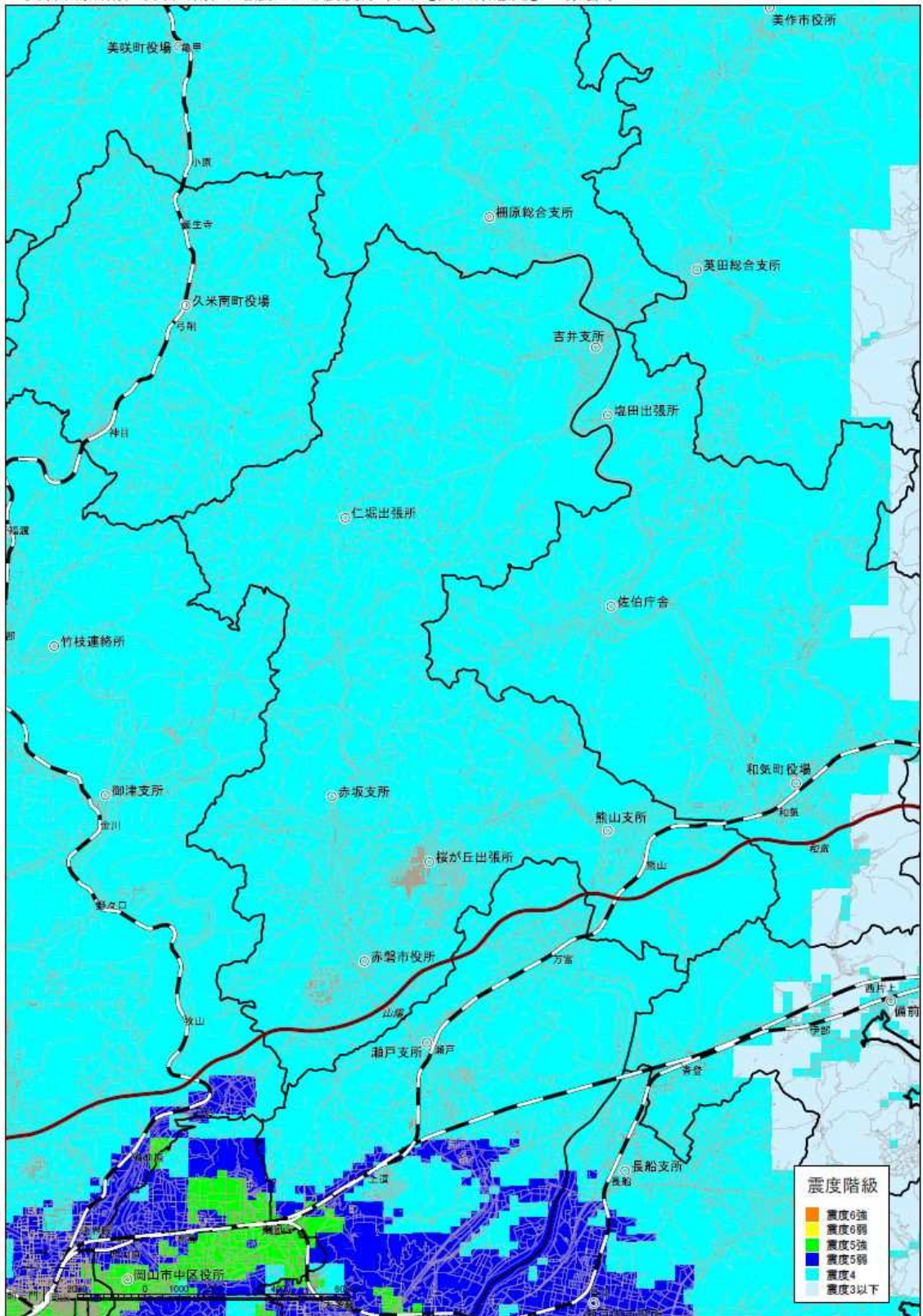
1:100000

(4) 長者ヶ原 - 芳井断層の地震

- ・笠岡市で震度6強の揺れに見舞われ、津波被害を除くと、この地域の被害としては南海トラフ巨大地震を上まわる。
- ・倉敷市・笠岡市を中心に、低地部で液状化が生じる。
- ・倉敷市・笠岡市を中心に、全県で800棟を超える建物が揺れや液状化等により全壊となり、甚大な人的被害が想定される。
- ・避難者数は1週間後に倉敷市で約17,000人、全県で約22,000人と想定される。
- ・山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約67,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。
- ・赤磐市では、全域で震度4の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定		赤磐市
			倉敷市	笠岡市	
最大震度		6強	6弱	6強	4
建物全壊(棟)	冬・18時	856	634	166	0
死者数(人)	冬・深夜	40	29	10	0
最大避難者数(人)	冬・18時	21,672	16,892	2,168	0

長者ヶ原断層-芳井断層の地震による震度分布図【岡山県想定】 赤磐市



岡山県危機管理課 平成26年3月作成
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)
 また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会所データ)を使用した。

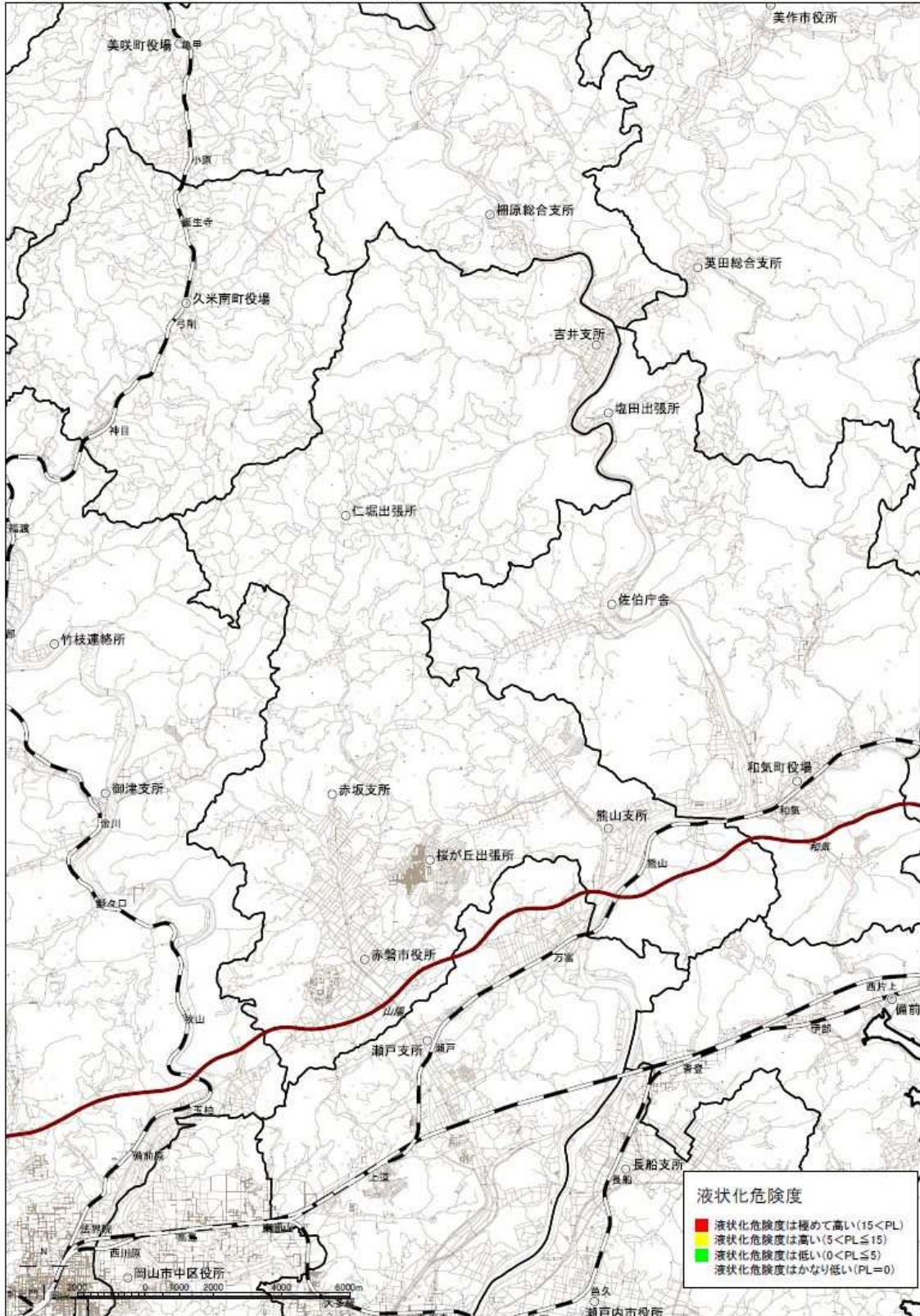
1:100000

(5) 倉吉南方の推定断層の地震

- ・真庭市で震度6強の揺れに見舞われる。
- ・被害は真庭市北部に限定されるが、100棟以上の建物が揺れにより全壊となり、人的被害も発生し、避難者数は1週間後に約1,400人と想定される。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・赤磐市では、最大震度4であり、ほぼ全域で震度3以下の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定	赤磐市
			真庭市	
最大震度		6強	6強	4
建物全壊(棟)	冬・18時	113	112	0
死者数(人)	冬・深夜	6	6	0
最大避難者数(人)	冬・18時	1,442	1,426	0

倉吉南方の推定断層の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】 赤磐市



岡山県危機管理課 平成26年3月作成
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情促、第706号)
 また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会所データ)を使用した。

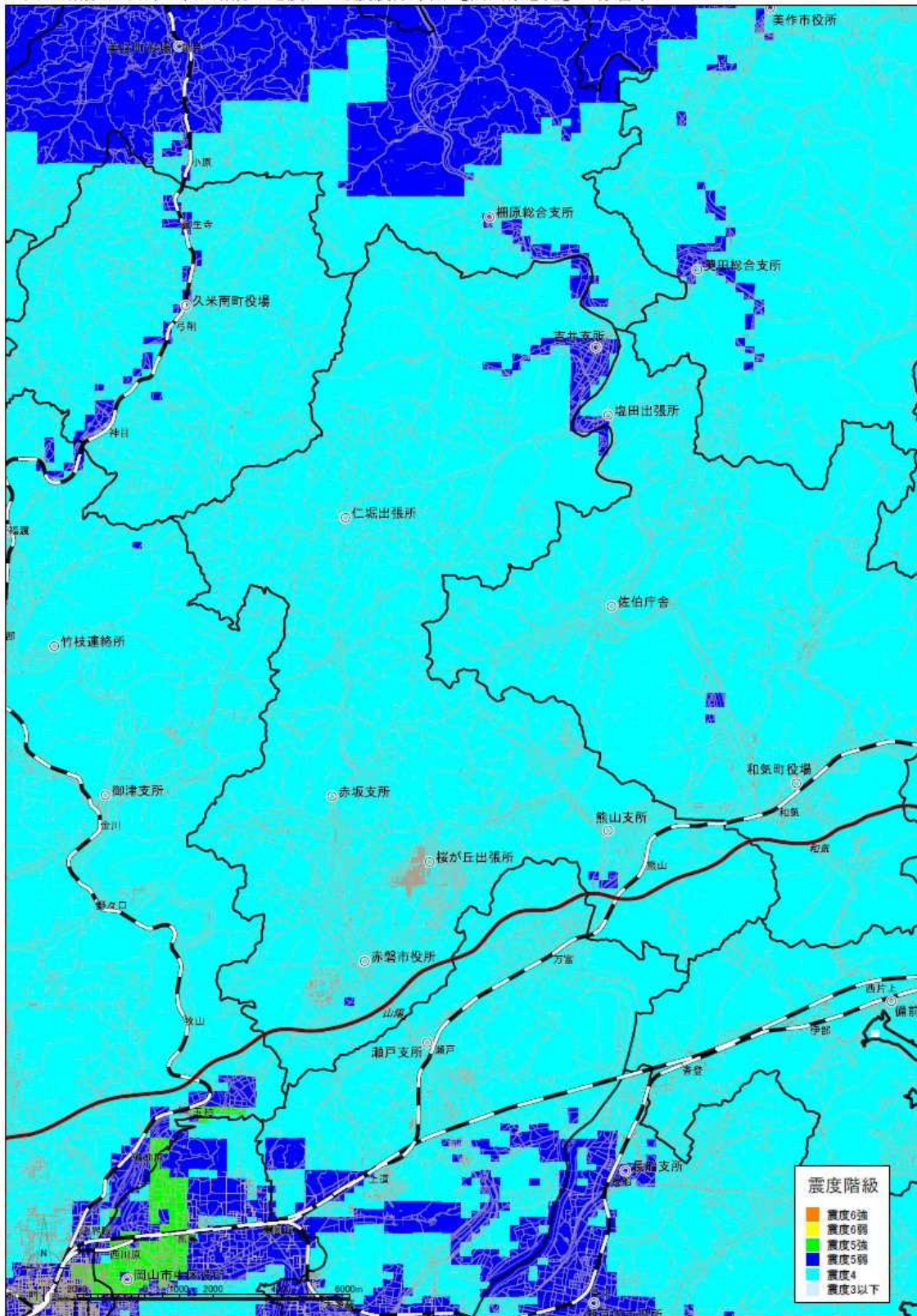
1:100000

(6) 大立断層・田代峠-布江断層の地震

- ・真庭市、鏡野町で震度6強の大きな揺れに見舞われ、特に真庭市北部で甚大な建物・人的被害が想定される。
- ・揺れが強い真庭市・鏡野町を中心に川沿いで液状化危険度が高まる。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・赤磐市では、最大震度5弱であり、ほぼ全域で震度4の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

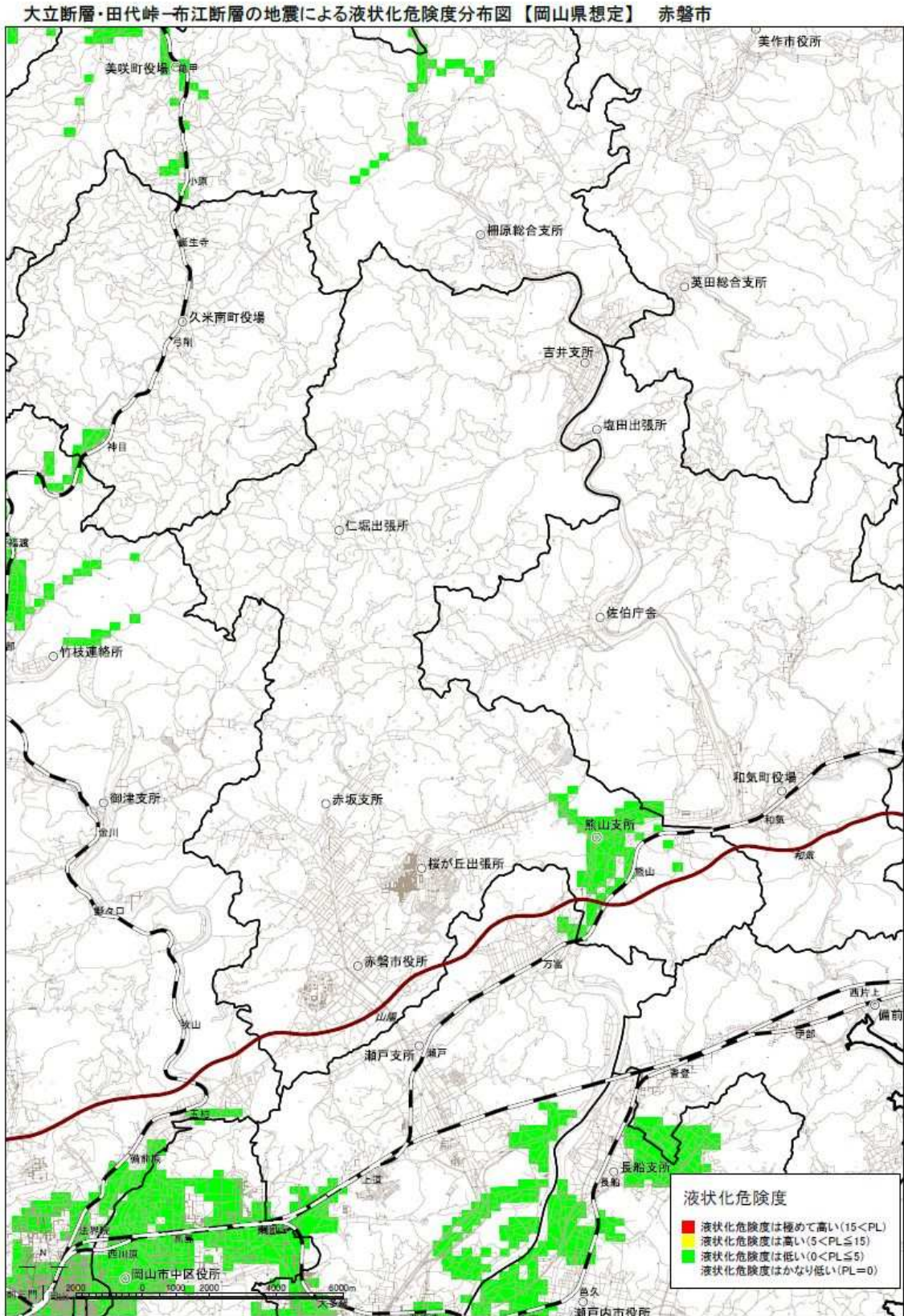
被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定		赤磐市
			真庭市	鏡野町	
最大震度		6強	6強	6強	5弱
建物全壊(棟)	冬・18時	340	265	50	0
死者数(人)	冬・深夜	20	16	3	0
最大避難者数(人)	冬・18時	3,868	2,632	952	0

大立断層・田代峠―布江断層の地震による震度分布図【岡山県想定】 赤磐市



岡山県危機管理課 平成26年3月作成
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)
 また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会所データ)を使用した。

1:100000

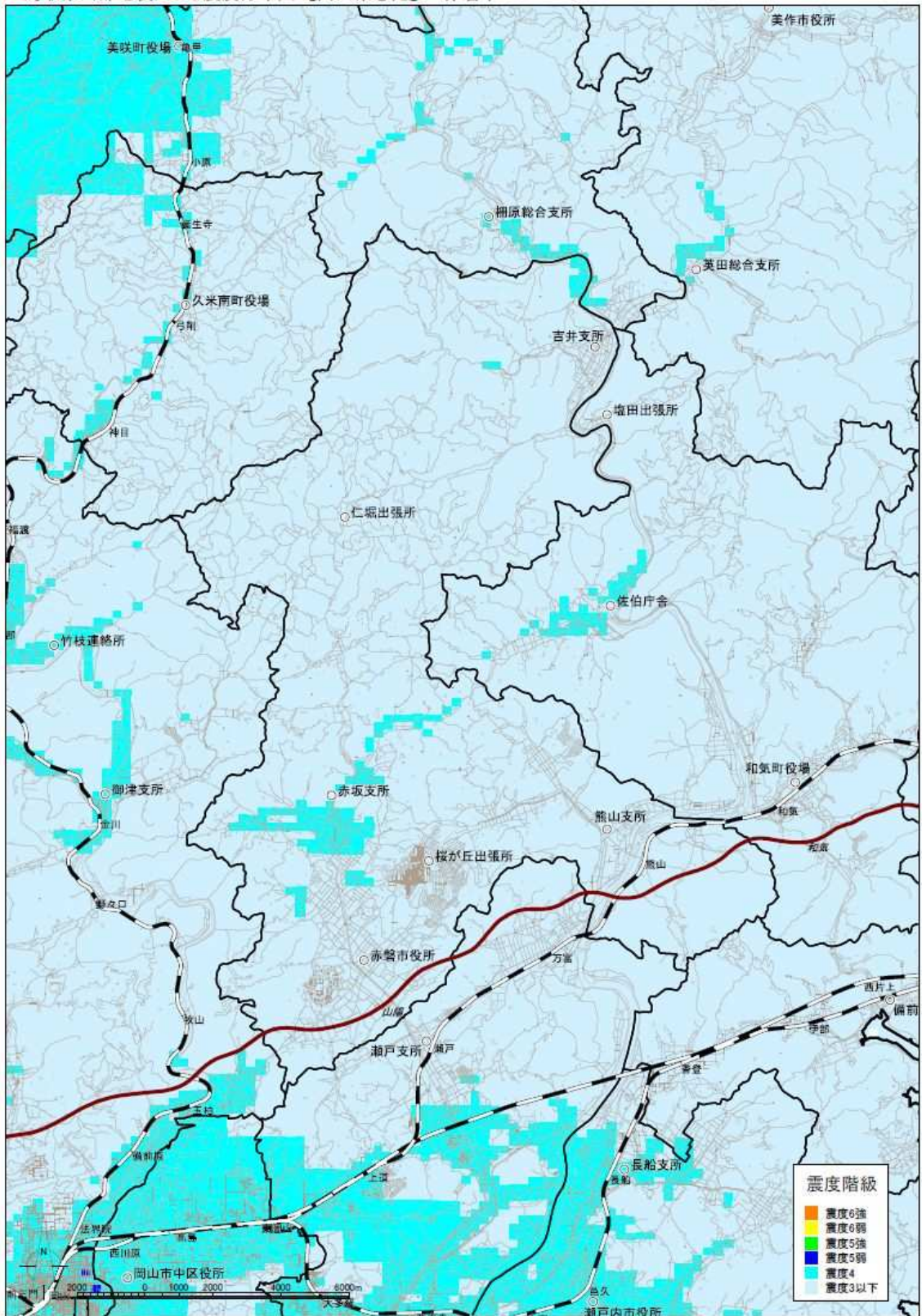


(7) 鳥取県西部地震

- ・新見市の北部で震度6強の大きな揺れに見舞われるが、被害は新見市・真庭市の北部で限定的である。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・赤磐市では、最大震度4であり、ほぼ全域で震度3以下の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定		赤磐市
			新見市	真庭市	
最大震度		6強	6強	6弱	4
建物全壊（棟）	冬・18時	17	5	12	0
死者数（人）	冬・深夜	0	0	0	0
最大避難者数（人）	冬・18時	150	34	86	0

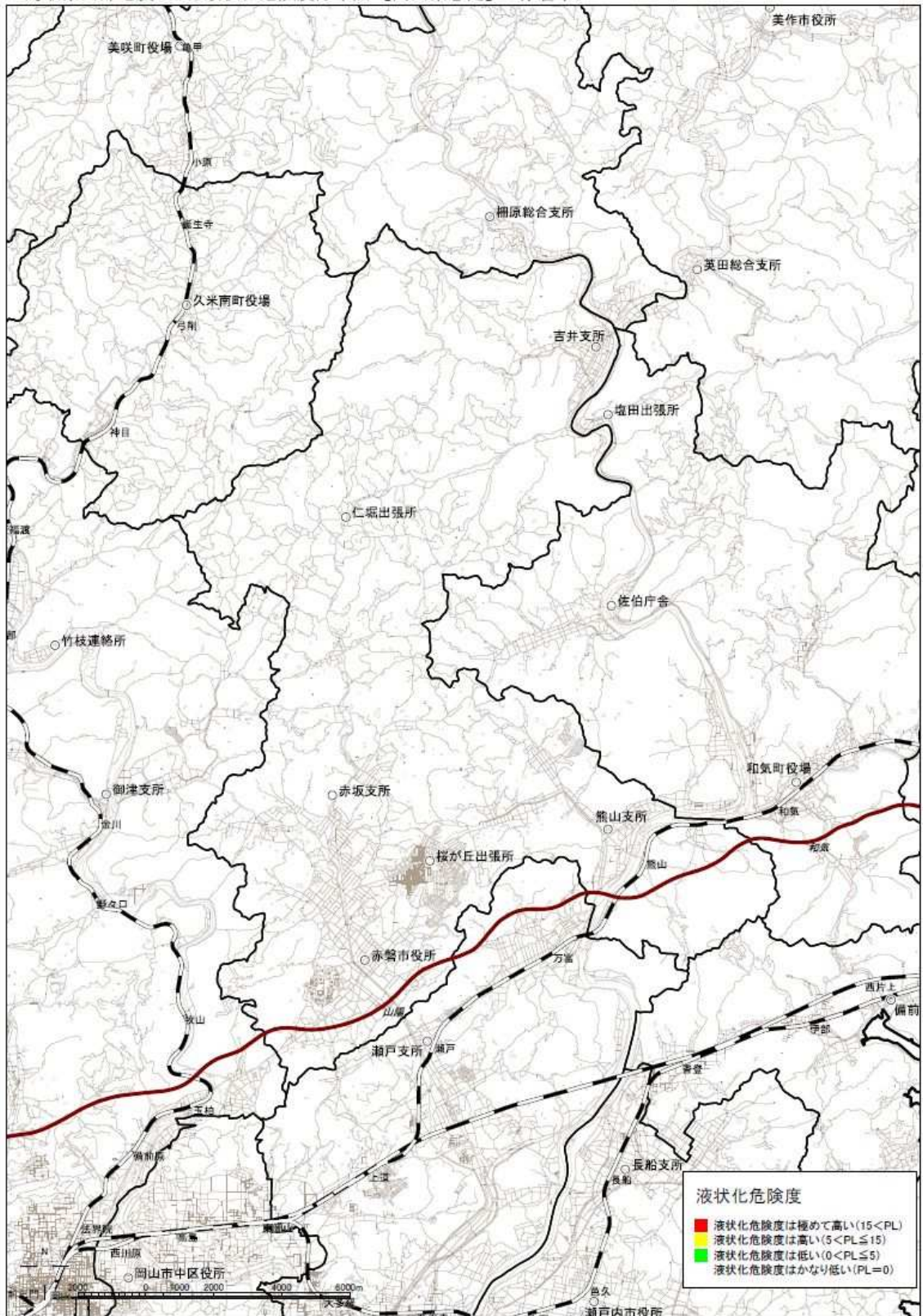
鳥取県西部地震による震度分布図【岡山県想定】 赤磐市



岡山県危機管理課 平成26年3月作成
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)
 また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会所データ)を使用した。

1:100000

鳥取県西部地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】 赤磐市



岡山県危機管理課 平成26年3月作成
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)
 また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会所施設データ)を使用した。

1:100000

第3節 南海トラフの巨大地震の被害想定 （岡山県の想定）

第1 南海トラフを震源とする地震

「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震・津波により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、特に、津波の襲来により多くの死傷者が発生した。

国は、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いといわれている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフの巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が公表された。

その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、大きな人的、経済的被害を被ることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。

1 南海トラフの巨大地震の被害想定調査について（平成24年度）

この南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。既に、昭和南海地震が起きてから約70年が経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の研究機関の試算では、南海トラフ全域での地震発生確率を評価しており、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震発生確率は、70～80パーセント程度とされており、その発生が危惧される場所である。

今回県が算定した被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、住民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料であり、地震・津波対策の本市の大綱である防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階に大きな影響を与えるものである。県は、国の南海トラフの巨大地震の想定に、県独自により詳細なデータ等を加味し再評価を行ったものである。

しかし、この想定地震の発生頻度は極めて低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。

2 想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。市域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定している。

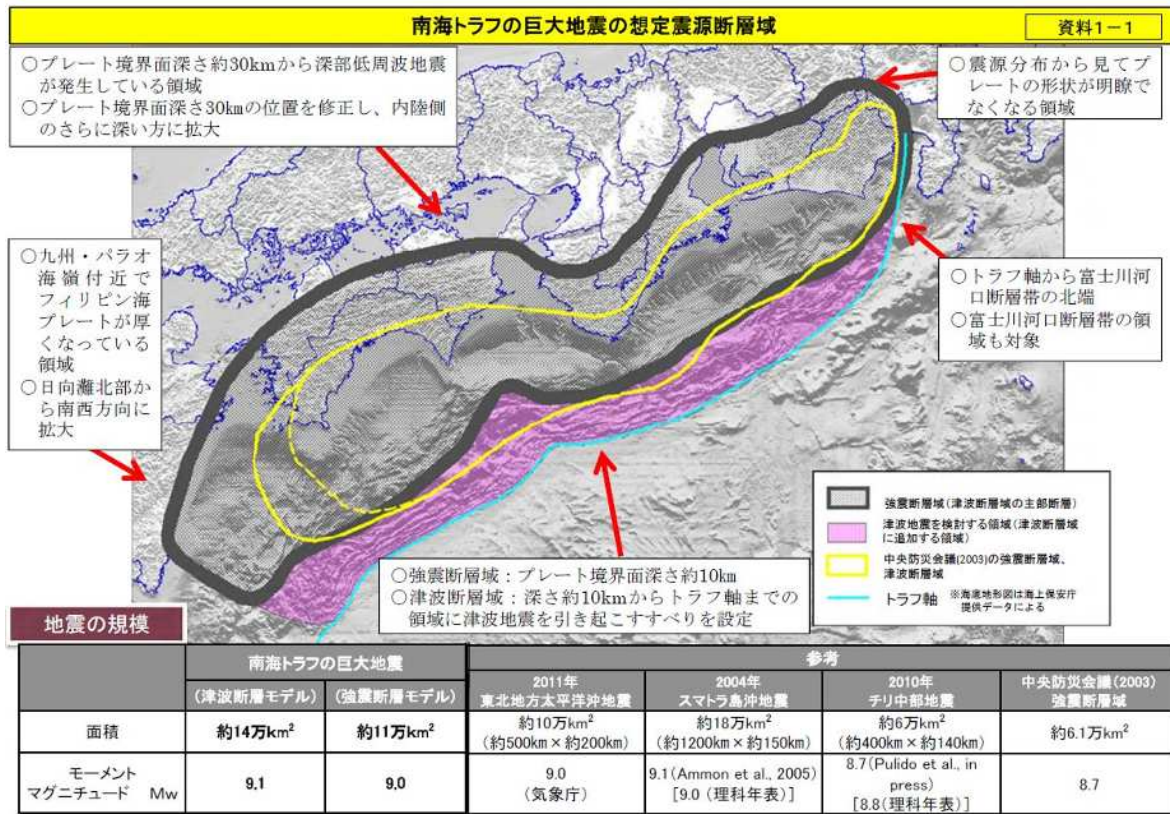
3 前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いている時の方が風が弱い時よりも延焼の可能性が高いため大きくなる。このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。

前提条件による想定される被害の特徴

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 注 屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定
②夏 昼12時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する機会が多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 注1 木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定 注2 海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
③冬 夕18時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

4 想定地震の震源域位置図



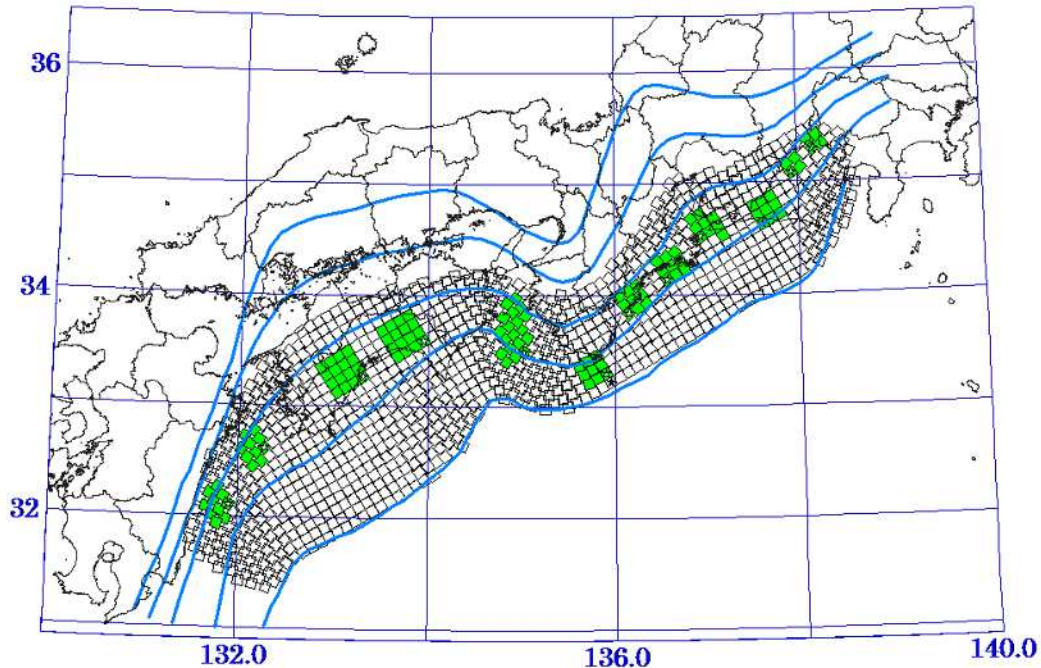
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）より抜粋
注 国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

第2 南海トラフの巨大地震による震度分布・液状化の概況

県は、平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震による震度分布、津波浸水域等」を受け、県では国が検討した「陸側ケース」での揺れが最大となるため、これを対象とし、国が用いたデータに県が独自に収集した地質データ等を追加し、より詳細な震度分布図と液状化危険度分布図を作成した。

国が想定した「陸側ケース地表震度全域図」



強震動生成域の設定の検討ケース(陸側ケース)

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）より抜粋
注 国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

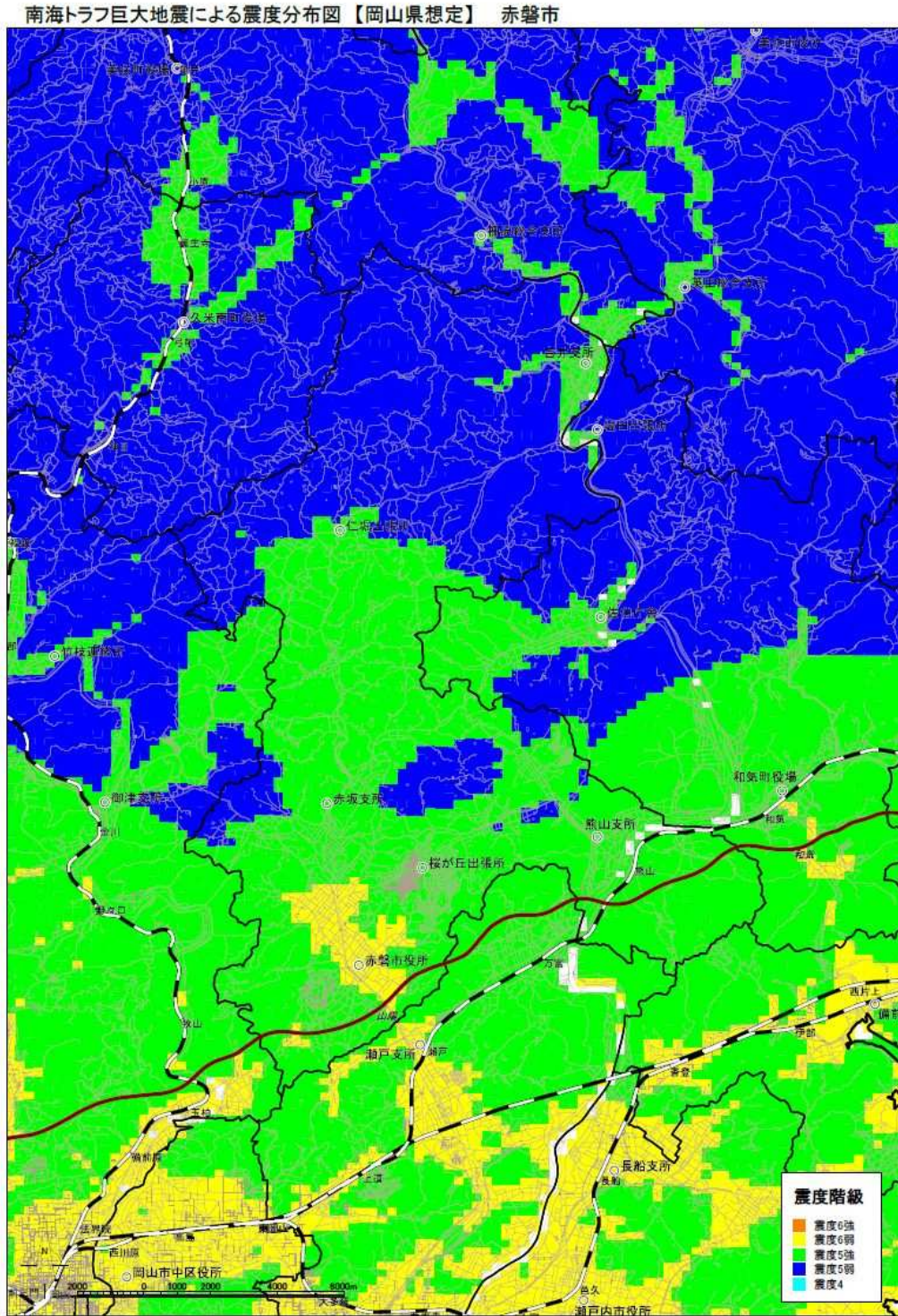
＜参考＞国の推計の考え方

強い揺れ（強震動）を引き起こす地震波は、特定の領域（強震動生成域）において発生することが知られている。そのため、強震動生成域を中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を基本ケースに、その軸が東西にずれた場合と陸側の深い場所にある場合を考慮した4ケースを設定し、それぞれのケースについて強震波形計算を行い、250メートルメッシュ単位で震度を推計した。

さらに、これを補完するため、経験的手法（震源からの距離に従い地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を推計する手法）による震度も併せて推計した。国の震度分布は、これらの震度の最大値の分布図としている。

第3 赤磐市の震度分布図

県は、国が用いたデータを基に、深部地盤は国のデータを用い、表層地盤は、県独自に収集した地質データや県内の公共工事等で取得したボーリングデータを追加し、より詳細に地盤情報を把握した上で、岡山県独自の推計を行っており、市内の推計結果は、次図のとおりである。なお、推計は 250メートルメッシュで行っている。



岡山県のホームページ参照 (http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/311947_1422081_misc.pdf)

1 地震による被害

南海トラフの巨大地震による市内の震度分布では、最大震度は6弱となっており、最小でも5弱が想定されている。

市では、過去数十年間、震度6弱を超えるような強い地震動は経験していない。地震では、建物や家具等の倒壊などの二次的要因により死傷する。言い換えればこの二次的要因の予防措置により、その被害を大幅に減少させることができる。

建築物の耐震性、耐火性は、昭和56年の建築基準法の改正以後、着実に向上している。今後も建物の更新を行うことにより、建物総量に占める耐震性を有する建物の比率を高め、建物自体の崩壊による被害をできる限り減少させることが重要である。

2 地震による被害への対応

地震動には、建築物の耐震診断・改修、インフラの耐震化等の強化が重要である。

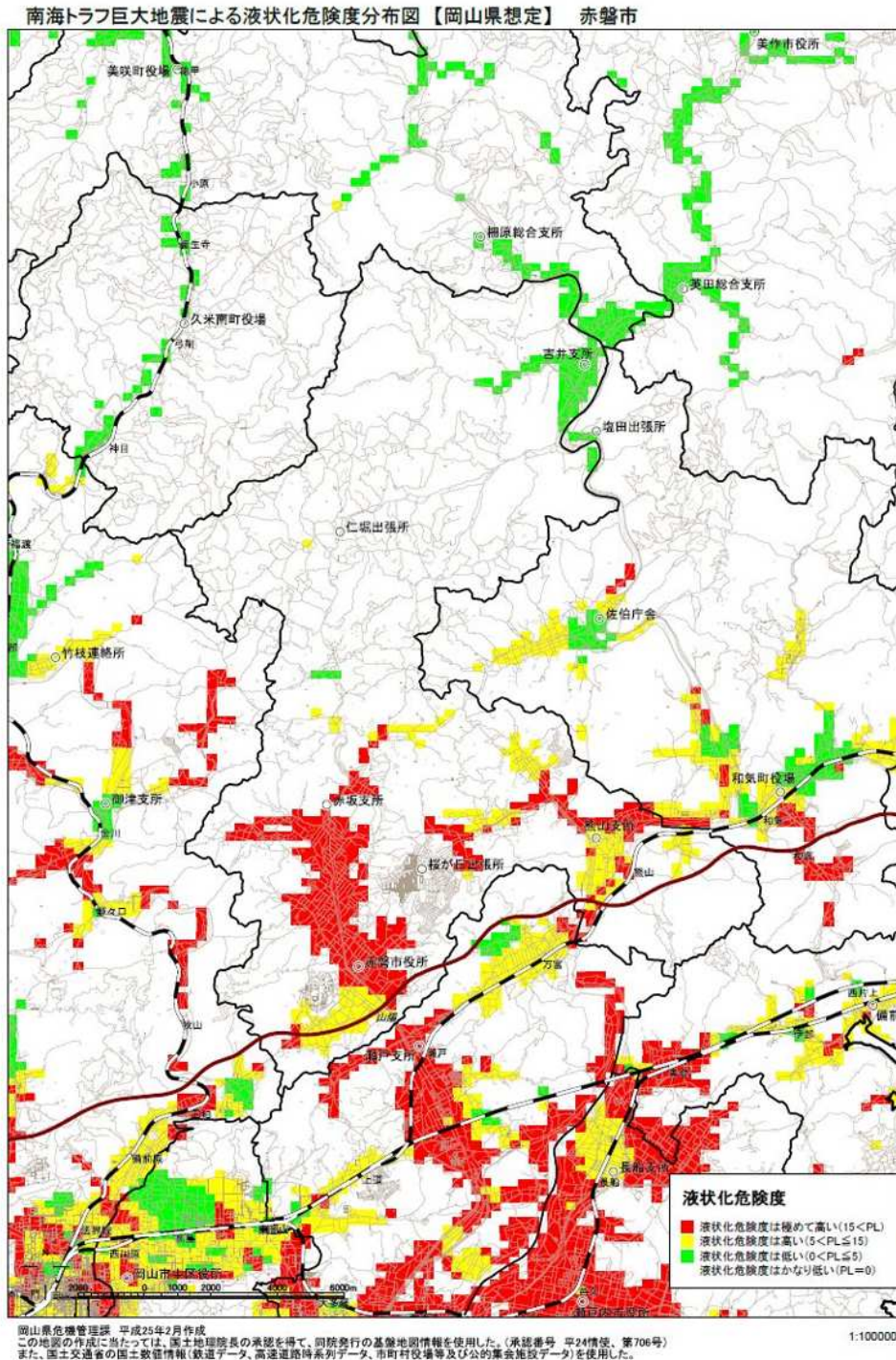
家庭においては、家具等の転倒防止、水、食料品、生活必要物資などの備蓄、火を止めることや、脱出口の確保、社会においては、多様な主体がそれぞれ身近に起こりうる被害を想像し、その被害への対応を着実にいき、それぞれが連携して対応すれば、大きな被害を出すことは避けられる。

まずは、住民一人ひとりが被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進し、地域社会の一員として「共助」し、地域の安全を確保し、社会の一員として「公助」に協力することが必要である。

第4 赤磐市の液状化危険度分布図

液状化とは、地震の揺れによって水を含む土が泥水化する現象である。埋立地や河口など水分を多く含んだ砂質の地盤で発生する現象で、噴砂や地盤沈下を伴う。

東日本大震災では、震源域から遠く離れた東京湾岸でも広範囲で発生し、巨大地震では遠方でも液状化が発生することが分かっている。液状化危険度の判定には、液状化可能性指数（PL値）を用いている。PL値とは、その地点での液状化の危険度を表す値で、数値が大きくなると危険度も高くなる。推計は震度分布図と同じく250メートルメッシュで行っている。



岡山県のホームページ参照 (http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/311947_1422154_misc.pdf)

注1 液状化危険度分布図を参照する際の注意事項

液状化危険度分布図は、250メートルメッシュ区域内の平均的な地盤データに基づき液状化を判定しており、そのメッシュ中には液状化危険度が異なる地盤が含まれることがある。また、液状化危険度が高い地域であっても、既に地盤改良などの液状化対策を実施している場所もあるが、この図では考慮していない。逆に、液状化危険度が低い地域であっても、ため池等の埋立地などは、液状化の可能性は高い。今後、構造物の建築や開発行為を行う際には、個々に地盤調査を実施し、対策の検討を行うことが望ましい。特に、過去に液状化が発生した場所では、

大規模な地震で再度発生することが予想されるため、調査の実施が望まれる。

注2 使用したボーリングデータ等について

震度分布図及び液状化危険度分布図は、平成24年3月末までに公開されている地盤データや市町村等から提供されたボーリングデータを使用して作成したものであり、県で収集した過去一定時点のデータ等により判断したものである。したがって、推計に用いたデータは限られており、それ以降に行われた調査のデータは反映されていない。

1 液状化による被害

強い地震動が続くと水を含んだ地盤自体が液体状となり流動化する。その結果、地盤上の建物等の自重の支持が不可能となり、建物基礎の破壊、建物への損傷や不同沈下を生じる。特に過去に河口や海岸近辺、ため池であったような場所又は埋立地など、水に関係する緩い砂質土の地域などで顕著な現象である。現況では河川や海岸からは距離がある場所であっても、その土地の形成履歴を調査すると、いわゆる地盤（土地の支持層）が相当深い場合や地下水位が高い場合がある。このような地域では、地盤調査の上、相当の液状化対策が必要である。

液状化危険度分布図では、液状化危険度の高い場所は、河川付近に多く分布しており、液状化被害への注意が必要である。また、歴史的に過去の地震動の発生時に液状化被害のあった場所においては、再度、液状化が発生する可能性が高いといわれており、こうした地域においても注意が必要である。

市民一人ひとりが、貴重な財産や安心して暮らせる環境を守っていくため、この液状化危険度分布図を生かし、地域の特性をつかみ、今後の地震による液状化の被害を最小化するよう取り組む必要がある。

2 液状化の対策

現在、液状化被害の予防的対策として完全なものはない。特に既存建物等の地盤強化においては、既存建物を維持したまま、その地下部分に施工する必要がある、空き地に比べ高い対策費用が必要となる場合が多い。液状化については、現況にとらわれず、その地域の土地の組成、歴史に関心を持ち、必ず事前に地盤調査を履行し、地域の土地の状況、組成、地盤特性などを理解した上で、適切な対策に取り組む必要がある。

<参考>液状化対策工法には、次のようなものがある。

- ◎締固め：地盤自体の密度を高め、固い地盤をつくる。
- ◎脱 水：地下水の排水路を設け、土地の含水量を低下させる。
- ◎固 結：セメントなどで地盤自体を固化し、液状化を防ぐ。
- ◎地中壁：地中に区画壁を構築し、建物破壊、不同沈下に抗する。
- ◎杭 打：支持地盤への杭打ちにより基礎を補強する。

第5 人的・物的被害想定結果

想定される被害が異なる3種類の特徴的シーン（季節・時刻）を設定。

シーン①冬・深夜：多くの人が自宅で就寝中に被災、家屋倒壊による人的被害の危険性が高く、

津波からの避難が遅れる可能性がある。

シーン②夏・昼：木造建築物内の滞留人口が1日の中で少ない時間帯。

シーン③冬・18時：火気使用が最も多い時間帯。

注（）内の数字はパターン2（津波越流後破壊）の場合。

1 建物被害（被害が最大となるもの：シーン③冬・18時）（棟）

項目	県	赤磐市
揺れによる全壊	4,690	2
液状化による全壊	1,036	14
津波による全壊	8,817	0
急傾斜地崩壊による全壊	221	0
地震火災による焼失	3,901	1
合計	18,665	17

注 液状化の被害には、国は算定していない大規模半壊が12,309棟ある。

2 人的被害

(1) 死者数（被害が最大となるもの：シーン①冬・深夜）（人）

項目	県	赤磐市
建物倒壊による死者	305	0
津波による死者	2,786	0
急傾斜地崩壊による死者	20	0
地震火災による死者	0	0
屋外落下物等	0	0
合計	3,111	0

(2) 負傷者数（被害が最大となるもの：シーン①冬・深夜）（人）

項目	県	赤磐市
建物倒壊による負傷者	7,534	43
津波による負傷者	4,184	0
急傾斜地崩壊による負傷者	25	0
地震火災による負傷者	2	0
屋外落下物等	0	11
合計	11,745	54

3 ライフライン被害

上水道

	区分	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	給水人口	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率
県	1,945,000	933,000	48	525,000	27	283,000	15	14,000	1
赤磐市	43,458	21,727	50	11,378	26	5,997	14	—	—

注1 復旧状況は物資等の調達状況により変動する。

注2 率は、パーセントを示す。

下水道

	区分	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	処理人口	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率
県	1,193,000	1,017,000	85	(45,000) 402,000	(4) 34	(41,000) 399,000	(3) 33	—	—
赤磐市	31,566	14,080	45	785	3	785	3	—	—

注1 復旧状況は物資等の調達状況により変動する。

注2 率は、パーセントを示す。

電力

	区分	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	処理人口	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率
県	1,163,000	906,000	78	23,000	2	—	—	—	—
赤磐市	31,441	14,024	45	28.5	0.1	—	—	—	—

注1 電力の停電軒数は機器点検による停電を含む。

注2 復旧状況は物資等の調達状況により変動する。

注3 率は、パーセントを示す。

固定電話

	区分	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	回線数	不通回線	率	不通回線	率	不通回線	率	不通回線	率
県	444,000	346,000	78	8,000	2	4,000	1	—	—

注1 固定電話の不通は停電によるものとする。

注2 復旧状況は物資等の調達状況により変動する。

注3 率は、パーセントを示す。

都市ガス

	区分	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	需要戸数	停止戸数	率	停止戸数	率	停止戸数	率	停止戸数	率
県全体	116,000	31,000	26	29,000	25	22,000	19	—	—
岡山ガス	94,000	29,140	31	27,260	29	20,680	22	—	—

注1 復旧状況は物資等の調達状況により変動する。

注2 率は、パーセントを示す。

4 交通施設被害

(1) 道路（緊急輸送道路）

緊急輸送道路	被害箇所数		
	浸水区域外	浸水区域内	計
第1次	40(45)	8(0)	48(45)
高速道路	—	—(-)	—(-)
高速道路以外	40(45)	8(0)	48(45)
第2次	26(28)	8(1)	34(29)
第3次	10(12)	4(-)	14(12)
全体	75(85)	20(1)	95(86)

(2) 鉄道

鉄道区分	被害箇所数			計
	新幹線	在来線		
	浸水区域外	浸水区域外	浸水区域内	
県想定	30(30)	543(587)	46(1)	619(618)

注 在来線は、JR西日本、水島臨海鉄道、井原鉄道、智頭急行の計である。

5 生活支障等

(1) 避難者（避難者が最大となるもの：シーン③冬・18時）

		1日後	1週間後	1か月後
県	避難者数(人)	342,000 (85,000)	170,000 (130,000)	116,000 (74,000)
	避難所避難	225,000 (53,000)	116,000 (67,000)	35,000 (22,000)
	避難所外避難	117,000 (32,000)	54,000 (63,000)	81,000 (52,000)
赤磐市	避難者数(人)	289(289)	1,778(1,778)	289(289)
	避難所避難	173(173)	889(889)	87(87)
	避難所外避難	115(115)	889(889)	202(202)

注 避難所外避難とは、指定避難場所、指定避難所以外の文化ホールなどの公共的施設や自動

車、親戚・知人宅などへ避難することをいう。

(2) 帰宅困難者

区分	帰宅困難者 (人)	備 考
県	約141,000	通勤通学者、買い物・観光客等
赤磐市	約3,000	

(3) 物資不足量

赤磐市

食糧の不足量（パターン1）

需要量（食）		供給量（食）		不足量（食）	
1～3日目	4～7日目	自治体備蓄	家庭内備蓄	1～3日目	4～7日目
1,871	12,803	5,530	321	3,981	△8,822

食糧の不足量（パターン2）

需要量（食）		供給量（食）		不足量（食）	
1～3日目	4～7日目	自治体備蓄	家庭内備蓄	1～3日目	4～7日目
1,871	12,803	5,530	321	3,981	△8,822

毛布の不足量

需要量（枚）		備蓄量 (枚)	不足量（枚）	
パターン1	パターン2		パターン1	パターン2
52	52	120	68	68

(4) 医療機能支障

赤磐市

要転院患者数

一般病床数	入院患者数	要転院患者数
216	148	23 (23)

医療対応力不足数

受け入れ可能 病床数	入院需要	医療対応力 不足数(※)
47 (47)	24 (24)	+23 (+23)

※正数は不足していないことを表している。

(5) 災害廃棄物発生量

(万トン)

区分	県	赤磐市
震災廃棄物	1,202 (234)	0
震災廃棄物	224 (126)	0
津波堆積物	978 (108)	0

6 経済的被害

(兆円)

区分	県想定
民間部門（住宅等）	3.5 (2.0)
準公共部門 （電気、通信、ガス、鉄道）	－ (－)
公共部門（上下水道、道路、港湾、 農地、漁港、災害廃棄物）	0.6 (0.3)
合計	4.1 (2.3)

注1 「－」は、わずかなもの

注2 国が公表した津波浸水想定は、県の条件（津波越流後破壊：パターン2）と同等である。

第6 減災効果

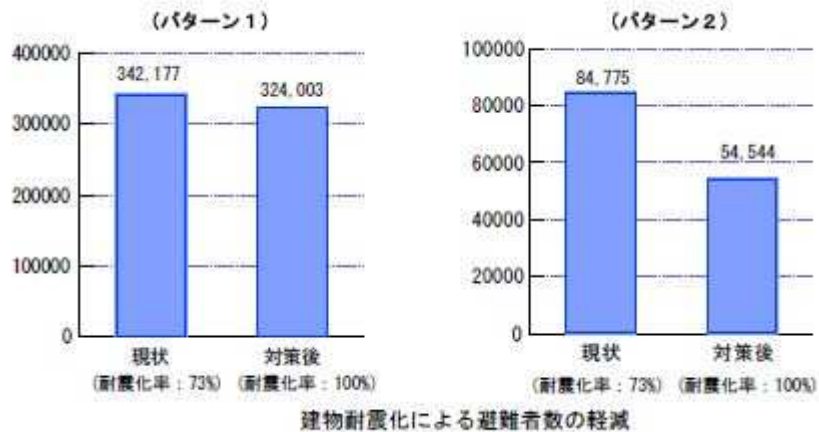
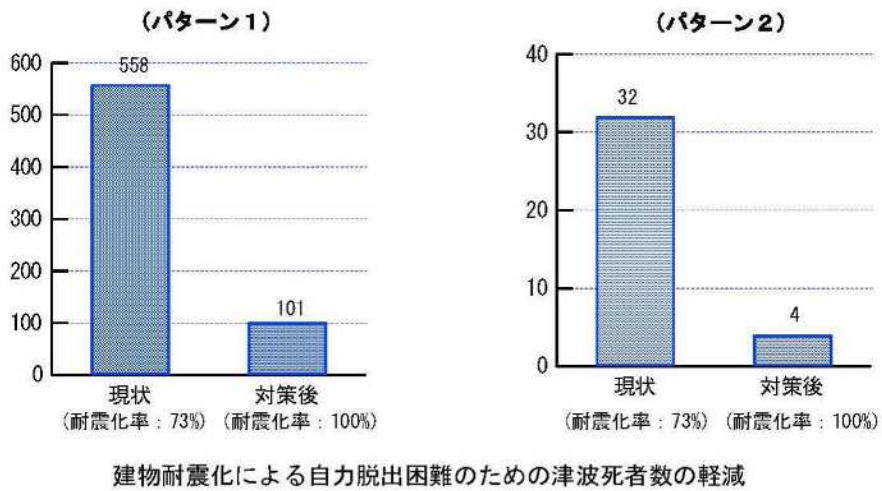
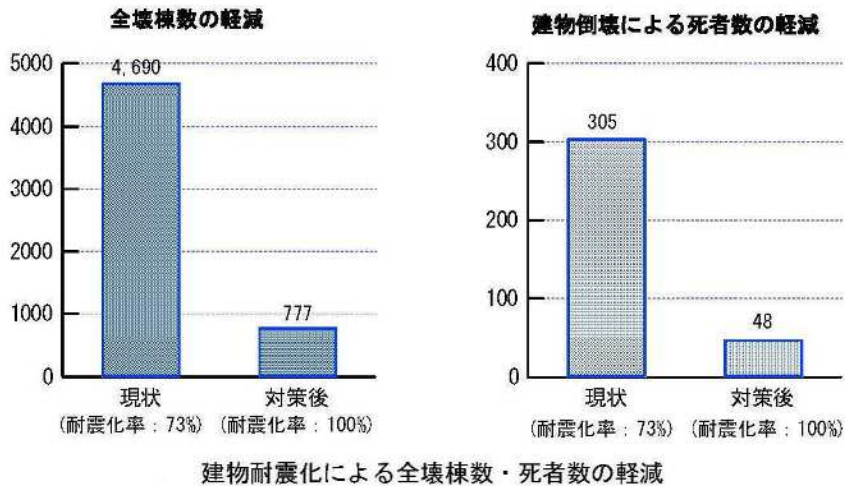
1 建物の耐震化の促進

県内の住宅の耐震化率はH22年度末で約73パーセントとなっている。旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化を推進し、耐震化率を100パーセントにした場合には、建物の揺れによる全壊棟数は8割以上（約4,000棟）軽減されるとともに、建物の倒壊による死者数も約8割以上（約260人）軽減できる。

住宅の耐震化により、建物が倒壊し自力脱出が困難となる人を大幅に削減でき、また、こうした建物の中への閉じ込めによる津波の被害者も軽減できる。

さらに、建物倒壊によって、火気器具・電熱器具などからの出火や避難路の閉塞も考えられるが、建物が倒壊しないように耐震化を実施することによって、延焼拡大時の避難路の確保も可能となり、火災による死者数も軽減できる。

加えて、建物被害が減ることにより、地震後も自宅にとどまることが可能となり、避難者数も軽減できる。

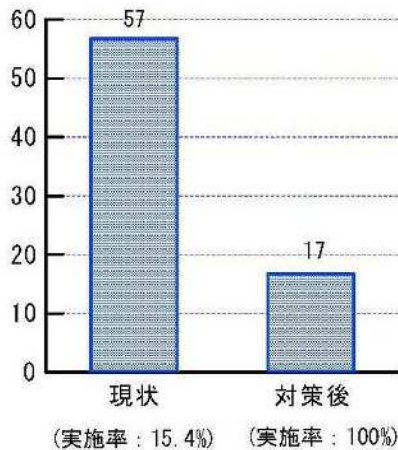


2 家具等の転倒・落下防止対策の強化

県内の家具等の転倒・落下防止対策実施率は、平成24年9月に県が実施した「防災対策に関するアンケート調査」によると、約15.4パーセントの世帯が対策を実施していると回答している。

この実施率を100パーセントにすることで、死傷者数は約30パーセントに軽減できる。さら

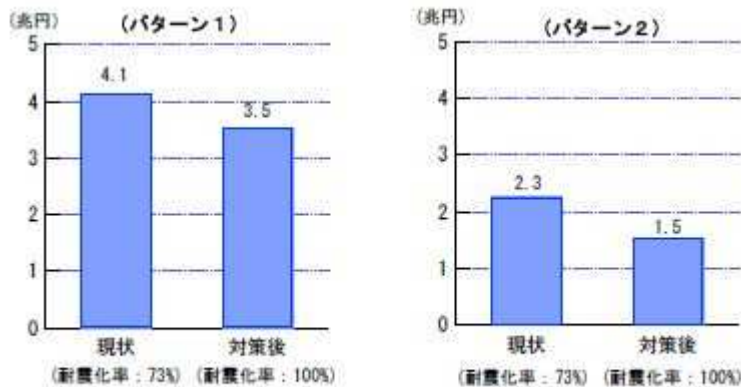
に、屋外に迅速に避難することも可能となるので、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要である。



家具転倒防止による死者数の軽減

3 直接被害額の軽減

建物耐震化を100%とすれば、全壊棟数が大幅に軽減され、直接被害額も軽減される。



建物耐震化による直接経済被害額の軽減

第7 被害想定を生かす

被害想定の結果は、ともすれば不安感だけを募らせ、これまでの防災対策自体が無意味であるようにも思えるが、しっかりと対策を講ずれば、想定される被害も大きく減少させることが可能である。

今後も、これまで取り組んできたハード・ソフト対策を総動員して地震対策を推進することが必要である。

さらに、住民一人ひとりが、今回の被害想定を自らのこととしてとらえ、

- 1 強い揺れや弱くても長い揺れがあったら迅速かつ主体的に避難すること。
- 2 強い揺れに備え、建物の耐震診断・耐震補強を行い、家具の固定やガラスの飛散防止対策、食料や飲料水、生活必需品などの備蓄を行うこと。
- 3 可能な限り、初期消火に努めること。

などの取組を行うことで、尊い命を守ることができる。

平常時から自らができることを確実にいき（自助）、地域の安全を地域みんなで助け合い（共助）保持していくことが何よりも重要である。

第4節 地震災害対策の基本的方向

1 断層型地震

市において想定される断層型地震への対応は、震度分布や規模こそ異なるが、その基本的方向や具体的な対策については、南海トラフの巨大地震の対策と何ら変わるものではない。市は、南海トラフの巨大地震への対策を講じることにより、断層型地震への対策も同時に進むものと考えられることから、南海トラフの巨大地震と同じく被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進する。

2 南海トラフの巨大地震

南海トラフの巨大地震とそれにより発生する津波は、確率的には千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。しかし、仮に発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、西日本を中心に甚大な被害をもたらす、人的損失や国内生産・消費活動などに大きな影響を与え、経済活動が広域化している現代では、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能の低下など、被災地のみならず、その影響は我が国全体に及ぶ可能性があり、まさに、国難ともいえる巨大災害になるものと想定されている。

岡山県においても、これまで約100年～150年の周期でこの南海トラフを震源とする大規模な地震が発生している。最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和21年の昭和南海地震が記録されており、それから既に70年以上が経過している。

文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価においては、南海トラフ全域でマグニチュード8～9クラスの地震の発生確率が30年以内では70～80パーセントとされており、経年的に発生確率は高まっている。

このような地震に対しては、最新の知見を活用しつつ、引き続き、ハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や想定被害の地域的特性等にかんがみて、ソフト対策も有効に組み合わせて着実に推進することが重要であり、こうした取組は、最大クラスの巨大地震への対策にもつながるものである。

3 地震への対応

南海トラフの巨大地震への対応は、行政、企業、地域、住民等、個々の果たすべき役割を踏まえ、それぞれが着実にその対策を果たしつつ、有機的に連携し当該地震への対策に万全を期する必要がある。

特に広範囲で発生する強い揺れに対しては、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、重要インフラの耐震化等の取組を強化していくことが重要である。さらに、企業等の事業継続の取組や家庭での備蓄の促進等、被災地域以外でも取組を進める必要がある。

第2章 災害予防計画

第1節 地域防災活動施設等整備計画

総務部（くらし安全課）

市内各地域の実情（都市形態、集落形態）等を考慮しながら、地震の防災活動にも配慮した整備を進める。

市は、震災時に、それぞれの防災活動が十分果たせるよう防災拠点等の整備を図る。また、その整備に当たっては、岩田地区に整備予定の「道の駅」の有用性を検討するとともに、防災拠点化を行うべきものについては、必要な防災設備の整備等に努める。

1 活動施設の整備

(1) 市は、地域の自主防災組織の規模に応じ、避難所（資料3-1参照）や公民館等に併設して、平常時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。

ア 自主防災組織の初期消火、救護等の活動に必要な資機材を整備するための備蓄倉庫を整備する。

イ 地域の広場、公園等については、応急活動や避難生活に必要な資機材、水道、照明、トイレ等防災面に配慮した施設を整備する。

ウ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防用の施設・装備の改善を図る。

2 整備する資機材等の概要

区 分	概 要
(1) 情報連絡用	携帯用無線機、携帯用ラジオ
(2) 初期消火用	可搬式小型動力ポンプ、大型消火器
(3) 給食給水用	炊飯装置、緊急用ろ水装置
(4) 救出救護用	チェーンソー、エンジンカッター、ジャッキ
(5) 防災教育用	ビデオ装置、映写機
(6) その他	資機材倉庫、発電機等

3 地域防災拠点の整備

市は、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

- (1) 物資等の集積基地
- (2) 救急、救援の活動基地
- (3) 災害ボランティア等の受入施設
- (4) ヘリポート施設（資料5-1参照）

第2節 防災業務体制の整備計画

総務部（くらし安全課）

地震は前ぶれなく不意に起き、被害が同時に、かつ広域的に多発することから、災害発生に備えて即座に対応できる体制の整備を図る必要がある。

また、大規模地震の後の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実しておく必要がある。

このような災害への対応は、単独の自治体のみでの対応は不可能であることから、他の地方公共団体間、関係機関間のほか企業等との間で協定を締結し、連携強化を進め、災害発生時に各主体により迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努める。

また、交通機関の途絶、通信網の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合など、初動体制の確保が困難となることが予想されることや、広域的な倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助・搬送・医療を必要とする多数の傷病者が発生すること、多数の被災者が避難所へ避難すること、避難所生活が長期化すること、など地震災害の特殊性を踏まえた体制づくりが重要である。

災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、被災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

先に発生した地震等の災害で大きな被害を受けた後、再び時間差を置いて新たな災害が発生した場合には、建物等の被害、応急対策への支障、地盤の崩壊や液状化等のように、二度発生することによる被害の増大、救助・捜索等の活動中での発生による二次災害が生じる可能性があるので注意する必要がある。

(1) 対応計画の作成

市、県等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(2) 訓練の実施

市、県等の防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

また、関係機関が連携した実践的な訓練や研修を実施する。

(3) 関係機関等の本部への出席

本部に専門的分野に関する意見聴取・連携先との連絡調整など、的確で迅速な災害対応のため、必要に応じて関係機関等が出席可能となるよう、その体制整備に努める。

1 職員の動員配備体制の整備

- (1) 災害発生時又はそのおそれがある場合の参集基準の明確化、連絡手段、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。
- (2) 赤磐市職員初動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに、訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底を図る。
- (3) 夜間、休日等において市に入った情報により職員の緊急呼出を迅速に行うため、緊急連絡網を整備するとともに、各所属長等は非常呼集名簿等を携行し、所在の如何に関わらず連絡が行き渡る体制の維持に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう平常時から連携の強化を図る。

- (1) 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、市、県等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、市及び県等は、平常時から燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握し、災害時の不足に備えて、関係機関との情報共有や民間事業者との連携に努める。

- (2) 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、必要な準備を整えておく。

- (3) 市及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- (4) 市は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。
- (5) 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- (6) 市及び県は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。
- (7) 地方公共団体等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- (8) 地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。
- (9) 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底するなど必要な準備を整えておく。
- (10) 市は、災害時の通信体制を整備するとともに、中国地方非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。
- (11) 市及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第3節 物資等の確保計画

総務部（くらし安全課） 産業振興部（農林課・商工観光課） 建設事業部（上下水道課）

大規模震災時には、被害が広範囲にわたり、また情報網及び交通網が混乱するため、市などが実施する飲料水や食料、生活必需品等の調達にも大きな制約が及ぶことが想定される。そのため、各家庭、各事業所等においては、自主防災の観点から災害直後の混乱期を乗り切るための備蓄等の備えに努める。

(1) 物資の備蓄・調達

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく必要がある。

(2) 体制の整備

市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する必要がある。

また、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る必要がある。

(3) 被災地支援に関する知識の普及

市及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める必要がある。

1 食料の確保

災害時における米穀の確保については、原則として市が地元米穀販売事業者の流通在庫から確保することになっているが、これができない場合は、政府米の引渡しを受けることができる。なお、政府米は玄米であり、精米にした後、供給する必要がある。

その他食料・食材については、被災当初に、飲料水、燃料がなくても飲食が可能な食品（調達品）の確保を検討する必要があるが、高齢者・乳幼児・病人等に対する食料の供給に配慮するとともに、食品加工業者・外食産業等との協力協定や、他県、他市町村との広域的な応援協定を締結し、効率的な対応を検討する必要がある。

また、市及び県は、住民等の備蓄の状況、被災のため備蓄物資を持ち出しできない場合を考慮して、補完的かつ広域的な備蓄・調達体制を確保する必要がある。

(1) 市が実施すべき事項

市は、災害が発生した場合、緊急に必要とされる食料を確保・供給するため、事前に次の措置等を行う。

ア 市内における緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定

なお、計画等の作成に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮する。

イ 援助食料の集積場所の選定

ウ 住民、事業所等の食料備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

エ 住民等の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

(2) 住民、事業所等が実施すべき事項

住民、事業所等においては、「最低3日間、推奨1週間」分の食料を備蓄するように努める。

なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮するとともに、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

2 飲料水の確保

市は、給水計画を作成し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×約3リットル/日）の水を確保するものとする。

また、住民、事業所等に対して個人、家庭内、事業所等での備蓄を勧奨する。

(1) 市が実施すべき事項

市は、次の事項について実施する。

ア 水道の基幹施設の耐震化と復旧資機材の備蓄

イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。

マニュアルは、次の内容とする。

(ア) 臨時給水所設置候補施設の事前指定

(イ) 臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法

(ウ) 臨時給水所運営の組織体制（本部・現地）

(エ) 各臨時給水所と本部の通信連絡方法

(オ) 必要な応急給水用資機材の確保方法

(カ) 地図等応援活動に際し必要な資料の準備

ウ 応急給水用資機材（資料6-1参照）を整備するとともに、配水池の容量アップ及び緊急貯水槽を設置し、緊急時連絡管の検討を行う。

- エ 住民、事業所等に対する飲料水の備蓄の啓発と貯水や応急給水についての指導を行う。
また、災害時に孤立する可能性がある集落等においては、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による飲料水の備蓄や貯水を推進するなど、集落の状況に応じて必要量が確保されるよう促す。
- オ 指定給水装置工事事業者と応急給水及び応急復旧に関する協力体制を確立する。
- カ 他の地方公共団体との災害相互応援給水体制を確立する。

(2) 住民、事業所等が実施すべき事項

住民、事業所等においては、1人1日3リットルを基準とし、関係人数の「最低3日間、推奨1週間」分を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

3 生活必需品の確保

阪神・淡路大震災において、平常時の備えの不十分さが指摘されたが、市においても災害の少ない地域という認識が阪神地方にも増して強く、家庭・事業所等における地震に対する生活必需品の備蓄は十分でない。また、東日本大震災においては、ガソリンや灯油等の燃料の供給が滞り、避難生活等に支障が生じた。

平常時から市、県及び住民は、震災直後に必要となる生活必需品が確保できる体制づくりに留意する必要がある。

(1) 市が実施すべき事項

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

ア 市が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目・必要数の把握（資料6-3参照）

イ 特定物資に係る流通在庫の定期的調査

ウ 特定物資の調達体制

エ 緊急物資の集積場所

オ 市が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所

カ 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

(2) 日本赤十字社岡山県支部が実施すべき事項

被災者に緊急に支給する毛布、緊急セット（日用品）、バスタオル等を確保しておく。

(3) 住民、事業所等が実施すべき事項

住民及び自主防災組織は、「自らの身は自らで守る」のが防災の基本であるという考えに基

づいて、1週間程度の生活を確保できる生活必需品の備蓄をするように努める。その他、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。また、病院、社会福祉施設、企業、事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。

4 個人備蓄の意識啓発

- (1) 市は、県と協力し、個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報紙や自主防災組織の活動を通じる等により、住民はもとより、社会福祉施設、事業所等に対しても意識啓発する。
- (2) 住民、事業者等は、自主防災組織活動等を通じて、自らも積極的に近隣住民や従業員等の意識啓発を図ることとする。

5 備蓄等による孤立に強い集落づくり

孤立する可能性がある集落において、公共施設の防災倉庫等へ集落規模に応じた飲料水、食料等の生活物資、医薬品、医療用資器材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等の備蓄や、家庭、自主防災組織等による備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進める。

なお、市は、発災時における地域内の集落の孤立可能性の把握に努め、被災時における外部との通信確保に向けた備えの強化を図り、孤立集落等に対するヘリコプター離着陸候補地の選定・確保について研究を行う。

6 市内の小売販売業者等との協力体制の確立

平常時より協議を行うとともに、今後、食料、飲料水及び生活必需品等の提供に係る協定を締結するなど、協力体制の確立に努める。

第4節 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画

総務部（くらし安全課） 建設事業部（建設課、地域整備推進室）

市は、想定される災害の種別や状況を考慮した上で、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として、必要な数、規模の指定緊急避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、円滑に避難誘導を行うための案内標識等の設置に取り組む。また、市は、県と連携し、指定緊急避難場所及び避難路の重点的な整備を図る。

1 指定緊急避難場所の整備等

市は、地域の実情に即した指定緊急避難場所の指定、整備を推進するものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定

市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

指定緊急避難場所は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有するもので、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有する施設とする。また、公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間であることに留意する。

(2) 指定緊急避難場所の整備

ア 市街地における緑とオープンスペースは、指定緊急避難場所などの確保、火災延焼防止のため重要な施設であり、市街地の基盤施設として、公園事業、土地区画整理事業等により積極的に整備を図る。

イ 整備に当たっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、大震火災の輻射熱に対し安全な空間とする。

ウ 指定緊急避難場所として指定した場所には、住民にわかりやすく標示を行い、災害発生

- 時には速やかに避難者の受入れができるよう、避難地出入口部分の整備や開放等の管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。
- エ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- オ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

2 避難路の整備

(1) 避難路の指定

市は、想定される災害の種類や状況を考慮した上で、地域の実情に即し、住民の理解と協力を得て避難路を指定する。指定に当たっては、複数の避難路を指定し、住民への周知を図るとともに、避難路には指定緊急避難場所等への案内標識等を設置するよう努める。

(2) 避難路の整備

- ア 市街地における道路は、交通施設であるだけでなく、消防活動・延焼防止等の防災空間としての機能を始め多くの機能をもつ施設である。道路網を適切に配置し、道路・街路事業、土地区画整理事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。
- イ 避難路の整備に当たっては、窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を指導する。
- ウ 避難路には、避難路であることや指定緊急避難場所の方向等を各所にわかりやすく標示し、速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、道路照明の整備にも努める。

第5節 避難及び避難所の設置・運営計画

総務部（くらし安全課） 保健福祉部
（社会福祉課・介護保険課）

1 避難方法

災害時においては、同時多発の火災、がけ崩れ、落石等により、住民の生命に危険及ぶことも想定されることから、早期避難のための避難計画を作成し、住民への周知と訓練に努める。

(1) 避難計画

市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、指定緊急避難場所等の管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

また、避難計画作成に当たっては、要配慮者へ十分配慮するものとする。

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

(2) 避難訓練の実施

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成した上で、防災関係機関と共同し、又は単独で、地域住民及び要配慮者の参加を得て、避難訓練を実施する。また、避難訓練等の実施を通じて避難誘導活動上の問題点等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

2 避難所の設置（資料3－1参照）

想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により住民に周知を図る。また、平常時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。

(1) 指定避難所の指定・周知

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(2) 指定避難所の施設設備の整備

ア 指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、防災無線等の通信機器のほか洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

イ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所の学校等の施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

ウ 授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災ペットのためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

エ 災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。

(3) 指定避難所における生活物資の確保

緊急の際の指定避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、燃料、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。福祉避難所についても、同様とする。

(4) 指定避難所設置マニュアルの作成

災害時における指定避難所設置手続きについて、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、指定避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図る。また、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- ア 指定避難所の開設・管理責任者及び体制
- イ 開設に当たっての施設の安全確認の方法（被災建築物応急危険度判定等）と確認者
- ウ 本部への報告、食料・毛布等の必要量の確認及び不足分の調達要請担当者
- エ その他開設責任者の業務内容

3 指定避難所の運営体制

指定避難所の設置は、学校施設を中心として指定することとなるため、運営体制の組織づくりに当たっては担当職員、学校職員並びに地域の自治組織の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講じる。

(1) 行政側の管理伝達体制

市は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、指定避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

(2) 避難者の自治体制

市は、指定避難所の円滑な運営を図るため、自主防災組織や自治会、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、指定避難所ごとに、次の内容について定めた「避難所運営マニュアル」を作成しておき、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに、要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。

なお、指定避難所の運営に当たっては、意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努める。

- ア 指定避難所運営のための自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続等）に係る事項
- イ 指定避難所生活上の基本的ルールに係る事項
(居住区画の設定及び配分、トイレ・ゴミ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等)
- ウ 避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項
- エ 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項
- オ その他避難所生活に必要な事項
- カ 平常体制復帰のための対策
 - ・事前周知、自治組織との連携
 - ・学校施設を避難所とする場合の、避難者の生活と授業環境の確保のための対策

・指定避難所の統合・廃止の基準・手続き等

(3) 施設管理者による避難所支援体制

指定避難所設置施設の管理者は、指定避難所の維持管理に協力するとともに、運営の支援に当たるため、市や関係自主防災組織等とともに避難所マニュアルの作成に参加するものとする。

また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

第6節 情報収集・連絡体制計画

総務部（くらし安全課）、消防本部

風水害等対策編第1章第3節「情報収集・連絡体制計画」に準ずるものとする。

第7節 災害に強いまちづくりの推進計画

総務部（くらし安全課） 建設事業部（建設課、地域整備推進室）

災害に強い市の形成を図るため、市、県、指定地方行政機関は、道路、鉄道等の交通施設をはじめ、河川、砂防、急傾斜地崩壊対策、農地防災事業などにより、災害対策を総合的、計画的に実施、推進する。

事業実施においては、計画を上回る災害が発生しても、その被害を最小限にとどめ、その効果が粘り強く発揮できるように努めるとともに、環境や景観にも配慮する。

こうした公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、災害発生時の応急活動においても重要な役割を果たすものであり、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

1 防災についての調査研究の実施

市内における、河川、山地、農地、住宅地等において、災害が発生又は危険が予想される箇所の事前調査、あるいは地震災害の被害想定規模等の調査を行い、防災体制の整備強化を図る。

(1) 防災パトロール

市及び県・警察等防災関係機関は、共同して、災害時に危険が予想される箇所を調査し、それぞれの問題を想定してその対策を検討し、必要な指示・指導を行い、特に危険が予想される場合は、所有者、管理者等に対して、改修等の命令を行う。

(2) 危険箇所の周知

地震等被害要因を検討し、被害を想定してこれら危険箇所に対する予防、応急及び復旧の諸対策の意見をまとめて防災関係機関に周知する。

2 市街地の整備

大地震の際には、木造密集地域等都市基盤の未整備な市街地で火災が多発し、広範囲な焼失が生じており、防災性の向上に対し、土地区画整理事業等による市街地の面的整備を推進することが重要である。特に、道路や公園が火災の延焼防止に効果があったことが認められ、これら都市の根幹的な公共施設の計画的な整備が重要である。

さらに、被災時において住民が安全に避難できる避難路の確保も重要で、適切な整備を図る必要がある。

(1) ゆとりあるまちづくりの推進

指定緊急避難場所や避難路が火災、放射熱等に対して安全であることは、その指定や整備

に当たって重要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といった地域での不燃化が必要であることから、市は、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間を確保するという観点での整備を進める。

また、ゆとりある隣棟空間を確保することで、延焼危険性の低減が図られる。このようなゆとりを確保していくため、建築物の新設、改築に際して、法令等の遵守を徹底するとともに、国・県の関連各種補助事業の活用によるゆとりあるまちづくりの推進に努める。

(2) 沿道空間のゆとりの確保

防災機能でみる沿道幅員は、公共物である道路の幅員に加えて、道路沿いの建築物前面空き地が含まれる。そのため、災害に強いまちづくりの推進のためには、細街路の計画的拡幅の推進を図るとともに、住民の協力を求めて、建て替えの場合の住居のセットバックによる沿道空間のゆとりを高めるよう促進する。

(3) 公園、緑地等公共空地の整備

公園、緑地等、都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場となるほか、災害時においては、避難場所、災害復旧の拠点として重要な役割を果たすと同時に、火災の延焼を防止するなど防災上重要な役割を持っている。このため、市は、公園事業、土地区画整理事業等により、公園の整備を積極的に推進するとともに、緑の基本計画の策定による緑地の保全、緑化の推進に努め、防災空間の確保を図る。

3 道路、橋梁の整備

道路は日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。したがって、都市の基盤となる道路の安全性の向上を図り、事前の予防措置を講じる必要がある。これまで、経済性、効率性を重視した施設整備が行われてきたことから、震災時には道路としての機能が十分発揮できないおそれがある。このため、今後の道路整備においては耐震性の高い施設整備を行い、安全性を高める必要がある。

また、地震発生時の応急活動を円滑に行うためには、警察による交通信号機、道路交通情報板等を活用した適正な交通管理を行う必要がある。

被災時の救助・救急活動や救援物資の輸送等の円滑な実施に必要な道路機能を確保するため、緊急輸送道路等、道路網のリダンダンシー強化（多重化）や落石・崩土危険箇所の解消等、道路防災対策を計画的に実施し、地震に強い道づくりを推進する。

橋梁等の耐震対策については、跨線橋、跨道橋及び緊急輸送道路など緊急度の高い橋梁から順次補強を行っていくとともに、今後新設する橋梁については、道路橋示方書に基づき整備を行う。また、横断歩道橋、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

落石危険箇所については、危険度の高い箇所や緊急輸送道路などを優先して防災対策を行い、地震に強い道づくりを推進する。

道路管理者は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、市街地における新設改良に当たっては、災害危険度等を勘案しながら広い幅員を確保するとともに、植樹帯等を積極的に設置する

よう努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(1) 幹線道路

国道及び県道等の幹線道路については、それぞれが所管する道路について耐震性を強化した道路整備を実施するよう要請する。

(2) 市道

地域の生活道路であると同時に国・県等の幹線道路を補完するものであるが、脆弱な区間が多く、災害による被害が多岐にわたることが予想されるため、重要な路線を最優先として、国・県道に準じた耐震点検調査・危険箇所調査を実施し、改修に努める。

(3) 農道及び林道

農道及び林道は、幅も狭く地盤も弱いところが多い。しかし、生活道路として地域住民にとって重要な役割を果たしており、震災時にその機能が壊滅しないよう整備に努める。

4 災害危険区域対策

(1) 地すべり・山崩れ対策

ア 土砂災害対策（資料1-3～1-4の2参照）

地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等の土砂災害を防止するため、県及び市は相互に協力し、これら危険箇所の現況を把握し、区域の指定、警戒避難体制の確立、防止施設の新設、改良、危険箇所周辺の移転等、総合的対策を講ずることにより、災害から、人命・人家を守らなければならない。

(ア) 住宅移転の促進

市は、危険箇所に居住する者に対して、移転を促進するものとし、危険箇所外に住宅の建設移転を行う者に補助金を交付する等、所要の援助を行う。

(イ) 関係法に基づく区域を指定し、区域内での行為の制限と地すべり防止工事を実施する。

(ウ) 緊急時における警戒、避難体制を確立する。

(エ) 区域内パトロールを定期的実施する。

(オ) 未改修溪流に対し、次の事業を推進する。

- a 山腹からの土砂の流出を制し、山脚の固定を図るためのえん堤工
- b 溪流の河床安定を図り、縦横浸食を防止するための床固工、溪流保全工（護岸工）
- c 災害から人家・耕地等を守るための溪流保全工（護岸工）

(2) 治山対策（資料1-5～1-7参照）

ア 治山事業の推進

山間部における山腹崩壊、荒廃溪流の復旧並びに山地災害危険地区等の予防事業を推進して、土砂流出を防止することにより、降雨災害の防止を図る。

(ア) 復旧治山、予防治山、防災林整備等の事業を実施する。

(イ) 人家の裏山等、直撃災害に対しては、林地崩壊防止事業や県、市単独事業により対処する。

イ 保安林等の整備強化

水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等の整備と人工造林を促進して、土砂侵食防止機能の強化を図る。

また、災害につながるおそれのある林地の無計画な開発、土砂採取を規制し、防災措置を講ずるよう指導する。

(3) 河川対策

河川敷地は洪水を安全に流下させるための治水上のスペースとして確保されており、普段は水と緑のオープンスペースとして人々の余暇活動などに利用されている。

河川堤防は、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とすることとしており、特別な場合を除き地震を考慮していない。

しかし、地震により堤防の被災が生じた際に、大きな浸水被害をもたらすおそれがある場合、特に堤防の耐震性を考慮する必要がある。

堤防、水門、樋門等の河川管理施設で耐震性の劣るものについては、地震に対してその機能が保持できるよう改良し整備を図る。

(4) 液状化危険地域の予防対策

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。

ア 市及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施するほか、大規模開発に当たっても十分な連絡・調整を図るよう努めるものとする。

イ 個人住宅等の小規模建築物においても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を検討していく。

(5) ため池対策（資料1-2）

ため池の管理は水害防止上重要なものであり、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、一定規模以上のものについて危険度等の基礎的調査を実施し、調査結果に基づき、管理者である市や土地改良区等は、安全管理の徹底を図るとともに、防災重点ため池等で、緊急に整備を要するものについては早期改修に努める。

なお、防災重点ため池は、重点的に防災・減災対策を講ずる。

また、適切な維持管理や監視体制を確保し、防災重点ため池については、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、地域住民への適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、日常の維持管理の徹底や監視体制の強化を次のとおり図る。

ア 堤体は、常に草木等の繁茂を防ぎ、亀裂、漏水等の異常がすぐ発見できるようにする。

イ 斜樋、底樋等の構造物は、貯水前に点検する。

ウ 老朽化の著しいため池は、常に控え目な貯水にとどめる。

エ ため池内に流入浮遊して、堤体の破損、余水吐の閉塞の原因となる物体は除去する。

オ 市及び受益者は、ため池の改修が必要な箇所を常時巡回点検し、危険状態の早期発見に努める。

さらに、震度4以上の地震が発生した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。

5 公共施設の予防対策

(1) 学校施設

学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、公立学校については、災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たす重要な施設であることから、早急に耐震化を促進し安全性を確保するとともに、防災機能を強化することも求められている。

児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、実効性のある耐震化計画を策定し、早期に学校施設の耐震化を進めていく。また、応急避難場所として防災機能の充実を図る。

ア 学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

イ 学校施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。

また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

ウ 危険物等の災害予防

学校等にあつては、ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

また、化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの関係法令に従い適切な災害予防措置を講じる。

エ その他

私立学校においては、様々な制度を活用し、校舎の耐震化等の対策を促進する。

(2) 公共建築物

庁舎、病院及びその他の公共建築物については、災害時において救援活動の拠点としての機能に支障を来す被害を受けないよう耐震性を確保する。

市、国、県及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や指定避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎、その他不特定多数の者が利用する施設など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、新耐震基準（昭和 56 年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

(3) 文化財

地震による被害としては、建造物の倒壊、津波や高潮による浸水、液状化による地盤沈下、また、美術工芸品等の転倒・落下による損傷、津波や高潮による汚損等が懸念される。これらに対しては、文化財の構造や材質等に応じた具体的な改善策を講じておく必要がある。

ア 文化財に対する住民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。

イ 「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対し防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。

ウ 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(ア) 重要文化財建造物等にあつては、定期的な修理など平常時のメンテナンスとともに、耐震診断の結果に基づき耐震性能の向上を図るための対策を促す。

(イ) 建造物以外の有形文化財にあつては、移動・転倒・落下等による被害や博物館等の文化財公開施設における展示物の転倒・落下による人命への被害を防止するため、日頃からの備えを促す。

エ 文化財及び周辺環境整備を実施する。

6 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止については、宅地造成開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施行に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、巡視強化及び注意の呼びかけを行うなどして、災害の防除に努める。

さらに、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。

災害防止に関する指導基準

- 災害危険度の高い区域
地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。
- 人工崖面の安全措置
宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び地質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。
- 軟弱地盤の改良
宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

7 計画的な防災まちづくりの推進

災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要である。また、道路、公園、緑地、河川等について、避難路、避難場所、延焼遮断空間等の確保の観点から早急に総点検を行い、早期に整備する必要があるものについては整備計画を策定し、その整備に努め、整備に当たっては、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

総点検は、次の視点から実施する。

道路 …………… 避難路として迅速かつ安全に避難できる構造を有しているか。

また、延焼遮断帯として機能を果たすための空間が確保されているか。

公園、緑地 … 避難場所、救援活動の拠点、延焼遮断帯として機能を果たすために適正に配置されているか。

延焼遮断帯 … 道路、公園、緑地、河川等が連携し、延焼遮断帯としての機能を発揮できるか。

第8節 建物等の不燃化・耐震化計画

財務部（管財課） 建設事業部（地域整備推進室・建設課：都市計画班） 教育委員会（教育総務課）

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、近年の大震災による教訓として、地震による人的被害や経済的被害を軽減するための住宅・建築物の耐震診断や非構造部材の耐震化等を含めた耐震改修の促進が喫緊の課題となっている。昭和56年6月以降のいわゆる新耐震基準に基づき建築された住宅・建築物は、一定レベルの安全性の確保がなされていることから、市内の住宅・建築物のうち、旧基準で建築されたものについて、早急に耐震診断及び耐震改修を図る必要がある。市は、「赤磐市耐震改修促進計画」等に基づき、構造物・施設等、市所有及び一般建築物等の不燃化・耐震化を推進する。

このほか、東日本大震災では、天井材等の脱落、ブロック塀等の倒壊等により死傷者が発生したほか、多くの人々が長期にわたる避難所生活を余儀なくされ、その生活環境は、プライバシーの欠如だけでなく、高齢者、乳幼児連れの方、心身に障がいのある人等避難弱者と考えられる方々には、劣悪ともいふべき状況であったことから、非構造部材の耐震化等も図られ、だれもが安心して利用できる避難所（以下「あんしん避難所」という。）の整備が重要であり、総じて地震・津波に強いまちづくりのためには、インフラ全体の適切な整備を図る必要がある。

1 構造物・施設等の耐震化の目標

- (1) 供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。
- (2) 発生する確率は低いが、直下型地震や海溝型巨大地震による高いレベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。
- (3) さらに、構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高いレベルの地震動に際してもほかの構造物、施設等と比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
 - ア いったん被災した場合に生じる機能支障が、被害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - イ 地方又は国といった広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
 - ウ 多数の利用者等を収容する建築物等
 - エ 構造物・施設の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

2 市所有建築物等の耐震化

- (1) 防災上重要な建築物等の耐震化

震災時における活動の拠点となる施設（防災上重要な建築物）については、その重要度を考慮し、建築基準法の目標に比べ耐震性能に余裕をもたせるなど、重点的に耐震性の確保を図る。

防災上重要な建築物は、次のものである。

- ア 災害対策本部組織が設置される施設
- イ 医療救護活動施設
- ウ 応急対策活動施設
- エ 避難収容施設
- オ 社会福祉施設等
- カ 不特定多数の者が利用する施設

(2) 耐震診断の実施

防災上重要な建築物及びその他の市有建築物について、計画的に耐震診断を実施する。

(3) 補強工事の実施

耐震診断の結果に基づき、各施設管理者は、必要に応じ、各種の国庫補助を活用して耐震補強工事を計画的に実施し、耐震性の向上を図る。

また、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

(4) 建築設備等の整備

ライフライン系統の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう、建築設備等（貯水槽、非常用電源等）の整備に努める。

3 一般建築物の耐震化

市は、一般の住宅・建築物について、建築基準法に基づき耐震化を図られるよう指導及び助言を行う。また、「赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付規則」に基づき、地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、住民に対して、耐震診断の実施に関する普及啓発、相談窓口の開設、耐震診断講習会の開催等を実施する。

また、耐震診断を義務付ける緊急輸送道路等を指定し、沿道建築物の耐震化を推進する。

4 落下倒壊危険物対策

地震の発生により構築物等の落下、倒壊することによる危険を防止するため、施設等の設置者及び所有者は、次のとおり構築物等の点検、補修、補強等を行う。

市は、設置者及び所有者に対して指導を行う。

物 件 名	対策実施者	措 置 等
横断歩道橋	道 路 管 理 者	耐震診断等を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	管 理 者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯		設置状況の点検を行い、倒壊等の防止を図る。

アーケード、バス 停止屋(屋根) 等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板、広告等	設置者、管理者	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどして安全性の向上を図る。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等を行う。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者、管理者	破壊、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

さらに、ブロック塀の倒壊対策、家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等、これらの安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く住民に啓発するとともに、危険なブロック塀等に対しては改修を指導する。

5 あんしん避難所の整備

市は、だれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備に取り組むほか、地震のリスクなどの情報提供と併せて、災害時における自助・共助の精神（心のバリアフリー）の普及啓発を行う。

第9節 ライフライン施設災害予防計画総務部（くらし安全課） 建設事業
部（上下水道課）

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を及ぼすとともに、避難生活環境の悪化等を招くことから、県、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める必要がある。

特に、三次医療機関等の人命にかかわる重要施設に係るライフライン施設については重点的に耐震化を進める。

1 上水道施設**(1) 水道施設の広域化の推進**

地震等の災害への対応力を高める上でも、万一被害が生じた際の上水道の供給を確保するためにも、水道施設の一層の広域化を推進する。

その際、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡等の整備も併せて推進する。

応急給水や復旧作業のための用水を確保する上では、被災系統に他の系統から水融通を行うことが有効である。そのため、広域的に水を融通できる広域水道を整備することにより、広域的なバックアップ機能の強化を推進する。

(2) 基幹施設及び重要系統の耐震化・近代化

ア 水道施設について部分的な被害が生じても、他の部分においては通常の機能を発揮することができるようにするために、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を促進する。

イ 各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の近代化を進める。

ウ 河川等を複数系統の管で横断する場合には、一方を水管橋又は橋梁添架管、他方を伏越しとする等、工法を変えることも併せて推進する。

(3) 老朽管の更新

铸铁管については、耐震性の確保の観点から、東日本大震災でも強度が立証されたダクタイル铸铁管等への計画的な布設替えを行う。また、配水本管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用する。

(4) 緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンするような緊急時においても、他の水道施設によって能力をカバーし、機能を維持できるようにし、水道システムの安定性を向上させる。

このため、浄水施設や配水池の能力を増強するとともに、緊急時に施設間で水の融通を図るために必要な連絡管等を整備する。

(5) 訓練・研修等の実施

訓練・研修等の実施を通じて、災害時の応急給水や応急復旧など、緊急時の広域支援体制の確立を図るとともに、民間事業者と連携した支援体制の確保を推進する。

2 下水道施設

(1) 下水道施設の耐震化等

処理場や処理場へ直結する幹線管路など、重要度の高い下水道施設の耐震診断や耐震化を優先的に実施するなど、施設の効率的な耐災害性の向上を図る。

(2) 下水道BCPの策定等

大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、下水道に係る事業継続計画（下水道BCP）を策定するとともに、訓練等を通じて、その実効性の向上を図る。

(3) 下水道施設の弾力的運用による機能の確保

施設が損傷を受け下水処理が不能となった場合でも、雨水滞水池、処理水質の改善、修景のための池を沈殿池、塩素混和池に転用することや、可搬式処理施設を活用することにより、必要最小限の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画とする。

(4) 重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線又は下水処理場内の重要な水路、配管若しくは汚泥圧送管等が破断した場合には、システム全体が長期にわたり機能を停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二条化や処理場内の重要な水路等の配置を変えた複数系列化について検討する。

(5) 下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化について検討する。

また、埋設度の大きい管渠は被害を受けにくいことから、光ファイバー等下水道管理用の通信網を整備し、他の行政機関の通信手段としても活用できるよう検討する。

(6) 下水道施設の防災施設としての活用

下水道は下水処理場、ポンプ場等まとまった空間を有しており、これらを避難場所、延焼遮断帯として活用する。

また、高度処理水や雨水貯留施設の貯留水を消防用水、雑用水等として利用することを考慮した施設計画を作成する。さらに、河川水等を下水道に引き込み、防火用水として利用する等の方策についても検討する。

3 電気施設

中国電力株式会社岡山支社及び中国電力ネットワーク株式会社は、電力施設の災害を防止し、また、発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、防災・減災環境の整備と災害発生原因の除去に常に努力を傾注する。

(1) 配電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため同基準に基づき設計する。

イ 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を配慮し設計する。

(2) 送電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため同基準に基づき設計する。

イ 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を配慮し設計する。

(3) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の規模や過去に発生した地震動などを勘案した、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。また、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(4) 通信設備

屋内装置の設置方法については、建物の構造（柔構造または剛構造）と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮し設計する。

4 ガス施設

(1) 都市ガス

ア ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施する。

(ア) 整圧所等に緊急遮断装置及び緊急放散設備等の保安設備を整備増強する。

(イ) 新設するガス導管については、今後も溶接接合の被覆鋼管、抜け出し防止機構を有する機械的接合方法を用いた被覆鋼管及びダクタイル鋳鉄管及び、ポリエチレン管の普及に努め、導管の耐震性・安全性の向上を図る。

(ウ) 既設導管のうち印ろう型・ガス型接合の鋳鉄管、ネジ接合の鋼管については、耐震性に優れた導管への入れ替え又は更生修理をさらに推進する。

(エ) マイコンメーターの設置をさらに推進する。

イ 総合防災システムを確立することにより災害防止に努める。

(ア) 地震の強さを知り緊急時の判断資料とするため供給エリア内に地震計を設置する。

(イ) 導管情報をマッピングシステム等によりさらに整備し、計画的な耐震対策を図る。

(ウ) 供給停止地区の極小化のため、被害を受けた地区のみを導管網から選択的に切り離し、その他の地区にはガスを供給できるように単位ブロックの確立を進める。

(エ) 供給区域内の液状化予測を行い、必要に応じた液状化対策を実施する。

(オ) 通信施設の整備、補強を行う。

(2) LPガス

ア LPガス製造（充填）施設関係

(ア) LPガス製造事業者

一般社団法人岡山県LPガス協会は、関係法令等を遵守し、設備の維持管理及び従業員の教育・訓練に努めるとともに、次の事項について検討・整備する。

a 製造施設の耐震性の強化等

特に、配管・ポンプ回りについて定期的な耐震機能の点検を強化するとともにフレキシブル管の増強等を行う。

b 感震器の設置及び緊急措置マニュアルの見直し等

比較的地盤が軟弱な場所にある設備については、感震器を設置するとともに、作動したときの緊急措置マニュアルの見直し整備を図る。

c 合同防災訓練の実施

防災訓練を公設消防機関等と合同で実施し、防災力の強化に努める。

d 広域応援体制の整備

大規模災害に備え、県内、近県及び中央関係団体との相互広域応援協定を関係者の協力を得て締結する。

e 緊急対策用の防災工具、資機材の把握

定期的に調査し、実態を把握しておくとともに、緊急調達先について検討しておく。

イ LPガス設備関係

(ア) LPガス消費者

自らが保安の責任者であるとの認識の下に、次の事項について各自がLPガスの事故防止に努める。

a LPガスの安全についての知識の習得

LPガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、地震等発生時の初期防災活動等についての知識を習得し実践する。

b 消防等公共機関や協会・支部等が実施する防災訓練等に参加する。

(イ) LPガス販売事業者

全従業員に対して、顧客にLPガスと併せ安全を提供することの基本方針を徹底し、関係法令の遵守、防災体制等の整備及び顧客とのコミュニケーションに努めるとともに、特に次の事項について平素から積極的に対応する。

a LPガス消費設備の耐震性の強化

新規工事施工時及び定期的調査・点検等の際、次の項目についてチェックし、耐震性の維持に努める。

① 器の転倒防止（容器固定チェーンの二重がけの推進）

② 容器、ガスメータ、調整器等を建物被害の影響を受けにくい場所へ設置

③ 配管は可とう性のある材料とし屋内配管にはフレキシブル管を導入

④ 埋設配管はPE管等可とう性及び耐食性のある材料を使用

- ⑤ 安全機器については、感震器を内蔵しているマイコンメータS型等による24時間集中監視システムの設置促進
- ⑥ 容器が転倒・流出した場合に備えて、ガス放出防止機能を有した高圧ホースの設置促進
- b 防災体制の強化
 - ① 過去に発生した震災の教訓を踏まえ、緊急措置マニュアルの見直し、従業員の教育・訓練に努める。
 - ② 緊急出動を迅速に実施するため、次の対策を講じる。
 - ・震度5弱以上の地震が発生したときの自主出動制度
 - ③ 岡山県LPガス災害対策要綱に基づく応援隊の受入れについて、顧客先のリスト及び地図の作成をしておく。
- (ウ) 協会、支部

会員が実施する災害防災対策について指導するとともに、次の共通的事項の実施等について県、市町村及び中央関係団体等の指導・協力を受けて積極的に取り組む。

 - a 広域防災体制の確立

県内全域及び近県・中央団体との広域応援協定の締結及び合同防災訓練を実施する。
 - b 防災工具及び資機材の整備

消費設備の調査・点検及び応急修理に必要な防災工具、資機材等について定期的に実態把握するとともに、備蓄及び県外関係者からの応援体制について検討しておく。
 - c LPガス消費者への保安啓発活動の実施

消費者の初期防災活動が被害の拡大と二次災害の防止上重要であることから、パンフレットの作成配布、防災訓練の実施等により安全についての周知徹底を図る。
 - d 公共施設等へのLPガス設備等の設置促進

県、市町村等の公共機関に対して、地震災害発生時に指定避難所となる公共施設等に、LPガス災害用バルクシステム、LPガス発電機、GHP、ガスジェネレーション等災害対策用機器の設置を促進し、災害時の緊急対応能力の強化を推進する。
 - e その他必要な事項

5 通信施設

西日本電信電話株式会社岡山支店及び株式会社NTTドコモ岡山支店は、過去の大震災等の教訓から、平常時においては、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

ア アクセス系設備の地中化の推進

信頼性と美観等の観点から進めてきたケーブルの地中化により、地下設備の被害が少なかったことが立証されたので、自治体等と連携して、地中化を推進する。

イ 通信電源の確保

広域停電に対処するため主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

ウ 緊急通信確保のための衛星通信の利用

地上の設備状態とは関係なく通信ができる衛星通信の特性を生かし、重要通信の確保と、被災地と非被災地との情報交換のために、通信衛星による衛星回線システムを構築する。

エ 通信ビルの密閉性の強化

津波等の恐れのある地域について耐水構造化とする。

オ 中継伝送路の信頼性向上

交換所～交換所間を結ぶ主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。

第10節 廃棄物処理体制整備計画

市は、発災時における混乱を避け、災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、国の「災害廃棄物対策指針」及び、県の「岡山県災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定する。策定に当たっては、被害が広域かつ甚大な災害に対処するため、自らが被災するだけでなく、支援する側になることも想定して検討を行う。

また、廃棄物の処理主体となる市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅ろう化等などの災害対策を講じるとともに、設備の整備に際しては、災害時に、廃棄物を処理しつつ電力供給や熱供給等の拠点としても活用できる機能を備えるよう努める。

1 廃棄物処理施設の災害予防等

(1) 災害予防及び資機材等の備蓄

ア 施設整備等

市は、既存一般廃棄物処理施設について耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅ろう化、浸水対策等を図るとともに、施設の新設に当たっては、耐震性や浸水対策、液状化等に配慮した施設づくりを行う。

また、水道や電気等ライフラインの断絶に備え、予備冷却水の確保、施設の稼働に必要な燃料、薬剤の備蓄、非常用発電機の設置に努めるとともに、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

イ 仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）、簡易トイレの備蓄

災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び指定避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

2 組織体制の整備等

市は、迅速に適切な廃棄物処理のための初期活動が行えるよう、発災時の動員・配置計画、連絡体制、指揮命令系統等をあらかじめ定めておく。

関係行政機関、周辺市町村及び廃棄物関係団体等との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

また、迅速かつ的確に情報収集し、関係機関等との連絡調整、処理計画の実行が行われるよう職員の教育訓練を実施する。

3 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指

定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。

4 災害時の廃棄物処理体制の整備

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

(1) 仮設トイレ等し尿処理

市は、指定避難所等に設置する仮設トイレから膨大なし尿の発生が想定されることから、発生量をあらかじめ推計し、迅速な収集運搬体制、処理体制を検討しておく。

(2) 避難所ごみ等

市は、指定避難所のごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬、処理体制の検討を行うとともに、液状化等による収集困難地区からの一般廃棄物の収集運搬体制についても検討しておく。

(3) 災害廃棄物

ア 発生量・処理可能量の推計

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の作成等の検討を行うための基礎的な資料となる。市は、あらかじめ地域防災計画で想定される災害規模に応じた発生量及び自区内の処理可能量を推計しておく。

イ 処理スケジュール・処理フロー

市は、災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法等を検討し、処理スケジュールと処理フローを検討しておく。

ウ 収集運搬

市は、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討しておく。

エ 仮置場、仮設焼却炉

市は、想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平常時にあらかじめ設定し、併せて利用方法や仮置場での破碎・選別方法等についても検討しておく。

また、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性等を把握し、短期間で仮設焼却炉等を設置し稼働する方策を検討しておく。

オ 損壊家屋の解体・撤去

市は、道路担当部署等と調整し通行上支障がある災害廃棄物の撤去や、倒壊の危険性の

ある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を検討しておく。解体作業を円滑に行うため、必要に応じ建設事業者団体や解体事業者団体等との協定締結を検討しておくとともに、速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

カ 最終処分

市は、必要に応じ、災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場候補地を平常時に検討しておく。

キ 広域的な処理処分

市は、円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続方法や契約書（被災側・支援側）の様式等を平常時に検討・準備する。

ク 各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者から廃棄物の処理に関し、さまざまな相談・問合せが寄せられることが想定されるため、市は、受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）及び情報の管理方法を検討しておくとともに、平時から仮置場における分別や、持込方法等について周知を行い、発災時の混雑の緩和に努める。

第11節 危険物等保安対策計画

消防本部

風水害等対策編第1章第6節「危険物等保安対策計画」に準ずるものとする。

第12節 防災訓練計画

全 部（全課・室）

風水害等対策編第1章第7節「防災訓練計画」に準ずるものとする。

第13節 要配慮者等の安全確保計画

総務部（くらし安全課）
保健福祉部（社会福祉課）

風水害等対策編第1章第8節「要配慮者等の安全確保計画」に準ずるものとする。

第14節 防災知識の普及計画

全 部（全課・室）

市及び県は、住民等の防災知識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、地震の被害想定をはじめ、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するとともに、過去の大災害の教訓や災害文化の保存伝承に努める。

地震については、本震及びそれに続く余震による災害の危険性の周知を行うとともに、危険を回避するために必要な事前の備えと行動等について、家庭、地域、企業等に対する啓発を行い、防災知識の普及に努める。

また、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

さらに、自らを守るとともに、お互いに助け合うことの大切さについても啓発する。

なお、啓発を効果的に行うため、対象者や対象地域などを明確にして実施するよう努める。

1 防災知識の普及啓発**(1) 市の役割**

ア 住民及び市職員に対して、積極的に事前の備えの重要性や地震による災害の危険性、必要な行動など基本的な防災知識の普及・啓発を図る。

イ 最新の知見に基づく地震の被害想定を基に、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を作成しその普及を図る。

ウ わかりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど、指定緊急避難場所や指定避難所、避難路を指定するとともに、その場所を日頃から周知しておくものとする。

エ 市は、防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

オ 市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

カ 防災知識の普及・啓発活動を通じて、隣人等に対する救助意識や相互支援について指導する。

キ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。

ク 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を風化させないよう確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。

(2) 市及び商工会の役割

市、赤磐商工会は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。

また、市及び県は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(3) 住民の役割

住民は、地域における地震・津波による被害状況を始め、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家族内の連絡体制、避難場所等について家族間で共有しておくなど、日頃から防災知識の習得に努める。

また、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における防災訓練、自主防災組織活動などへの参加、ハザードマップの活用を通じ、地域の防災力向上に努める。さらに、住民は自ら災害教訓の伝承に努める。住民は、居住地などの地域特性の把握に努め、防災に関する講演会や、地域における自主防災組織活動への参加等を通じ、防災知識の習得に努める。

(4) 企業等の役割

企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や資材の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保及び複数化、流通拠点の複数化、重要なデータやシステムの分散管理等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

その際、一企業内にとどまらず、企業間や業種を超えた連携に取り組む。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、自らが提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

なお、市及び各業界の民間団体、県は、必要な情報提供等、企業への効果的な支援に努め、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、市及び県、国は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BC

P) 策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

(5) 住民及び事業者の役割

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じ当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、市防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。

2 普及対策

(1) 家庭・地域における普及対策

ア 防災知識の啓発は家族単位から始め、自治会、町内会等を通じて災害対応の地域連帯感を高める。

イ 市及び県は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。

- ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ・さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動
- ・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、家庭内の連絡体制、初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法など
- ・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ウ 地震保険

市及び県等は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける地震保険の普及促進に努める。

エ 電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(3) 事業所・職場における普及対策

事業所及び職場については、従業員等の安全の観点から、それぞれの事業所に対して、次の事項の防災意識の高揚を図る。

ア 経営者（責任者）に防災知識を啓発すること。

イ 従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をすること。

ウ 災害時の行動マニュアルを作成すること。

エ 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。

(4) 不特定多数が利用する施設における普及対策

不特定多数の者が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設、駅等）については、個々の施設の特性に配慮しながら、次の事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。

ア それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。

イ 利用者の立場に立ち、施設の防災措置を推進すること。

ウ 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。

(5) 緊急地震速報の普及・啓発

市及び県等は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

3 防災広報

市及び関係機関は、住民に対して時期に応じて、広報紙、ホームページ、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布して防災意識の高揚を図る。

市は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努める。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

4 ボランティア活動のための環境整備

(1) 市は、社会福祉協議会と連携し、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療、看護、介護、通訳等の専門的な資格や技能を有する専門ボランティアの登録推進に努める。

(2) 市は、登録された専門ボランティアに対して、防災に関する知識及び技能の向上を図るため、関係機関の協力を得て研修、訓練等を行う。

(3) 日本赤十字社岡山県支部及び赤磐市社会福祉協議会は、災害時に個人で参加するボランティアを指導し効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(4) 防災ボランティアに対し、身近な地域における自治体や他の団体との連携、災害時だけで

なく平時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組を日常的に進めることの重要性を訴える。

5 防災週間等における啓発事業の実施

防災週間及び予防運動実施期間等を中心に防災関係機関と協力して、住民に対する啓発活動を実施し、防災意識の高揚を図る。

各種の予防運動実施時期

- ・ 防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- ・ 防災とボランティアの日（1月17日）
- ・ 文化財防火デー（1月26日）
- ・ 春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
- ・ 建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
- ・ 山火事予防運動月間（3月1日～31日）
- ・ 水防月間（5月1日～31日）
- ・ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ・ がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）
- ・ 土砂災害防止月間（6月1日～30日）
- ・ 危険物安全週間（6月第2週）
- ・ 火薬類危害予防週間（6月10日～16日）
- ・ 河川水難事故防止週間（7月1日～7日）
- ・ 道路防災週間（8月25日～31日）
- ・ 防災週間（8月30日～9月5日）
- ・ 防災の日（9月1日）
- ・ 救急の日（9月9日）
- ・ 救急医療週間（9月9日を含む1週間）
- ・ 国際防災の日（10月の第2水曜日）
- ・ 高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）
- ・ 秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）
- ・ 雪崩防災週間（12月1日～7日）

第15節 防災教育の推進計画

教育委員会（教育総務課・学校教育課・社会教育課）

風水害等対策編第1章第4節「自然災害予防対策計画」6 文教対策に準ずるものとする。

第16節 自主防災組織の確立計画

1 自主防災組織の育成

地域防災力の向上は喫緊の課題であるため、早急に自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を図る必要がある。

市は、発災時の甚大な被害と膨大な避難者への対応が必要となり、避難所運営そのものに主体的にかかわることが困難となる。そのため、自主防災組織等が地域住民等の協力を得ながら、主体的に避難所運営ができるように努める必要がある。

2 家庭の役割

地震の防災に関し、住民の果たす役割は、きわめて大きい。

住民は自分たちの安全は自らの手で守るという意欲をもち、平常時から地震発生後に至るまで可能な限りの防災対策を実施する必要がある。

(1) 平常時から実施する事項

- ア 地震防災に関する知識の習得及び家庭における話し合い
- イ 地域の危険度の理解、避難場所及び最寄りの医療救護施設の把握
- ウ 家庭における火災予防措置の実施
- エ 家屋の補強及び家具等の落下転倒防止対策
- オ 飲料水、食料、日用品及び医薬品等生活必需品の備蓄
- カ 要配慮者の把握

なお、地震発生後においては、身の安全を確保するとともに、出火防止及び初期消火、救助、避難誘導、負傷者の応急手当及び救護、要配慮者の支援、自力による生活手段の確保などに努めるものとする。

3 地域の役割

地域における防災対策は、地域住民が協力し、組織的に実施することが最も効果的である。このため、自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を推進するものであるが、結成された自主防災組織は、防災関係機関と協力し、地域は自らの手で担うという意欲をもって、次の活動を行うものとする。

(1) 防災知識の習得

映画会、講習会、研究会、その他あらゆる機会を通じ、地震の知識、地震情報の性格や内容、平素における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等についての防災知識を習得する。

(2) 家庭防災の促進

家庭における出火防止や非常持ち出し品の準備等の地震対策について、自主防災組織が中心となってその促進を図る。

(3) 防災訓練の実施

災害発生時の対応について訓練を行う。

(4) 地域における他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域内におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

4 事業所の役割

地震災害応急計画を作成する義務がある事業所はもとより、すべての事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

更に、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全確保に積極的に努めるものとする。事業所等は、おおむね次の防災活動を行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確保
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護等の確立
- (7) 地域の自主防災組織と積極的に連携し、防災活動に努める。
- (8) 飲料水、食料、生活必需品等必要な物資の確保に努める。

5 自主防災活動推進における市の役割

市は、平常時から声かけ、見守り、犯罪防止活動などを通じて、人々がつながりを持った、災害に強い地域コミュニティの再生を図る。市は、住民に対し自主防災に関する認識を深める広報等を積極的に行うとともに、住民が組織をつくるために必要な資料等を提供する。また、活動について助言、あるいは援助等を行うとともに、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修の実施や防災士等の資格の取得の奨励等を行うことなどにより、組織の育成・充実を図る。

(1) 自主防災組織づくりの推進

- ア 市内全域におおむね町内会・自治会単位ごとの組織づくりを目標とする。
- イ 特に延焼、崖崩れ、津波などの危険地域に対しては、早期組織化を積極的に推進する。
- ウ 地域の要請に応じて、自主防災に関する助言等を行う。

(2) 組織活動の促進

市は、消防団等と連携を図り、自主防災組織が行う訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに活動の促進を図る。

(3) 応急手当普及啓発活動の推進

災害発生時、住民が行う負傷者への応急手当及び軽傷者の救護活動を強化するため、応急

手当普及啓発活動の推進を図る。

第17節 ボランティア養成等計画

市民生活部（協働推進課）

平常時から個人の持つ技能が生かされるように、医療、看護、介護、通訳等の専門ボランティア及び一般ボランティアの研修・登録を行い、災害時にボランティア活動が円滑にできるよう養成に努めるとともに、それぞれの分野におけるネットワークの確立に努める。

災害時には、平時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えた行政需要が発生することが容易に予想される。災害発生直後から生活再建に至るまで、必要な人命救助や負傷者の手当てを始めとした初期対応、救援物資の仕分けや搬送、避難所等の生活支援、生活再建のための相談など多岐にわたる需要が発生し、行政だけでは質量ともに対応不可能な事態が予測され、多岐な活動を行うボランティアへの期待が高まることとなる。

特に、災害時には、特別な技能知識を要する専門ボランティアの需要が高まること、また一般のボランティア活動を効率的に進める上で、現場において的確な判断と活動ができるボランティアリーダーが求められることなどから、これらボランティアの養成と登録を平常時から実施しておく必要がある。したがって、災害時における専門ボランティアが迅速かつ効果的に活動できるよう、市内の災害救援専門ボランティア（災害ボランティアコーディネーター、介護、要約筆記、手話通訳、外国語通訳・翻訳及び建築物応急危険度判定）等の把握・養成、一般ボランティアの受入体制の整備を行い、災害時におけるボランティア活動の円滑化、関係機関相互のネットワーク化を推進する。また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

1 ボランティアの養成・登録

市は、防災ボランティアの活動環境として、県及び関係団体等と連携して、医療、看護、介護、通訳等の専門ボランティア及び一般の生活支援ボランティアに対し、災害時にボランティアリーダーやボランティアコーディネーターとして適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、必要に応じて分野別にボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

2 ネットワーク化の推進

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携し、災害発生時において迅速な対応ができるよう、近隣府県の社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図る。

災害時に防災ボランティア活動を行うためのボランティアセンターの設置が円滑に行えるように、平時より市と市社会福祉協議会は連携・協働し設置に係る事前準備として災害ボランティア協定を結ぶなどし、災害発生時において迅速な対応ができるよう連絡体制の整備を図る。

市は、災害時（復興期含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、被災者支援

に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

全 部（全課・室：全班）

第1 市の配備体制

大規模地震が発生した場合においては、職員の被災、交通機関の途絶等が想定されることから、応急活動に従事する職員が自動的に体制につき、即応的な応急活動が取れる体制を確保する必要がある。

特に、被害状況の早期把握がその後の応急対策を実施する上で重要であることから、参集途上における被害情報の収集や周辺の現状把握なども併せ、初動体制の確立を図る必要がある。

1 注意体制（災害対策連絡室）

(1) 注意体制配備基準

No.	配 備 基 準	本庁	赤坂	熊山	吉井
①	市内で震度3の地震を観測したとき 県内で震度5強以上の地震を観測したとき	○	○	○	○
②	各支所より注意体制をとった旨の通知があったとき	○	○	○	○
③	その他の状況により、くらし安全課長（市民生活課長）が必要と認めたとき	○	○	○	○

(2) 注意体制の内容

	配 備 人 員	
市役所本庁	本庁に災害対策連絡室、支所に副災害対策連絡室を設置し、地震情報等の収集及びその通報並びに被害状況等を取りまとめ、連絡調整の万全を期する体制を整えるものとする。	
	災害対策連絡室長	くらし安全課長
	災害対策連絡室員	防災担当職員（くらし安全課）
赤坂支所	副災害対策連絡室長	市民生活課長（兼支所長）
熊山支所	副災害対策連絡室員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災担当職員（市民生活課） ・ あらかじめ定める班体制による職員（吉井支所）
吉井支所		

(3) 注意体制の解除

くらし安全課長は、次の基準に達した場合は、注意体制を解除する。

- | |
|---|
| ①災害の発生するおそれが解消したと認めるとき
②災害が発生し、注意体制から警戒体制、特別警戒体制、非常体制への移行が必要となったとき |
|---|

2 警戒体制（警戒本部）

(1) 警戒体制配備基準

No.	配 備 基 準	本庁	赤坂	熊山	吉井
①	市内で震度4の地震を観測したとき	○	○	○	○
②	各支所より警戒体制をとった旨の通知があったとき	○	○	○	○
③	その他の状況により総務部長（支所長）が必要と認めたとき	○	○	○	○

(2) 警戒体制の内容

	配 備 人 員			
市役所本庁	本庁に警戒本部、支所に警戒支部を設置し、地震情報等の収集及びその通報並びに被害状況等を取りまとめ、連絡調整の万全を期する体制を整えるものとする。			
	警戒本部長	総務部長	警戒副本部長	総合政策部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設事業部長、消防団副団長、その他関係部長級職員
	警戒本部員	総務課長、くらし安全課長、秘書広報課長、社会福祉課長、農林課長、建設課長、上下水道課長、消防本部総務課長、消防団山陽方面隊長		
	出務職員	防災担当職員（くらし安全課）、あらかじめ定める班体制による職員 課別防災担当職員（秘書広報課、くらし安全課、社会福祉課、農林課、建設課、上下水道課、消防総務課）		
赤坂支所 熊山支所 吉井支所	警戒支部長	支所長（市民生活課長兼務）		
	警戒支部員	産業建設課長、本庁派遣課長※1、消防団方面隊長		
	出務職員	あらかじめ定める班体制による職員 支所職員全員（吉井支所） あらかじめ定める本庁派遣職員※2		

※1 本庁派遣課長

各支所の防災体制強化のため本庁より派遣される課長。

※2 あらかじめ定める本庁派遣職員

各支所の防災体制強化のため本庁より派遣される職員で、班体制に属さない職員をあらかじめ定めておく。

(3) 警戒体制の解除

総務部長は、次の基準に達した場合は、警戒体制を解除する。

①災害の発生するおそれが解消したと認めるとき
②発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認めるとき
③災害が発生し、警戒体制から特別警戒体制への移行や災害対策本部の設置が必要となり、警戒体制を解消して、特別警戒体制又は非常体制へ移行するとき

3 特別警戒体制（特別警戒本部）

(1) 特別警戒体制配備基準

No.	配 備 基 準	本庁	赤坂	熊山	吉井
①	市内で震度5弱の地震を観測したとき	○	○	○	○
②	自主避難が開始され、高齢者等避難、避難指示を発令する必要があるとき	○	○	○	○
③	管内において局地的な災害又は重大な事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき	○	○	○	○
④	各支所より特別警戒体制をとった旨の通知があったとき	○	○	○	○
⑤	その他の状況により、副市長が必要と認めたとき	○	○	○	○

(2) 特別警戒体制の内容

	配 備 人 員	
市 役 所 本 庁	本庁に特別警戒本部、支所に特別警戒支部を設置し、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに非常体制に移行できる体制を整える。	
	特別警戒本部長	副市長
	特別警戒副本部長	教育長
	特別警戒本部員 (部長級)	総務部長、総合政策部長、財務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設事業部長、会計管理者、教育次長、議会事務局長、消防長、消防団長、消防団副団長、その他部長級職員
	特別警戒本部 出務課長	秘書広報課長、政策推進課長、総務課長、くらし安全課長、管財課長、財政課長、税務課長、市民課長、協働推進課長、環境課長、健康増進課長、介護保険課長、社会福祉課長、子育て支援課長、農林課長、商工観光課長、地域整備推進室長、建設課長、上下水道課長、会計課長、監査事務局長、教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、中央公民館長、中央図書館長、中央学校給食センター所長、消防総務課長、消防団山陽方面隊長 ※ ³ あらかじめ定められた支所派遣課長を除く
	出務職員	上記出務職員の中よりあらかじめ定める
赤 坂 支 所	特別警戒支部長	あらかじめ各課（室）で定める職員 ※ ⁴ あらかじめ本庁で定められた派遣職員を除く
	特別警戒副支部長	支所長（市民生活課長兼務）
	特別警戒支部員	産業建設課長、本庁派遣課長
	出務職員	赤坂公民館長、赤坂図書館長、消防団赤坂方面隊長、
熊 山 支 所	特別警戒支部長	あらかじめ支所で定める職員 あらかじめ本庁で定める派遣職員
	特別警戒副支部長	支所長（市民生活課長兼務）
	特別警戒支部員	産業建設課長、本庁派遣課長
	出務職員	熊山公民館長、熊山図書館長、消防団熊山方面隊長

吉井支所	特別警戒支部長	あらかじめ支所で定める職員 あらかじめ本庁で定める派遣職員
	特別警戒副支部長	支所長（市民生活課長兼務）
	特別警戒支部員	産業建設課長、本庁派遣課長
	出務職員	吉井公民館長、吉井図書館長、消防団吉井方面隊長

※3 あらかじめ定められた支所派遣課長を除く

各支所の防災体制強化のため本庁より派遣される課長（本庁派遣課長）は本庁防災体制に出務しない（各支所防災体制に編入）。

※4 あらかじめ本庁で定められた派遣職員を除く

各支所の防災体制強化のため本庁より派遣される職員で班体制に属さない者（あらかじめ本庁で定める派遣職員）は本庁防災体制に出務しない（各支所防災体制に編入）

(3) 特別警戒体制の解除

副市長は、次の基準に達した場合は、特別警戒体制を解除する。

①地震による災害発生のおそれなくなったとき
②避難指示の発令が解除されたとき
③発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認めるとき
④大規模な災害が発生して市長が災害対策本部の設置を認め、特別警戒本部を解徐して、非常体制に移行したとき

4 非常体制（災害対策本部）

(1) 非常体制配備基準

No.	配 備 基 準	本庁	赤坂	熊山	吉井
①	市内で震度5強以上の地震を観測したとき	○	○	○	○
②	管内において災害救助法を適用する災害又は重大な事故が発生したとき	○	○	○	○
③	その他の状況により、市長（支所長）が必要と認めたとき	○	○	○	○
④	各支所より非常体制をとった旨の通知があったとき	○	○	○	○

(2) 非常体制の内容

		配 備 人 員	
市 役 所 本 庁	本庁に災害対策本部、支所に災害対策支部を設置し、班の事務分掌に基づいて災害応急対策を実施する。		
	災害対策本部長	市長	
	災害対策副本部長	副市長、教育長	
	災害対策本部員 (部長級)	総務部長、総合政策部長、財務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設事業部長、会計管理者、教育次長、議会事務局長、消防長、消防団長、消防団副団長、その他部長級職員	
	班長	全課室長、消防団山陽方面隊長 ※ ³ あらかじめ定められた支所派遣課長を除く	
	出務職員	すべての職員 ※ ⁴ あらかじめ本庁で定められた派遣職員を除く	
赤 坂 支 所	災害対策支部長	支所長 (市民生活課長兼務)	
	災害対策副支部長	産業建設課長、本庁派遣課長	
	災害対策支部員	赤坂公民館長、赤坂図書館長、消防団赤坂方面隊長	
	出務職員	すべての職員、あらかじめ本庁で定める派遣職員	
熊 山 支 所	災害対策支部長	支所長 (市民生活課長兼務)	
	災害対策副支部長	産業建設課長、本庁派遣課長	
	災害対策支部員	熊山公民館長、熊山図書館長、消防団熊山方面隊長	
	出務職員	すべての職員、あらかじめ本庁で定める派遣職員	
吉 井 支 所	災害対策支部長	支所長 (市民生活課長兼務)	
	災害対策副支部長	産業建設課長、本庁派遣課長	
	災害対策支部員	吉井公民館長、吉井図書館長、消防団吉井方面隊長	
	出務職員	すべての職員、あらかじめ本庁で定める派遣職員	

※³ あらかじめ定められた支所派遣課長を除く

支所の防災体制強化のため本庁より派遣される課長（本庁派遣課長）は本庁防災体制に出務しない（各支所防災体制に編入）。

※⁴ あらかじめ本庁で定められた派遣職員を除く

各支所の防災体制強化のため本庁より派遣される職員で班体制に属さない者（あらかじめ本庁で定める派遣職員）は本庁防災体制に出務しない（各支所防災体制に編入）。

(3) 非常体制の解除

市長は、次の基準に達した場合は、非常体制を解除するとともに、関係課及び県へこの旨を連絡する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①非常体制の原因となった地震による災害発生のおそれなくなったとき ②発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認めるとき ③災害復旧体制に移行するとき |
|---|

第2 職員の動員及び参集

1 動員配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

ア 市役所本庁

- (ア) 災害情報・地震情報等は、くらし安全課が受領する。くらし安全課長は、情報を受領した場合、直ちに総務部長に報告する。
- (イ) 総務部長は、くらし安全課長の報告を受け、情報を副市長・教育長に報告する。
- (ウ) 副市長・教育長は、配備が必要であると認めた場合には、関係職員に配備指令を伝達し、その旨を市長に報告する。また、震度5強以上の地震の場合には、自動的に災害対策本部を設置することとなるため、直ちに市長にその旨報告し、本部設置のための準備を進める。

イ 支所

- (ア) 災害情報・地震情報等は、市民生活課が受領する。市民生活課長は、情報を受領した場合、直ちに支所長に報告する。
- (イ) 支所長は、市民生活課長の報告を受け、配備が必要と認めた場合には、関係職員に配備指令を伝達し、その旨を総務部長に報告する。

ウ 配備指令の伝達方法

庁内放送、回線電話、携帯電話、防災行政無線、職員ポータル、文書回覧及び使送等による。

(2) 勤務時間外

ア 市役所本庁

- (ア) 災害情報・地震情報等は、宿日直者が受領する。宿日直者は、情報を受領した場合、直ちにくらし安全課長に報告する。
- (イ) くらし安全課長は、宿日直者の報告を受け、情報を総務部長に報告する。
- (ウ) 総務部長は、配備が必要であると認めた場合には、関係職員に配備指令を伝達し、その旨を市長・副市長・教育長に報告する。また、震度5強以上の地震の場合には、自動的に災害対策本部を設置することとなるため、市長にその旨報告し、本部設置のための準備を進める。

イ 支所

- (ア) 災害情報・地震情報等は、日直又は本庁宿直者が受領する。日直又は本庁宿直者は、情報を受領した場合、直ちに市民生活課長に報告する。
- (イ) 市民生活課長は、日直又は本庁宿直者の報告を受け、配備が必要と認めた場合には、支所長に報告し、当番班長及び当番班長を通じて関係職員に配備指令を伝達し、その旨を総務部長に報告する。

ウ 配備指令の伝達方法

携帯電話、回線電話、防災行政無線、職員ポータル及び使送等による。

2 職員の参集等

(1) 勤務時間外における参集

ア 職員は、勤務時間外において地震が発生し、配備指令を受けたときは、直ちにあらゆる手段をもって参集しなければならない。

イ 警戒体制の配備要員は震度4の地震が発生したとき、特別警戒体制の配備要員は震度5弱の地震が発生したときは、それぞれ配備指令を待たず、直ちに所定の場所へ参集しなければならない。

ウ 全職員は、震度5強以上の地震が発生したときは、配備指令を待たず、直ちに所定の場所へ参集しなければならない。

(2) 参集時の留意事項

職員は、参集に当たり、次の点に留意する。

ア 服装

応急活動ができる服装とする。

イ 緊急措置

参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぎ、庁舎等に参集する。

ウ 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属の班長（課長等）に報告する。

- ・幹線道路等の状況
- ・建物の倒壊、損傷の状況
- ・火災の発生、消火活動の状況
- ・被災者及び救助活動の状況
- ・ライフラインの状況

エ 参集報告

各班長（課長等）は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、総務部長に報告する。

第3 災害対策本部の設置

風水害等対策編第2章第1節「応急活動体制計画」に準ずるものとする。

第2節 地震情報の種別と伝達計画

総務対策部（くらし安全課：本部
班）

1 地震情報

- (1) 岡山地方気象台が発表し、県から通知される地震情報は、本部設置前においては、総務部くらし安全課において受理し、必要に応じて、防災行政無線、広報車等を活用して地域住民に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 市は、総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により受信した緊急地震速報等を防災行政無線により住民等への伝達に努めるものとする。
また、市・岡山地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めておくことが必要である。

注1 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

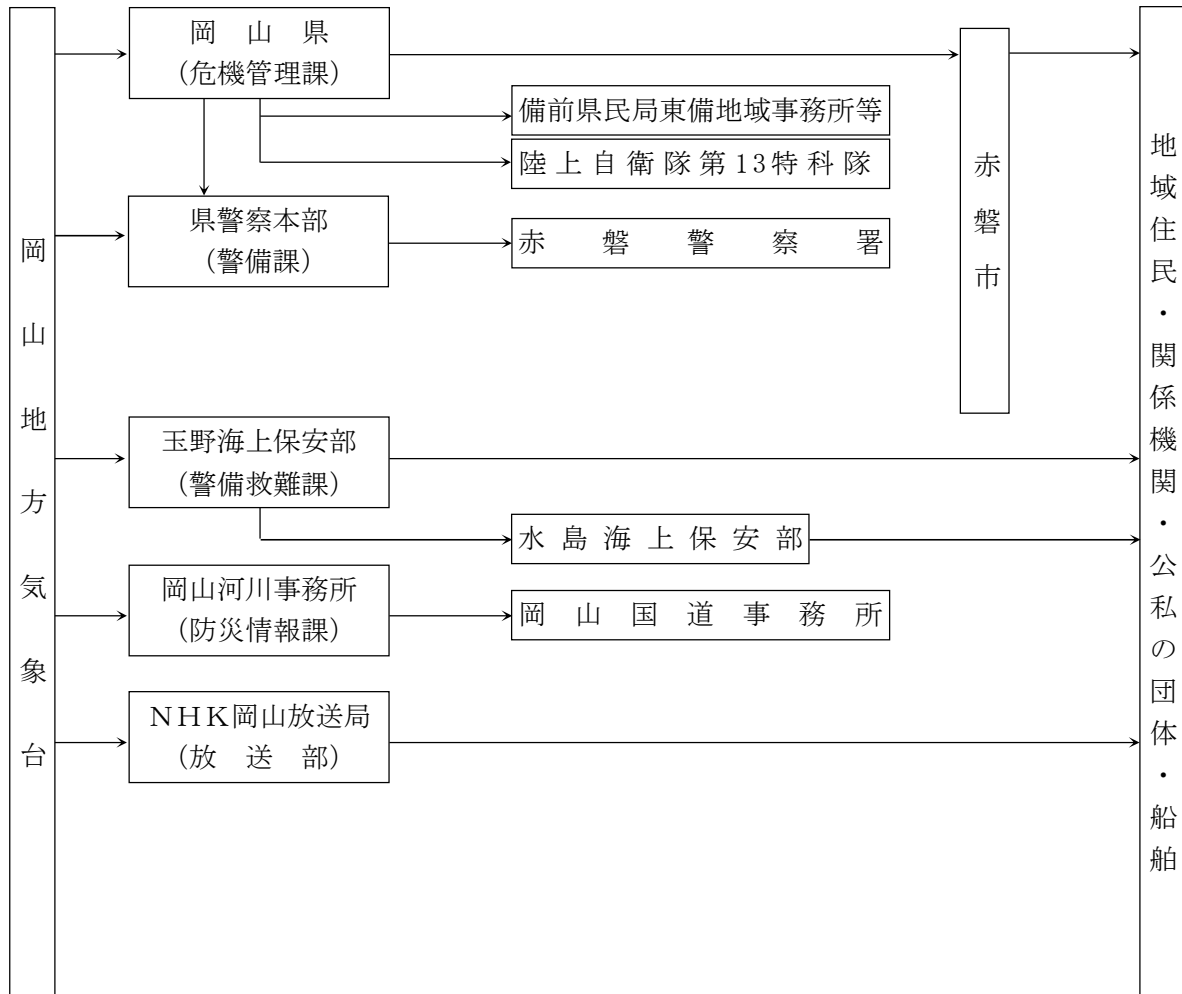
（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

注2 地震情報

気象庁は、地震が発生した場合は、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。

2 地震情報の伝達系統

(1) 岡山地方気象台からの伝達



(注) 岡山県から陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。

第3節 被害情報の収集・伝達計画

総務対策部（くらし安全課：本部
班）

被害が同時多発し、各防災機関が応急活動におわれると情報の混乱が予想される。応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、有効な通信手段を活用して、市本部は、県本部をはじめ関係機関と相互に情報を収集・伝達できる体制をとる必要がある。

国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

また、孤立集落等が発生した場合には、当該集落等との通信手段の確保に特段の配慮を行う。

なお、具体的な計画については、下記のほか、風水害等対策編第2章第3節「被害情報の収集・伝達計画」に準ずる。

1 通信手段の確保

(1) 災害発生直後は、直ちに災害情報を連絡するため、次の通信手段を確保する。

- ア 防災行政無線による地上系移動局
- イ 携帯電話、衛星携帯電話等移動通信回線
- ウ 民間等の通信設備の優先利用、優先使用（災害対策基本法第57条、第79条）
- エ 非常通信の活用
- オ 防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡の確保を図る。

(2) 通信手段の確保に併せ、その機能維持等の要員を配置する。

- ア 通信施設の機能確認、維持及び施設の復旧に要する人員
- イ 通信統制、通信運用の指揮等に要する人員

2 災害初期の被害情報の収集・連絡

(1) 被害情報の収集

ア 災害初期に職員からの報告や住民からの通報のほか、警察、消防、自衛隊、医療の指定機関、道路管理者、ライフライン事業者から被害情報を収集する。

イ 災害初期には、主に次の内容の被害情報を収集する。

- (ア) 人命に係る被害、社会福祉施設、医療機関等の被害状況
- (イ) 道路の被害状況
- (ウ) 生活関連（電気、水道、ガス）の被害状況

ウ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。

エ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、国、指定公共機関、県、他市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービ

ス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、本市が被災した場合は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

3 県等への報告

大規模地震発生直後には、被害の全体像よりも迅速な応急対策を実施するための情報が必要となるため、次に掲げる被害状況等を県に報告するとともに、必要に応じ、関係機関に連絡する。

- (1) 地震による被害について、把握できた範囲で直ちに県へ連絡する。また、市本部を設置した場合にも連絡する。
- (2) 地震による火災の同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合、その状況を直ちに県及び総務省消防庁に報告する。
- (3) 被害状況等については、順次県に報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合にあっては、直接総務省消防庁へ報告する。
- (4) 震度5強以上の地震を覚知した場合には、第一報について総務省消防庁に対しても直接報告する（被害の有無を問わない。）。また、第一報報告後の連絡方法については、総務省消防庁の指示に従うものとする。
- (5) 震度6弱以上の地震を観測した場合には、発災後速やかに行政機能の確保状況（市町村行政機能チェックリスト）を県に報告する。
- (6) 必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

第4節 通信連絡計画

総務対策部（くらし安全課：本部
班、総務課：情報班）

風水害等対策編第2章第4節「通信連絡計画」に準ずるものとする。

第5節 災害救助法の適用計画

保健福祉対策部（社会福祉課・介護
保険課：避難所運営班）

災害発生時における迅速・的確な法の適用を図るために、手続を整理しておく必要がある。

風水害等対策編第2章第5節「災害救助法の適用計画」に準ずるものとする。

第6節 広域応援要請計画

総務対策部（総務課：総務班）

南海トラフの巨大地震等の大規模地震においては、建物の倒壊、火災、道路・鉄道・ライフラインの寸断等あらゆる被害の発生が想定されるため、相互応援協定を締結している市町村等と、より一層の広域的な連携強化を図ることとする。

また、その他の市町村等との相互応援協定の締結についても検討する。

風水害等対策編第2章第6節「広域応援要請計画」に準ずるものとする。

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

総務対策部（総務課：総務班）

国の防災基本計画では、東日本大震災及び阪神・淡路大震災を教訓に自治体と自衛隊の連携強化が強調されている。

自衛隊の派遣要請については、単に要請手続きにとどまらず、自衛隊に関する全般的な認識を深めておく必要がある。

風水害等対策編第2章第7節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずるものとする。

第8節 救助計画

総務対策部（総務課：総務班） 市
 民生生活対策部（市民課：市民班）
 建設事業対策部（建設課：建設班）
 消防対策部（消防本部：消防班）

震災時には、広域的または局地的に、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の負傷者が発生することが考えられるが、消防機関、警察、自衛隊または地域住民の協力によって、迅速かつ的確に、救助を行う必要がある。また、東日本大震災においては、地域の被災ペットの保護収容等の問題もあった。

防災関係機関は、緊密な連携の下に、災害により生命・身体が危険となった者を早急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努める。さらに、被災ペットの保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。

地震により、多数発生することが考えられる行方不明者について、市は、警察、消防機関、医療機関、住民、事業所等と協力し、正確な情報の収集に努め、捜索・救助体制の検討を行うこととする。

風水害等対策編第2章第8節「救助計画」に準ずるものとする。

第9節 救急・医療計画

保健福祉対策部（健康増進課：保健医療班）

大規模震災時には、建物倒壊や道路損壊、ライフライン施設の被害、広域的な多数の傷病者の発生、医療機関の被災による入院患者の転院などが想定されるため、このような救急医療活動に障害を及ぼす事態への対応が必要となる。

1 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整

市及び消防機関は、自主防災組織等と連携して次の業務を行う。

- (1) 広域災害救急医療情報システムの活用により、医療機関情報の収集・提供
- (2) 避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供
- (3) 救護所の設置と救護班の派遣要請

2 救護所の設置・救護班の編成

市は、傷病者の発生状況を把握し、避難所等に救護所を設置する。また、必要に応じて、地域災害保健医療調整本部に対して救護班の派遣を要請する。

消防機関は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療調整本部に対してDMATの出動を要請する。

県医師会は、県との協定に基づく救護班の派遣等を行う。

DMAT指定機関は、県との協定に基づくDMATの派遣等を行う。

日本赤十字社岡山県支部は、県との協定に基づく救護班の派遣等を行う。

災害拠点病院は、救護班の派遣要請を受けた場合は、おおむね次により救護班を編成し、医療活動を行う。また、他の医療機関においても、可能な限り被災地における医療活動を行う。

- (1) 医師、看護師、連絡要員等
- (2) 関係医療用資器材一式
- (3) 救急自動車
- (4) 通信連絡手段の携行

3 救急医療活動のアクセスの確保

各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

また、本部においては、道路の損壊等により交通機関が不通の場合や被災地まで長時間を要する等必要に応じて、ヘリコプターによる空輸については、航空運用調整グループにおいて、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、自衛隊や海上保安庁のヘリ等の効果的な運用について調整する。また、状況により他県のヘリコプターの支援を要請し、迅速な運送の実現に努める。

4 効率的な医療の実施

(1) 重症患者（入院を必要とするもの）及び中等症患者の処置及び医療救護は、救護病院が行うこととし、それ以上の高度医療（手術を含む。）、ヘリコプターによる広域搬送が必要なものは災害拠点病院への搬送とする。

ア 地震発生後直ちに、各医療機関の稼動状況及び被害状況を調査し、被害に応じた対策を講じ、赤磐医師会の協力により、医療救護体制を確保する。

イ 被害のない医療機関等は、速やかに救護活動を開始する。

ウ 重傷病患者は、消防あるいは救護所等でのトリアージ（治療・搬送優先順位決定すること）の後、あらかじめ指定した救護病院へ搬送する。

エ 医療機関等が効果的に機能するよう医療活動状況を把握し、必要な調整を行う。

(2) DMA T指定機関は、災害急性期（おおむね 48 時間以内）に次の活動を行うDMA Tを派遣する。

ア 災害拠点病院等における患者の治療、トリアージ等

イ 被災地域内における患者搬送及び搬送中の治療

ウ 被災地域内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地域外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療

エ 上記を円滑に実施するための本部運営（DMA T県調整本部は、県災害保健医療調整本部と連携し、情報の収集伝達、各種本部・拠点の設置、他県DMA Tの派遣要請等について決定する。）

5 傷病者の搬送

県内で対応不可能な傷病者を、県外へ搬送されることが予想される場合には、必要に応じて、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、傷病者等の広域医療搬送、地域医療搬送を実施する。

風水害等対策編第2章第9節「医療・助産計画」に準ずるものとする。

第10節 避難誘導計画

総務対策部（くらし安全課：本部
班） 保健福祉対策部（社会福祉
課・介護保険課：避難所運営班）
教育対策部（全課：全班）

強い揺れ（震度4以上）または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、速やかに的確な避難指示等を行う。

避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる手段の活用を図ることとする。

また、要配慮者の避難支援などの緊急対策を行うこととするが、消防職団員、警察官など避難誘導等に当たる者や、民生委員等の安全の確保を前提とした対策を進めるものとする。

さらに、地震発生による被災状況によっては、あらかじめ指定した避難所の開設が困難となることがあるため、避難所の被災状況を確認し、避難所の開設状況を速やかに住民等に周知することとする。

風水害等対策編第2章第10節「避難誘導計画」に準ずるものとする。

1 避難指示

(1) 避難指示の基準

市長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、あらかじめ定めた判断基準等により必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をする。また、危険の切迫度、避難の状況等により急を要するときは避難の指示をする。

なお、市長は、避難の指示を行う場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

(2) 指示の内容

避難の指示を行う場合は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ア 避難指示の理由
- イ 避難の指示が出された地域名
- ウ 避難経路及び避難先
- エ 避難行動における注意事項

(3) 指示の伝達方法

避難の指示をしたときは、市長は直ちに指示が出された地域の住民に対して、サイレン、放送、広報車等により伝達するほか、警察署、消防機関、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

(4) 避難指示等の解除

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

2 警戒区域の設定

(1) 設定の基準

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命、身体等の安全を確保するため特に必要と認めるときは、警戒区域（災害対策基本法第63条準用）を設定する。

(2) 規制の内容及び実施方法

警戒区域への立入禁止、当該市民の退去措置等については、関係機関の協力を得て対象地区住民等に周知徹底を図る。

第11節 消火活動計画

消防対策部（消防本部：消防班）

阪神・淡路大震災の消火活動においては、消防水利の損壊、応援隊相互の通信混乱等予期せぬ事態により、消火活動がはばまれた。

これらのことを踏まえて、効果的、機能的な消火活動ができる計画を作成しておく。

また、大規模地震により火災が広域的に同時多発した場合の消火活動の困難さを考えれば、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼させない」といった事前の対策を十分講じておくとともに、こうした火災が発生した場合には応援を受けることを前提にした消火活動の計画等の整備を図る。

1 消火活動対策

(1) 火災発生状況等の把握

市長又は消防長は、消防職（団）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について、情報を収集する。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

市長又は消防長は、防災関係機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。

イ 木造住宅密集市街地や危険物等の取扱施設の火災発生情報を早期に収拾・把握するとともに、特に広域避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。

ウ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

エ 危険物の漏えい等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

オ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

カ 自主防災組織が実施する消火活動を指導するとともに、連携を図る。

キ 地震発生後の火災発生に備え、自主防災組織等と連携のうえ、被災地区を巡回し警戒する。

(3) 応援要請

火災の状況又は震災の規模により、市の消防力によっては防御が著しく困難な場合には、次により応援要請を行う。

- ア 市長は、岡山県下消防相互応援協定（資料 9-1・9-2 参照）第5条に基づき、他の市町村長等に応援要請を行う。
- イ 市長は災害の規模、種別及び消防力等を勘案し、広域的な消防応援を必要とする場合は岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定に基づき、知事に応援要請を行う。

2 消防の応急体制の整備

(1) 応援隊の対応専任者

- ア 応援隊の受入れにつき、市災害対策本部や派遣自治体等の連絡調整に当たる専任者を設置する。
- イ 専任者の任務については、おおむね次のとおりである。
 - (ア) 緊急消防援助隊等の対応
 - (イ) 応援ルートを選定及び集結場所
 - (ウ) 応援隊に関する各種連絡

(2) 応援隊等の指揮命令

応援隊等の指揮命令は、被災地の市町村長又はその市町村長から委任を受けた被災地の消防長がとる。

(3) 消防部隊相互の通信体制

無線交信における県内消防、県外消防及び全国共通波の使用周波数の運用を定める。

(4) 情報の収集・連絡体制

大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集・連絡体制の確立を図る。

第12節 危険物施設等応急対策計画

消防対策部（消防本部：消防班）

地震により危険物施設等が損壊又は火災等により危険な状態になり、あるいは爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を及ぼすおそれがあり、応急的保安措置を実施する必要がある。

このため、石油類、高圧ガス等危険物の応急的保安措置を実施する。

1 石油類施設応急対策**(1) 施設管理者の措置**

- ア 施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講じる。
- イ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。
- ウ 消防本部、県警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 消防本部の措置

- ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
- イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

2 高圧ガス施設応急対策**(1) 施設管理者の措置**

- ア 施設の状況により、設備内のガスを安全な場所に移動し、充填容器及び残ガス容器が危険な状態となったときは、安全な場所に移動し、又は水（地）中に埋める等の措置をする。
- イ 消防本部、県警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 消防本部の措置

- ア 施設管理者に対し製造のための施設、貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一部停止を命令する。
- イ 施設管理者に対し製造、引渡し、貯蔵、指導、消費又は廃棄を一時禁止、又は制限する。
- ウ 高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命令する。
- エ 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
- オ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- カ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

3 火薬施設応急対策**(1) 施設管理者の措置**

- ア 火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合は、これを移し、かつ見張人をつける。

イ 火薬類を安全な地域に移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し防火の措置を講じる。

ウ 消防本部、県警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 消防本部の措置

ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。

イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

4 毒物劇物施設応急対策

(1) 施設管理者の措置

ア 毒物劇物の流出及び飛散等の事故発生時には、直ちに作業を中止し、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。

イ 所轄の保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要に応じて付近住民に避難の周知を図る。

(2) 市の措置

地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の勧告、指示等を行う。

5 ばい煙発生施設又は特定施設等応急対策

(1) ばい煙発生施設又は特定施設等の設置者の措置

ア 施設が危険な状態になったとき又は事故発生時には、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。

イ 知事又は消防本部に通報するとともに、付近住民に避難するよう警告する。

(2) 市の措置

ア 有毒ガス等に係る事故発生時には、関係法令等に基づき特定施設等（処理施設を含む。）の設置者に対し、拡大防止のために必要な措置を講じるよう指示する。

イ 地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の勧告、指示等を行う。

第13節 緊急輸送計画

建設事業対策部（建設課：建設班）

応急対策を迅速に実施するためには、緊急輸送を円滑に行う必要があるが、地震災害時には、道路上の倒壊物、交通渋滞等により、救出・救助活動や消火活動のほか物資の供給に支障が生ずることが想定される。

このため、緊急輸送においては、被災地の状況の把握のほか、そこに至る広域的な輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮の上、必要な人員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置を講じる。

また、緊急輸送に必要な燃料の確保を行う。

1 輸送ルートの確保**(1) 陸上輸送**

ア 各道路管理者は高速道路、国道、県・市町村道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保を図る。

イ 道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て、応急に実施する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

(2) 空路輸送

自衛隊のほか関係機関のヘリコプター空輸に対応する必要があるので、ヘリコプター基地の確保を図る。

2 災害対策本部の輸送ルート調整

(1) 県本部及び市本部は、輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断した上で、防災関係機関等に情報提供し、又は指示をする。

(2) 輸送ルートについては、県外からの応援隊及び資機材等に関連するので、その情報は報道機関を通じて、全国的に周知徹底を図る。

3 人員、物資の輸送順位**(1) 輸送第1段階**

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ、輸送の円滑化を図る。輸送第1段階では特に次の輸送に配慮する。

ア 人命の救助等に要する人員、物資

イ 応急対策に必要な人員、資材

(2) 輸送第2段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案し、災害対応に必要な車両が通行できる

よう措置を講じる。

ア 救援物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）

イ 応急復旧等に必要な人員、物資

4 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第14節 ボランティアの受入れ・調整計画

市民生活対策部（協働推進課：市民班）

災害時には、ボランティア活動への期待が高まるが、大規模震災時には、その内容も発災直後には人命救助や負傷者の手当等、次段階では救援物資の仕分け及び輸送、避難所や在宅の被災者に対する食事や飲料水の提供その他の生活支援、復興期には高齢者や障がいのある人等の要配慮者に対する物心両面での支援というように、時間経過とともに変化していくことが予想される。

市、県及び日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

風水害等対策編第2章第13節「ボランティアの受入れ・調整計画」に準ずるものとする。

第15節 要配慮者支援計画

保健福祉対策班（社会福祉課・介護保険課：避難所運営班）

風水害等対策編第2章第14節「要配慮者支援計画」に準ずるものとする。

第16節 災害広報計画

総務対策部（秘書広報課・政策推進課：広報班）

避難者等被災者の不安の解消や混乱の防止等のためには、被災者のニーズに対応した正確な情報を提供することが必要となる。そのため、食料等の配給や医療機関の状況や、災害廃棄物の処理方法など被災生活に必要な情報が被災者にスムーズに伝わる体制や被災者の求める情報が何かを確認する体制の整備とともに住民からの問合せ等に的確に対応できる体制の整備に努める。

市及び県は、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。被災者への情報伝達には、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミを通じて、あるいは指定避難所への掲示、広報車、Webサイト等を活用し、警報、安否情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

その際、障がいのある人や外国人等の要配慮者、孤立化する危険のある地域の避難者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に配慮するものとする。

特に、避難所避難者への情報伝達等については、指定避難所の維持管理責任者を窓口にし、避難者の自治組織を通じる等により伝達等を行う。広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

市及び県は、要配慮者をはじめ、情報が入手困難な被災者等に対し、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るとともに、居住地以外の市への被災者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

風水害等対策編第2章第15節「災害広報計画」に準ずるものとする。

第17節 風評・パニック防止対策計画

総務対策部（秘書広報課・政策推進課：広報班）

風水害等対策編第2章第16節「風評・パニック防止対策計画」に準ずるものとする。

第18節 食料供給計画

保健福祉対策部（社会福祉課・介護保険課：避難所運営班） 建設事業対策部（建設課：建設班） 産業振興対策部（商工観光課：調達班）

大規模地震が発生した場合においては、ライフラインが破壊され、炊き出し等は不可能となるため、復旧までの間は、県関係機関、団体等に応援の要請をすることとなる。食料の迅速かつ的確な確保・供給を図るため、事前に、調達・配分計画及びその手続きについてマニュアル化を図るものとする。

風水害等対策編第2章第17節「食料供給計画」に準ずるものとする。

第19節 飲料水供給計画

建設事業対策部（上下水道課：上下水道班）

大規模地震により、水道施設に被害が生じた場合の、応急対策として、市は次のことを実施する。

- 1 飲料水の確保が困難な地域において地域ごとに拠点を定め、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

この場合において、給水に当たって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

- 2 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。
- 3 必要に応じ、仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットル程度を目標とする。

住民は、地震発生後3日以上（1人1日3リットルを目標とする。）の飲料水をそれぞれ確保するよう努めることとし、飲料水が確保できない場合は市等の応急給水により確保する。また、市等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。

そのほか、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努めることとするが、この場合は、特に衛生上の注意を払う。

風水害等対策編第2章第18節「飲料水供給計画」に準ずるものとする。

第20節 生活必需品等給与計画

産業振興対策部（商工観光課：調達班） 建設事業対策部（建設課：建設班）

生活に必要な物品は、個人で確保することが原則であるが、大規模震災により、生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者が多数出ることが考えられる。その場合、市は次により生活必需品を給（貸）与する。なお、その際には被災者の実情や男女のニーズの差異にも十分配慮する。

- 1 市の備蓄品の放出
- 2 生活必需品取扱業者等との協定に基づく調達
- 3 県への応援要請

風水害等対策編第2章第19節「生活必需品等給与計画」に準ずるものとする。

第21節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画

市民生活対策部（市民課：市民班）
消防対策部（消防本部：消防班）

風水害等対策編第2章第20節「遺体の搜索・処理・埋火葬計画」に準ずるものとする。

第22節 清掃計画

市民生活対策部（環境課：環境衛生班）

1 必要な資機材、人材の確保

市は、必要に応じて周辺市町村等へ人員及び機材の応援を求めるとともに、県に対しその調整を要請する。また、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界に対して、震災時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

2 避難所等被災地におけるごみ処理等

市は、必要に応じて周辺市町村等へ受入れ・処理について、応援を求めるとともに県に対し、その調整を要請する。

被災地において、速やかにゴミステーション及び収集日時を定め、また、避難所内においては、ごみの仮置場を定めて、住民及び避難者に周知するとともに、ゴミステーションや仮置場に集められたごみをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処理場へ搬入し、処理を行うものとする。

トイレが災害により使用不能となった場合は、民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の措置を講じるとともに、避難所等から排出されたし尿の収集・処理を協

定に基づき収集業者に依頼し優先的に行うものとする。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を促進する。

住民、避難者は、ごみ及びし尿処理業務に自発的に協力し、仮置場のごみの整理や飛散・流出の防止等の管理や仮設便所の建設、消毒、管理などを行う。

風水害等対策編第2章第21節「廃棄物処理等計画」に準ずるものとする。

第23節 災害時廃棄物等応急処理計画

市民生活対策部（環境課：環境衛生班） 建設事業対策部（建設課、地域整備推進室：建設班）

赤磐市災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するものとする。

処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。

広域的な相互協力体制の整備に当たっては、被災していない場合は、支援ニーズを把握した上で支援可能な協力を行う。

(1) 組織体制の整備等

ア 情報の収集、連絡

災害時には、被害の状況を直ちに把握することが、災害廃棄物の迅速で円滑な処理を行う上で重要である。

市は、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量、収集運搬体制、仮設トイレの必要数等に係る情報を収集し、必要なものについて、県へ報告を行う。

イ 組織体制の整備

赤磐市災害廃棄物処理計画に基づき、被災後直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。

建設事業者団体、一般廃棄物事業者や産業廃棄物協会などと平常時に災害支援協定を締結している場合は、協定に基づき協力・支援要請を行う。

被災していない場合は、支援ニーズを把握した上で支援体制構築に協力する。

(2) 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量や処理可能量を把握し、具体的な処理方法等処理の全体像を示した災害廃棄物処理実行計画を作成する。

(3) 一般廃棄物の処理等

ア 仮設トイレ等し尿処理

市は、被災者の生活に支障が生じないように、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置を早期に完了する。特に災害発生初期段階では断水や下水道、浄化槽の機能停止に伴い仮設トイレが不足するおそれがあり、その調達を迅速かつ円滑にできる体制を整備する必要がある。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、脱臭剤等を確保する。

また、仮設トイレの設置後は計画的に管理を行い、し尿の収集運搬、処理をする。

イ 避難所ごみ等

市は、速やかにゴミステーション及び収集日時を定め、また、避難所ごみの一時的な保管場所を定めて、住民及び避難者に周知するとともに、ゴミステーションや避難所ごみの保管場所に集められたごみをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処理

場へ搬入し、処理を行う。

ウ 一般廃棄物処理施設等の復旧等

市は、適正に廃棄物処理施設の復旧を図る。また、施設の復旧事業を実施している間に排出される廃棄物を処理するための施設を確保する。

(4) 災害廃棄物の処理

市は、災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。

また、自区内での災害廃棄物の処理が困難と判断した場合は、近隣市町村及び県に広域支援を要請する。

ア 損壊家屋の解体・撤去

市は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。平常時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

イ 収集運搬

市は、道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について住民に周知する。

ウ 仮置場

市は、被害状況を反映した発生推計量を基に必要面積の見直しを行う。仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

設置に当たっては、効率的な受入れ、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。

また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。

エ 仮設焼却炉等

市は、仮設焼却炉・仮設破砕・選別機の必要性及び必要基数を検討し、必要と判断した場合は、仮設焼却炉の設置場所を決定する。

設置後は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、仮設焼却炉等の運営・管理を適切に行う。

オ 分別・処理・再資源化

被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、市は、復興計画や復興事業の進捗に併せて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

カ 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の受入れが可能な処分先の確保が重要である。市は、処分先が自区内で確保できない場合は、広域的な処理を検討する。

キ 環境対策、モニタリング

市は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

ク 広域的な処理・処分

市は、被害状況を踏まえ、処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分の必要性について検討する。

広域的な処理を行う場合には、国や県と連携し、処理・処分受入先を確保する。

ケ 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

市は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。

(5) 住民等への啓発・広報、相談窓口の開設

市は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。

また、被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車などの所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。

第24節 防疫・保健衛生計画

市民生活対策部（環境課：環境衛生班） 保健福祉対策部（健康増進課：保健医療班）

1 防疫

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、また、まん延する危険性も高い。

災害発生時における防疫措置は、感染症の発生の未然防止に万全を期するために、衛生状態が悪化し、感染症発生の原因になる可能性の高い避難所を始めとして、的確かつ迅速に実施することとする。また、このために必要な資機材、人員の確保に努めるものとする。

(1) 市は、次により防疫活動を行う。

- ア 防疫用資機材を確保し、自治会等の協力を得て、便槽・家屋等の消毒等を行う。
- イ 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ごみ捨て場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。
- ウ 感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し、供給する。
- エ 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を受けて防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。感染症患者及び保菌者の早期発見に努め、健康（疫学）調査等必要な措置を行う。また感染症が発見されたときは、必要な防疫指導を行う。
- オ 必要に応じて、臨時予防接種を行う。

(2) 次の場合には、県に対して必要に応じて応援を要請する。

- ア 臨時予防接種の実施に当たり、対象者の把握、対象者へ連絡等をする必要がある場合
- イ 自ら防疫活動を実施することが困難であり、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合

2 健康管理

住民の健康管理については、自分の健康は自分で維持向上させることを基本理念とし、行政は平常時から健康管理のための社会的な環境整備を行っているところである。

緊急時においても基本的にこの理念は変わらないが、被災後の生活環境の劣悪さや心身の負担の大きさは、種々の感染症まん延の温床となるとともに、健康を自己責任で保持するには大きすぎるストレスとなる。

そのため、被災者に対しては予防医学的な観点や心のケアの面から、保健医療面での支援が不可欠であり、心身の健康相談を行うための会場設定や、巡回による訪問相談指導体制を構築し、避難所等や医療機関との連携を図る必要がある。この場合のマンパワーは、被災地の保健所等関係職員だけでは不足することが予想されるため、被災地以外の保健所等の医師や保健師等の応援を求めるものとする。

市は、次により健康管理活動を行う。

- (1) 被災住民の健康管理を行えるシステムの確立に努めることとし、市独自での対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。
- (2) 被災住民に対して、健康管理への支援を行い、必要に応じて健康相談会場の設置、巡回訪問指導体制を考慮する。
- (3) 被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな災者に対して、訪問や健康相談会場を設置し、心のケアを実施する。

3 食品衛生

通常の流通・販売が行われなため、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなると考えられるため、食品の安定供給を図りながら、食品の安全性を確保することが重要となる。

そのため、市において、支援物資（食品）の安全性確保を図るとともに、多数の被災者向けに食品を提供する給食施設、炊出し施設の衛生確保を図る。また、被災した関係業者が早期に、かつ、衛生的に営業を再開できるよう指導する。

市は、被害の状況に応じて、被災地の食品衛生監視及び食品や飲料水の検査を行う。市のみで対応できない場合は、県内他保健所、更には他県へ応援を要請する。

具体的な活動内容としては、次のとおりとする。

- (1) 支援物資（食品）の安全性を確保するために監視・指導する。
- (2) 給食施設、炊き出し施設などを巡回し、調理及び食器等の衛生指導を行う。
- (3) 被災地域内の食品関係営業施設の被災状況を把握するとともに、早期に、かつ衛生的に営業が再開できるよう指導する。
- (4) 広報媒体を活用し、被災地市民に対し、食品の安全な取扱いについて啓発する。
- (5) 保健所が必要と認めたとき又は市民から要望があったときは、食品や飲料水の検査を行う。

4 公衆衛生活動

市は、市の公衆衛生スタッフのみでは公衆衛生活動を十分に実施できないと判断したときは、早急に公衆衛生スタッフの派遣を県に要請する。

風水害等対策編第2章第22節「防疫・保健衛生計画」に準ずるものとする。

第25節 文教対策計画教育対策部（教育委員会部局全
課・館：全班）

大規模地震が発生した場合、学校（幼稚園等を含む。）施設の被災、あるいは、避難所としての使用が長期化することが考えられ、教育の再開時期が問題となる。また、通信回線の不通等により、休業の周知はもとより、児童生徒等の安否の確認、更には他府県等に疎開する児童生徒等に対する転入学の手續及び受入れに関する情報の周知に困難が生じることも考えられる。

このように、地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧を実施するとともに、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等、就学に支障を来さないよう応急の教育に必要な措置を講じる。

また、他府県等への児童生徒等の疎開については、疎開先の教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報、手續等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。

学校の再開は、指定避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開することとする。その周知については、他府県も含めた災害時の情報ネットワークを通じて行う。

なお、私立学校においては、本計画に準じ、それぞれ必要な対策を講じるものとする。

1 教育施設の確保

校長等は、被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

2 疎開児童生徒等への対応

県、市は他府県等へ疎開する児童生徒等の転入学に関する窓口を設け、問合せに対応する。その場合は、里親制度との連携を図る。また、疎開先の学校に対し、転入学等の必要手續に係る弾力化の通知をするとともに、受入れについて元在籍校に連絡するよう依頼を行う。

風水害等対策編第2章第4節「自然災害予防対策計画」6 文教対策に準ずるものとする。

第26節 ライフライン施設応急対策計画

総務対策部（総務課：総務班） 建設事業対策部（上下水道課：上水道班、下水道班）

1 電気施設

[中国電力株式会社岡山支社、中国電力ネットワーク株式会社]

災害時には、防災業務計画に基づき、あらかじめ定めている対策要員を動員し、災害対策組織を設置の上、電力施設の被害状況等を迅速・的確に把握し、復旧に必要な要員および資機材を確保するとともに、地方公共団体および防災関係機関と協調し、応急復旧を迅速に実施する。

(1) 災害時における広報

災害時は次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びWebサイトを利用するほか、状況に応じ広報車等により行う。

ア 公衆感電事故の防止及び電気火災の未然防止に関する事項

イ 停電による社会不安の除去のため、電力施設の被害状況及び復旧状況

(2) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 災害時における応急工事の基本方針

恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(4) 災害時における広域運営

他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

(5) 災害復旧

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

2 ガス施設

[岡山ガス株式会社等]

地震等防災対策に関する各社制定の要領書に基づき、地震発生後直ちに総合対策本部を設置し、都市ガスによる二次災害を防止し、施設の早期復旧のため、次の措置をとる。

(1) 応急対策

ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等から被災状況等の情報を収集する。

イ 地震防災対策に関する各社制定の要領書に基づき製造所の製造及び送金の調整、停止を行う。

- ウ ガス施設又は需要家の被災状況により、ガス供給を地域的に停止する。
 - エ 被災状況及び措置に関する関係各機関及び付近市住民への広報を行う。また、供給停止地域にある公益上重要な供給地点に対し、移動式ガス発生設備を設置し、ガス供給を早期に復旧させる。
 - カ その他状況に応じた適切な措置を行う。
- (2) 復旧対策
- ア 緊急措置を講じた後、詳細な被害調査を行い、被害の全ぼうを把握する。
 - イ ガス供給の早期再開を図るために必要な資機材、人員の確保、復旧作業法等の復旧計画を作成する。
 - ウ 状況に応じて一般社団法人日本ガス協会へ復旧応援を要請する。
 - エ 災害時復旧作業組織を編成し、災害対策本部の指示に基づき、有機的な連携を保ちつつ施設の復旧に当たる。
 - オ ガス施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理を行う。
 - カ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
 - キ 復旧措置に関して、付近住民及び関係機関等への広報に努める。
 - ク その他、現場の状況により適切な措置を行う。
- (3) 災害復旧活動資機材の整備
- ア 製造設備の資機材

製造所においては、配管及び電気設備等の部分的な被害に対して、必要な程度の復旧用鋼材、配管材料及び電力ケーブルなどを貯蔵品として常に備蓄している。また、ブロワー、ポンプ及び電動機器なども予備機がある。
 - イ 導管材料

各事業所、メーカー及び各工事会社等で日常相当数の各種導管材料を貯蔵しているので、緊急時の初期復旧対策用としては十分対応できる。
 - ウ 車両、工作機械、計器類

各事業所で保有するものに加え、非常時には工事会社から調達することが可能であり、対処できる。
 - エ その他

ガソリン、食料品及び寝具等については、各事業所ごとに相当数の備蓄が必要となるので、具体的な対策について検討を進める。
- (4) 防災訓練
- ア 地震災害時の対策は、地震等防災対策に関する要領書をまとめており、この要領書に基づき防災訓練を以下の内容で行う。
 - (ア) 供給、営業部門
 - a 目的として、緊急自己対策及び地震など非常時の措置について、日常の業務を通じて訓練を実施する。さらに、市が実施する大規模な地震を想定した総合的な訓練に参加

し、ガス施設に対する災害予防措置及び災害応急対策措置の訓練を行う。

- b 訓練は動員、出動、応援体制、設備の応急修理及び通信連絡等について定期的に実施する。

(5) 災害時相互救援体制

一般社団法人日本ガス協会が策定した「地震、洪水等非常事態における救援措置要領」及び同協会中国部会が策定した「地震・洪水等非常事態における緊急措置要綱」に基づき、一般社団法人日本ガス協会等に対し救援要請を行うものとする。

また、要員が不足する場合は県への応援を要請する。

[LPガス事業者]

(1) 応急対策

迅速かつ的確な災害応急対策を実施して、被害の拡大及び二次災害の防止に努めるとともに、可能な限り早期に再供給体制を整備する必要がある。

このため、一般社団法人LPガス協会・支部（以下「協会・支部」という。）は、災害対策要綱等に基づき、県、市等と連携を密にし、総力をあげて応急対策を実施する。特に指定避難所となる公共施設や病院、老人ホーム等の要配慮者の収容施設を最優先に実施する。

ア LPガス製造（充填）事業者

被害の拡大と二次災害の防止のため、自社防災隊により緊急措置マニュアルに従い次の措置を行い、早期にLPガスの再供給体制の整備に努める。

- (ア) 事業所内の火気制限及び危険区域の設定・立入禁止措置
- (イ) 施設の被害状況調査
- (ウ) ガス漏れ防止及び消火等の応急措置
- (エ) 必要に応じて、次の事項について地域住民への広報活動
 - ・火気制限、危険区域からの避難誘導
- (オ) 県、市への被害状況等について通報
- (カ) 応援隊の派遣要請は原則として協会長に行う。
- (キ) その他必要な措置

イ LPガス消費者

LPガスの使用中等に地震が発生した場合は、速やかに次の措置を行う。

- (ア) ガス栓・器具栓及び容器のバルブを閉止し、火気の使用を停止する。
- (イ) 販売店に被害状況を連絡する。

ウ LPガス販売事業者

被害の拡大と二次災害の防止のため総力をあげて、緊急措置マニュアルに従って次の措置を行い、早期にLPガス消費設備が再使用可能な状態になるよう努める。

- (ア) 被害状況の調査・報告
- (イ) LPガス設備の点検・調査

被害状況の調査結果を踏まえ、点検・調査計画を作成し、次のとおり実施する。

- ・ガス漏れ検知器によるガス漏れ点検
- ・マイコンメータ、調整器等の機能点検
- ・点検・調査時に実施可能な応急修理等

(ウ) 消費者等への広報活動

二次災害防止のため、火気使用禁止、容器・バルブ等の閉止の確認等必要な事項及び復旧計画等の広報を行う。

(エ) 応援隊の派遣要請及び受入体制の整備

点検・調査及び復旧作業に応援隊の派遣を要請する場合は、協会長又は支部長に行うとともに、応援活動の円滑を期すために、消費者被害リスト、地図等の受入体制を整備する。

(オ) その他、必要な応急対策

エ 協会・支部

協会・支部の会員は、自社の消費者で被害が発生したときは、前記の緊急措置の実施と併せ、業界の総力をあげて被害の拡大と二次災害の防止対策を災害対策要綱等に基づき実施し、LPガスの早期安定供給に努める。被災地以外の会員は積極的に協力する。

(ア) 準備室

震度5弱以上の地震が発生したときは、協会及び支部の職員は自主的に出動し、対策本部及び現地本部の設置準備をする。

(イ) 対策本部

協会長は県又は支部から要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、対策本部を設置し、次の職務を実施する。

- ・被害状況の収集、分析、伝達
- ・マスコミに対する広報活動
- ・LPガス設備災害復旧応援要員の派遣調整
- ・LPガス緊急支援物資等の応急調達
- ・関係官庁、関係団体及び協会支部等との連絡調整
- ・近県及び中央関係団体への応援隊の派遣要請
- ・その他必要な事項

(ウ) 現地本部

支部長は、対策本部長から指示があったとき又は自ら必要と認めるときは、現地本部を設置し、次の職務を実施する。

- ・販売事業者からの被害状況の収集、現地調査を実施し、本部へ報告
- ・被害状況に応じた応急措置
- ・二次災害防止のための広報活動及び電話相談室窓口を開設し、地域住民の相談への対応
- ・被災地域支部との連絡調整
- ・LPガス緊急支援物資等の支援要請
- ・他支部及び近県等から応援隊の派遣要請

・その他必要な事項

(エ) 被災地以外の支部長等

支部長等は、対策本部及び現地本部と連絡を密にして、応援活動に備える。

(2) 復旧対策

民生安定を図るため、迅速かつ的確に復旧作業を実施し、早期に再供給体制を整備する必要がある。このため、協会・支部及び協議会等は、県、市と連携を密にし、復旧に総力をあげるとともに、近県及び中央関係団体の応援を得て復旧作業を実施する。

3 上水道施設

(1) 応急給水の実施

水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水タンク等による応急給水を実施する。

この場合、災害発生後は、避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により、被災地の状況等を把握した上で、障がいのある人や高齢者など要配慮者に配慮したよりきめ細かな給水を実施する。

(2) 施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。

ア 管施設は、その多くが道路などの地下に埋設されていることから、その復旧に当たっては、施設台帳の果たす役割が重要であることにかんがみ、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の分散化を図る。

イ 資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、指定給水装置工事事業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。

ウ 施設の復旧に当たっては、各地域毎の復旧予定時期などを地域住民に周知するよう努める。

(3) 他自治体との協力体制の整備

日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、相互応援対策要綱を定めており、県下市町村相互の支援体制を整備している。これにより、活動できるよう、資機材の点検整備を行う。

4 下水道施設

(1) 管渠施設

被災時には流下機能の低下のほか、地表面の陥没など想定される影響は大きい。このため、日頃から下水道台帳の整備や施設の健全度の把握に努めるとともに、発災時には、迅速に施設の緊急点検を行い、把握した被害状況を分析し、可搬式排水ポンプの設置などにより、できる限り暫定供用可能な形での応急復旧に努めるとともに、地表面の陥没などによる二次災害の発生を防止する。

(2) 他自治体等との協力体制の整備

必要に応じて、相互協力協定を締結した他市町村や地方共同法人日本下水道事業団への協力支援を要請する。

5 通信施設

[西日本電信電話株式会社]

電気通信施設の応急対策については、市・県及び指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、被災状況等の情報連絡、通信の確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施するため、被災規模に応じて、現地の支店及び本社に災害対策本部を設置し、これに対処する。

(2) 通信の確保と措置

超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線の作成及び臨時公衆電話の設置、応急市内・光ケーブル等による回線の応急措置などにより、通信を確保する。

通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法第86号）の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル（171）」の提供により、輻輳の緩和を図る。

非常、緊急電報は、電報サービス契約約款の定めるところにより、一般の電報に優先して取り扱う。

災害による停電時に、公衆電話ではカードが使用できなくなり、コイン詰まりが発生し利用できなくなることから、広域災害時（災害救助法発動時）には公衆電話の無料化を行う。また、平時から公衆電話の設置場所を西日本電信電話株式会社のホームページに公開しておく。

(3) 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資材等を確保し、速やかに実施する。

(4) 応急復旧等に関する広報

被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、NTTビル前等掲示、広報車又はマスコミ等を通じ、広報を行う。

(5) 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、市、県、指定行政機関及びライフライン関係機関と連携して、災害対策本部の指揮により実施する。

6 放送施設

[NHK、民間放送会社]

(1) 放送事業者は、放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、

- 常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。
- (2) 放送事業者は、応急復旧に必要な資機材及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
 - (3) 放送事業者は、臨時ニュース、特別番組の編成等各メディアを有効に活用し、地震情報、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

風水害等対策編第2章第24節「ライフライン施設応急対策計画」に準ずるものとする。

第27節 住宅応急対策計画

建設事業対策部（地域整備推進
室・建設課：建設班） 総務対策
部（総務課：総務班）

地震被災地の住民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、住民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次被害に十分配慮する。

さらには、地震発生後に応急危険度判定士により、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を行い、その結果を活用することにより、地震等による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等を始め、仮設住宅等への入居の情報提供の場としての住宅応急支援窓口を設置する。

風水害等対策編第2章第25節「住宅の供与・応急修理及び障害物の除去計画」に準ずるものとする。

第28節 公共施設等応急対策計画

建設事業対策部（建設課、地域整備推進室：建設班）

地震発生時には台風・豪雨等による一般災害とは異なり、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想される。特に、道路、河川を始めとした公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要であり、被害状況等の情報収集を含めた施設復旧計画について、各施設管理者が十分な検討を行っておく必要がある。

各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うとともに、必要に応じて他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。

1 復旧体制の整備

市は、県及び関係機関と連携し、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、(一社)岡山県建設業協会など関係団体との協定の締結等に努める。

2 各公共施設の応急復旧計画

(1) 河川施設の応急対策

市は、県及び関係機関と連携し、地震発生後、直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートを覆い、また、堤防及び水門の破壊については、土のうや矢板等による応急締切を行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

(2) 砂防施設等の応急対策

ア 市は、県と連携し、専門職員を活用して、地震発生後、直ちに砂防施設、治山施設及び地すべり・急傾斜地の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など、被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。

イ 市は、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係住民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより、適切な警戒避難体制の整備を図る。

ウ 市は、関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土砂災害対策推進連絡会を積極的に活用する。

エ 河道閉塞による湛水が発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、国、又は県の緊急調査に基づき、市長は適切に住民の避難指示の判断等を行う。

オ 気象台は、必要に応じて大雨警報（土砂災害）の発表基準の引下げを実施する。

(3) ため池施設の応急対策

市は、県と連携し、災害発生後、直ちにため池施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシートや土のうなどによる応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放水の処置をとる。

(4) 公共建築物の応急対策

市は、市役所庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、県に対し、被災建物応急危険度判定士など専門技術者の派遣を要請して施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

また、防災行政無線、携帯電話等に障害を生じた場合、速やかに応急回復措置を講じ、通信の確保を図る。

3 交通施設の応急復旧計画

(1) 道路施設の応急対策

ア 市及び道路管理者は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路（国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に定める緊急輸送ルートを含む。以下同じ。）について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、特に、救助・救急活動や支援助物資、医療・応急活動用燃料の輸送に必要なルート確保を優先し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

イ 道路管理者は、関係団体との応援協定等により、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 市及び道路管理者、県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、関係機関等の協力を得て実施する。

(2) 鉄道施設の応急対策

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部は、自らが管理運営する旅客鉄道事業にかかわる車両、施設、設備の災害応急対策等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び本市をはじめ関係地方自治体との連携を図る。

第29節 公的機関等の業務継続性の確保

風水害等対策編第1章第2節「防災業務体制の整備計画」5 業務継続体制の確保に準ずる。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

全 部（全課・室）

風水害等対策編第3章第1節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」に準ずるものとする。

第2節 被災者等の生活再建等の支援計画

全 部（全課・室）

風水害等対策編第3章第2節「被災者等の生活再建等の支援計画」に準ずるものとする。

第3節 公共施設災害復旧事業計画

全 部（全課・室）

風水害等対策編第3章第3節「公共施設災害復旧事業計画」に準ずるものとする。

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

全 部（全課・室）

風水害等対策編第3章第4節「災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画」に準ずるものとする。

第5節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置計画

財務部（税務課） 保健福祉部（社会福祉課・介護保険課） 産業振興部（農林課・商工観光課）

風水害等対策編第3章第5節「災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置計画」に準ずるものとする。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

総務部（くらし安全課）

甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、激甚法に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることにかんがみ、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。

1 被害情報の収集

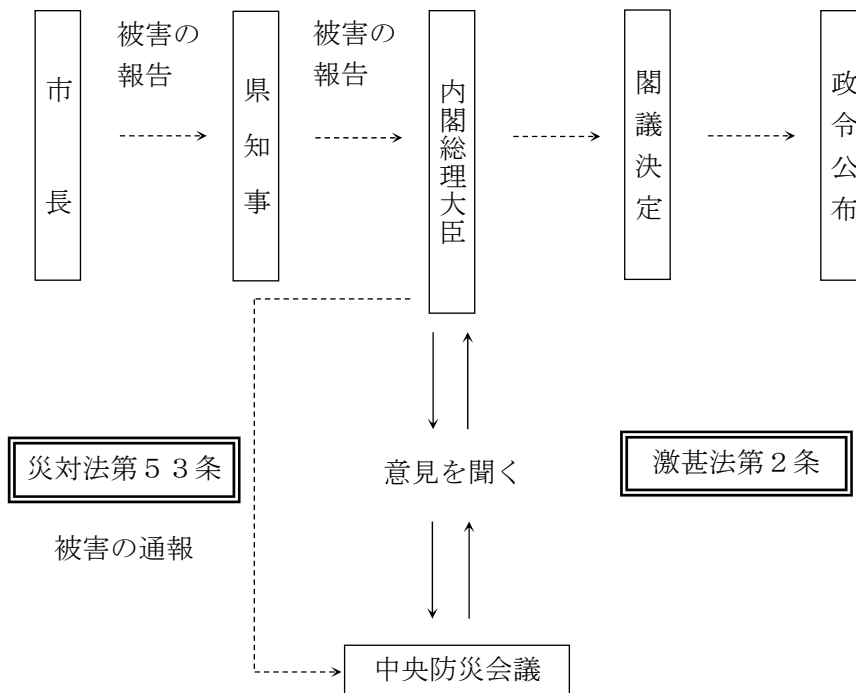
激甚法による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなっており、市は、国の激甚災害の早期指定のためにも、各種施設毎の正確かつ迅速な情報の収集を行う必要がある。

また、市は、市区域内の被害状況の収集に努め、県が行う調査等について協力する。

2 激甚災害の早期指定

激甚災害には、被害規模が著しく大きく、かつ、被災地域が広範囲にわたる災害が発生したごとに指定する「本激」と、年間の災害査定後、ある市町村において被害が一定基準を超えれば当該市町村を指定する「局地激甚災害」がある。県では被害状況を勘案し、これらの指定について、防災所管部である総務部が総合的な窓口として、国との連絡調整に努めるとともに、各関係部局においても、国の関係省庁との連絡を密接にし、早期指定の促進を図る。

激甚災害指定のフロー



第7節 復興本部の設置及び復興計画

総務部（くらし安全課）

市は、迅速に復興が図れるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、復興法第10条に基づく復興計画を策定することができる。

1 復旧・復興推進本部の設置

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復旧・復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

2 復興計画

市の復興計画は、国の復興基本方針及び県の復興方針に即して、県と共同で策定することができる。

市は、国や県、関係機関の計画やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整する。

市は、復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

第5章 南海トラフ地震防災 対策推進計画

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 推進計画の性格

この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和3年5月25日、中央防災会議改定）等を踏まえて作成する。

3 推進計画の作成に当たって配慮すべき事項

以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、「命を守る」ことを目標としてソフト対策と地震対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針として、地域の被害想定等に応じた計画を作成する。

- (1) 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること。
- (2) 時間差において複数の巨大地震が発生する可能性があり、その被害は広域かつ甚大となること。
- (3) 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると考えられること。

4 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第3節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 第3編第2章第3節「物資等の確保計画」、第3編第3章第18節「食料供給計画」、第19節「飲料水供給計画」、第20節「生活必需品等給与計画」に準ずる。

イ 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をするものとする。

(2) 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、赤磐市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

市は災害応急対策の実施のため必要があるときは、締結している応援協定に従い、応援を要請するものとする。

3 帰宅困難者への対応

市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 施設整備計画作成の方針

避難場所、避難経路その他、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画作成に当たっては、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等において、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

2 実施内容

ア 建築物、構造物等の不燃化・耐震化

第3編第2章第8節「建物等の不燃化・耐震化計画」に準ずる。

イ 指定緊急避難場所、避難経路の整備

第3編第2章第4節「指定緊急避難場所及び避難路等整備計画」に準ずる。

ウ 土砂災害防止施設

第3編第2章第7節「災害に強いまちづくりの推進計画」に準ずる。

エ 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設

オ 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

第3編第2章第7節「災害に強いまちづくりの推進計画」に準ずる。

カ 通信施設の整備

赤磐市防災行政無線

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に関わる措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制、情報の収集・伝達における市・関係機関の役割については、第3編第2章第6節「情報収集・連絡体制計画」に準ずる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制、市・市関係機関の役割については、第3編第2章第6節「情報収集・連絡体制計画」に準ずる。

県、関係機関等との連絡体制図については、第3編第3章第2節「地震情報の種別と伝達計画」に準ずる。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第3編第3章第1節「応急活動体制計画」に準ずる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、災害対策本部からの指示事項等を伝達するものとし、その体制及び周知方法、情報の収集・伝達における市、市関係機関の役割については、第3編第2章第6節「情報収集・連絡体制計画」に準ずる。

県、関係機関等との連絡体制図については、第3編第3章第2節「地震情報の種別と伝達計画」に準ずる。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備する。その収集体制は、第3編第3章第3節「被害情報の収集・伝達計画」に準ずる。

避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告についても、第3編第3章第3節「被害情報の収集・伝達計画」に準ずる。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価さ

れた南海トラフ地震、以下同じ。) に対して警戒する措置をとる。また、当該機関経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(5) 避難対策等

ア 地域住民等の避難行動等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかける。

イ 避難所の運営

市における避難後の救護の内容については、第3編第3章第9節「救急・医療計画」に準ずる。

(6) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止のために講ずる措置について、情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定める。

(7) 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

(ア) 庁舎等公共施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

上記の a～h における実施体制（h においては実施必要箇所を含む）は、施設ごとに別に定める。

(イ) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
 - b 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法
 - c 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (ア) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、ア（ア）に掲げる措置

をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上、原則として中断するものとする。

(8) 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制、情報の収集・伝達における市、関係機関の役割については、第3編第2章第6節「情報収集・連絡体制計画」に準ずる。

県、関係機関等との連絡体制図については、第3編第3章第2節「地震情報の種別と伝達計画」に準ずる。

災害に関する会議の設置運営方法その他の事項については、第3編第3章第1節「応急活動体制計画」に準ずる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第3編第2章第6節「情報収集・連絡体制計画」に準ずる。

情報の収集・伝達における市、関係機関の役割、県、関係機関等との連絡体制図については、第3編第3章第2節「地震情報の種別と伝達計画」に準ずる。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(4) 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第5節 防災訓練計画

1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。

3 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

4 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

(1) 要員参集訓練及び本部運営訓練

(2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

(3) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の内容は次のとおり。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(3) 地震、津波に関する一般的な知識

(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震、津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育

県及び市は、学校教育等を通じて、地震、津波に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県、市が実施する研修に参加するよう努める。

5 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第4編

赤磐市水防計画

令和5年3月

赤 磐 市

第1章 総則

第1節 総則

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、岡山県知事から指定された指定水防管理団体たる赤磐市が、同法第33条第1項の規定に基づき、赤磐市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、赤磐市の地域にかかる河川、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

（語句の説明）水防管理団体：水防に関する責任のある市町村（特別区を含む。以下同じ）、または水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（「水防事務組合」という）、もしくは水害予防組合。本計画では赤磐市をいう。

水防管理者：水防管理団体である市町村の長、または水防事務組合、水害予防組合の管理者。本計画では赤磐市長をいう。

水防団：水防管理団体が水防活動行うために設置するもの。本計画では、消防団をさす。

水防団長：上記水防団員の長。本計画では、消防団長をさす。

水防団員：上記水防団を構成する人員。本計画では、消防団員をさす。

第2章 水防組織と責任

第1節 水防組織

1 赤磐市の水防組織

- (1) 水防活動を行う市の組織体制は、警戒体制（警戒本部）、特別警戒体制（特別警戒本部）とする。ただし、赤磐市災害対策本部条例（条例第16号）に基づく赤磐市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置されたときは、その定めるところによるものとする。
- (2) 水防活動における組織及び配備基準は、市地域防災計画 風水害等対策編第2章第1節「応急活動体制計画」に準ずるものとする。

第2節 水防の責任

1 水防管理団体の責任

- (1) 指定水防管理団体は、県の水防計画に準じてそれぞれの実情に沿った水防計画を毎年策定し、その計画に基づいて管内の水防を十分に果たさなければならない。
水防計画を策定したとき又は変更したときは、遅滞なく、県知事に届け出なければならない。ただし、変更に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。
- (2) 市内における水防体制の確立、強化及び水防能力の確保に努め、水防活動を実施する。

2 一般住民の責任

水防区域内に居住するものは、気象状況、出水状況に注意し、水害等が予想される場合には、身体に被害の及ばない範囲で水防活動に協力する。

第3章 予報及び警報

第1節 水防活動用の注意報及び警報

1 注意報及び警報の種類と発表基準

注意報は、気象等の原因により、災害が起こるおそれがあると予想される時、注意を呼びかけるために行うものをいい、警報は、気象等の原因により重大な災害が起こるおそれがあると予想される時、警戒を呼びかけるために行うものをいう。さらに、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を発表する。

注意報及び警報のうち水防活動の利用に適合するものの種類及び発表の具体的な基準は、次表のとおりである。

1 大雨注意報基準			
市町村を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準※ ¹	土壌雨量指数基準※ ²
東備地域	赤磐市	9	102

※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に溜まっている量を示す指数

※2 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数

2 洪水注意報基準				
市町村を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準※ ³	複合基準	指定河川洪水予報 による基準
東備地域	赤磐市	砂川流域=11.8	吉井川流域= (6, 32.8) 砂川流域= (6, 10.2)	吉井川 [津瀬]

※3 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数

3 大雨警報基準			
市町村を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準※ ¹	土壌雨量指数基準※ ²
東備地域	赤磐市	15	126

4 洪水警報基準				
市町村を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準※ ³	複合基準	指定河川洪水予報 による基準
東備地域	赤磐市	砂川流域=14.8	吉井川流域= (8, 36.4) 砂川流域= (6, 13.3)	吉井川 [津瀬]

2 注意報及び警報の通知

岡山地方気象台は、前項の水防活動用の注意報、警報を発表したとき又は大阪管区気象台等から通知を受けたときは、直ちに市地域防災計画「第2編 風水害等対策編 第2章 災害応急対策計画 第2節 予報及び警報等の伝達計画」に示す伝達系統図に従って市長へ通知するものとする。

第2節 洪水予報及び水防警報とその措置

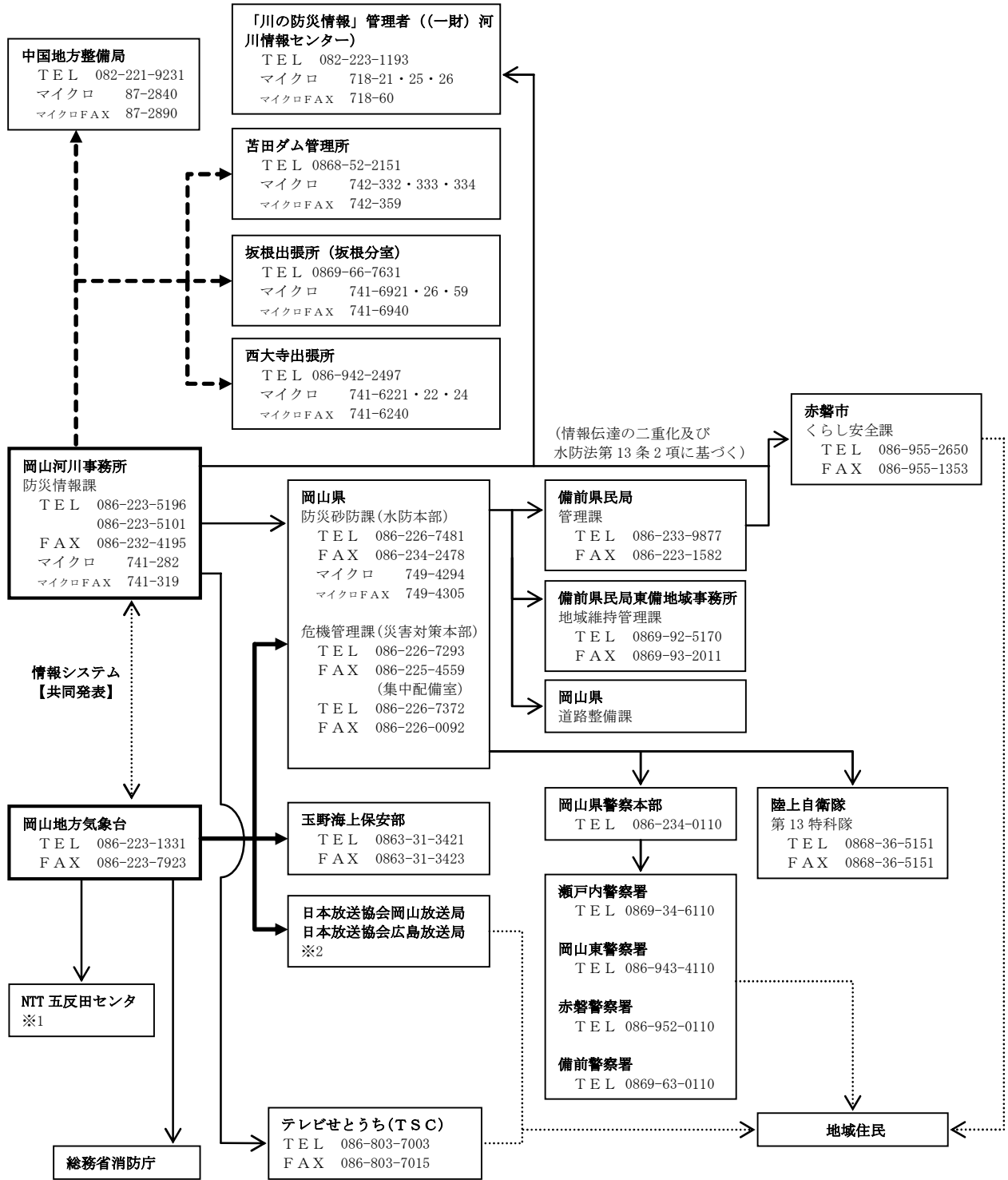
1 国土交通省及び気象庁による洪水予報

国土交通大臣が指定した河川についての洪水予報の発表は、岡山河川事務所及び岡山地方気象台が行うものとし、今後の雨量及び水位の予想を示して洪水予報を共同発表する。

(水防法第10条、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2)

なお、この発表をしたときは、直ちに表1の伝達系統図に従って、各関係機関に通知するものとする。(水防法第10条)

表1 洪水予報伝達系統図 吉井川及び金剛川



凡	例
専用線	→
メール又はマイクロ回線	→
メール又はNTT回線	→
その他	→

注 各機関では、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、防災無線、広報車等により地域住民に洪水予報をお知らせしている。

※1 NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※2 障害時や日本放送協会岡山放送局の職員不在時間帯は、日本放送協会広島放送局へ伝達する場合があります。報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの指示又は緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、市長への通知も行う。

(水防法第13条の4)

(1) 洪水予報を行う河川及びその区間

ア 吉井川（平成8. 3. 22運輸省・建設省告示第1号）

河川名	区 間
吉井川	左岸 岡山県和気郡和気町岩戸字コホッカ谷 606番地先 右岸 岡山県和気郡和気町田原上字日ノ谷奥 1527番の24地先

から海まで

(2) 雨量観測所

ア 吉井川、金剛川

所管	観測所	所在地	摘要
岡山地方 气象台	奈義	勝田郡奈義町荒内西字大池	地域気象観測所
	今岡	美作市今岡	〃
	赤磐	赤磐市黒本	地域雨量観測所
	和気	和気郡和気町吉田	地域気象観測所
岡山河川 事務所	奥津	苫田郡鏡野町奥津川西字水村	テレメーター
	堀坂	津山市堀坂字丸山	〃
	湯郷	美作市湯郷	〃
	三石	備前市三石	〃

(3) 水位観測所

ア 吉井川、金剛川

所管	河川	観測所	所在地	水防団待機水位	氾濫判断水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
岡山河川 事務所	吉井川	津瀬	和気郡和気町津瀬	5.00m	6.40m	8.50m	9.60m	
		御休	岡山市東区一日市	4.80m	5.80m	7.70m	8.20m	8.746m
	金剛川	尺所	和気郡和気町尺所	2.00m	3.00m	3.10m	3.40m	4.456m

2 岡山県による水位情報の通知及び周知

県知事が行う水位情報の周知は、備前県民局長が行うものとする。

備前県民局長は、河川の水位が避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは(3)の周知伝達系統図に従って関係機関に通知するものとする。（水防法第12条、第13条）

また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの勧告若しくは指示又は、屋内での退避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、市長への通知も行う。

(水防法第13条の4)

(1) 県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川

河川名	区域
一級河川 旭川水系 砂川	起点 赤磐市町苅田字八丁1047番1地先の県道橋下流端 終点 百間川との合流点

(2) 水位観測所

() : 水防警報で通知する水位

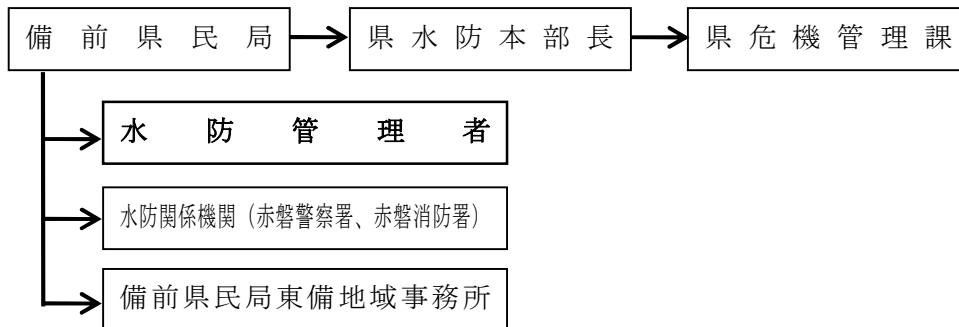
河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	担当県民局	通知先水防管理者
一級河川吉井川水系 吉井川	吹屋町	津山市吹屋町	(1.60m)	(2.20m)	2.20m	3.20m	美作	津山市, 鏡野町 美咲町
	小桁	津山市小桁	(2.00)	(3.20)	5.20	6.40	美作	津山市, 美咲町
	塚角	久米郡美咲町塚角	(2.40)	(4.10)	4.20	5.90	美作 備前	美咲町 赤磐市
	周匝	赤磐市周匝	(2.50)	(3.50)	3.70	6.20	備前 美作	赤磐市, 和気町 美作市, 美咲町
	佐伯	和気郡和気町矢田	(2.80)	(5.00)	6.60	8.80	備前	和気町
一級河川旭川水系 砂川	正崎	赤磐市正崎	(2.00)	(2.50m)	2.50	3.00	備前	赤磐市
	上道	岡山市東区竹原	(4.20)	(4.70)	5.20	5.70	備前	岡山市

(参考) 河田原水位観測所の基準水位

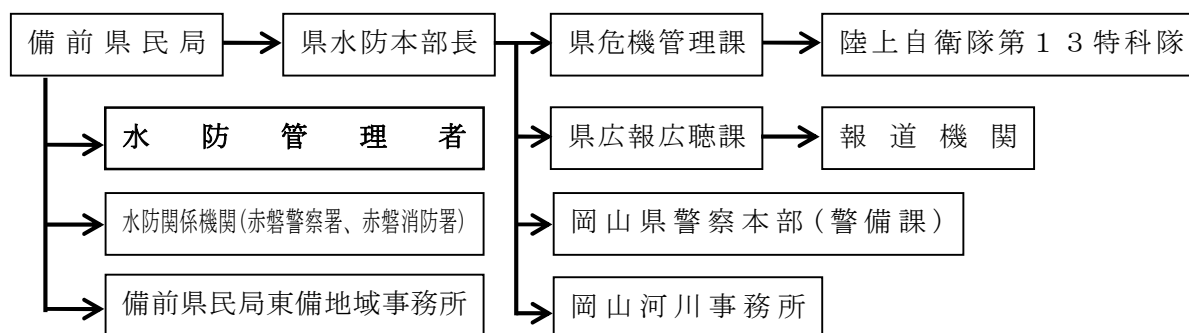
河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
一級河川吉井川水系 吉井川	河田原	赤磐市河田原	4.20m	5.50m	7.40m	9.30m

(3) 水位情報周知伝達系統図

ア 避難判断水位 (氾濫警戒情報)



イ 氾濫危険水位（氾濫危険情報）



3 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発表は岡山河川事務所長が行うものとし、次に示す各水防警報に基づき水位等を示して水防上の警報を発表する。

なお、この発表をしたときは直ちに(4)の伝達系統図に従って各関係機関に通知するものとする。(水防法第16条)

(1) 水防警報を行う河川及びその区域(昭和30. 9. 9建設省告示第1178号)

(吉井川昭和55. 4. 5建設省告示第823号)

河川名	区域
吉井川幹川	左岸 和気郡和気町岩戸字コホッカ606番地先 右岸 和気郡和気町大字田原上字日ノ谷奥1527番の24地先 } から海まで

(2) 水位観測所

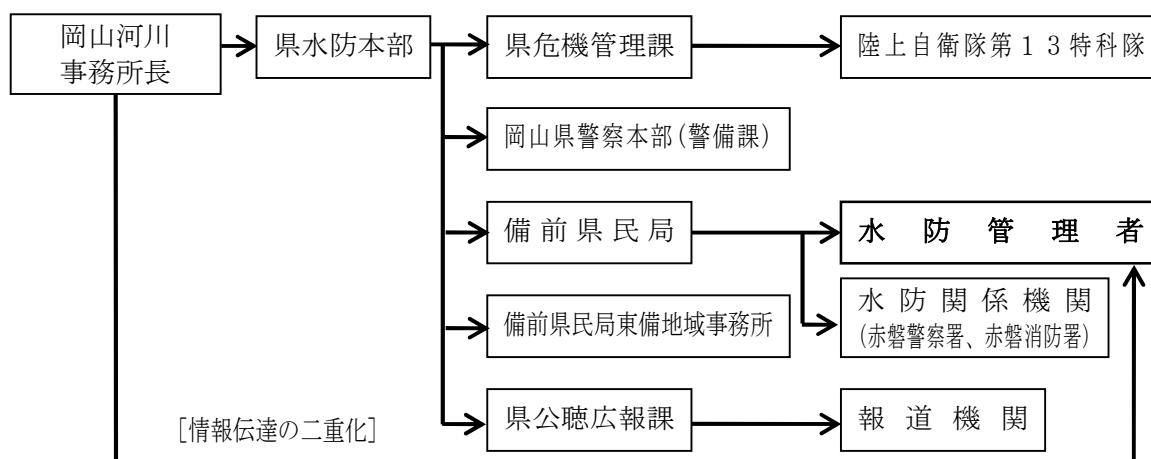
水系名	河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	通報先水防管理者
吉井川	吉井川	津瀬	和気郡和気町津瀬	5.00m	6.40m	岡山市・備前市・赤磐市・和気町
		御休	岡山市東区一日市	4.80	5.80	岡山市・瀬戸内市・備前市
		※九幡	岡山市東区九幡	3.30	3.60	岡山市

※岡山地方気象台から高潮警報が発表されているときに限り水防警報を発表する観測所

(3) 水防警報発表者

河川名	発表責任者
吉井川・金剛川	岡山河川事務所長

(4) 水防警報通報伝達系統図



(5) 水防警報の段階

段階	内容	備考
第1段階 待機	水防団員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの又は出動時間が長引くような場合に水防活動をやめることはできないが、出動人員を減じても差し支えない旨を警告するもの	
第2段階 準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに活動ができるよう準備をする旨を警告するもの	
第3段階 出動	水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの	
第4段階 指示	水防活動を必要とする状況を明示し、必要により危険箇所についても必要とする事項を指摘するもの	
第5段階 解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの	

4 県知事が行う水防警報とその措置

県知事が行う水防警報の発表は、関係県民局長が行うものとする。

備前県民局長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは水位等を示し、次の指定区域について水防警報を発し(3)の伝達系統図に従って各関係機関に通知するものとする。(水防法第16条)

- (1) 県知事が水防警報を行う指定区域(昭和34. 6. 2 岡山県告示第433号)
 (昭和46. 5. 21 岡山県告示第468号)
 (昭和55. 4. 8 岡山県告示第358号)
 (平成2. 4. 6 岡山県告示第372号)
 (平成3. 5. 17 岡山県告示第388号)
 (平成17. 6. 7 岡山県告示第393号)
 (平成18. 6. 9 岡山県告示第345号, 346号)
 (平成25. 5. 24 岡山県告示第300号)

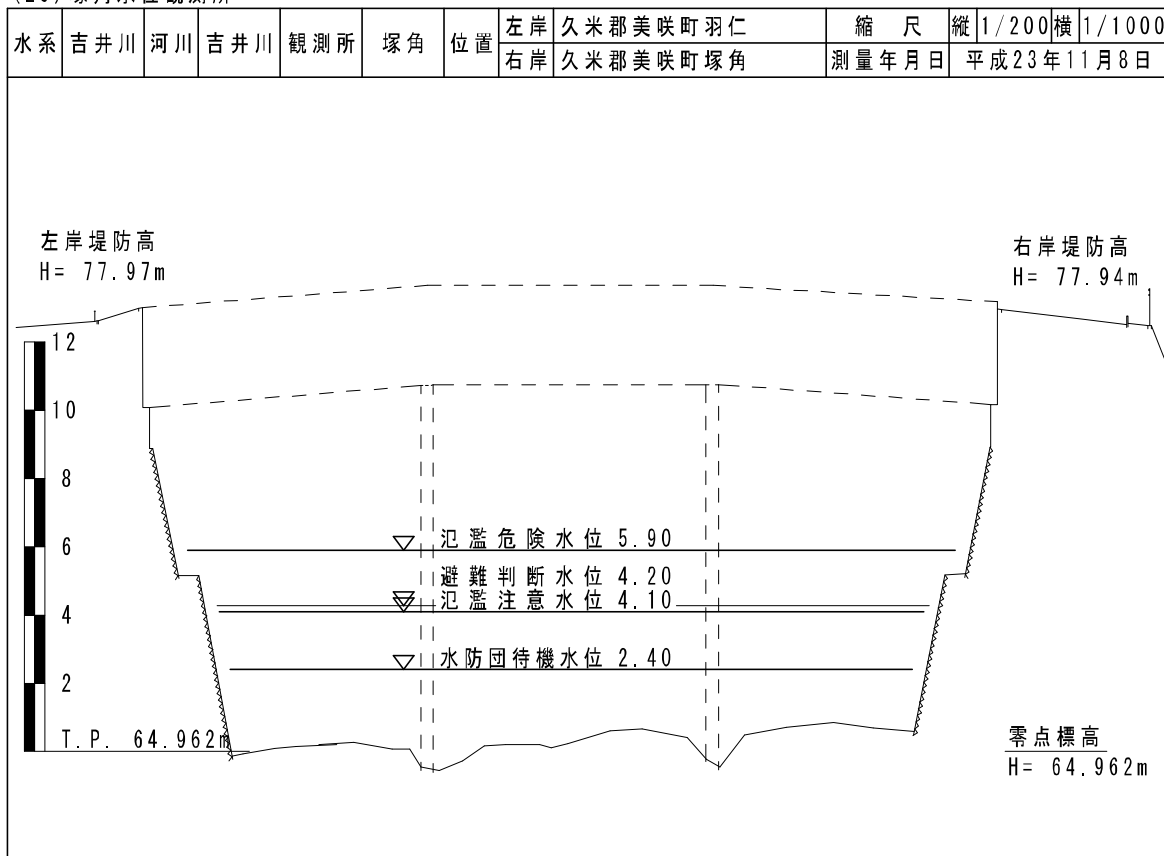
河川名	区 域	水防警報発表者
一級河川 吉井川水系 吉井川	起点 久米川と合流点 終点 左岸 和気郡和気町岩戸字コホッカ606番地先 右岸 和気郡和気町田原上日の谷奥1527の24番地先	備前県民局長
一級河川 旭川水系 砂 川	起点 赤磐市町苅田字八丁1047番1地先の県道橋下流端 終点 百間川との合流点	備前県民局長

(2) 水位観測所

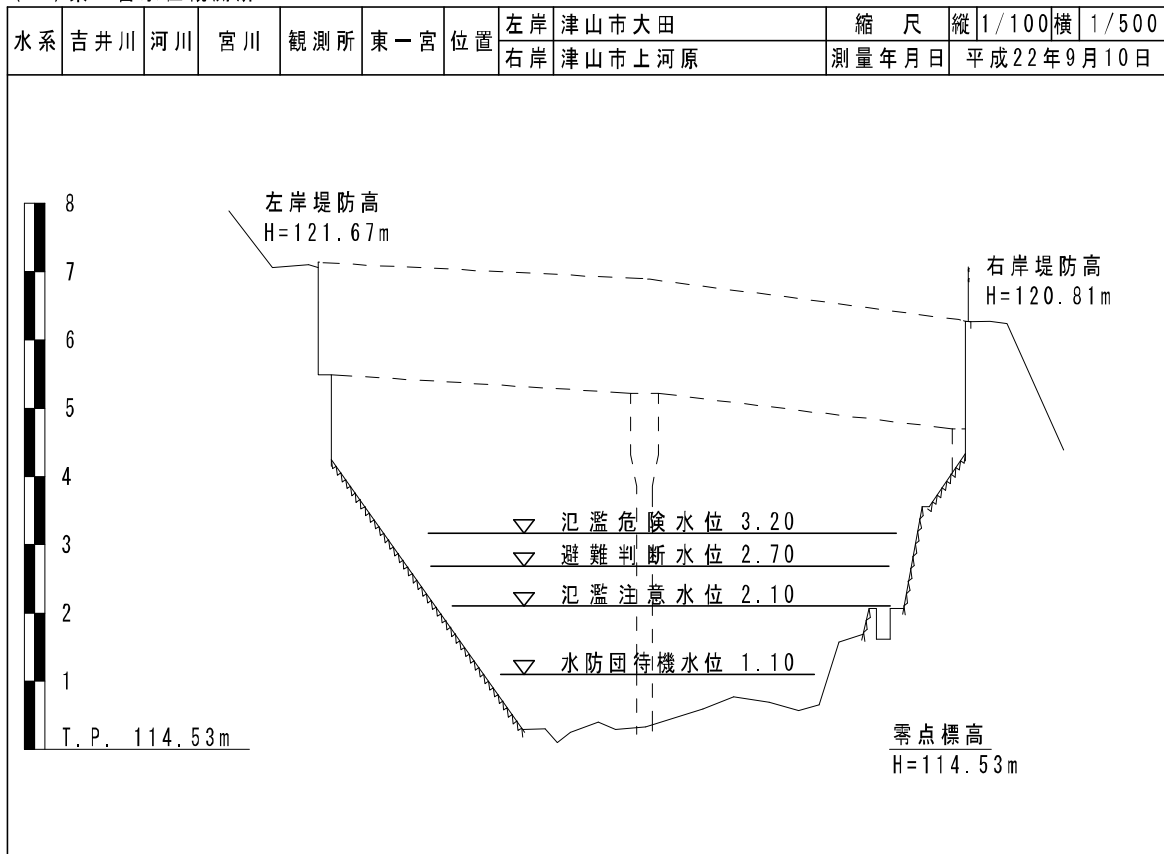
() : 水位周知河川として通知する水位

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	零点標高	通知先水防管理者
一級河川吉井川水系 吉井川	吹屋町	津山市吹屋町	1.60m	2.20m	(2.20m)	(3.20m)	87.861	津山市, 鏡野町 美咲町
	小桁	津山市小桁	2.00	3.20	(5.20)	(6.40)	77.416	津山市, 美咲町
	塚角	久米郡美咲町塚角	2.40	4.10	(4.20)	(5.90)	64.962	美咲町 赤磐市
	周匝	赤磐市周匝	2.50	3.50	(3.70)	(6.20)	40.671	赤磐市, 和気町 美作市, 美咲町
	佐伯	和気郡和気町矢田	2.80	5.00	(6.60)	(8.80)	24.654	和気町
一級河川旭川水系 砂 川	正崎	赤磐市正崎	2.00	2.50	(2.50)	(3.00)	14.600	赤磐市
	上道	岡山市東区竹原	4.20	4.70	(5.20)	(5.70)	-0.180	岡山市

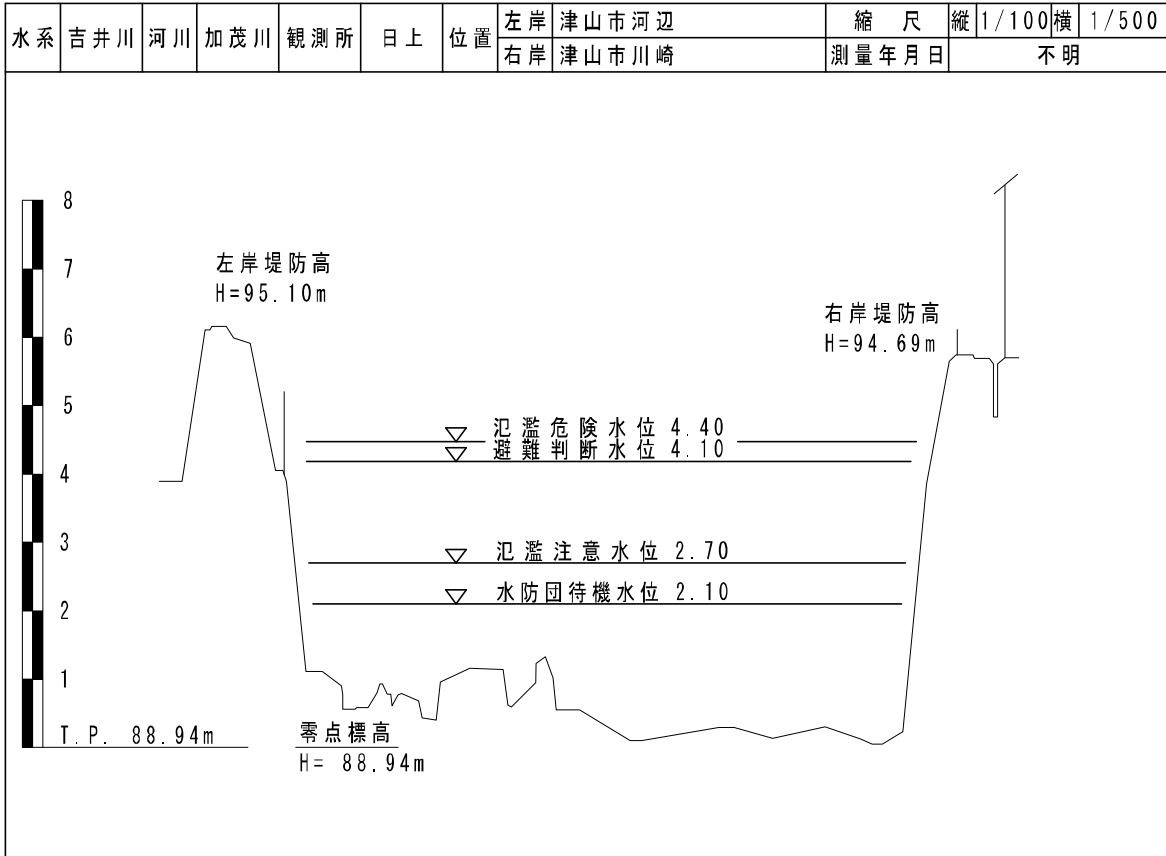
(20) 塚角水位観測所



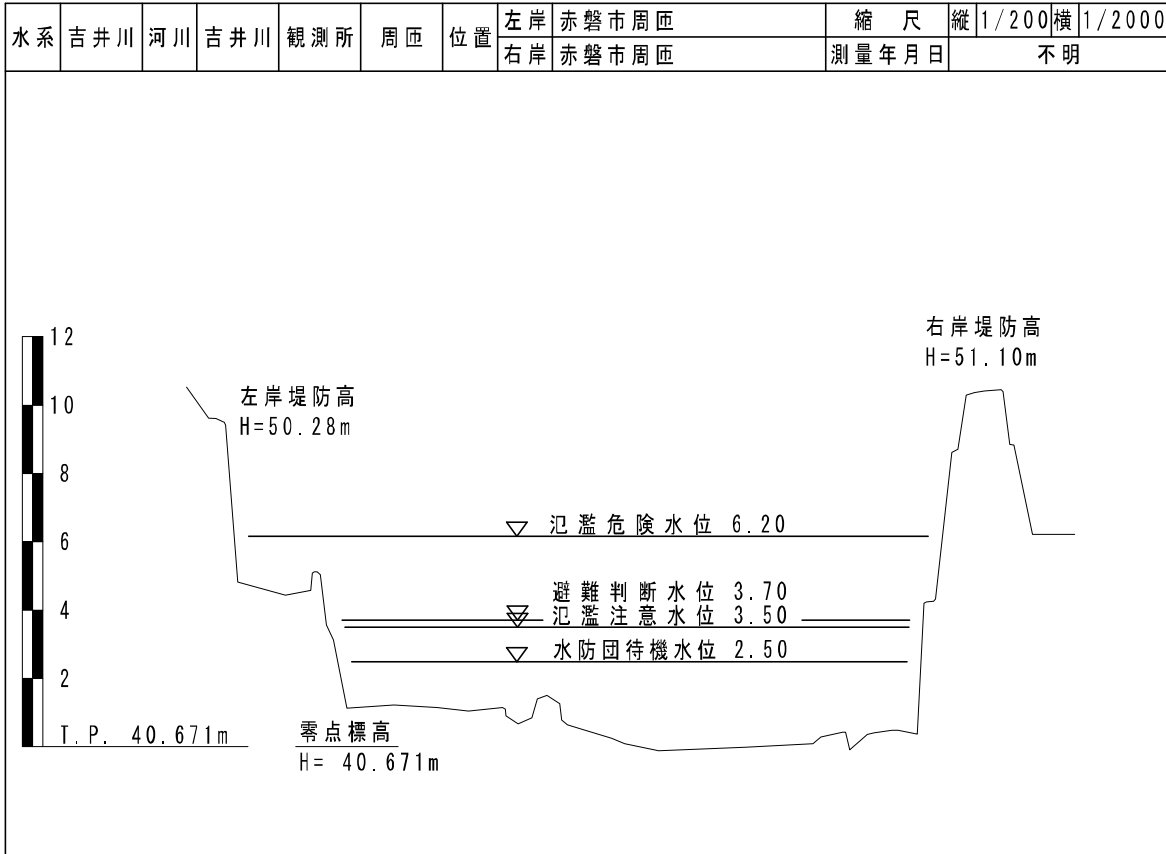
(21) 東一宮水位観測所



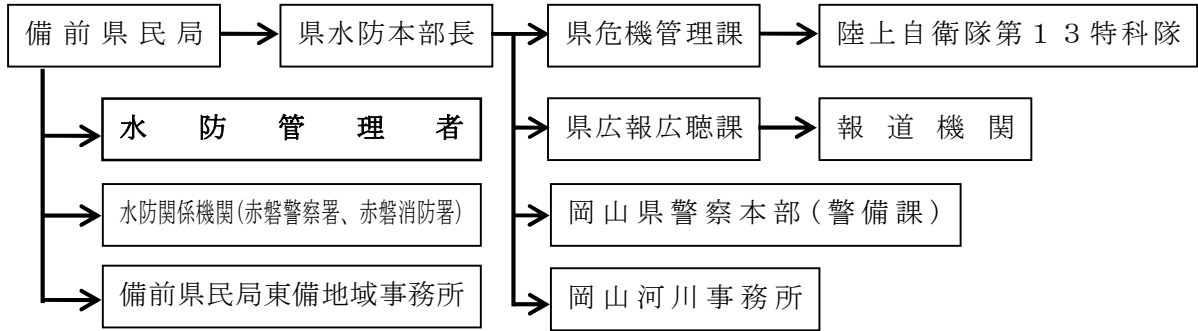
(22) 日上水位観測所



(23) 周匝水位観測所



(3) 水防警報通報伝達系統図



(4) 水防警報の段階

段階	内容	備考
第1段階 待機	水防団員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの又は出動時間が長引くような場合に水防活動をやめることはできないが、出動人員を減じても差し支えない旨を警告するもの	
第2段階 準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに活動ができるよう準備をする旨を警告するもの	
第3段階 出動	水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの	
第4段階 指示	水防活動を必要とする状況を明示し、必要により危険箇所についても必要とする事項を指摘するもの	
第5段階 解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの	

(5) 発表の様式例

洪水は、様式1から様式5のとおりとする。

様式 1

水防警報（待機）

令和 年 月 日 時 分

河川	基準水位観測所	警報番号
〇〇川	〇〇	第 号

〇〇県民局長 発表

（現 況）

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

（発 表）

水防機関は待機してください。

（〇〇県民局の水防警報発令状況）

基準水位観測所	待機	準備	出動	指示	解除
〇〇	○				
△△	○				
××	○				

（通報先）

通報先	時：分	受信者	発信者	備考
① 〇〇市	:			TEL FAX
② 〇〇地域事務所	:			TEL FAX
③ 〇〇署	:			TEL FAX
④ 防災砂防課	:			TEL 6100-4294 FAX 6100-4305

（問い合わせ先）

〇〇県民局水防室 TEL
FAX

様式 2

水防警報（準備）

令和 年 月 日 時 分

河川	基準水位観測所	警報番号
〇〇川	〇〇	第 号

〇〇県民局長 発表

（現 況）

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、氾濫注意水位を上回る見込みです。

（発 表）

水防機関は準備してください。

（〇〇県民局の水防警報発令状況）

基準水位観測所	待機	準備	出動	指示	解除
〇〇		○			
△△	○				
××	○				

（通報先）

通報先	時：分	受信者	発信者	備考
① 〇〇市	:			TEL FAX
② 〇〇地域事務所	:			TEL FAX
③ 〇〇署	:			TEL FAX
④ 防災砂防課	:			TEL 6100-4294 FAX 6100-4305

（問い合わせ先）

〇〇県民局水防室 TEL
FAX

様式 3

水防警報（出動）

令和 年 月 日 時 分

河川	基準水位観測所	警報番号
〇〇川	〇〇	第 号

〇〇県民局長 発表

(現況)

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、氾濫注意水位に達し、上昇しています。

(発表)

水防機関は出動してください。

(〇〇県民局の水防警報発令状況)

基準水位観測所	待機	準備	出動	指示	解除
〇〇			○		
△△		○			
××		○			

(通報先)

通報先	時：分	受信者	発信者	備考
① 〇〇市	:			TEL FAX
② 〇〇地域事務所	:			TEL FAX
③ 〇〇署	:			TEL FAX
④ 防災砂防課	:			TEL 6100-4294 FAX 6100-4305

(問い合わせ先)

〇〇県民局水防室 TEL
FAX

様式 4

水防警報（指示）

令和 年 月 日 時 分

河川	基準水位観測所	警報番号
〇〇川	〇〇	第 号

〇〇県民局長 発表

(現 況)

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、氾濫危険水位を上回る見込みです。

(発 表)

水防機関は指示を確認してください。

- 例 1) ・高い水位が長く続くおそれがあります。
 ・水防機関は、出動人員を増して水防工法を行ってください。
- 例 2) ・堤防の低いところでは越水するおそれがあります。
 ・水防機関は、引き続き警戒してください。

(〇〇県民局の水防警報発令状況)

基準水位観測所	待機	準備	出動	指示	解除
〇〇				○	
△△			○		
××			○		

(通報先)

通報先	時：分	受信者	発信者	備考
① 〇〇市	:			TEL FAX
② 〇〇地域事務所	:			TEL FAX
③ 〇〇署	:			TEL FAX
④ 防災砂防課	:			TEL 6100-4294 FAX 6100-4305

(問い合わせ先)

〇〇県民局水防室 TEL
 FAX

様式 5

水防警報（解除）

令和 年 月 日 時 分

河川	基準水位観測所	警報番号
〇〇川	〇〇	第 号

〇〇県民局長 発表

(現 況)

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、氾濫注意水位を下回り下降しています。

(発 表)

水防警報を解除します。

(〇〇県民局の水防警報発令状況)

基準水位観測所	待機	準備	出動	指示	解除
〇〇					○
△△					○
××					○

(通報先)

通報先	時：分	受信者	発信者	備考
① 〇〇市	:			TEL FAX
② 〇〇地域事務所	:			TEL FAX
③ 〇〇署	:			TEL FAX
④ 防災砂防課	:			TEL 6100-4294 FAX 6100-4305

(問い合わせ先)

〇〇県民局水防室 TEL
FAX

第4章 水防活動

第1節 業務の開始

水防活動は、岡山地方気象台から第3章第1節に定める水防活動用の注意報、警報（以下「水防活動用の注意報、警報」という。）が発せられたとき又は水防管理者の報告その他により水防本部長（警戒本部長）が必要と認めるときに、その業務を開始する。

第2節 業務

水防管理者は、管轄区域内の消防機関又は水防団体を指揮して、次の業務を行う。

1 連絡

水防管理者は、常に岡山河川事務所、備前県民局、赤磐警察署及び隣接の他の水防管理団体と密接な連絡をとらなければならない。

その連絡方法については、あらかじめ打合せを行い、綿密な計画を樹立しておくものとする。

2 情報収集及び記録

水防管理者は、管轄区域内の各河川等の状況を把握するため、延長1km又は2kmごとに常時巡視員を派遣して、随時又は定時に区域内を巡視させ、水位の変動、堤防、護岸の異常について報告させるとともに、水門、樋門の管理者にその開閉状況を報告させ、その異常についてはこれを記録し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、備前県民局長に連絡して、必要な指示を受けなければならない。

また、水防活動を開始した場合は、水防実施状況報告書に必要な事項を記録しておかなければならない。

水防実施状況報告書

(管理団体に水防箇所ごとに作成するもの)

(作成責任者)

㊞

管 理 団 体 名									指 定 非指定の別					
水防実施時の台風名又は豪雨名									報 告 年 月 日	令和 年 月 日				
水防実施箇所	川 左岸 右岸 地先 m								要 経 費	人 件 費		管理団体分	県支出分	合 計
											手 当	円	円	円
そ の 他	円	円	円											
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時										計	円	円	円
出 動 人 員 数	水防団体		消防団体		その他		計			物 件 費	資材費	円	円	円
	人	人	人	人	器具費	円	円	円						
					燃料費	円	円	円						
					雑 費	円	円	円						
					計	円	円	円						
水防作業の概況及び工法		工法 箇所 m								合 計	円	円	円	
水 防 の 効 果 被 害	効 果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	使 用 資 材	吠	俵	俵	俵	
		m	ha	ha	戸	m	m	人		む	し	ろ	枚	枚
	被 害	m	ha	ha	戸	m	m	人		縄	kg	kg	kg	
										丸	太	本	本	本
										そ の 他				
他の団体からの応援状況									立ち退きの状況及びそれに示した理由					
居住者出勤状況									水防功労者氏名、年令、所属及びその功績概要					
警察の援助状況									堤防その他の施設の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況					
現場指導員氏名									水防活動に関する反省					
水防関係者の死傷									備 考					

3 出動準備

水防管理者は、水防警報を受けたときのほか、次の場合は水防団及び消防機関に対して出動準備をさせなければならない。(水防法第 17 条)

- (1) 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。
- (2) 気象状況等によって洪水の危険が察知されるとき。

4 出動

水防管理者は、水防警報を受けたときのほか、次の場合は直ちに水防団及び消防機関に対し、あらかじめ定められた計画に従い出動を命じ、警戒配置に着かせるものとする。この場合は、直ちに備前県民局長に報告しなければならない。(水防法第 17 条)

- (1) 水位が、氾濫注意水位に達したとき。
- (2) 気象状況によって洪水の危険が切迫していると考えられるとき。

5 非常警報及び作業開始

水防管理者は、出動命令を出したときは、管内水防区域の監視、警戒を密にし、重要水防箇所を始め、既往の被害箇所その他特に危険と思われる箇所を中心に、堤防全体にわたり巡視を行い、特に次の異常を発見したときは、直ちに岡山河川事務所長又は備前県民局長に報告するとともに水防作業を開始しなければならない。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び法崩れ
- (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び法崩れ
- (3) 天端の亀裂及び沈下
- (4) 堤防の溢水
- (5) 樋門の両袖又は底部からの漏水
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

6 作業の中断

- (1) 水防活動従事者及び樋門等操作員は、次の状況になった場合は、警戒、監視及び作業を中断し、安全な場所に退避する。

- ア 氾濫危険水位に達したとき
- イ 堤防その他の施設が決壊したとき

- (2) 水防活動従事者及び樋門等操作員は、(1)の事態となった場合は、水防管理者に報告する。
- (3) 水防管理者は、(2)の報告を受けたときは、岡山河川事務所又は備前県民局長に報告しなければならない。

7 警察官等の援助の要請

- (1) 水防管理者は、水防のため必要があると認めたときは、赤磐警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。(水防法第 22 条)

- (2) 水防管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。(水防法第 24 条)

8 水防作業

水防管理者は、管内の水防作業を指揮し、状況に応じた適正な工法により堤防の決壊を未然に防止しなければならない。ただし、必要があると認められるときは、岡山河川事務所長又は備前県民局長に指導のための所員の派遣を要請するものとする。

また、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

(参考) 水防工法一覧表

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
漏水	川側(川表)対策	シート張り工法	川側(川表)の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川(むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工法	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川(水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
深掘れ(洗堀)		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工(竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面(表のり面)に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面(表のり面)決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面(のり面)を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側(表)が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面(裏のり)で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面(のり面)を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端(天端)	折り返し工	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいをういて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端(天端)より居住側堤防斜面(裏のり)	控え取り工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

出典：水防計画作成の手引き（水防管理団体版） 国土交通省 水管理・国土保全局

9 応援

水防管理者は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。このため、各水防管理者は、利害を共通する隣接の管理者と洪水防御について、あらかじめ相互救援、費用の負担等について協定しておくものとする。（水防法第23条）

10 決壊等の通報及び決壊後の処置

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を備前県民局長、赤磐警察署長、氾濫する方向の隣接水防管理団体及び付近の住民に対して通報しなければならない。また、決壊したときにおいてもできる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。（水防法第25条、第26条）

11 避難のための立退き

洪水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者等に対し、防災無線、ラジオ、信号又は広報その他あらゆる方法により、立退き又はその準備を指示しなければならない。立退きの指示をする場合には、当該区域の赤磐警察署長にその旨を通知しなければならない。水防管理者は、あらかじめ赤磐警察署長と協議の上、立退き計画を作成し、予定立退き先、経路等に必要な措置を講じておかななければならない。(水防法第 29 条)

12 水防報告と水防記録

水防管理者は、水防が終了したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて、水防実施状況報告書（P357 参照）により、備前県民局長を経由して県水防本部長に報告するとともに、水防記録を作成して、これを保管しなければならない。(水防法第 47 条 2 項)

- (1) 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (3) 水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用材料の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 法第 28 条の規定による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所
- (9) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者氏名とその事由
- (10) 応援の状況
- (11) 居住者出動の状況
- (12) 警察又は自衛隊の援助状況
- (13) 現場指導員氏名
- (14) 立退きの状況及びその指示理由
- (15) 水防に従事した者の死傷
- (16) 功労者及びその功績
- (17) 今後の水防につき考慮を要する点その他水防管理の所見
- (18) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその損害状況
- (19) その他必要な事項

水防記録

§ 1 気象、観測記録

(1) 気象概要

<記載要領>

管内全般の気象について、その概要を説明すること。

(2) 気象情報記録

情報種別	番号	号	令和年月日時	発表者

<記載要領>

岡山地方気象台より発表される諸注意報、警報及び台風情報を記入する。

(3) 台風位置表

日時	中心気圧	位置		中心付近の 最大風速	進行		摘要
		北緯	東経		方向	速度	
	<i>hPa</i>			<i>m/s</i>		<i>km/h</i>	

<記載要領>

発生、転向、上陸等について簡単な説明を摘要欄に記入すること。

(4) 台風経路図

<作成要領>

イ 予報天気図用紙を使用すること。

ロ 台風の経路は実線で書き、日時及び中心気圧を記入すること。

(5) 天気図

<作成要領>

降水の最盛時を含む数日間にわたり適宜作成すること。

(6) 暴風記録表

地 点	最低気圧			平均最大風速				瞬間 最大 風速	暴風継続時間			摘 要
	日	時分	気圧	日	時分	風向	風速		始時	終時	継続 時間	

<記載要領>必要に応じて記載すること。

(7) 高潮状況表

表 点	最高潮位			最大偏差			最低気圧			平均最大風速				最大 波高	既 往 最大高潮位		
	日	時分	潮位	日	時分	偏差	日	時分	気圧	日	時分	風向	風速		年	月	日
			m			m							m/s				m

<記載要領>必要に応じて記載すること。

§ 2 降水量記録

(1) 降水概況

<記載要領>

県内全般の降水について、概況を説明すること。

(2) 等降水量線図

<作成要領>

- 1) 岡山県管内図(縮尺 20 万分の 1)を用い、県下を一括して作成すること。
- 2) 等降水量の間隔は、10mm とすること。

(3) 日雨量表

流 域 名		観 測 所 名	所 属	連 続 総 雨 量	日 雨 量				既 応 最 大 日 雨 量		既往最大連続 総 雨 量		摘 要
水系 名	河川 名				日	日	日	日	年 月 日	雨 量	年 月 日	雨 量	

<記載要領>

- 1 記載期間は、最高水位をはさみ出水に関係ある洪水期間とする。
- 2 各観測所について最大日雨量にアンダーラインを付記すること。
- 3 日雨量の観測時刻は、午前9時とし、これ以外の場合は、その旨摘要欄に記入すること。

(4) 時間雨量表

管 理 者	水 系	観 測 所 名	月		日	
			時	時		
			時 間 雨 量			
			累 計			

<記載事項>

- 1 記載期間は、§2(3)に同じ。
- 2 各観測所について、最大時間雨量にアンダーラインを付記すること。

§ 3 出水記録

(1) 出水概況

<記載要領>

県下各水系について、概況を説明すること。

(2) 最高水(潮)位表

水 系 名	河 海 川 岸 名	観 測 所 名	種 類	零 標 点 高	氾 濫 注 意 水 位 (警戒潮位)	計 画 高 水 位	最 高 水 (潮) 位		既 応 最 高 水 (潮) 位		摘 要
							日 時	水 位 (潮位)	年 月 日	水 位 (潮位)	

<記載要領>

各観測所の水(潮)位に著しい影響を与えたと考えられる破堤、溢水等のあった場合は、その旨摘要欄に略記すること。

§ 4 被害記録

(1) 破堤溢水一覧表

河川 海岸	名	箇所番号	破堤溢水 の別	破堤溢水 時刻	破堤溢水 延長	破堤部 断面積	破堤の 原因	摘 要

<記載事項>

- 1 推定によるものについては、印を付し、推定の困難な場合は、不明として記載すること。
- 2 破堤時の水位は、堤防天端よりの平均高とすること。
- 3 破堤部断面積は、破堤後の断面積とすること。
- 4 破堤の原因は、溢水その他として記入すること。
- 5 各水系共破堤溢水箇所平面図を付し、その位置及び規模を図示し、箇所番号を付すこと。

(2) 氾濫一覧表

河川 海岸	名	箇所番号	氾濫の 原因	氾濫面積	滞 水 深		滞 水 期 間		摘 要
					平 均	最 大	平 均	最 大	

<記載要領>

氾濫区域平面図を付して、箇所番号でその区域を図示すること。

(3) 毎時水(潮)位表

管 理 者	水 系	観 測 所 名	水 防 団 待 機 水 位 (通報潮位)	は ん 濫 注 意 水 位 (警戒潮位)	月 日						摘 要	
					時							
			mm	mm	mm							

<記載要領>

- 1 毎時水位記録の前後期間を通じてできるだけ定時観測の値を記入すること。
- 2 各観測所について高水期間を通じての最高値には、アンダーラインを付記すること。
- 3 定時以外の観測を行った場合及び最高水位は適宜欄を設けて水位及び時刻を記入すること。
- 4 量水漂流失のため仮標を設けて観測した場合は、流失前の量水標に換算すること。
なお、流失時刻を摘要欄に記入する。

(4) 水位時間曲線図

<作成要領>

(3) の毎時水位表を必要に応じて適宜図示すること。

§ 5 水防活動

(1) 概 況

<記載要領>

各河川毎に水防活動状況の概要を説明すること。

(2) 水防活動状況一覧表

事 務 所 名	河 川 海 岸 名	箇 所	日 開 開 始 終 了	時 始 始 了	水 防 を 行 っ た 原 因	工 法	主 資 資 材	人 出 出 作	員 動 動 業	効 果	摘 要

<記載要領>

各県民局でその管内における水防活動について記入すること。

(3) 一般被害統計表

河川海岸名		地区	地区	地区	地区	地区	地区
地区別							
種 別							
人	死 者 人						
	傷 者 人						
	行方不明人						
	計						
住 家	全 壊 戸						
	半 壊 戸						
	流 失 戸						
	床上浸水戸						
	床下浸水戸						
	計						
公 共 建 物	全 壊 戸						
	半 壊 戸						
	流 失 戸						
	床上浸水戸						
	床下浸水戸						
	計						
工 場	破 壊 棟						
	浸 水 棟						
	生産減少棟						
	計						
非 住 家	全 壊 棟						
	半 壊 棟						
	流 失 棟						
	床上浸水棟						
	床下浸水棟						
	計						
田	流失埋没 ha						
	冠 水 ha						
	計						
畑	流失埋没 ha						
	冠 水 ha						
	計						
山 林	崩 壊 ha						
船 舶	流 失						
	沈 没						
	破 損						
	計						
J R	不通区間箇所						
	不通期間日						
私 鉄	不通区間箇所						
	不通期間日						
港 湾	破 損 箇所 ha						
発 電 所	水路破損箇所						
	停電期間日						

備考 被害基準は、岡山県地域防災計画、参考資料及び災害速報の記入要領による。

13 費用負担

水防管理団体は、その管轄区域の水防に要する費用を各々負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体の間の協議によるものとする。(水防法第23条、第41条)

14 水防管理団体の資材等の備蓄基準

水防管理団体においては、表2の基準により水防倉庫並びに器具及び資材を整え備蓄しておくものとする。

表2 水防管理団体の資材等備蓄基準

種類	掛矢	鋸	金鋸	つるはし	スコップ	なた	おの	ペンチ	鎌	空俵	杭木	縄	むしろビニールシート	竹	鉄線
単位	個	個	個	個	個	個	個	個	個	俵	本	丸	枚	束	kg
数量	2	5	3	10	20	5	3	5	10	750	80	10	60	5	120

15 資材の調査及び補充

資材の確保のため、水防区域近在の資材業者を登録し、手持ち資材量を調査しておいて緊急時の補給に備えること。

また、器具及び資材が使用又は損傷により、不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

第3節 業務の閉鎖

水防管理者は、水防本部長（警戒本部長）から水防体制解除の通知があったとき若しくは水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動が必要なくなったと認めたときは、水防体制を解除し、これを一般に周知するとともに岡山河川事務所長及び備前県民局長に対してその旨報告するものとする。

第4節 輸送

水防管理団体は、非常の輸送を確保するため、あらゆる非常事態を想定し、万全の措置を講じておくものとする。

第5章 公用負担

第1節 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（水防法第28条）

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用
- (3) 土地、土石、竹木その他の資材の取用
- (4) 車両その他の運搬用機器又は排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

第2節 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては表3に示す証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示しなければならない。

表3 公用負担権限委任証明書

<p>公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書</p>	
	<p>水防団〇〇部長</p>
<p>右の者に××地域における水防法（昭和24年法律第193号）第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。</p>	
<p>令和 年 月 日</p>	<p>〇〇市町村長 ⑩</p>

第3節 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、表4の証票を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡すものとする。

第6章 水門及び樋門等の操作

第1節 安全確保

水門、樋門及びため池の管理者（操作担当者を含む。）は、門扉等の開閉操作にあたり、ライフジャケット等の着用や、通信機器、ラジオ等の携行により最新の気象情報が入手可能な状態で行うとともに、避難地や避難時間の確保等、自身の安全を確保した上で作業しなければならない。安全が確保できないと判断した場合は、操作を行わず避難するものとする。

第2節 操作

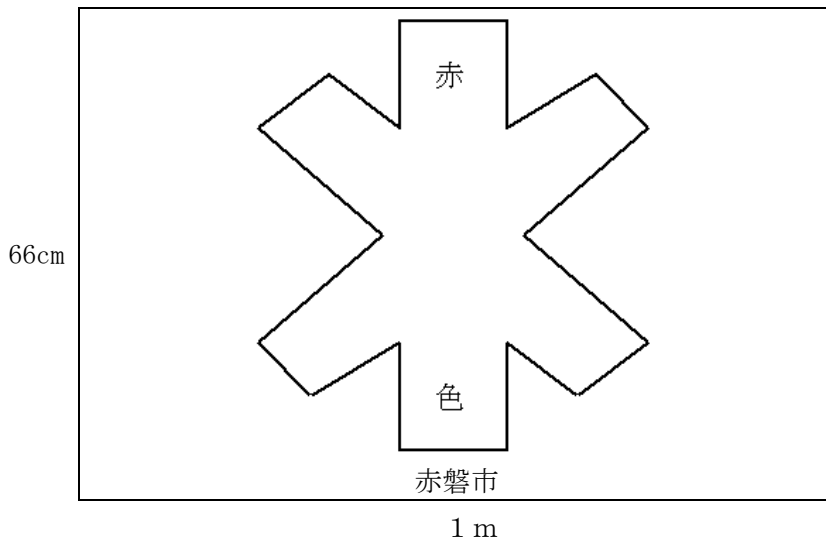
水門、樋門及びため池の管理者（操作担当者を含む。）は、洪水に関する気象情報等の通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うものとする。

第7章 水防標識及び身分証票

第1節 水防標識

1 水防のため、出動する車は、表5の標旗を用いなければならない。(水防法第18条)

表5 水防標旗(車用)



白地布に赤色記号文字黒色

2 前号の車に随行する者は、表6の腕章をつけるものとする。

表6 腕章(随行人員用)

白地布に赤線上下2		赤	本
幅	9 cm	水	防
長さ	任意	赤磐市	
文字	黒字	赤	

第2節 身分証票

市の職員の身分証票は、表7のとおりである。

表7 水防公務証
(表)

第	号 (発給番号)	水 防 公 務 証			現住所	年	月	日生
					勤務所 (職名) (氏名)			
	年 月 日交付	岡	山	県				

8 cm

6 cm

(裏)

注 意

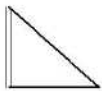
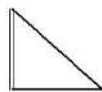
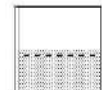


- 1 記載事項に変更があったときは、直ちに訂正を受けること。
- 2 退職その他により不要になったときは、必ず返納すること。
- 3 本証を他人に貸し、又は勝手に書き直さないこと。
- 4 本証はなるべくパス入れに納め、大切に扱うこと。

市の職員が水防のために必要な土地に立ち入り、又は指導等のため現場に赴くときは、定められた水防公務証を携行するものとする。

第8章 水防信号

水防に用いる信号は、表8のとおりとする。(水防法第20条)

表8 水防信号

種 別	打 鐘 信 号	サイレン信号	その他の信号(吹流し又は旗)	備 考
第一信号 水防警報 (警戒)	○ - ○ - ○ - ○ 四 点 打	8秒吹鳴 4秒休止 繰返し	黄 布 三 角 	吹流しは、長さ4m以上、幅60cm前後、任意 旗は、木綿、大幅四角
第二信号の一 応援警報	○-○ ○-○-○	2秒吹鳴 2秒休止 繰返し	青 布 三 角 	
第二信号の二 緊急出動警報	○-○-○-○-○-○ 六 点 打	5秒吹鳴 2秒休止 繰返し	白、青半布 	
第三信号 立退警報	乱 打	15秒吹鳴 2秒休止 繰返し	赤 布 	
第四信号 警報解除	○ ○ - ○ 一 点、二 点、斑 打	30秒吹鳴	白 布 	

第9章 水防区域

1 重要水防箇所

重要水防箇所（資料 1－1 参照）は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等の際して水防上特に注意を要する箇所である。

第10章 水防訓練

市は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、中国地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

なお、水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が考えられるので、次により十分訓練を行うこととする。

1 実施事項

- (1) 観測
- (2) 通報
- (3) 工法
- (4) 輸送
- (5) 樋門等の開閉操作
- (6) 避難

2 実施時期

市は、毎年出水期前に、水防団又は消防機関及び水防協力団体等と協力して、水防訓練を実施することとする。(水防法第32条の2①)